FP STUDY LAB
エフピースタディラボ

FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）

CFP®資格審査試験 学習用　オリジナル問題

全6課目
問題集・解答解説集（総合版）

300問（問題編・解答解説編）

法令の基準日	2026年4月1日時点の制度（問題ごとに記載）
確認状況	全問 作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）
版	2026-11-17 版（元データ dff4bbd）

本書は日本FP協会の公式教材ではありません。非公式の学習サービス FP STUDY LAB が作成した、練習用のオリジナル問題集です。無料で配布しています。

はじめにお読みください

- 本書は、学習サービス「FP STUDY LAB」が作成した、CFP®資格審査試験の非公式の学習教材です。日本FP協会（NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会）およびFinancial Planning Standards Board Ltd.（FPSB）とは一切関係がなく、これらの団体が提供・監修・推奨するものではありません。
- 本書の問題はすべて本サイトのオリジナル問題です。CFP®資格審査試験の過去問題を転載したものではありません。
- 問題と解説は、各問題に記載した基準日時点の法令・制度に基づいて作成していますが、正確性を保証するものではありません。法改正により内容が変わることがあります。実際の受験や実務では、必ず最新の法令や公式の情報を確認してください。
- 全問の確認状況は「作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）」です。有資格者によるレビューは完了していません。
- 教材（問題・解説）の制作の補助と、根拠との照合にAIを利用しています。CFP®資格の保有者・専門家による監修は受けていません。
- 前半の「問題編」には解答を載せていません。正答と解説は後半の「解答・解説編」にあります。各問題に、解説のページを記載しています。
- 問題・解説の内容は、FP STUDY LAB｜CFP試験学習サイト（非公式）の問題データ（Web版と同じもの）から作成しています。Web版で問題を修正した場合は、本書も作り直します。表紙の版の日付を確認してください。

CFP®、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®、およびサーティファイド ファイナンシャル プランナー®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

目次

第1部　問題編 …… 4

- 課目1　金融資産運用設計（50問） …… 5
- 課目2　不動産運用設計（50問） …… 26
- 課目3　ライフプランニング・リタイアメントプランニング（50問） …… 48
- 課目4　リスクと保険（50問） …… 69
- 課目5　タックスプランニング（50問） …… 89
- 課目6　相続・事業承継設計（50問） …… 111

第2部　解答・解説編 …… 131

- 正答一覧（全300問） …… 132
- 課目1　金融資産運用設計（50問） …… 138
- 課目2　不動産運用設計（50問） …… 179
- 課目3　ライフプランニング・リタイアメントプランニング（50問） …… 222
- 課目4　リスクと保険（50問） …… 263
- 課目5　タックスプランニング（50問） …… 306
- 課目6　相続・事業承継設計（50問） …… 349

問題ID索引（問題・解説のページ） …… 392

第1部　問題編

解答は載せていません。解答・解説は第2部にあります。

課目1　金融資産運用設計

問題（50問）

第1問　finance-001　金融・債券の利回り・難易度 ★☆☆

額面100円、表面利率（クーポンレート）年1.0%、残存期間4年の固定利付債券を、98円で購入した。この債券を満期まで保有した場合の最終利回り（単利・年率）として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- 利払いは年1回とし、税金や手数料は考慮しない。
- 答えは%表示で、小数点以下第3位を四捨五入する。

A　1.02%

B　1.50%

C　1.53%

D　3.06%

解答欄（　　）　解説 138ページ

第2問　finance-002　金融・ポートフォリオ理論・難易度 ★★☆

安全資産利子率を年1%とする。ファンドAは期待収益率6%・標準偏差10%、ファンドBは期待収益率9%・標準偏差20%である。シャープ・レシオに関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- 期待収益率・標準偏差・安全資産利子率はいずれも年率とする。

A　シャープ・レシオはファンドBの方が高い。

B　期待収益率が高いので、リスク1単位あたりの効率もファンドBが上回る。

C　シャープ・レシオは「期待収益率 ÷ 標準偏差」で求める。

D　シャープ・レシオはファンドAが0.5、ファンドBが0.4である。

解答欄（　　）　解説 139ページ

第3問　finance-003　金融・株式の投資指標・難易度 ★☆☆

A社の株価は2,000円、1株当たり当期純利益（EPS）は100円、1株当たり純資産（BPS）は1,600円である。A社株式の投資指標に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- ROE（自己資本利益率）は、1株当たり当期純利益 ÷ 1株当たり純資産で計算するものとする。

(A) PERは20倍、PBRは1.25倍である。

(B) PERは0.05倍、PBRは0.8倍である。

(C) PERは16倍、PBRは1.25倍である。

(D) ROEは5%である。

解答欄（　　）　解説 139ページ

第4問　finance-004　金融・NISA（2024年以降の制度）・難易度 ★☆☆

2024年以降のNISA（少額投資非課税制度）について、18歳以上の居住者が2026年に利用する場合の記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2026年4月1日時点の制度とする。

(A) 成長投資枠の年間投資上限額は120万円、つみたて投資枠は240万円である。

(B) 非課税保有限度額は、成長投資枠とつみたて投資枠を合わせて1,200万円である。

(C) つみたて投資枠の年間投資上限額は120万円、成長投資枠の年間投資上限額は240万円である。

(D) 成長投資枠だけで、非課税保有限度額の1,800万円まで利用できる。

解答欄（　　）　解説 140ページ

第5問　finance-005　金融・預金保険制度・難易度 ★★☆

Bさんは、X銀行に普通預金800万円と定期預金500万円（いずれも元本）を預けている。X銀行が破綻した場合、預金保険制度によって保護される預金の元本の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 普通預金は利息の付くもので、決済用預金には当たらないものとする。
- Bさんは、X銀行にほかの預金を持っていないものとする。
- 外貨預金や他人名義の預金はないものとする。

A　800万円

B　1,000万円

C　1,300万円

D　2,000万円

解答欄（　　）　解説 141ページ

第6問　finance-006　金融・外貨建て商品（外貨預金の利回り）・難易度 ★★☆

Aさんは、円を米ドルに換えて、1万米ドルを1年満期の米ドル建て定期預金（年利率4.0%）に預け入れた。預入時のTTSは1米ドル＝151円、満期時のTTBは1米ドル＝149円であった。満期時に元利金を円に換えた場合の、円ベースでの運用利回り（年率）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金は考慮しないものとする。
- 為替手数料はTTS・TTBに含まれ、そのほかの手数料はないものとする。
- 利息は満期時にまとめて受け取るものとする。

A　2.56%

B　2.62%

C　2.68%

D　4.00%

解答欄（　　）　解説 142ページ

第7問　finance-007　金融・株式の投資指標（ROE・配当性向）・難易度 ★☆☆

B社の当期純利益は30億円、自己資本は300億円、配当金の総額は9億円である。B社のROE（自己資本利益率）と配当性向の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 自己資本は期中で変動しないものとする。

A　ROE 3%・配当性向 30%

B　ROE 10%・配当性向 3%

C　ROE 10%・配当性向 30%

D　ROE 30%・配当性向 10%

解答欄（　　）　解説 143ページ

第8問　finance-008　金融・ポートフォリオの期待収益率・難易度 ★☆☆

資産Aと資産Bに、資産Aを40%、資産Bを60%の割合で投資するポートフォリオを組む。資産Aの期待収益率は4%、資産Bの期待収益率は7%である。このポートフォリオの期待収益率として、最も適切なものはどれか。

A　5.2%

B　5.5%

C　11.0%

D　5.8%

解答欄（　　）　解説 144ページ

第9問　finance-009　金融・複利計算（半年複利）・難易度 ★★☆

元本100万円を、年利率2%の半年複利で3年間運用した。3年後の元利合計額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金・手数料は考慮しないものとする。
- 円未満は切り捨てるものとする。

A　1,060,000円

B　1,061,208円

C　1,061,520円

D　1,126,162円

解答欄（　　）　解説 144ページ

第10問　finance-010　金融・上場株式等の譲渡損失・難易度 ★★☆

居住者が、証券会社を通じて上場株式を売却して生じた譲渡損失（上場株式等に係る譲渡損失）の取扱いに関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2026年分の所得税について考えるものとする。
- その年の上場株式等の譲渡益と相殺しても、控除しきれない損失が残っているものとする。

A　確定申告をすることにより、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額から控除でき、控除しきれない金額は翌年以後3年間繰り越して控除できる。

B　確定申告をすることにより、給与所得の金額と損益通算できる。

C　総合課税を選択した上場株式の配当所得と損益通算できるが、翌年以後に繰り越すことはできない。

D　確定申告をすることにより、翌年以後7年間繰り越して控除できる。

解答欄（　　）　解説 145ページ

第11問　finance-011　金融・債券の利回り（所有期間利回り）・難易度 ★★☆

額面100円、表面利率（クーポンレート）年1.5%の固定利付債券を102円で購入し、2年後に101円で売却した。この債券の所有期間利回り（単利・年率）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金・手数料は考慮しないものとする。
- 小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

A　0.49%

B　0.98%

C　1.00%

D　1.96%

解答欄（　　）　解説 146ページ

第12問　finance-012　金融・株式の投資指標（配当利回り）・難易度 ★☆☆

C社の株価は2,500円、1株当たりの年間配当金は60円、1株当たり当期純利益（EPS）は150円、1株当たり純資産（BPS）は1,500円である。C社株式の配当利回りとして、最も適切なものはどれか。

A　2.4%

B　4.0%

C　6.0%

D　40.0%

解答欄（　　）　解説 147ページ

第13問　finance-013　金融・ポートフォリオ理論（相関係数）・難易度 ★★☆

2つの資産で構成するポートフォリオのリスク（標準偏差）と、2資産の収益率の相関係数に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2つの資産の標準偏差はいずれも0より大きく、投資比率はいずれも0より大きいものとする。

A　相関係数が＋1の場合に、分散投資によるリスクの低減効果が最も大きくなる。

B　相関係数が0の場合、ポートフォリオのリスクは、各資産のリスクの加重平均と等しくなる。

C　相関係数が−1の場合、投資比率によっては、ポートフォリオのリスクを0にすることができる。

D　相関係数は、0から1までの範囲の値をとる。

解答欄（　　）　解説 148ページ

第14問　finance-014　金融・債券価格と金利の関係・難易度 ★☆☆

固定利付債券の価格と市場金利の関係に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- ほかの条件は同じものとする。

A　市場金利が上昇すると、既に発行されている固定利付債券の価格は上昇する。

B　市場金利が変動した場合の債券価格の変動幅は、残存期間が短い債券ほど大きい。

C　市場金利が変動した場合の債券価格の変動幅は、表面利率が高い債券ほど大きい。

D　市場金利が上昇すると、既に発行されている固定利付債券の価格は下落する。

解答欄（　　）　解説 149ページ

第15問　finance-015　金融・上場株式の譲渡益の課税・難易度 ★★☆

居住者のDさんは、2026年中に、証券会社の一般口座で上場株式を売却し、譲渡益100万円を得た。この譲渡益に課される所得税・復興特別所得税・住民税の合計額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Dさんには、ほかに上場株式等の譲渡損益や繰越損失はないものとする。
- NISA口座での売却ではないものとする。
- 所得控除などは考慮しないものとする。

A　150,000円

B　203,150円

C　200,000円

D　153,150円

解答欄（　　）　解説 149ページ

第16問　finance-016　金融・金融サービス提供法（重要事項の説明）・難易度 ★★☆

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（金融サービス提供法）の、金融商品販売業者等の説明義務と損害賠償責任に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　重要事項の説明は、金融商品の販売が行われた後、遅滞なく行えばよい。

B　顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（特定顧客）であっても、説明を省略することはできない。

C　顧客が説明義務違反による損害賠償を請求するときは、顧客が損害の額を立証しなければならず、元本欠損額を損害の額とする推定はない。

D　顧客が説明義務違反による損害賠償を請求するときは、元本欠損額が、説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定される。

解答欄（　　）　解説 150ページ

第17問　finance-017　金融・消費者契約法（取消権の期間）・難易度 ★★☆

消費者契約法に基づき、事業者から重要事項について事実と異なることを告げられて誤認し、消費者契約を締結した消費者の取消権に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 同法第4条第3項第8号（霊感等による知見を用いた告知）に係る取消権ではないものとする。

A　取消権は、追認をすることができる時から1年間行わないとき、または契約の締結の時から5年を経過したときは、時効によって消滅する。

B　取消権は、追認をすることができる時から6か月間行わないとき、または契約の締結の時から3年を経過したときは、時効によって消滅する。

C　取消権は、追認をすることができる時から3年間行わないとき、または契約の締結の時から10年を経過したときは、時効によって消滅する。

D　消費者契約は、事業者が事実と異なることを告げた場合でも、取り消すことはできない。

解答欄（　　）　解説 151ページ

第18問　finance-018　金融・オプション取引・難易度 ★★☆

オプション取引に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　コール・オプションは、原資産をあらかじめ定めた価格で売る権利である。

B　プット・オプションの買い手は、原資産の価格が上昇すると利益が出る。

C　コール・オプションの買い手の損失は、支払ったプレミアム（オプション料）に限定される。

D　オプションの売り手の損失は、受け取ったプレミアムに限定される。

解答欄（　　）　解説 152ページ

第19問　finance-019　金融・年平均利回り（単利）・難易度 ★☆☆

100万円を投資し、5年後に115万円になった（途中の収益の受取りはない）。この投資の年平均利回り（単利）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金・手数料は考慮しないものとする。
- 小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

A　2.61%

B　2.83%

C　15.00%

D　3.00%

解答欄（　　）　解説 153ページ

第20問　finance-020　金融・72の法則・難易度 ★☆☆

年利3%の複利で運用したときに、元本が2倍になるまでのおおよその年数を「72の法則」で求めた場合として、最も適切なものはどれか。

A　24年

B　33年

C　36年

D　21.6年

解答欄（　　）　解説 154ページ

第21問　finance-021　金融・債券の利回り（応募者利回り）・難易度 ★☆☆

額面100円、表面利率年1.2%、償還期間5年の固定利付債券が、99円で発行された。この債券を発行時に購入し、償還まで保有した場合の応募者利回り（単利・年率）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金・手数料は考慮しないものとする。
- 小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

A　1.21%

B　1.41%

C　1.40%

D　2.22%

解答欄（　　）　解説 155ページ

第22問　finance-022　金融・株式の評価（定率成長配当割引モデル）・難易度 ★★☆

D社株式の来期の1株当たり配当金は60円で、以後、配当は毎年2%ずつ一定の率で成長すると予想される。投資家の要求収益率（割引率）を6%とする。定率成長配当割引モデルによるD社株式の理論株価として、最も適切なものはどれか。

A　1,500円

B　1,000円

C　750円

D　3,000円

解答欄（　　）　解説 155ページ

第23問　finance-023　金融・名目金利と実質金利・難易度 ★☆☆

名目金利（運用利回り）が年3%、物価上昇率が年1%である場合の、おおよその実質金利として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 近似式（実質金利 ≒ 名目金利 − 物価上昇率）で求めるものとする。

A　4%

B　3%

C　2%

D　1%

解答欄（　　）　解説 156ページ

第24問　finance-024　金融・金融商品取引法（適合性の原則）・難易度 ★☆☆

金融商品取引法に定める、金融商品取引業者等の適合性の原則に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　顧客が希望すれば、顧客の知識・経験・財産の状況に照らして不適当な勧誘を行っても、投資者保護上の問題はないとされている。

B　適合性の原則は、顧客が損失を被った場合に限り問題となる。

C　適合性の原則は、金融商品の価格に関する規制であり、勧誘の方法には関係しない。

D　金融商品取引業者等は、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って、投資者の保護に欠けることのないように業務を行わなければならない。

解答欄（　　）　解説 157ページ

第25問　finance-025　金融・上場株式等の配当の課税方法・難易度 ★★☆

居住者が受け取る上場株式等の配当等（大口株主等が受けるものではない）の課税方法に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　申告分離課税を選択した配当所得についても、配当控除を受けることができる。

B　確定申告不要制度を選択した配当所得に係る源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできない。

C　大口株主等が受ける上場株式等の配当等についても、申告分離課税を選択することができる。

D　確定申告で選択した課税方法は、その後の修正申告や更正の請求で自由に変更することができる。

解答欄（　　）　解説 158ページ

第26問　finance-026　金融・特定口座（源泉徴収選択口座）・難易度 ★★☆

居住者が証券会社に開設した特定口座で、源泉徴収を選択している口座（源泉徴収選択口座）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 源泉徴収選択口座で上場株式を売却して譲渡益が出た場合、必ず確定申告をしなければならない。

(B) 源泉徴収選択口座は、上場株式等の売買を行うときに必ず開設しなければならない口座である。

(C) 源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得は、その所得を除外したところで確定申告をすることができる（確定申告を要しない）。

(D) 源泉徴収選択口座での譲渡損失は、他の口座の譲渡益と通算することは一切できない。

解答欄（　　）　解説 159ページ

第27問　finance-027　金融・ドルコスト平均法・難易度 ★☆☆

ある投資信託を、毎月3万円ずつ3か月間購入した。各月の購入時の基準価額（1口あたり）は、1か月目1,000円、2か月目1,500円、3か月目1,200円であった。3か月間の平均購入単価（1口あたり）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 購入時手数料はかからず、端数の口数も購入できるものとする。

(A) 1,200円

(B) 1,233円

(C) 1,000円

(D) 1,500円

解答欄（　　）　解説 159ページ

第28問　finance-028　金融・CAPM（資本資産評価モデル）・難易度 ★★☆

安全資産利子率が年1%、市場ポートフォリオの期待収益率が年6%、ある株式のベータ値が1.2である。CAPMによるこの株式の期待収益率として、最も適切なものはどれか。

(A) 7.2%

(B) 6.0%

(C) 8.2%

(D) 7.0%

解答欄（　　）　解説 160ページ

第29問 finance-029 金融・金融商品取引法（契約締結前の情報提供）・難易度 ★★☆

金融商品取引法の、金融商品取引業者等が金融商品取引契約を締結しようとするときの義務に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 契約を締結した後、遅滞なく、契約の概要を顧客に説明すればよい。

B 契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、業者の商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければならない（投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除く）。

C 顧客から求められた場合に限り、契約内容の情報を提供すればよい。

D 金融商品取引業者等である旨や登録番号は、顧客に伝える必要がない。

解答欄（　　）　解説 161ページ

第30問 finance-030 金融・個人向け国債・難易度 ★☆☆

財務省が発行する個人向け国債に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 「変動10年」の適用利率は基準金利 × 0.66 で、金利の下限は0.05%である。

B 「固定5年」の適用利率は、半年ごとに見直される。

C 個人向け国債は、発行後6か月を経過すれば中途換金できる。

D 個人向け国債は、10万円単位でしか購入できない。

解答欄（　　）　解説 162ページ

第31問 finance-031 金融・投資信託の収益の分配と所得税・難易度 ★☆☆

オープン型の証券投資信託（公社債投資信託以外）の収益の分配に係る所得税の取扱いに関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 受益者は個人の居住者であるものとする。

A 収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金（元本払戻金）は、所得税が課されない。

B 特別分配金（元本払戻金）は、一時所得として所得税が課される。

C 普通分配金は、雑所得として所得税が課される。

D 普通分配金・特別分配金とも、所得税が課されることはない。

解答欄（　　）　解説 163ページ

第32問　finance-032　金融・債券のデュレーション・難易度 ★★★

残存期間2年、表面利率年4%（利払いは年1回）、額面100円の固定利付債券の最終利回り（複利）が年4%である。この債券のマコーレー・デュレーションとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 小数点以下第3位を四捨五入するものとする。
- 1年後に利息4円、2年後に利息4円と償還金100円を受け取るものとする。

A　2.00年

B　1.50年

C　1.89年

D　1.96年

解答欄（　　）　解説 164ページ

第33問　finance-033　金融・金融商品取引法（断定的判断の提供の禁止）・難易度 ★☆☆

金融商品取引法における、金融商品取引業者等の禁止行為に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　顧客から求められた場合には、不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘することができる。

B　顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて、金融商品取引契約の締結の勧誘をしてはならない。

C　断定的判断の提供が禁止されるのは、元本が保証されている商品の勧誘に限られる。

D　断定的判断を提供して勧誘しても、契約の締結後に顧客から苦情がなければ、禁止行為には当たらない。

解答欄（　　）　解説 164ページ

第34問　finance-034　金融・金融サービス提供法（損害額の推定）・難易度 ★★☆

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づき、顧客が、重要事項の説明をしなかった金融商品販売業者等に損害賠償を請求する場合に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　顧客は、実際に生じた損害の額をすべて自ら立証しなければならない。

B　損害の額は、元本欠損額の2倍の額と推定される。

C　元本欠損額は、重要事項の説明をしなかったこと等によって顧客に生じた損害の額と推定される。

D　損害賠償を請求できるのは、断定的判断の提供等があった場合に限られ、重要事項の説明をしなかっただけの場合は請求できない。

解答欄（　　）　解説 165ページ

第35問　finance-035　金融・特定公社債の利子の課税・難易度 ★★☆

個人の居住者が、特定公社債（国債など）の利子200,000円を受け取った。この利子に対して課される所得税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 復興特別所得税・住民税は含めないものとする。
- 利子は、国内で支払を受ける一般利子等に該当するものとする。

A　30,000円

B　40,630円

C　40,000円

D　0円

解答欄（　　）　解説 166ページ

第36問　finance-036　金融・預金保険制度（決済用預金）・難易度 ★☆☆

預金保険制度の決済用預金に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　決済用預金も、ほかの一般預金等と同じく、元本1,000万円までとその利息等が保護される。

B　外貨預金は、決済用預金として全額保護される。

C　利息の付く普通預金は、決済用預金として全額保護される。

D　決済サービスを提供できること、預金者がいつでも払戻しを請求できること、利息が付かないことの要件を満たす決済用預金は、全額保護される。

解答欄（　　）　解説 167ページ

第37問　finance-037　金融・金融商品取引法（損失補填等の禁止）・難易度 ★★☆

金融商品取引法における、損失補填等の禁止に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　顧客から要求された場合には、金融商品取引業者等は、顧客の損失を補填することができる。

B　有価証券売買取引等について顧客に損失が生じた場合にその全部又は一部を補填するため財産上の利益を提供する旨を、あらかじめ申し込み、又は約束することは禁止されている。

C　損失補填の約束が禁止されるのは業者が自ら約束する場合に限られ、第三者に約束させることは禁止されていない。

D　業者の違法又は不当な行為（事故）による損失であっても、補填することは一切認められない。

解答欄（　　）　解説 168ページ

第38問　finance-038　金融・債券の価格（最終利回りからの逆算）・難易度 ★★★

表面利率年2%、残存期間4年、額面100円の固定利付債券を、最終利回り（単利・年率）が1.5%となる価格で購入したい。購入価格として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金・手数料は考慮しないものとする。
- 円未満は小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

A　102.00円

B　108.00円

C　100.00円

D　101.89円

解答欄（　　）　解説 169ページ

第39問　finance-039　金融・GDPデフレーター・難易度 ★☆☆

ある年の名目GDPが550兆円、実質GDPが500兆円であった。この年のGDPデフレーターとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

A　90.9

B　10.0

C　110.0

D　1.1

解答欄（　　）　解説 169ページ

第40問　finance-040　金融・景気動向指数（DI）・難易度 ★★☆

景気動向指数の一致系列（採用系列数12）について、3か月前と比べて改善（増加）した系列が7、横ばいが2、悪化（減少）が3であった。この月の一致指数のDIとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 横ばいの系列は0.5として数えるものとする。
- 小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

(A) 66.7%

(B) 58.3%

(C) 75.0%

(D) 33.3%

解答欄（　　）　解説 170ページ

第41問　finance-041　金融・金融商品取引法（広告等の規制）・難易度 ★☆☆

金融商品取引法における、金融商品取引業者等が行う広告等の規制に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 広告には、業者の商号と登録番号を表示すれば足り、それ以外の事項を表示する必要はない。

(B) 広告をするときは、商号・名称、金融商品取引業者等である旨及び登録番号、顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項として政令で定めるものなどを表示しなければならない。

(C) 広告の規制は、テレビ・新聞の広告だけに適用され、パンフレットやインターネットの広告には適用されない。

(D) 広告には、利益の見込みについて著しく人を誤認させるような表示をしても、表示事項がそろっていれば違法ではない。

解答欄（　　）　解説 171ページ

第42問　finance-042　金融・NISA（非課税保有限度額）・難易度 ★☆☆

2024年以後のNISA（非課税口座）の非課税保有限度額に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 口座を開設する人は18歳以上の居住者とし、2023年までのNISAで投資した商品は考えないものとする。

A　生涯の非課税保有限度額は1,200万円で、そのうち成長投資枠は600万円が上限である。

B　非課税保有限度額は設けられておらず、毎年の年間投資枠の範囲であれば、制限なく投資できる。

C　生涯の非課税保有限度額は1,800万円で、そのうち成長投資枠は1,200万円が上限である。

D　生涯の非課税保有限度額は1,800万円で、その全額を成長投資枠で利用できる。

解答欄（　　）　解説 172ページ

第43問　finance-043　金融・外貨建て債券の円ベースの収益率・難易度 ★★☆

1ドル＝150円のときに、1万ドルの米ドル建て債券（利率年4%、1年後に償還）を購入した。1年後に利息と償還金の合計10,400ドルを受け取り、1ドル＝145円で円に換えた。円ベースの収益率（年率）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金・手数料・為替手数料は考慮しないものとする。
- 小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

A　0.53%

B　4.00%

C　-3.33%

D　0.67%

解答欄（　　）　解説 173ページ

第44問 finance-044 金融・ポートフォリオのリスク（相関係数0）・難易度 ★★★

資産Aと資産Bに50%ずつ投資するポートフォリオがある。資産Aの標準偏差は10%、資産Bの標準偏差は20%、AとBの相関係数は0である。このポートフォリオの標準偏差として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

A 15.00%

B 5.00%

C 125.00%

D 11.18%

解答欄（　　）　解説 173ページ

第45問 finance-045 金融・インフォメーション・レシオ・難易度 ★★☆

ある投資信託の年間の収益率は8%、ベンチマークの収益率は6%、トラッキングエラー（超過収益率の標準偏差）は4%であった。この投資信託のインフォメーション・レシオとして、最も適切なものはどれか。

A 2.00

B 0.33

C 0.50

D 1.50

解答欄（　　）　解説 174ページ

第46問 finance-046 金融・消費者契約法（免責条項の無効）・難易度 ★★☆

消費者契約法における、事業者の損害賠償責任を免除する条項に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は、無効である。

B 責任の全部を免除する条項であっても、消費者が契約書に署名していれば有効である。

C 責任の全部を免除する条項は、消費者が取り消すことができるにとどまり、無効ではない。

D 事業者の故意又は重大な過失による債務不履行の損害賠償責任の一部を免除する条項は、有効である。

解答欄（　　）　解説 175ページ

第47問　finance-047　金融・日本銀行の金融政策の理念・難易度 ★☆☆

日本銀行法に定める、日本銀行が通貨及び金融の調節を行うに当たっての理念として、最も適切なものはどれか。

A　為替相場を一定の水準に固定することを通じて、輸出産業の発展に資すること

B　完全雇用の達成を最優先とすること

C　政府の財政資金を有利な条件で調達すること

D　物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること

解答欄（　　）　解説 176ページ

第48問　finance-048　金融・期待収益率（シナリオ分析）・難易度 ★★☆

ある株式の1年後の収益率は、好況（生起確率30%）なら20%、普通（同50%）なら5%、不況（同20%）なら−10%と予想される。この株式の期待収益率として、最も適切なものはどれか。

A　5.00%

B　6.50%

C　10.50%

D　4.00%

解答欄（　　）　解説 176ページ

第49問　finance-049　金融・顧客等に対する誠実公正義務・難易度 ★★☆

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に定める、金融サービスの提供等に係る業務を行う者の顧客等に対する義務に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

B　業務を行う者は、自らの利益を最優先として業務を遂行することができる。

C　この義務の対象は銀行だけで、証券会社や保険会社などは対象とならない。

D　この義務は努力義務にとどまり、法律上の義務ではない。

解答欄（　　）　解説 177ページ

第50問　finance-050　金融・割引債の利回り（複利）・難易度 ★★★

残存期間3年の割引債（額面100円）を94.23円で購入し、償還まで保有する。この割引債の年複利の最終利回りとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金・手数料は考慮しないものとする。
- 小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

A　6.12%

B　2.04%

C　2.00%

D　1.92%

解答欄（　　）　解説 178ページ

課目2　不動産運用設計

問題（50問）

第51問　real-estate-001　不動産・建ぺい率・難易度 ★★☆

第一種住居地域（指定建ぺい率60%）にある面積200㎡の敷地に、耐火建築物を建築する。敷地は準防火地域内にあり、特定行政庁が指定する角地でもある。建築面積の最高限度として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- 敷地の全部が第一種住居地域かつ準防火地域内にあるものとする。
- 角地の指定の要件を満たしているものとする。
- 上記以外の緩和や制限（壁面線の指定など）はないものとする。

A　120㎡

B　140㎡

C　160㎡

D　180㎡

解答欄（　　）　解説 179ページ

第52問　real-estate-002　不動産・容積率・難易度 ★★☆

第一種住居地域（指定容積率300%）にある面積300㎡の敷地がある。敷地は幅員6mの道路だけに接している。この敷地に建築できる建築物の延べ面積の最高限度として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- 特定行政庁による法定乗数の指定（6/10）はないものとする。
- 特定道路による緩和、その他の容積率の特例はないものとする。

A　540㎡

B　720㎡

C　900㎡

D　1,080㎡

解答欄（　　）　解説 180ページ

第53問 real-estate-003 不動産・定期建物賃貸借（定期借家）・難易度 ★★☆

借地借家法の定期建物賃貸借（定期借家契約）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 当事者が口頭で合意すれば、契約の更新がない定期建物賃貸借とすることができる。

(B) 定期建物賃貸借の契約期間は、1年以上としなければならない。

(C) 賃貸人が事前に説明をしなくても、契約書に「更新がない」と書かれていれば、更新がない旨の定めは有効である。

(D) 賃貸人は、あらかじめ、契約の更新がなく期間の満了により終了することを、書面を交付して賃借人に説明しなければならない。

解答欄（　　）　解説 181ページ

第54問 real-estate-004 不動産・固定資産税（住宅用地の特例）・難易度 ★★☆

住宅1戸が建っている面積300㎡の住宅用地の、固定資産税の課税標準となるべき価格（評価額）は3,600万円である。住宅用地の課税標準の特例を適用した後の課税標準の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 土地全体が住宅用地に当たり、評価額は面積に比例しているものとする（1㎡あたり12万円）。
- 負担調整措置などは考慮しないものとする。

(A) 600万円

(B) 800万円

(C) 1,200万円

(D) 3,600万円

解答欄（　　）　解説 182ページ

第55問 real-estate-005 不動産・居住用財産の3,000万円特別控除・難易度 ★★☆

Cさんは、自分が住んでいる家屋とその敷地を6,000万円で売却した。取得費は2,000万円、譲渡費用は200万円である。居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除を適用した後の譲渡所得の金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 特別控除の適用要件はすべて満たしており、ほかの特例は適用しないものとする。
- 売却先は、Cさんの親族など特別な関係のある者ではないものとする。

A 3,800万円

B 1,000万円

C 800万円

D 0円

解答欄（　　）　解説 182ページ

第56問 real-estate-006 不動産・不動産取得税・難易度 ★★☆

個人Gさんが、2026年中に、新築の住宅（家屋）を取得した。この住宅の固定資産税評価額（課税標準となるべき価格）は2,000万円である。この住宅の取得に対して課される不動産取得税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 住宅は、新築住宅の課税標準の特例（1戸あたり1,200万円の控除）の要件を満たすものとする。
- 認定長期優良住宅ではないものとする。
- 土地の取得は考えないものとする。
- 標準税率で課税されるものとする。

A 24万円

B 32万円

C 60万円

D 80万円

解答欄（　　）　解説 183ページ

第57問　real-estate-007　不動産・宅地建物取引業法（媒介契約）・難易度 ★☆☆

宅地建物取引業者が宅地・建物の売買の媒介の依頼を受けて締結する媒介契約に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 一般媒介契約を締結した場合も、宅地建物取引業者は、物件を指定流通機構に登録しなければならない。

(B) 専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、業務の処理状況を1か月に1回以上、依頼者に報告すればよい。

(C) 専属専任媒介契約の有効期間は、6か月を超えることができない。

(D) 専任媒介契約の有効期間は3か月を超えることができず、これより長い期間を定めたときは、その期間は3か月となる。

解答欄（　　）　解説 184ページ

第58問　real-estate-008　不動産・借地権の種類と存続期間・難易度 ★★☆

借地借家法の借地権に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 普通借地権の存続期間は20年であり、契約でこれより長い期間を定めることはできない。

(B) 一般定期借地権は、存続期間を50年以上として設定し、契約の更新がないことなどの特約は、公正証書による等書面（電磁的記録を含む）によってしなければならない。

(C) 事業用定期借地権等は、居住の用に供する賃貸マンションの所有を目的として設定することができる。

(D) 建物譲渡特約付借地権は、借地権の設定後20年以上を経過した日に、建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めるものである。

解答欄（　　）　解説 185ページ

第59問 real-estate-009 不動産・区分所有法（建替え決議）・難易度 ★★☆

建物の区分所有等に関する法律（区分所有法）による、マンションの建替え決議に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2026年4月1日時点で施行されている区分所有法によるものとする。

A 建替え決議をするには、区分所有者全員の同意が必要である。

B 建替え決議は、集会において、区分所有者及び議決権の各過半数で行うことができる。

C 建替え決議は、建物の状態にかかわらず、集会において区分所有者及び議決権の各3分の2以上の多数で行う。

D 建替え決議は、原則として、集会において区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で行う。ただし、耐震性の基準に適合しないなど一定の建物では、各4分の3以上に緩和される。

解答欄（　　）　解説 186ページ

第60問 real-estate-010 不動産・土地・建物の譲渡所得（長期・短期）・難易度 ★★☆

Hさんは、2021年3月1日に取得した賃貸用の土地を、2026年7月20日に売却した。この売却による譲渡所得の金額は1,000万円である。この譲渡所得の区分と、所得税の額の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 特別控除などの特例は適用されないものとする。
- 所得税の額には、復興特別所得税を含めないものとする。

A 長期譲渡所得となり、所得税は150万円

B 長期譲渡所得となり、所得税は300万円

C 短期譲渡所得となり、所得税は150万円

D 短期譲渡所得となり、所得税は300万円

解答欄（　　）　解説 187ページ

第61問 real-estate-011 不動産・宅地建物取引業法（重要事項の説明）・難易度 ★☆☆

宅地建物取引業者が行う重要事項の説明（宅地建物取引業法 第35条）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 売買契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士に、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。

(B) 重要事項の説明は、売買契約が成立した後、遅滞なく行えばよい。

(C) 重要事項の説明は、宅地建物取引業者の従業者であれば、宅地建物取引士でなくても行うことができる。

(D) 重要事項の説明は、口頭で行えば、書面を交付する必要はない。

解答欄（　　）　解説 188ページ

第62問 real-estate-012 不動産・宅地建物取引業法（手付の額の制限）・難易度 ★☆☆

宅地建物取引業者Eが自ら売主となり、宅地建物取引業者でない個人Fに、代金5,000万円で建物を売却する。EがFから受領することができる手付金の上限額として、最も適切なものはどれか。

(A) 250万円

(B) 500万円

(C) 1,000万円

(D) 上限はない

解答欄（　　）　解説 188ページ

第63問 real-estate-013 不動産・借地借家法（普通建物賃貸借）・難易度 ★★☆

借地借家法の普通建物賃貸借（定期建物賃貸借ではないもの）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 期間の定めがある建物の賃貸借で、当事者が期間満了の3か月前までに更新をしない旨の通知をしなければ、契約は更新されたものとみなされる。

(B) 期間を1年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなされる。

(C) 一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合でも、賃貸人は、その期間中に借賃の増額を請求することができる。

(D) 建物の賃貸借の存続期間は、民法の規定により50年を超えることができない。

解答欄（　　）　解説 189ページ

第64問 real-estate-014 不動産・農地法（権利移動・転用の許可）・難易度 ★★☆

農地法に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 農地を農地のまま売買する場合は、農地法第4条の都道府県知事等の許可が必要である。

B 自分が所有する農地を自ら宅地に転用する場合は、農地法第3条の農業委員会の許可が必要である。

C 市街化調整区域内の農地を宅地に転用する目的で売買する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出れば、農地法第5条の許可は不要である。

D 市街化区域内の農地を宅地に転用する目的で売買する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出れば、農地法第5条の許可は不要である。

解答欄（　　）　解説 190ページ

第65問 real-estate-015 不動産・都市計画法（開発許可の規模）・難易度 ★★☆

市街化区域内で開発行為を行う場合に、原則として都道府県知事等の開発許可が必要となる開発区域の面積として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- 開発区域は、都市計画法施行令第19条第2項の区域（首都圏・近畿圏・中部圏の一定の区域）には該当しないものとする。
- 都道府県等の条例で規模が別に定められていないものとする。
- 開発許可が不要となる他の例外には該当しないものとする。

A 300㎡以上

B 500㎡以上

C 1,000㎡以上

D 3,000㎡以上

解答欄（　　）　解説 191ページ

第66問 real-estate-016 不動産・建築基準法（2項道路と敷地面積）・難易度 ★★☆

幅員3mの建築基準法第42条第2項の道路（2項道路）に、間口15m・奥行20mの長方形の敷地（面積300㎡）が接している。道路の反対側は宅地で、がけ地・川などではない。建ぺい率・容積率の計算に用いる敷地面積として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2項道路の中心線は、現在の道の中心にあるものとする。
- 特定行政庁が別に水平距離を指定している区域ではないものとする。

A 285㎡

B 292.5㎡

C 300㎡

D 270㎡

解答欄（　　）　解説 192ページ

第67問 real-estate-017 不動産・不動産投資（NOI利回り）・難易度 ★☆☆

賃貸用不動産を1億5,000万円で購入する。年間の賃料収入は1,200万円、年間の運営費用（固定資産税・管理費・修繕費など）は300万円、減価償却費は年150万円である。この不動産のNOI利回り（実質利回り）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- NOIは、賃料収入から運営費用を差し引いた純営業収益（減価償却費は差し引かない）とする。
- 購入時の諸費用は考慮しないものとする。

A 2.0%

B 6.0%

C 5.0%

D 8.0%

解答欄（　　）　解説 193ページ

第68問 real-estate-018 不動産・不動産投資（自己資金利回りとレバレッジ）・難易度 ★★☆

Gさんは、1億円の賃貸用不動産を、自己資金3,000万円と借入金7,000万円（金利年2%、元本の返済はしない前提）で購入した。この不動産のNOI（純営業収益）は年600万円である。自己資金に対する年間の利回り（借入金の利息を差し引いた後）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金・購入時の諸費用・減価償却費は考慮しないものとする。
- 小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

A 4.6%

B 6.0%

C 15.3%

D 20.0%

解答欄（　　）　解説 194ページ

第69問 real-estate-019 不動産・譲渡所得の取得費（概算取得費）・難易度 ★★☆

Hさんは、2026年中に、相続により取得した土地を4,000万円で売却した。この土地は先祖伝来のもので、取得費が分からない。譲渡費用は120万円である。Hさんの譲渡所得の金額（特別控除前）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 取得費は、売却額の5%相当額（概算取得費）を用いるものとする。
- 特別控除などの特例は適用しないものとする。

A 3,880万円

B 3,680万円

C 3,800万円

D 3,480万円

解答欄（　　）　解説 195ページ

第70問 real-estate-020 不動産・地価公示・難易度 ★☆☆

地価公示法に基づく地価公示に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 土地鑑定委員会が、公示区域内の標準地について、2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、毎年1回、その結果を審査・調整して正常な価格を判定し、公示する。

B 都道府県知事が、標準地について、1人の不動産鑑定士の鑑定評価に基づき、3年に1回公示する。

C 地価公示の価格は、標準地の地積全体の価格として公示され、単位面積当たりの価格は公示されない。

D 地価公示は、国税庁長官が相続税の課税のために行うものである。

解答欄（　　）　解説 196ページ

第71問 real-estate-021 不動産・固定資産税（標準税率・免税点）・難易度 ★☆☆

2026年度（令和8年度）分の固定資産税に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 市町村の条例による特別の定めはないものとする。

A 固定資産税の標準税率は、2.1%である。

B 土地の固定資産税の免税点は、課税標準となるべき額が100万円未満の場合である。

C 同一の者が市町村内に所有する土地の課税標準となるべき額が30万円未満の場合は、原則として固定資産税は課されない。

D 固定資産税の免税点は、土地・家屋・償却資産のいずれも同じ金額である。

解答欄（　　）　解説 197ページ

第72問 real-estate-022 不動産・都市計画税（小規模住宅用地）・難易度 ★★☆

住宅1戸が建っている面積150㎡の住宅用地の、都市計画税の課税標準となるべき価格は3,000万円である。この市町村の都市計画税の税率を0.3%とする場合、この住宅用地の都市計画税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 住宅用地の課税標準の特例以外の特例や負担調整措置は考慮しないものとする。

A 3万円

B 6万円

C 9万円

D 1.5万円

解答欄（　　）　解説 198ページ

第73問 real-estate-023 不動産・区分所有法（集会の招集）・難易度 ★☆☆

建物の区分所有等に関する法律による、集会の招集の通知に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 建替え決議を会議の目的とする集会ではないものとする。

A 集会の招集の通知は、会日の前日までに発すればよい。

B 集会の招集の通知の期間は、規約で短縮することはできるが、伸長することはできない。

C 集会の招集の通知は、会議の目的たる事項を示す必要はない。

D 集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は規約で伸長することができる。

解答欄（　　）　解説 198ページ

第74問 real-estate-024 不動産・不動産登記（仮登記）・難易度 ★★☆

不動産登記法の仮登記に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 仮登記は、所有権以外の権利については、することができない。

B 仮登記は、登記の申請に必要な一定の情報を提供することができないときや、権利の設定・移転などに関する請求権を保全しようとするときに、することができる。

C 仮登記は、権利の設定・移転などの請求権が確定していなければ、することができない。

D 仮登記をすれば、本登記をしなくても、第三者に対抗することができる。

解答欄（　　）　解説 199ページ

第75問 real-estate-025 不動産・借地借家法（造作買取請求権）・難易度 ★★☆

借地借家法の建物の賃貸借における造作買取請求権に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 造作買取請求権は、賃貸人の同意を得ずに付加した造作についても行使できる。

B 造作買取請求権を排除する特約は、借地借家法により無効とされている。

C 賃貸人の同意を得て付加した畳・建具その他の造作について、賃借人は、賃貸借が期間の満了または解約の申入れによって終了するときに、時価で買い取るよう請求できる。この請求権は、特約で排除することができる。

D 造作買取請求権は、賃貸人の債務不履行で賃貸借が終了した場合に限り、行使できる。

解答欄（　　）　解説 200ページ

第76問 real-estate-026 不動産・宅地建物取引業法（37条書面）・難易度 ★☆☆

宅地建物取引業者が売買の媒介をして契約が成立した場合の、宅地建物取引業法第37条の書面（契約内容を記載した書面）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 契約が成立したときは、遅滞なく、当該契約の各当事者に、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。

(B) 37条の書面は、契約が成立する前に交付しなければならない。

(C) 37条の書面は、買主にだけ交付すればよい。

(D) 37条の書面には、当事者の氏名や物件を特定するための表示を記載する必要はない。

解答欄（　　）　解説 201ページ

第77問 real-estate-027 不動産・収用等の5,000万円特別控除・難易度 ★★☆

Jさんは、所有期間が10年を超える土地を、公共事業のために収用され、補償金を受け取った。この譲渡による長期譲渡所得の金額（特別控除前）は7,000万円で、収用等の場合の5,000万円の特別控除の要件を満たしている。この譲渡に係る所得税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 所得税の額には、復興特別所得税を含めないものとする。
- ほかに特例は適用しないものとする。

(A) 1,050万円

(B) 300万円

(C) 600万円

(D) 0円

解答欄（　　）　解説 202ページ

第78問 real-estate-028 不動産・収益価格（直接還元法）・難易度 ★★☆

賃貸用不動産の年間の総収入は800万円、運営費用は200万円である。還元利回りを4%、DCF法で用いる割引率を5%とする。直接還元法によるこの不動産の収益価格として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 純収益（NOI）は、総収入から運営費用を差し引いた額とする。

(A) 2,400万円

(B) 2億円

(C) 1億5,000万円

(D) 1億2,000万円

解答欄（　　）　解説 203ページ

第79問 real-estate-029 不動産・固定資産税の評価替え（基準年度）・難易度 ★☆☆

固定資産税の土地・家屋の価格（評価額）の評価替えに関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 土地・家屋の評価替えは、毎年行われる。

(B) 土地・家屋の評価替えは、5年ごとに行われる。

(C) 土地・家屋の評価替えは、10年ごとに行われる。

(D) 基準年度は、昭和33年度から起算して3年度または3の倍数の年度を経過したごとの年度とされ、原則として3年ごとに評価替えが行われる。

解答欄（　　）　解説 204ページ

第80問 real-estate-030 不動産・建ぺい率の適用除外（防火地域内の耐火建築物等）・難易度 ★★☆

商業地域（都市計画で定められた建ぺい率80%）で、かつ防火地域内にある面積200㎡の敷地に、耐火建築物を建築する。この敷地に建築できる建築物の建築面積の最高限度として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 敷地は角地ではないものとする。
- その他の規制（壁面線、地区計画など）は考慮しないものとする。

(A) 160㎡

(B) 200㎡

(C) 180㎡

(D) 防火地域内なので、建築できない

解答欄（　　）　解説 204ページ

第81問 real-estate-031 不動産・登録免許税（相続による所有権の移転登記）・難易度 ★☆☆

Gさんは、相続により取得した土地について、所有権の移転登記を受ける。この土地の固定資産課税台帳に登録された価格は3,000万円である。この登記に係る登録免許税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 相続人に対する遺贈ではなく、相続による登記とする。
- 免税措置・軽減措置の適用はないものとする。

A 60万円

B 45万円

C 0円

D 12万円

解答欄（　　）　解説 205ページ

第82問 real-estate-032 不動産・建築基準法（低層住居専用地域の高さ制限）・難易度 ★☆☆

第一種低層住居専用地域内の建築物の高さの制限に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 建築物の高さは、原則として、10mまたは12mのうち都市計画で定められた限度を超えてはならない。

B 建築物の高さは、原則として、15mまたは20mのうち都市計画で定められた限度を超えてはならない。

C この高さの限度は、第一種中高層住居専用地域にも適用される。

D 第一種低層住居専用地域には建築物の高さの限度はなく、容積率と建ぺい率だけで規制される。

解答欄（　　）　解説 206ページ

第83問 real-estate-033 不動産・都市計画法（区域区分）・難易度 ★☆☆

都市計画法の区域区分（市街化区域と市街化調整区域）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 市街化調整区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である。

B 市街化区域は、市街化を抑制すべき区域である。

C 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。

D すべての都市計画区域について、市街化区域と市街化調整区域との区分を必ず定めなければならない。

解答欄（　　）　解説 207ページ

第84問　real-estate-034　不動産・宅地建物取引業法（担保責任の特約の制限）・難易度 ★★☆

宅地建物取引業者が自ら売主となり、宅地建物取引業者でない買主と建物の売買契約を締結する場合の、契約不適合を担保すべき責任に関する特約について、最も適切なものはどれか。

A　売主が担保責任を一切負わない旨の特約は、買主が同意すれば有効である。

B　買主が不適合を売主に通知すべき期間について、引渡しの日から2年以上となる特約をする場合を除き、民法の規定より買主に不利となる特約をしてはならない。

C　通知すべき期間を引渡しの日から1年とする特約は、有効である。

D　この特約の制限は、買主が宅地建物取引業者である場合にも適用される。

解答欄（　　）　解説 208ページ

第85問　real-estate-035　不動産・借地借家法（借地権の対抗力）・難易度 ★☆☆

借地借家法における借地権の対抗力に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　借地権は、借地権そのものの登記がなければ、第三者に対抗することができない。

B　借地上の建物が滅失した場合は、直ちに対抗力を失い、回復する方法はない。

C　借地上の建物について登記がなくても、借地権者がその建物に住んでいれば、第三者に対抗することができる。

D　借地権の登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、第三者に対抗することができる。

解答欄（　　）　解説 209ページ

第86問 real-estate-036 不動産・区分所有法（規約の設定・変更）・難易度 ★★☆

建物の区分所有等に関する法律における、規約の設定・変更・廃止に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 規約で別段の割合を定めていないものとする。
- 2026年4月1日時点の法令による。

A 区分所有者及び議決権の各過半数を有する者が出席した集会で、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数による決議によってする。

B 集会において、区分所有者及び議決権の各過半数による決議によってする。

C 区分所有者全員の合意がなければ、することができない。

D 規約の変更が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすときでも、その区分所有者の承諾は不要である。

解答欄（　　）　解説 209ページ

第87問 real-estate-037 不動産・居住用財産の軽減税率の特例・難易度 ★★☆

Hさんは、所有期間が10年を超える自宅（土地・建物）を譲渡し、居住用財産の3,000万円特別控除を適用した後の課税長期譲渡所得金額は4,000万円となった。居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率）を適用した場合の所得税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 軽減税率の特例の要件はすべて満たしているものとする。
- 復興特別所得税・住民税は含めないものとする。

A 600万円

B 100万円

C 400万円

D 1,200万円

解答欄（　　）　解説 210ページ

第88問 real-estate-038 不動産・建ぺい率（敷地が2つの地域にわたる場合）・難易度 ★★☆

面積500㎡の敷地のうち、300㎡が建ぺい率60%の地域、200㎡が建ぺい率80%の地域にある。この敷地に建築できる建築物の建築面積の最高限度として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 建ぺい率の緩和（角地、防火地域内の耐火建築物等など）は考慮しないものとする。

A 300㎡

B 340㎡

C 400㎡

D 350㎡

解答欄（　　）　解説 211ページ

第89問 real-estate-039 不動産・借地借家法（借賃増減請求権）・難易度 ★★☆

借地借家法における建物の借賃の増減額請求に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 普通建物賃貸借（定期建物賃貸借ではない）とする。

A 一定の期間建物の借賃を減額しない旨の特約がある場合には、その期間中は借賃の減額を請求することができない。

B 借賃の増減の請求は、契約で定めた更新の時期に限り行うことができる。

C 借賃の増額について協議が調わないときは、賃借人は、増額を正当とする裁判が確定するまで、賃貸人が請求した額を支払わなければならない。

D 一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。

解答欄（　　）　解説 212ページ

第90問 real-estate-040 不動産・不動産投資（正味現在価値）・難易度 ★★★

1億円で購入した賃貸不動産から、1年後に賃料収入（純収益）420万円と売却代金1億500万円の合計1億920万円を受け取る見込みである。割引率を年4%とした場合の、この投資の正味現在価値（NPV）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税金・手数料は考慮しないものとする。

A 500万円

B 920万円

C 1億500万円

D 1億920万円

解答欄（　　）　解説 213ページ

第91問 real-estate-041 不動産・宅地建物取引業法（クーリング・オフ）・難易度 ★★☆

宅地建物取引業者が自ら売主となる宅地の売買で、宅地建物取引業者でない買主が、売主業者の事務所等以外の場所で買受けの申込みをした。宅地建物取引業法の申込みの撤回等（クーリング・オフ）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 売主業者の事務所で買受けの申込みをした場合でも、同じように申込みの撤回等ができる。

B 申込みの撤回等ができる旨と方法を告げられた日から起算して20日を経過するまでは、申込みの撤回等ができる。

C 申込みの撤回等ができる旨と方法を告げられた日から起算して8日を経過するまでは、書面により申込みの撤回等ができる。

D 申込みの撤回等があった場合、売主業者は、損害賠償や違約金の支払を請求することができる。

解答欄（　　）　解説 213ページ

第92問　real-estate-042　不動産・建築基準法（接道義務）・難易度 ★☆☆

建築基準法の接道義務に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 建築基準法第43条第2項の例外（特定行政庁の認定・許可）は考えないものとする。

A　建築物の敷地は、道路に1m以上接していればよい。

B　建築物の敷地は、道路に4m以上接しなければならない。

C　自動車のみの交通の用に供する道路に2m以上接していれば、接道義務を満たす。

D　建築物の敷地は、原則として、道路に2m以上接しなければならない。

解答欄（　　）　解説 214ページ

第93問　real-estate-043　不動産・借地借家法（建物買取請求権）・難易度 ★★☆

借地借家法における、借地権の存続期間が満了した場合の建物買取請求権に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 普通借地権（定期借地権ではない）とする。

A　契約の更新がない場合でも、借地権者は建物の買取りを請求することはできない。

B　契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求できる。

C　建物の買取価格は、借地権者が建物の建築に要した費用（取得価額）とされる。

D　存続期間を50年以上とする一般定期借地権でも、建物買取請求権を排除する特約をすることはできない。

解答欄（　　）　解説 215ページ

第94問　real-estate-044　不動産・区分所有法（専有部分と敷地利用権の分離処分の禁止）・難易度 ★☆☆

建物の区分所有等に関する法律における、専有部分と敷地利用権の関係に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 敷地利用権は、区分所有者が共有する所有権とする。

(A) 区分所有者は、原則として、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。

(B) 区分所有者は、専有部分と敷地利用権を自由に分離して処分することができる。

(C) 規約で定めても、専有部分と敷地利用権の分離処分を認めることはできない。

(D) 専有部分を売却するときは、原則として敷地利用権だけを手元に残さなければならない。

解答欄（　　）　解説 216ページ

第95問　real-estate-045　不動産・相続登記の申請義務・難易度 ★☆☆

不動産登記法に定める、相続により不動産の所有権を取得した者の登記の申請義務に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 相続による所有権の取得であり、遺産分割は行われていないものとする。

(A) 相続による所有権の移転の登記を申請する法律上の義務はない。

(B) 相続の開始があったことを知った日から1年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

(C) 相続の開始から10年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

(D) 自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

解答欄（　　）　解説 217ページ

第96問 real-estate-046 不動産・相続税額の取得費加算の特例・難易度 ★★☆

相続により取得した土地を譲渡した場合の、相続税額の取得費加算の特例に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 相続の開始があった日から1年以内に譲渡した場合に限り、適用を受けられる。

B 相続税額がある者が、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに、相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産を譲渡した場合に、適用を受けられる。

C 相続税額がない場合でも、相続により取得した資産を譲渡すれば適用を受けられる。

D 譲渡の時期にかかわらず、いつでも適用を受けられる。

解答欄（　　）　解説 218ページ

第97問 real-estate-047 不動産・不動産投資（DSCR）・難易度 ★★☆

賃貸用不動産の年間の総収入は800万円、運営費用は200万円、借入金の年間の元利返済額は400万円である。この不動産投資のDSCR（借入金償還余裕率）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 純収益（NOI）は、総収入から運営費用を差し引いた額とする。

A 0.67

B 2.00

C 1.50

D 0.50

解答欄（　　）　解説 219ページ

第98問 real-estate-048 不動産・固定資産税の納税義務者と賦課期日・難易度 ★☆☆

固定資産税の納税義務者と賦課期日に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在の固定資産の所有者（土地・家屋は、登記簿等に所有者として登記・登録されている者）に課される。

B 固定資産税の賦課期日は、その年度の4月1日である。

C 年の途中で土地を売却した場合、法律上当然に、売却日以後の固定資産税は買主に課される。

D 固定資産税は、建物を借りて住んでいる者に課される。

解答欄（　　）　解説 219ページ

第99問　real-estate-049　不動産・不動産の価格（原価法）・難易度 ★★☆

建物の再調達原価は3,000万円、耐用年数は30年、経過年数は10年である。耐用年数に基づく定額法で減価修正（残価率は0）を行う場合の、原価法による建物の積算価格として、最も適切なものはどれか。

A　3,000万円

B　1,000万円

C　2,000万円

D　1,500万円

解答欄（　　）　解説 220ページ

第100問　real-estate-050　不動産・都市計画税の課税区域・難易度 ★☆☆

都市計画税に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　都市計画税は、市街化調整区域内の土地・家屋にも原則として課される。

B　都市計画税は、原則として、都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に課することができる。

C　都市計画税は、国が課する国税である。

D　都市計画税は、償却資産にも課される。

解答欄（　　）　解説 221ページ

課目3　ライフプランニング・リタイアメントプランニング　問題（50問）

第101問　life-001　ライフ・6つの係数・難易度 ★☆☆

1,000万円を年利2%で複利運用しながら、10年間にわたって毎年末に同じ金額を取り崩す。毎年受け取れる金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- 年利2%・期間10年の各係数は次のとおりとする。終価係数 1.21899、減債基金係数 0.09133、資本回収係数 0.11133。
- 税金や手数料は考慮しない。

A　913,300円

B　1,000,000円

C　1,113,300円

D　1,218,990円

解答欄（　　）　解説 222ページ

第102問　life-002　ライフ・公的年金（繰下げ受給）・難易度 ★★☆

1960年5月生まれのAさんは、65歳で老齢基礎年金の受給権を得た後、請求をしないまま、68歳に達した月に繰下げの申出をした。Aさんの老齢基礎年金の増額率として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- Aさんは65歳の時点で老齢基礎年金の受給資格を満たしている。
- Aさんには、老齢基礎年金以外の公的年金の受給権はないものとする。
- 繰下げの月数は、65歳に達した月から、68歳に達した月の前月までの36か月とする。

A　8.4%

B　14.4%

C　25.2%

D　42.0%

解答欄（　　）　解説 223ページ

第103問 life-003 ライフ・6つの係数（年金現価係数）・難易度 ★☆☆

65歳から15年間、毎年末に120万円ずつ受け取りたい。年利1%で複利運用するとき、65歳の時点で準備しておくべき金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 年利1%・期間15年の各係数は次のとおりとする。現価係数 0.86135、年金現価係数 13.86505、年金終価係数 16.09690。
- 税金や手数料は考慮しない。

A 15,504,300円

B 16,638,060円

C 18,000,000円

D 19,316,280円

解答欄（　　）　解説 223ページ

第104問 life-004 ライフ・公的年金（繰上げ受給）・難易度 ★★☆

1965年8月生まれのDさんは、62歳に達した月に、老齢基礎年金の全部繰上げを請求した。Dさんの老齢基礎年金の減額率として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Dさんは繰上げ請求の要件を満たしているものとする。
- 繰上げの月数は、請求した月から65歳に達する日の属する月の前月までの36か月とする。

A 14.4%

B 18.0%

C 24.0%

D 25.2%

解答欄（　　）　解説 224ページ

第105問 life-005 ライフ・健康保険の任意継続被保険者・難易度 ★☆☆

会社を退職した人が、健康保険の任意継続被保険者になる場合に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 退職者は、後期高齢者医療の被保険者等ではないものとする。

A 資格喪失日の前日まで継続して1年以上、被保険者であったことが必要である。

B 資格喪失日から3か月以内に申し出ればよい。

C 任意継続被保険者でいられる期間は、最長5年である。

D 資格喪失日の前日まで継続して2か月以上被保険者であった人が、資格喪失日から20日以内に申し出ることで、最長2年間加入できる。

解答欄（　　）　解説 225ページ

第106問 life-006 ライフ・健康保険の傷病手当金・難易度 ★☆☆

全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者が、業務外の病気やケガで仕事を休んだ場合の傷病手当金に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 被保険者は任意継続被保険者ではないものとする。
- 休業中に給与は支払われないものとする。

A 傷病手当金は、仕事を休み始めた日（労務に服することができなくなった日）から支給される。

B 傷病手当金の1日あたりの額は、支給開始日以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の、3分の1に相当する金額である。

C 傷病手当金の支給期間は、同一の病気やケガについて、支給を始めた日から通算して1年6か月間である。

D 任意継続被保険者も、在職中の被保険者と同じ要件で傷病手当金を受けられる。

解答欄（　　）　解説 226ページ

第107問 life-007 ライフ・6つの係数（減債基金係数）・難易度 ★☆☆

10年後に500万円を準備するため、今後10年間、毎年末に同じ金額を積み立てる。年利2%で複利運用するとき、毎年末に積み立てる金額として、最も適切なものはどれか。下記の係数（年利2%・期間10年）を使って計算すること。

前提条件

- 終価係数 1.21899、現価係数 0.82035、減債基金係数 0.09133、資本回収係数 0.11133、年金終価係数 10.94972、年金現価係数 8.98259
- 税金・手数料は考慮しないものとする。

A 410,175円

B 456,650円

C 500,000円

D 556,650円

解答欄（　　）　解説 227ページ

第108問 life-008 ライフ・住宅ローン（元金均等返済）・難易度 ★★☆

Jさんは、住宅ローン3,600万円を、返済期間30年（360回の毎月返済）、固定金利年1.2%、元金均等返済で借り入れた。第1回の返済額として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- ボーナス返済はないものとする。
- 利息は、毎月の返済時の借入残高に、年利率の12分の1を掛けて計算するものとする。
- 円未満は切り捨てるものとする。

A 100,000円

B 118,050円

C 119,127円

D 136,000円

解答欄（　　）　解説 227ページ

第109問 life-009 ライフ・老齢基礎年金の年金額（免除期間）・難易度 ★★★

Kさん（国民年金の第1号被保険者の期間のみ）の20歳から60歳までの40年間（480月）の国民年金の記録は、保険料納付済期間432月、保険料全額免除期間（申請による全額免除）24月、学生納付特例の期間24月である。Kさんの老齢基礎年金の額を計算するときに、満額の老齢基礎年金に乗じる割合として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- 免除期間・学生納付特例の期間は、いずれも2009年4月以後の期間とする。
- 免除・学生納付特例を受けた保険料の追納はしていないものとする。
- 付加保険料の納付や、そのほかの期間はないものとする。

A 432/480

B 444/480

C 456/480

D 480/480

解答欄（　　）　解説 228ページ

第110問 life-010 ライフ・国民年金保険料の追納・難易度 ★☆☆

国民年金保険料の免除や学生納付特例を受けた期間の保険料の追納に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 追納できるのは、厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間の保険料である。

B 追納できるのは、厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前5年以内の期間の保険料である。

C 老齢基礎年金の受給権者であっても、追納することができる。

D 学生納付特例の期間の保険料は、追納することができない。

解答欄（　　）　解説 229ページ

第111問 life-011 ライフ・6つの係数（終価係数）・難易度 ★☆☆

300万円を年利3%で10年間複利運用した場合の、10年後の元利合計額として、最も適切なものはどれか。下記の係数（年利3%・期間10年）を使って計算すること。

前提条件

- 終価係数 1.34392、現価係数 0.74409、年金終価係数 11.46388、減債基金係数 0.08723、年金現価係数 8.53020、資本回収係数 0.11723
- 税金・手数料は考慮しないものとする。

A 2,232,270円

B 4,031,760円

C 3,900,000円

D 34,391,640円

解答欄（　　）　解説 230ページ

第112問 life-012 ライフ・6つの係数（年金終価係数）・難易度 ★☆☆

毎年末に24万円ずつ15年間積み立て、年利2%で複利運用する。15年後の元利合計額として、最も適切なものはどれか。下記の係数（年利2%・期間15年）を使って計算すること。

前提条件

- 終価係数 1.34587、現価係数 0.74301、年金終価係数 17.29342、減債基金係数 0.05783、年金現価係数 12.84926、資本回収係数 0.07783
- 税金・手数料は考慮しないものとする。
- 円未満は切り捨てるものとする。

A 3,083,822円

B 3,600,000円

C 4,150,420円

D 4,845,132円

解答欄（　　）　解説 231ページ

第113問 life-013 ライフ・遺族基礎年金・難易度 ★☆☆

国民年金の遺族基礎年金に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 死亡した者は、遺族基礎年金の支給要件（保険料納付要件など）を満たしているものとする。

A 遺族基礎年金を受けられる遺族は、死亡した者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」である。

B 子のない配偶者も、死亡した者によって生計を維持されていれば、遺族基礎年金を受けられる。

C 遺族基礎年金の対象となる子は、20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子である。

D 死亡した者によって生計を維持されていた父母も、遺族基礎年金を受けられる。

解答欄（　　）　解説 232ページ

第114問 life-014 ライフ・障害基礎年金（1級の年金額）・難易度 ★☆☆

障害基礎年金の2級の年金額を、計算を簡単にするため仮に年額85万円とする。障害等級1級に該当する人の障害基礎年金の額（子の加算額を除く）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2級の年金額は、上記の仮の金額を用いるものとする。

A 850,000円

B 1,020,000円

C 1,062,500円

D 1,275,000円

解答欄（　　）　解説 233ページ

第115問 life-015 ライフ・付加年金・難易度 ★☆☆

国民年金の第1号被保険者として、付加保険料を120月納付した人が、老齢基礎年金とあわせて受け取る付加年金の額（年額）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 付加年金の額の計算に影響するほかの事情はないものとする。

A 24,000円

B 48,000円

C 2,400円

D 4,800円

解答欄（　　）　解説 233ページ

第116問 life-016 ライフ・雇用保険（基本手当の受給要件）・難易度 ★☆☆

雇用保険の一般被保険者が離職した場合の基本手当の受給要件（原則）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 特定受給資格者・特定理由離職者には該当しないものとする。
- 疾病などによる賃金の支払を受けられない期間はないものとする。

A 離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要である。

B 離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あれば足りる。

C 被保険者期間の長さにかかわらず、失業していれば基本手当を受けられる。

D 離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要である。

解答欄（　　）　解説 234ページ

第117問 life-017 ライフ・後期高齢者医療制度・難易度 ★☆☆

後期高齢者医療制度の被保険者に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する70歳以上の者が被保険者となる。

B 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者のほか、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある旨の認定を受けた者が被保険者となる。

C 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上の者は、全員が被保険者となる。

D 後期高齢者医療制度は、市町村ごとに独立して運営され、広域連合は関与しない。

解答欄（　　）　解説 235ページ

第118問 life-018 ライフ・介護保険の被保険者・難易度 ★☆☆

公的介護保険の被保険者と保険給付に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 第1号被保険者は、市町村の区域内に住所を有する60歳以上の者である。

(B) 第2号被保険者は、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の者で、医療保険に加入しているかどうかを問わない。

(C) 第2号被保険者は、要介護状態になった原因を問わず、保険給付を受けることができる。

(D) 第2号被保険者が要介護者として保険給付を受けられるのは、要介護状態の原因である障害が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する特定疾病によって生じた場合である。

解答欄（　　）　解説 236ページ

第119問 life-019 ライフ・住宅ローンの繰上げ返済・難易度 ★☆☆

元利均等返済の住宅ローンで、同じ金額を同じ時期に繰上げ返済する場合の「期間短縮型」と「返済額軽減型」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 金利・残りの返済期間など、繰上げ返済の時期以外の条件は同じものとする。

(A) 一般に、期間短縮型のほうが、返済額軽減型より利息の軽減効果が大きい。

(B) 一般に、返済額軽減型のほうが、期間短縮型より利息の軽減効果が大きい。

(C) 期間短縮型は、返済期間は変わらず、毎回の返済額が少なくなる。

(D) 返済額軽減型は、毎回の返済額は変わらず、返済期間が短くなる。

解答欄（　　）　解説 237ページ

第120問 life-020 ライフ・iDeCoの掛金と所得控除・難易度 ★☆☆

会社員のJさんが、2026年中に個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金（個人型年金加入者掛金）を年24万円支払った。この掛金の所得税の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 掛金はJさん自身が支払ったものとする。

(A) 支払った掛金のうち、4万円までが生命保険料控除の対象となる。

(B) 支払った掛金の全額が、社会保険料控除の対象となる。

(C) 支払った掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

(D) 所得控除の対象とならない。

解答欄（　　）　解説 237ページ

第121問 life-021 ライフ・6つの係数（現価係数）・難易度 ★☆☆

10年後に500万円を受け取るために、現在一括して準備すべき金額として、最も適切なものはどれか。年利2%で複利運用するものとし、下記の係数（年利2%・期間10年）を使って計算すること。

前提条件

- 終価係数 1.21899、現価係数 0.82035、減債基金係数 0.09133、資本回収係数 0.11133、年金終価係数 10.94972、年金現価係数 8.98259
- 税金・手数料は考慮しないものとする。

A 6,094,950円

B 4,566,500円

C 5,000,000円

D 4,101,750円

解答欄（　　）　解説 238ページ

第122問 life-022 ライフ・健康保険の出産手当金・難易度 ★☆☆

健康保険の被保険者（任意継続被保険者ではない）が出産のため会社を休んだ場合の出産手当金に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- 単胎妊娠で、休業中に給与は支払われないものとする。

A 出産手当金は、出産の日以前14日から出産の日後14日までの期間に支給される。

B 出産手当金は、出産の日（出産の日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日から出産の日後56日までの間で、労務に服さなかった期間に支給される。

C 出産手当金の1日あたりの額は、標準報酬日額の全額である。

D 出産手当金は、被保険者の配偶者が出産した場合にも支給される。

解答欄（　　）　解説 239ページ

第123問 life-023 ライフ・健康保険の埋葬料・難易度 ★☆☆

健康保険の被保険者が死亡した場合の埋葬料に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 被保険者により生計を維持していた者で、埋葬を行うものに対し、政令で定める金額の埋葬料が支給される。

B 埋葬料は、被保険者の相続人に、相続財産として支給される。

C 埋葬料は、被保険者が業務上の事由で死亡した場合に限り支給される。

D 埋葬料を受けるべき者がいない場合は、何も支給されない。

解答欄（　　）　解説 240ページ

第124問 life-024 ライフ・国民年金の第3号被保険者・難易度 ★☆☆

国民年金の第3号被保険者に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 第3号被保険者は、自営業者の配偶者で、20歳以上60歳未満の者である。

B 第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者であれば、収入にかかわらず該当する。

C 第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（被扶養配偶者）のうち、20歳以上60歳未満のものである。

D 第3号被保険者は、60歳以上65歳未満の者も含まれる。

解答欄（　　）　解説 241ページ

第125問 life-025 ライフ・寡婦年金・難易度 ★★☆

国民年金の寡婦年金に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 寡婦年金は、夫が老齢基礎年金を受給していた場合でも、妻に支給される。

B 寡婦年金は、婚姻期間が1年以上あれば、妻に支給される。

C 寡婦年金は、子のある妻に限り支給される。

D 寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年以上ある夫が死亡した場合に、夫によって生計を維持され、夫との婚姻関係が10年以上継続した65歳未満の妻に支給される。

解答欄（　　）　解説 242ページ

第126問 life-026 ライフ・死亡一時金・難易度 ★★☆

国民年金の死亡一時金に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数など（一部免除期間は所定の割合で算入）が36月以上ある者が死亡した場合に、その遺族に支給される。

(B) 死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間が1か月以上あれば支給される。

(C) 死亡一時金は、老齢基礎年金を受けたことがある者が死亡した場合にも支給される。

(D) 死亡一時金は、第2号被保険者としての被保険者期間だけを基に計算される。

解答欄（　　）　解説 243ページ

第127問 life-027 ライフ・労災保険の休業補償給付・難易度 ★★☆

会社員のKさんは、業務上のケガで10日間仕事を休み、その間の賃金を受けなかった。Kさんの給付基礎日額は12,000円である。この10日間についてKさんが受けられる労災保険の休業補償給付の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 休業特別支給金は含めないものとする。
- 部分算定日や他の給付との調整はないものとする。

(A) 72,000円

(B) 50,400円

(C) 56,000円

(D) 84,000円

解答欄（　　）　解説 243ページ

第128問 life-028 ライフ・付加保険料と国民年金基金・難易度 ★★☆

国民年金の第1号被保険者の付加保険料の納付に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 保険料の免除や納付猶予は受けていないものとする。

A 付加保険料は、第2号被保険者も納付することができる。

B 付加保険料の額は、月額200円である。

C 国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付することができない。

D 付加保険料は、国民年金基金の加入員であっても、申し出れば納付することができる。

解答欄（　　）　解説 244ページ

第129問 life-029 ライフ・老齢基礎年金の受給資格期間・難易度 ★☆☆

国民年金の第1号被保険者期間のみを有するLさん（65歳）の記録は、保険料納付済期間6年、保険料全額免除期間（申請免除）3年である。ほかに受給資格期間に算入される期間はない。Lさんの老齢基礎年金の受給資格に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 合算対象期間（カラ期間）など、ほかに受給資格期間に算入される期間はないものとする。

A 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年に満たないため、老齢基礎年金は支給されない。

B 保険料納付済期間が5年以上あるため、老齢基礎年金が支給される。

C 保険料免除期間は受給資格期間に算入されないが、保険料納付済期間だけで要件を満たすため、老齢基礎年金が支給される。

D 保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が9年あり、受給資格期間（25年）に満たないため、支給されない。

解答欄（　　）　解説 245ページ

第130問 life-030 ライフ・キャッシュフロー表（将来の生活費）・難易度 ★☆☆

キャッシュフロー表を作成する。現在の年間の基本生活費は300万円で、変動率（物価上昇率）を年2%とする。5年後の基本生活費として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 万円未満は四捨五入するものとする。

A 330万円

B 331万円

C 306万円

D 366万円

解答欄（　　）　解説 246ページ

第131問 life-031 ライフ・厚生年金保険の被保険者（年齢）・難易度 ★☆☆

厚生年金保険法に定める、適用事業所に使用される者が厚生年金保険の被保険者となる年齢の要件として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 適用除外（臨時に使用される者など）には該当しないものとする。

A 65歳未満

B 70歳未満

C 75歳未満

D 年齢の要件はない

解答欄（　　）　解説 246ページ

第132問 life-032 ライフ・遺族厚生年金の額・難易度 ★★☆

厚生年金保険の被保険者であったIさんが死亡し、妻が遺族厚生年金を受給する。Iさんの被保険者期間を基礎として老齢厚生年金の報酬比例部分の例により計算した額は120万円である。妻が受ける遺族厚生年金の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 120万円は、被保険者期間の月数が300月に満たない場合の300月とみなす計算を反映した額とする。
- 中高齢寡婦加算などの加算は考慮しないものとする。
- 妻は遺族基礎年金を受給しないものとする。

A 120万円

B 60万円

C 80万円

D 90万円

解答欄（　　）　解説 247ページ

第133問 life-033 ライフ・雇用保険の育児休業給付金・難易度 ★★☆

雇用保険の被保険者であるJさんは、育児休業を開始した。休業開始時賃金日額は10,000円である。育児休業の開始から180日以内の、支給日数30日の支給単位期間について支給される育児休業給付金の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 支給単位期間中に就業した日・賃金の支払はないものとする。
- 休業開始時賃金日額の上限額・支給額の上限は考慮しないものとする。
- 出生後休業支援給付金は考慮しないものとする。

A 201,000円

B 150,000円

C 200,000円

D 300,000円

解答欄（　　）　解説 248ページ

第134問 life-034 ライフ・健康保険の保険料の負担・難易度 ★☆☆

健康保険の保険料の負担に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 被保険者が保険料の全額を負担する。

(B) 被保険者を使用する事業主が保険料の全額を負担する。

(C) 被保険者と事業主が、それぞれ保険料額の2分の1を負担する。ただし、任意継続被保険者は全額を負担する。

(D) 任意継続被保険者も、退職前の事業主と保険料を2分の1ずつ負担する。

解答欄（　　）　解説 248ページ

第135問 life-035 ライフ・国民年金の学生納付特例・難易度 ★★☆

国民年金の学生納付特例制度に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 学生納付特例の期間の保険料は、追納していないものとする。

(A) 学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の年金額に2分の1が反映される。

(B) 学生であれば、申請をしなくても自動的に適用される。

(C) 学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の受給資格期間にも算入されない。

(D) 学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額には反映されない。

解答欄（　　）　解説 249ページ

第136問 life-036 ライフ・労災保険の通勤災害・難易度 ★★☆

労働者災害補償保険法における通勤災害の「通勤」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復などの移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く。

(B) 通勤途中の災害は、業務災害として扱われる。

(C) 移動の経路を逸脱した場合でも、その逸脱の間に生じた災害は、常に通勤災害となる。

(D) 通勤による負傷は、労災保険の保険給付の対象とならない。

解答欄（　　）　解説 250ページ

第137問 life-037 ライフ・健康保険の一部負担金（70歳以上）・難易度 ★☆☆

健康保険の被保険者であるKさん（72歳）が、保険医療機関で医療費（療養の給付の費用の額）10万円の治療を受けた。窓口で支払う一部負担金の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Kさんは、現役並み所得者（政令で定める報酬の額以上の者）ではないものとする。
- 高額療養費は考慮しないものとする。

A 3万円

B 2万円

C 1万円

D 0円

解答欄（　　）　解説 251ページ

第138問 life-038 ライフ・確定拠出年金の老齢給付金（受給開始の要件）・難易度 ★★☆

確定拠出年金の老齢給付金を60歳から請求するために必要な通算加入者等期間として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 企業型年金に60歳以上で新たに加入した者の特例は考慮しないものとする。

A 5年以上

B 8年以上

C 10年以上

D 20年以上

解答欄（　　）　解説 252ページ

第139問 life-039 ライフ・可処分所得・難易度 ★☆☆

会社員のLさんの年収（額面）は800万円である。年間の所得税・住民税は70万円、社会保険料は120万円、生命保険料は30万円である。Lさんの可処分所得として、最も適切なものはどれか。

A 580万円

B 730万円

C 680万円

D 610万円

解答欄（　　）　解説 253ページ

第140問 life-040 ライフ・雇用保険の基本手当の所定給付日数・難易度 ★★☆

Mさん（50歳）は、自己の都合により会社を退職した。雇用保険の算定基礎期間は22年である。Mさんの基本手当の所定給付日数として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Mさんは、特定受給資格者・特定理由離職者・就職が困難な者のいずれにも該当しないものとする。

A 150日

B 120日

C 90日

D 360日

解答欄（　　）　解説 253ページ

第141問 life-041 ライフ・雇用保険の適用除外（所定労働時間）・難易度 ★☆☆

雇用保険法における、雇用保険の適用除外に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2026年4月1日時点の法令による。

A 1週間の所定労働時間が20時間未満である者は、原則として、雇用保険が適用されない。

B 1週間の所定労働時間が30時間未満である者は、原則として、雇用保険が適用されない。

C パートタイム労働者は、所定労働時間にかかわらず、雇用保険が適用されない。

D 65歳以上の者は、雇用保険の被保険者になることはない。

解答欄（　　）　解説 254ページ

第142問 life-042 ライフ・老齢厚生年金の加給年金額・難易度 ★★☆

老齢厚生年金の加給年金額の加算要件に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が120以上あれば、加算される。

B 年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上の老齢厚生年金の受給権者に、生計を維持している65歳未満の配偶者などがいる場合に加算される。

C 配偶者の年齢にかかわらず、生計を維持している配偶者がいれば加算される。

D 子については、年齢にかかわらず、生計を維持していれば加算の対象となる。

解答欄（　　）　解説 255ページ

第143問 life-043 ライフ・厚生年金保険の標準賞与額・難易度 ★★☆

厚生年金保険の被保険者Pさんは、ある月に賞与1,803,500円を受け取った。この月の厚生年金保険の標準賞与額として、最も適切なものはどれか。

- A 1,803,500円
- B 1,803,000円
- C 1,800,000円
- D 1,500,000円

解答欄（　　）　解説 256ページ

第144問 life-044 ライフ・健康保険の保険者・難易度 ★☆☆

健康保険法に定める健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く）の保険者として、最も適切なものはどれか。

- A 国（厚生労働省）だけ
- B 市町村
- C 全国健康保険協会及び健康保険組合
- D 日本年金機構

解答欄（　　）　解説 256ページ

第145問 life-045 ライフ・国民年金の任意加入被保険者・難易度 ★★☆

国民年金の任意加入に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 第2号被保険者・第3号被保険者は除くものとする。

- A 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。
- B 60歳以上の者は、国民年金に加入することは一切できない。
- C 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、申出をしなくても当然に国民年金の被保険者となる。
- D 日本国籍を有していても、日本国内に住所を有しない者は、国民年金に任意加入することはできない。

解答欄（　　）　解説 257ページ

第146問 life-046 ライフ・国民年金保険料の納付期限・難易度 ★☆☆

国民年金の第1号被保険者の毎月の保険料の納付期限として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 前納は考えないものとする。

A その月の末日

B 翌々月の末日

C 翌年の3月31日

D 翌月末日

解答欄（　　）　解説 258ページ

第147問 life-047 ライフ・障害基礎年金の保険料納付要件・難易度 ★★☆

障害基礎年金の支給要件のうち、保険料納付要件（原則）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 保険料納付要件の特例は考えないものとする。

A 初診日の前日において、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の2分の1以上あること

B 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

C 初診日に関係なく、受給資格期間（10年）を満たしていること

D 初診日から3年を経過した日において、障害等級に該当すること

解答欄（　　）　解説 259ページ

第148問 life-048 ライフ・遺族の必要保障額・難易度 ★★☆

世帯主Qさんが死亡した場合の遺族の支出見込み（生活費・教育費・住居費・葬儀費用などの合計）は1億2,000万円である。収入見込みは、遺族年金4,500万円、死亡退職金1,500万円、預貯金1,000万円、配偶者の収入2,000万円である。Qさんの死亡保障の必要保障額として、最も適切なものはどれか。

A 1億2,000万円

B 5,000万円

C 3,000万円

D 2,000万円

解答欄（　　）　解説 260ページ

第149問 life-049 ライフ・雇用保険の基本手当の受給期間・難易度 ★★☆

雇用保険の基本手当の受給期間（原則）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 就職が困難な者・特定受給資格者の特例、受給期間の延長は考えないものとする。

A 離職の日から起算して6か月

B 離職の日の翌日から起算して1年

C 離職の日の翌日から起算して2年

D 期限はなく、所定給付日数分を受け終わるまで

解答欄（　　）　解説 260ページ

第150問 life-050 ライフ・厚生年金保険の保険料・難易度 ★★☆

厚生年金保険の被保険者Rさん（第1号厚生年金被保険者）の標準報酬月額は30万円である。Rさんが負担する毎月の厚生年金保険料の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 保険料率は1,000分の183とする。
- 賞与は考えないものとする。

A 54,900円

B 27,000円

C 13,725円

D 27,450円

解答欄（　　）　解説 261ページ

課目4　リスクと保険　問題（50問）

第151問　risk-001　保険・生命保険料控除・難易度 ★☆☆

会社員のBさんは、2026年中に、2012年1月1日以後に契約した一般の生命保険（死亡保障）の保険料を年間10万円支払った。Bさんの2026年分の所得税における生命保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Bさんには、23歳未満の扶養親族はいないものとする。
- 上記以外に、生命保険料控除の対象となる保険料の支払いはないものとする。
- 契約者（保険料負担者）・被保険者はBさん、保険金受取人は配偶者とする。

A　28,000円

B　40,000円

C　45,000円

D　50,000円

解答欄（　　）　解説 263ページ

第152問　risk-002　保険・地震保険・難易度 ★☆☆

居住用建物を対象とする地震保険に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　地震保険の保険金額は、主契約である火災保険の保険金額の30%以上50%以下の範囲で設定する。

B　地震保険は、火災保険に付けずに単独で契約できる。

C　建物を対象とする地震保険の保険金額の上限は、1,000万円である。

D　地震保険の補償内容と保険料は、保険会社によって大きく異なる。

解答欄（　　）　解説 264ページ

第153問 risk-003 保険・自賠責保険・難易度 ★☆☆

自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の保険金額（被害者1人あたりの支払限度額）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 死亡による損害の限度額は4,000万円である。

(B) 物の損害（対物）も、1事故あたり3,000万円まで補償される。

(C) 死亡による損害は3,000万円、傷害による損害は120万円が限度である。

(D) 対人賠償・対物賠償とも、保険金額に限度はない。

解答欄（　　）　解説 265ページ

第154問 risk-004 保険・死亡保険金と税金・難易度 ★★☆

妻が契約者（保険料負担者）、夫が被保険者、妻が死亡保険金受取人である生命保険契約で、夫の死亡により妻が死亡保険金を一時金で受け取った。この死亡保険金に課される税金として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 保険料はすべて妻が負担していたものとする。

(A) 相続税

(B) 所得税（一時所得）

(C) 贈与税

(D) 課税されない

解答欄（　　）　解説 265ページ

第155問 risk-005 保険・失火責任法・難易度 ★★☆

自宅で調理中にうっかり火を消し忘れたこと（軽過失）が原因で火災が起き、隣家に延焼した。隣家に対する損害賠償責任に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 失火者と隣家の所有者との間に、契約関係はないものとする。
- 故意による放火ではないものとする。

(A) 失火者に重大な過失がなければ、民法第709条（不法行為）に基づく損害賠償責任を負わない。

(B) 過失の程度にかかわらず、民法第709条に基づく損害賠償責任を負う。

(C) 重大な過失があっても、失火の場合は損害賠償責任を負わない。

(D) 損害賠償責任を負うかどうかは、隣家が火災保険に加入しているかどうかで決まる。

解答欄（　　）　解説 266ページ

第156問 risk-006 保険・死亡保険金の非課税金額・難易度 ★★☆

2026年に亡くなったLさん（契約者・保険料負担者・被保険者）の死亡により、妻が生命保険の死亡保険金2,000万円を受け取った。Lさんの相続人は、妻と子2人の3人である。妻が受け取った死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- ほかに死亡保険金を受け取った人はいないものとする。
- 相続の放棄をした人はいないものとする。

A 500万円

B 1,000万円

C 1,500万円

D 2,000万円

解答欄（　　）　解説 267ページ

第157問 risk-007 保険・保険契約のクーリング・オフ・難易度 ★☆☆

保険業法に基づく、保険契約の申込みの撤回等（クーリング・オフ）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 個人が、営業・事業のためではなく保険契約の申込みをするものとする。

A 保険期間が1年以下の保険契約でも、クーリング・オフをすることができる。

B クーリング・オフは、保険会社に電話で申し出れば足りる。

C クーリング・オフの事項を記載した書面を交付された日と、申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフをすることができる。

D 法令により加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険も、クーリング・オフの対象である。

解答欄（　　）　解説 268ページ

第158問 risk-008 保険・地震保険料控除・難易度 ★☆☆

会社員のMさんは、2026年中に、自宅建物と家財を対象とする地震保険の保険料（地震等損害部分の保険料）を7万円支払った。Mさんの2026年分の所得税の地震保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 保険料の割戻金等はないものとする。
- 旧長期損害保険料の支払いはないものとする。

A 25,000円

B 35,000円

C 50,000円

D 70,000円

解答欄（　　）　解説 269ページ

第159問 risk-009 保険・個人年金保険料控除の対象となる契約・難易度 ★★☆

2012年1月1日以後に締結した個人年金保険契約の保険料が、所得税の生命保険料控除のうち個人年金保険料控除の対象となるための要件に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 年金の受取人は、保険料を払い込む者の子であってもよい。

B 保険料の払込みは、年金支払開始日前5年以上の期間にわたって定期に行うものであればよい。

C 確定年金の場合、年金の支払は、受取人が55歳に達した日以後に始まり、5年以上の期間にわたって定期に行うものであればよい。

D 年金の受取人が保険料を払い込む者またはその配偶者であり、保険料の払込みが年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行われるものであることが、要件に含まれる。

解答欄（　　）　解説 270ページ

第160問 risk-010 保険・入院給付金と税金・難易度 ★☆☆

会社員のNさんは、ケガで入院し、自分が契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人である医療保険から、入院給付金30万円を受け取った。この入院給付金の所得税の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

A 非課税である。

B 一時所得として課税される。

C 雑所得として課税される。

D 給与所得として課税される。

解答欄（　　）　解説 271ページ

第161問 risk-011 保険・満期保険金と贈与税・難易度 ★★☆

父が保険料を全額負担し、子が被保険者かつ満期保険金受取人である養老保険が2026年に満期となり、子（2026年1月1日時点で30歳）が満期保険金600万円を一時金で受け取った。子の2026年分の贈与税額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 暦年課税によるものとし、相続時精算課税は選択していないものとする。
- 2026年中に、ほかに贈与を受けた財産はないものとする。

A 490,000円

B 820,000円

C 680,000円

D 贈与税はかからない（一時所得として所得税の対象）

解答欄（　　）　解説 271ページ

第162問 risk-012 保険・保険法（告知義務違反による解除）・難易度 ★★☆

生命保険契約の告知義務違反による保険者の解除権に関する、保険法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

A 保険者は、告知義務違反があれば、契約の締結からの期間にかかわらず、いつでも契約を解除できる。

B 保険者の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、または生命保険契約の締結の時から5年を経過したときに消滅する。

C 保険媒介者が保険契約者の告知を妨げた場合でも、保険者は常に告知義務違反を理由に契約を解除できる。

D 保険者の解除権は、生命保険契約の締結の時から2年を経過したときに消滅すると、保険法で定められている。

解答欄（　　）　解説 272ページ

第163問 risk-013 保険・保険法（他人を被保険者とする死亡保険契約）・難易度 ★☆☆

保険契約者以外の者を被保険者とする死亡保険契約に関する、保険法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

A 被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

B 保険金受取人の同意があれば、被保険者の同意は不要である。

C 被保険者の同意が必要なのは、被保険者が未成年者である場合に限られる。

D 保険契約者と被保険者が親族であれば、被保険者の同意は不要である。

解答欄（　　）　解説 273ページ

第164問 risk-014 保険・保険法（保険金受取人の変更）・難易度 ★★☆

生命保険契約の保険金受取人の変更に関する、保険法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

A 保険契約者は、保険事故が発生した後でも、保険金受取人を変更することができる。

B 保険金受取人の変更には、保険者の承諾が必要である。

C 保険金受取人の変更は、遺言によってすることはできない。

D 保険金受取人の変更は遺言によってもすることができ、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人が保険者に通知しなければ、保険者に対抗することができない。

解答欄（　　）　解説 274ページ

第165問 risk-015 保険・損害保険金と所得税・難易度 ★★☆

個人が受け取る損害保険の保険金などの所得税の取扱いに関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 自宅の建物が火災で焼失し、火災保険の保険金を受け取った場合、その保険金は非課税である。

B 積立型の損害保険の満期返戻金は、資産の損害に基因するものではないが、非課税である。

C 自宅の建物の火災で受け取った火災保険の保険金は、一時所得として課税される。

D 個人事業者が、店舗の商品（棚卸資産）の損害について受け取った保険金は、非課税である。

解答欄（　　）　解説 275ページ

第166問 risk-016 保険・少額短期保険・難易度 ★★☆

保険業法に定める少額短期保険業に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 少額短期保険業者は、保険期間が10年以内の保険を引き受けることができる。

B 少額短期保険業者が引き受ける保険の保険金額には、法令上の上限はない。

C 少額短期保険業は、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業である。

D 少額短期保険業は、登録などの手続をしなくても、誰でも行うことができる。

解答欄（　　）　解説 276ページ

第167問 risk-017 保険・保険法（保険給付請求権の時効）・難易度 ★☆☆

保険法に定める、保険金（保険給付）を請求する権利の消滅時効の期間として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 約款で別段の定めをしていないものとする。

A 行使することができる時から1年間

B 行使することができる時から3年間

C 行使することができる時から5年間

D 行使することができる時から10年間

解答欄（　　）　解説 276ページ

第168問 risk-018 保険・生命保険料控除（合計の上限）・難易度 ★★☆

会社員のKさんは、2026年中に、いずれも2012年1月1日以後に締結した契約について、一般の生命保険料15万円、介護医療保険料10万円、個人年金保険料（個人年金保険料控除の要件を満たすもの）9万円を支払った。Kさんの2026年分の所得税の生命保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2012年1月1日以前に締結した契約はないものとする。
- 剰余金の分配などはないものとする。
- Kさんには23歳未満の扶養親族はいないものとする。

A 40,000円

B 80,000円

C 120,000円

D 340,000円

解答欄（　　）　解説 277ページ

第169問 risk-019 保険・保険法（損害保険の免責）・難易度 ★★☆

損害保険契約の保険者の免責に関する、保険法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 約款で別段の定めをしていないものとする。

A 保険者は、保険契約者または被保険者の軽過失によって生じた損害も、てん補する責任を負わない。

B 保険者は、戦争その他の変乱によって生じた損害についても、てん補する責任を負う。

C 火災保険の保険者は、被保険者の重大な過失によって生じた損害であっても、てん補する責任を負う。

D 責任保険契約では、保険者が責任を負わないのは被保険者の故意によって生じた損害であり、重大な過失によって生じた損害は免責とならない。

解答欄（　　）　解説 278ページ

第170問 risk-020 保険・保険法（死亡保険の免責）・難易度 ★★☆

死亡保険契約の保険者が保険給付を行う責任を負わない場合（免責）に関する、保険法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 約款で別段の定めをしていないものとする。

(A) 被保険者が自殺をした場合でも、保険法上、保険者は必ず保険給付を行う。

(B) 保険契約者が被保険者を故意に死亡させた場合、保険者は保険給付を行う責任を負わない。

(C) 保険金受取人の1人が被保険者を故意に死亡させた場合、保険者は、他の保険金受取人に対しても保険給付を行う責任を負わない。

(D) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡した場合も、保険者は保険給付を行う責任を負う。

解答欄（　　）　解説 279ページ

第171問 risk-021 保険・自賠責保険（被害者請求）・難易度 ★☆☆

自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づく、被害者から保険会社への直接請求（被害者請求）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 自賠法第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払を直接請求することができる。

(B) 被害者は、加害者（保有者）が損害を賠償した後でなければ、保険会社に請求することができない。

(C) 被害者が保険会社に直接請求できるのは、保険金額を超える損害の部分に限られる。

(D) 被害者請求は、自賠責保険ではなく任意の自動車保険にのみ認められる制度である。

解答欄（　　）　解説 280ページ

第172問 risk-022 保険・損害保険の一部保険（比例てん補）・難易度 ★★☆

保険価額4,000万円の建物に、保険金額2,000万円の火災保険を付けている。火災により1,000万円の損害が生じた。保険法の規定により保険者が行うべき保険給付の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 約定保険価額の定めはなく、約款に保険法と異なる定めはないものとする。

A 1,000万円

B 2,000万円

C 500万円

D 250万円

解答欄（　　）　解説 281ページ

第173問 risk-023 保険・保険法（超過保険）・難易度 ★★☆

損害保険契約の超過保険に関する、保険法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

A 超過保険の契約は、超過しているかどうかにかかわらず、契約全体が無効となる。

B 契約締結時に保険金額が保険価額を超えていたことについて、保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、超過部分について契約を取り消すことができる。

C 超過保険の場合、保険者は保険価額を超える保険金額の全額を支払わなければならない。

D 約定保険価額があるときでも、保険契約者は常に超過部分を取り消すことができる。

解答欄（　　）　解説 281ページ

第174問 risk-024 保険・保険法（重複保険）・難易度 ★★☆

同じ損害をてん補する損害保険契約が複数ある場合（重複保険）に関する、保険法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 約款に保険法と異なる定めはないものとする。

A 重複保険の場合、各保険者は、保険金額の割合に応じた額しか保険給付を行う義務を負わない。

B 重複保険の場合、被保険者は、すべての保険者から損害額の全額をそれぞれ受け取ることができる。

C 重複保険の場合、後に締結された損害保険契約は無効となる。

D 他の損害保険契約が同じ損害をてん補することとなっている場合でも、保険者は、てん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負う。

解答欄（　　）　解説 282ページ

第175問 risk-025 保険・保険法（重大事由による解除）・難易度 ★★☆

生命保険契約の重大事由による解除に関する、保険法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 保険者は、保険契約者の保険料の支払が1日でも遅れれば、重大事由による解除をすることができる。

(B) 重大事由による解除は、保険契約者からしかすることができない。

(C) 保険金受取人が、生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとしたときは、保険者は生命保険契約を解除することができる。

(D) 保険法には、重大事由による解除の規定はない。

解答欄（　　）　解説 283ページ

第176問 risk-026 保険・個人年金保険の年金と雑所得・難易度 ★★☆

Mさんは、自分が契約者（保険料負担者）・被保険者・年金受取人である個人年金保険（確定年金・年金支払総額1,200万円）から、2026年中に年金120万円を受け取った。払込保険料の総額は900万円である。Mさんの2026年分のこの年金に係る雑所得の金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 剰余金・割戻金はないものとする。
- 公的年金等には該当しないものとする。

(A) 30万円

(B) 35万円

(C) 120万円

(D) 0円

解答欄（　　）　解説 284ページ

第177問 risk-027 保険・所得補償保険金と税金・難易度 ★★☆

会社員のNさんは、病気で働けなくなり、自分が契約者・被保険者・受取人の所得補償保険から保険金を受け取った。この保険金の所得税の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

(A) 給与所得として課税される。

(B) 一時所得として課税される。

(C) 雑所得として課税される。

(D) 非課税である。

解答欄（　　）　解説 285ページ

第178問 risk-028 保険・生命保険料控除（旧契約）・難易度 ★★☆

会社員のPさんは、2026年中に、2011年12月31日以前に締結した生命保険契約（旧契約）の一般の生命保険料を年間8万円支払った。ほかに生命保険料・個人年金保険料の支払はない。Pさんの2026年分の所得税の生命保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 剰余金の分配などはないものとする。

A 40,000円

B 45,000円

C 50,000円

D 80,000円

解答欄（　　）　解説 286ページ

第179問 risk-029 保険・保険法（保険給付の履行期）・難易度 ★★☆

生命保険契約の保険給付を行う期限に関する、保険法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

A 保険者は、保険給付の請求を受けた日に、直ちに保険給付を行わなければならない。

B 約款で保険給付を行う期限を定めた場合は、その期限が確認に必要な相当の期間を超える日であっても、その期限が優先される。

C 保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、請求があった後、保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

D 保険者は、保険給付の遅れについて、どのような場合も遅滞の責任を負わない。

解答欄（　　）　解説 287ページ

第180問 risk-030 保険・死亡保険金の非課税（相続人以外の受取人）・難易度 ★★☆

被相続人Qさん（契約者・保険料負担者・被保険者）の死亡により、Qさんの孫R（相続人ではない）が、死亡保険金1,000万円を受け取った。Qさんの相続人は、子2人である。Rが受け取った死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Rは代襲相続人ではなく、Qさんの養子でもないものとする。

A 0円

B 500万円

C 相続税ではなく所得税（一時所得）の対象となる

D 1,000万円

解答欄（　　）　解説 288ページ

第181問 risk-031 保険・保険法（保険契約者による解除）・難易度 ★☆☆

保険法における、生命保険契約の保険契約者による解除に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。

B 保険契約者が生命保険契約を解除できるのは、契約の締結から1年を経過した後に限られる。

C 保険契約者が生命保険契約を解除するには、保険者の同意が必要である。

D 生命保険契約を解除できるのは保険者だけで、保険契約者は解除できない。

解答欄（　　）　解説 288ページ

第182問 risk-032 保険・保険法（危険増加による解除）・難易度 ★★☆

保険法における、損害保険契約の締結後に危険増加が生じた場合の保険者による解除に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 危険増加後の危険に対応した保険料に変更すれば、契約を継続できる場合とする。

(A) 危険増加が生じた場合、保険者は、いつでも契約を解除できる。

(B) 危険増加が生じても、保険者は契約を解除できない。

(C) 契約で通知義務が定められ、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく通知しなかったときは、保険者は契約を解除できる。

(D) 危険増加により契約を解除した場合、解除の前に発生した保険事故についても、保険者は常に保険給付を行わなければならない。

解答欄（　　）　解説 289ページ

第183問 risk-033 保険・地震保険の保険金額の限度・難易度 ★★☆

居住用建物に保険金額1億2,000万円の火災保険を契約し、地震保険を付帯する。この建物について付帯できる地震保険の保険金額の最高額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- この建物について、ほかに地震保険契約はないものとする。

(A) 6,000万円

(B) 3,600万円

(C) 1,000万円

(D) 5,000万円

解答欄（　　）　解説 290ページ

第184問 risk-034 保険・介護医療保険料控除（所得税）・難易度 ★★☆

会社員のNさんは、2026年中に介護医療保険契約等（2012年1月1日以後の契約）の保険料を年間6万円支払った。ほかに生命保険料・個人年金保険料の支払はない。Nさんの2026年分の所得税の介護医療保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 剰余金の分配などはないものとする。

A 40,000円

B 35,000円

C 30,000円

D 28,000円

解答欄（　　）　解説 291ページ

第185問 risk-035 保険・生命保険料控除（住民税）・難易度 ★★☆

Oさんは、2025年中に、新契約（2012年1月1日以後の契約）の一般の生命保険料を年間8万円支払った。ほかに生命保険料等の支払はない。2026年度の個人住民税の生命保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 剰余金の分配などはないものとする。

A 28,000円

B 40,000円

C 34,000円

D 35,000円

解答欄（　　）　解説 292ページ

第186問 risk-036 保険・解約返戻金と一時所得・難易度 ★★☆

Pさんは、自分が契約者（保険料負担者）である養老保険を解約し、解約返戻金480万円を受け取った。払込保険料の総額は380万円である。ほかに一時所得はない。この解約返戻金について、Pさんの総所得金額に算入される金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 保険期間は5年を超えており、源泉分離課税の対象となる金融類似商品には該当しないものとする。

A 100万円

B 50万円

C 0円

D 25万円

解答欄（　　）　解説 293ページ

第187問 risk-037 保険・保険法（責任保険の被害者の先取特権）・難易度 ★★☆

保険法における責任保険契約に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 責任保険契約の被保険者に対して損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有しない。

B 被保険者は、損害賠償債務を弁済していなくても、いつでも保険者に保険給付の全額を請求できる。

C 責任保険契約の被保険者に対して保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

D 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、誰に対しても自由に譲り渡すことができる。

解答欄（　　）　解説 293ページ

第188問 risk-038 保険・保険業法（所属保険会社等の賠償責任）・難易度 ★★☆

保険業法における、保険募集人が保険募集について保険契約者に損害を加えた場合の責任に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 損害を賠償する責任を負うのは保険募集人だけで、所属保険会社等は責任を負わない。

B 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

C 所属保険会社等は、保険募集人の委託や選任について相当の注意をし、損害の発生の防止に努めた場合でも、例外なく責任を負う。

D 所属保険会社等が責任を負うのは、保険募集人が所属保険会社等の役員である場合に限られる。

解答欄（　　）　解説 294ページ

第189問 risk-039 保険・保険法（第三者のためにする生命保険契約）・難易度 ★☆☆

保険法における、保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者である場合の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

A 保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。

B 保険金受取人は、受益の意思表示をしなければ、保険金を請求する権利を取得しない。

C 保険金受取人は、保険契約者の同意がなければ、保険金を請求することができない。

D 保険金受取人が契約の当事者以外の者である生命保険契約は、無効である。

解答欄（　　）　解説 295ページ

第190問 risk-040 保険・死亡保険金と贈与税・難易度 ★★☆

契約者（保険料負担者）が妻、被保険者が夫、死亡保険金受取人が子である生命保険契約で、夫の死亡により子が死亡保険金を受け取った。この死亡保険金に課される税金として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 保険料は、全額を妻が負担しているものとする。

A 相続税

B 所得税（一時所得）

C 所得税・住民税（雑所得）

D 贈与税

解答欄（　　）　解説 296ページ

第191問 risk-041 保険・保険法（保険金受取人の死亡）・難易度 ★★☆

保険法における、生命保険契約の保険金受取人が保険事故（被保険者の死亡）の発生前に死亡し、その後、保険契約者が保険金受取人を変更しないまま被保険者が死亡した場合の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 約款に保険法と異なる定めはないものとする。

A 保険契約者が保険金受取人となる。

B 被保険者の相続人の全員が保険金受取人となる。

C 死亡した保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となる。

D 保険金受取人がいないため、保険者は保険給付を行う責任を負わない。

解答欄（　　）　解説 297ページ

第192問 risk-042 保険・保険法（差押債権者等による解除と介入権）・難易度 ★★★

保険法における、差押債権者など保険契約の当事者以外の者が死亡保険契約（保険料積立金があるもの）を解除する場合に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に効力を生ずる。

B 差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時に直ちに効力を生ずる。

C 差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時から3か月を経過した日に効力を生ずる。

D 差押債権者は、死亡保険契約を解除することはできない。

解答欄（　　）　解説 298ページ

第193問 risk-043 保険・保険法（請求権代位）・難易度 ★★★

Sさんの自動車が、第三者の過失による事故で損害（てん補損害額1,000万円）を受けた。Sさんは車両保険から保険給付800万円を受け取った。Sさんの加害者に対する損害賠償請求権は600万円（過失相殺後）である。保険法の規定により、保険者が代位取得する損害賠償請求権の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 約款に保険法と異なる定めはないものとする。

A 800万円

B 600万円

C 400万円

D 0円

解答欄（　　）　解説 299ページ

第194問 risk-044 保険・自賠法（責任保険の契約の締結強制）・難易度 ★☆☆

自動車損害賠償保障法に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）への加入は任意である。

B 自動車は、自賠責保険又は自賠責共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

C 任意の自動車保険（対人賠償保険）に加入していれば、自賠責保険の契約は必要ない。

D 自賠責保険の契約が必要なのは、事業用の自動車だけである。

解答欄（　　）　解説 299ページ

第195問 risk-045 保険・保険業法（意向把握義務）・難易度 ★★☆

保険業法に定める、保険募集人などの顧客の意向の把握等に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は考えないものとする。

A 保険募集人には、顧客の意向を把握する義務はない。

B 顧客の意向を把握する義務を負うのは保険会社だけで、保険募集人は負わない。

C 顧客の意向と異なる保険商品であっても、説明をせずに推奨して契約させることができる。

D 顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、契約内容の説明、顧客の意向と契約内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。

解答欄（　　）　解説 300ページ

第196問 risk-046 保険・地震保険料控除（住民税）・難易度 ★★☆

Tさんは、2025年中に自宅の地震保険料を年間4万円支払った。ほかに損害保険料の支払はない。2026年度の個人住民税の地震保険料控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 剰余金の分配などはないものとする。

A 40,000円

B 25,000円

C 20,000円

D 50,000円

解答欄（　　）　解説 301ページ

第197問 risk-047 保険・保険法（保険価額の減少）・難易度 ★★☆

保険法における、損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少した場合に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額と保険料の減額を請求することができる。

B 保険価額が減少すると、保険者は保険金額を自動的に減額し、保険料を返還しなければならない。

C 保険契約者は、契約の始めにさかのぼって、保険料の全額の返還を請求できる。

D 保険価額が減少しても、保険契約者は保険金額や保険料の減額を請求できない。

解答欄（　　）　解説 302ページ

第198問 risk-048 保険・保険法の保険契約の分類（傷害疾病定額保険契約）・難易度 ★☆☆

保険法に定める保険契約の分類に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 人の傷害疾病によって生ずる損害をてん補する契約は、傷害疾病定額保険契約である。

B 傷害疾病定額保険契約は、生命保険契約に含まれる。

C 傷害疾病定額保険契約は、保険法の適用の対象外である。

D 傷害疾病定額保険契約は、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものである。

解答欄（　　）　解説 303ページ

第199問 risk-049 保険・傷害保険の死亡保険金と相続税・難易度 ★★☆

Uさんは、自分が契約者（保険料負担者）・被保険者、妻が死亡保険金受取人である損害保険会社の傷害保険に加入していた。Uさんが交通事故で死亡し、妻が死亡保険金を受け取った。この死亡保険金に課される税金として、最も適切なものはどれか。

A 所得税（一時所得）

B 相続税

C 贈与税

D 非課税（いずれの税金も課されない）

解答欄（　　）　解説 304ページ

第200問 risk-050 保険・保険法（片面的強行規定）・難易度 ★★☆

保険法における、損害保険契約の告知義務に関する規定（第4条）に反する特約の効力として、最も適切なものはどれか。

A 第4条の規定に反する特約で、保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効である。

B 第4条の規定に反する特約は、保険契約者に有利なものも含めて、すべて無効である。

C 第4条の規定に反する特約は、当事者が合意していれば、保険契約者に不利なものも有効である。

D 第4条の規定に反する特約は、保険者に不利なものだけが無効である。

解答欄（　　）　解説 304ページ

課目5　タックスプランニング　問題（50問）

第201問　tax-001　税金・退職所得・難易度 ★★☆

会社員のCさんは、勤続25年で2026年中に会社を定年退職し、退職一時金2,500万円を受け取った。Cさんの2026年分の退職所得の金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 勤続年数は25年ちょうどで、1年未満の端数はないものとする。
- Cさんは役員ではなく、障害者になったことが原因の退職でもないものとする。
- Cさんは、本年以前に他の退職手当等や確定拠出年金の老齢給付金（一時金）を受け取っていないものとする。

A　1,350万円

B　850万円

C　675万円

D　1,150万円

解答欄（　　）　解説 306ページ

第202問　tax-002　税金・医療費控除・難易度 ★☆☆

Dさん（2026年分の総所得金額等500万円）は、2026年中に自分の入院・通院の医療費として30万円を支払い、医療保険から入院給付金5万円を受け取った。Dさんの2026年分の医療費控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 支払った医療費は、すべて医療費控除の対象になるものとする。
- 入院給付金5万円は、この医療費を補填するものとする。
- セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は選ばないものとする。

A　15万円

B　20万円

C　25万円

D　0円

解答欄（　　）　解説 307ページ

第203問 tax-003 税金・一時所得・難易度 ★★☆

Eさんは、2026年中に、自分が契約者（保険料負担者）で受取人の生命保険の満期保険金600万円を一時金で受け取った。払い込んだ保険料の総額は450万円である。Eさんの2026年分の総所得金額に算入される一時所得の金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Eさんには、ほかに一時所得はないものとする。
- この保険は、源泉分離課税の対象となる一時払養老保険等には当たらないものとする。

A 150万円

B 100万円

C 50万円

D 0円

解答欄（　　）　解説 307ページ

第204問 tax-004 税金・損益通算・難易度 ★★☆

所得税の損益通算に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 土地等を取得するための借入金の利子など、損益通算の特例による制限はないものとする。

A 一時所得の計算上生じた損失は、給与所得の金額と損益通算できる。

B 雑所得の計算上生じた損失は、給与所得の金額と損益通算できる。

C 不動産所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象にならない。

D 不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象になる。

解答欄（　　）　解説 308ページ

第205問 tax-005 税金・青色申告特別控除・難易度 ★★☆

個人事業主のFさんは、事業所得について青色申告をしている。2026年分について、正規の簿記の原則により記帳し、貸借対照表と損益計算書を添付した確定申告書を、期限内にe-Tax（電子申告）で提出した。Fさんが受けられる青色申告特別控除の最高額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 事業所得の金額は65万円を超えるものとする。
- 現金主義による所得計算の特例は選択していないものとする。

A 10万円

B 55万円

C 65万円

D 青色申告特別控除は受けられない

解答欄（　　）　解説 309ページ

第206問 tax-006 税金・給与所得・難易度 ★☆☆

会社員のPさんの2026年分の給与等の収入金額は600万円である。Pさんの2026年分の給与所得の金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 所得金額調整控除や特定支出控除は適用されないものとする。

A 405万円

B 436万円

C 480万円

D 535万円

解答欄（　　）　解説 310ページ

第207問 tax-007 税金・所得税の税率・難易度 ★★☆

Qさんの2026年分の課税総所得金額は800万円である。Qさんの2026年分の所得税額（税額控除前）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 所得税額には、復興特別所得税を含めないものとする。

A 1,204,000円

B 1,229,284円

C 1,600,000円

D 1,840,000円

解答欄（　　）　解説 311ページ

第208問 tax-008 税金・配当控除・難易度 ★★☆

Rさんの2026年分の課税総所得金額は800万円で、このうち、国内の上場会社から受けた剰余金の配当に係る配当所得の金額が50万円ある。Rさんは、この配当所得について総合課税を選択して確定申告をする。Rさんの配当控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 配当は、内国法人から受ける剰余金の配当のみとし、証券投資信託の収益の分配はないものとする。

A 0円

B 25,000円

C 50,000円

D 500,000円

解答欄（　　）　解説 312ページ

第209問 tax-009 税金・寄附金控除・難易度 ★☆☆

Sさん（2026年分の総所得金額500万円、退職所得・山林所得なし）は、2026年中に、ある市に寄附金（ふるさと納税）10万円を支出し、確定申告で寄附金控除を受ける。Sさんの2026年分の所得税の寄附金控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 寄附は、特別の利益が寄附者に及ぶものではないものとする。
- ほかに特定寄附金の支出はないものとする。

(A) 40,000円

(B) 98,000円

(C) 100,000円

(D) 2,000,000円

解答欄（　　）　解説 313ページ

第210問 tax-010 税金・消費税の納税義務の免除・簡易課税・難易度 ★★☆

消費税の納税義務の免除と簡易課税制度に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 簡易課税制度は、基準期間における課税売上高が1億円以下の課税期間について選択できる。

(B) 個人事業者の基準期間とは、その年の前年をいう。

(C) 適格請求書発行事業者であっても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であれば、納税義務が免除される。

(D) 基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く）は、原則として、その課税期間の消費税の納税義務が免除される。

解答欄（　　）　解説 314ページ

第211問 tax-011 税金・配偶者控除・難易度 ★★☆

会社員のLさん（2026年分の合計所得金額700万円）は、妻（2026年12月31日現在72歳）と生計を一にしている。妻には所得がなく、青色事業専従者・事業専従者ではない。Lさんの2026年分の所得税の配偶者控除の額として、最も適切なものはどれか。

(A) 38万円

(B) 48万円

(C) 32万円

(D) 16万円

解答欄（　　）　解説 315ページ

第212問 tax-012 税金・扶養控除・難易度 ★★☆

Mさんは、生計を一にする長男（2026年12月31日現在20歳・大学生）と長女（同16歳・高校生）を扶養している。2人とも所得はない。Mさんの2026年分の所得税の扶養控除の額の合計として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2人とも、Mさんの控除対象扶養親族の要件（所得以外のもの）を満たすものとする。

A 63万円

B 76万円

C 126万円

D 101万円

解答欄（　　）　解説 316ページ

第213問 tax-013 税金・社会保険料控除・難易度 ★☆☆

所得税の社会保険料控除に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 納税者が、生計を一にする親族の負担すべき国民年金保険料を支払った場合、その支払った金額は、納税者の社会保険料控除の対象となる。

B 社会保険料控除の額には、年5万円の上限がある。

C 社会保険料控除の対象となるのは、納税者本人の負担すべき社会保険料に限られる。

D 国民年金保険料は、社会保険料控除ではなく生命保険料控除の対象となる。

解答欄（　　）　解説 317ページ

第214問 tax-014 税金・雑損控除・難易度 ★★☆

Nさん（2026年分の総所得金額500万円、退職所得・山林所得なし）は、2026年中に台風で自宅の家財に損害を受けた。損失の額は300万円で、損害保険金100万円を受け取った。災害関連支出はない。Nさんの2026年分の雑損控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 損失の額は、所得税法上の損失の金額として適正に計算されたものとする。

A 150万円

B 195万円

C 200万円

D 250万円

解答欄（　　）　解説 317ページ

第215問 tax-015 税金・不動産所得の損益通算（土地の負債利子）・難易度 ★★★

Pさんの2026年分の不動産所得の金額は、120万円の損失である。この不動産所得の必要経費には、賃貸アパートの土地を取得するための借入金の利子50万円と、建物を取得するための借入金の利子30万円が含まれている。この損失のうち、給与所得など他の所得と損益通算できる金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 土地と建物の借入金の利子は、それぞれ区分して計算されているものとする。

A 40万円

B 70万円

C 120万円

D 50万円

解答欄（　　）　解説 318ページ

第216問 tax-016 税金・青色事業専従者給与・難易度 ★★☆

青色申告をしている個人事業主の青色事業専従者給与に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 15歳未満の子でも、事業に専ら従事していれば青色事業専従者になれる。

B 青色事業専従者給与を必要経費に算入するための届出は不要である。

C 青色事業専従者に支払った給与は、金額にかかわらず、その全額を必要経費に算入できる。

D 青色事業専従者として給与の支払を受ける配偶者は、事業主の配偶者控除の対象とならない。

解答欄（　　）　解説 319ページ

第217問 tax-017 税金・給与所得者の確定申告・難易度 ★★☆

1か所から給与の支払を受け、年末調整を受けている会社員の所得税の確定申告に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 医療費控除などの還付を受けるための申告は考えないものとする。
- 同族会社の役員などの特別な場合には当たらないものとする。

A 給与の年間収入金額が3,000万円以下であれば、確定申告は不要である。

B 給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が30万円以下であれば、確定申告は不要である。

C 給与の年間収入金額が2,000万円以下で、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告は不要である。

D 年末調整を受けていれば、給与以外の所得の金額にかかわらず、確定申告は不要である。

解答欄（　　）　解説 320ページ

第218問 tax-018 税金・法人税（交際費等の損金不算入）・難易度 ★★☆

期末の資本金の額が5,000万円の法人（大法人の100%子会社などの除外要件には該当しない）が、2026年4月1日に開始し2027年3月31日に終了する事業年度（12か月）に支出した交際費等の損金算入に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 通算法人ではないものとする。

A 交際費等の額は、その全額を損金の額に算入できる。

B 交際費等の額のうち、年600万円を超える部分の金額が損金不算入となる。

C 資本金の額が5,000万円の法人は、定額控除限度額の特例を受けることはできない。

D 交際費等の額のうち、年800万円（定額控除限度額）を超える部分の金額を損金不算入とすることができる（接待飲食費の50%を超える部分を損金不算入とする方法との選択）。

解答欄（　　）　解説 321ページ

第219問 tax-019 税金・消費税（簡易課税の計算）・難易度 ★★☆

小売業（第二種事業）のみを営む個人事業者Qさんは、簡易課税制度を適用している。ある課税期間の課税標準額に対する消費税額（売上げに係る消費税額。国税部分）は160万円で、売上げに係る対価の返還等はない。この課税期間の納付税額（国税部分）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 地方消費税は考慮しないものとする。
- 小売業以外の事業はなく、事業区分は適正に行われているものとする。

A 16万円

B 32万円

C 48万円

D 64万円

解答欄（　　）　解説 322ページ

第220問 tax-020 税金・準確定申告・難易度 ★☆☆

年の中途で死亡した人の所得税の申告（準確定申告）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 死亡した人は、確定申告書を提出しなければならない場合に該当していたものとする。

A 相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに、申告書を提出しなければならない。

B 相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、申告書を提出すればよい。

C 死亡した人の所得税は、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告する。

D 年の中途で死亡した人の所得税は、申告する必要がない。

解答欄（　　）　解説 323ページ

第221問 tax-021 税金・退職所得（特定役員退職手当等）・難易度 ★★☆

法人の役員Sさんは、役員として勤続4年で退職し、退職金1,000万円を受け取った。この退職金は特定役員退職手当等に該当する。Sさんの退職所得の金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 障害者になったことによる退職ではなく、ほかに退職手当等はないものとする。

A 420万円

B 690万円

C 840万円

D 1,000万円

解答欄（　　）　解説 324ページ

第222問 tax-022 税金・家事関連費（必要経費）・難易度 ★☆☆

個人事業主の必要経費に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 事業主本人の生活費は、事業に関連していなくても必要経費に算入できる。

B 事業主本人が納付する所得税は、必要経費に算入できる。

C 家事上の経費は、全額を必要経費に算入できる。

D 家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるものは、必要経費に算入しない。

解答欄（　　）　解説 324ページ

第223問 tax-023 税金・総合課税の譲渡所得（長期）・難易度 ★★☆

Tさんは、2026年中に、7年前に購入した金地金（総合課税の譲渡所得の対象）を売却し、譲渡益（譲渡価額 − 取得費 − 譲渡費用）は250万円であった。ほかに譲渡所得はない。Tさんの総所得金額に算入される譲渡所得の金額として、最も適切なものはどれか。

A 100万円

B 200万円

C 125万円

D 250万円

解答欄（　　）　解説 325ページ

第224問 tax-024 税金・予定納税・難易度 ★☆☆

Uさんの2026年分の予定納税基準額（前年分の課税総所得金額に係る所得税額から源泉徴収税額を差し引いた額など）は60万円である。2026年7月に納付する予定納税（第1期）の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 減額の申請はしないものとする。

A 30万円

B 20万円

C 60万円

D 0円

解答欄（　　）　解説 326ページ

第225問 tax-025 税金・純損失の繰越控除・難易度 ★★☆

個人事業主の所得税の純損失の繰越控除に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 特定非常災害などの特例は考えないものとする。

A 純損失の金額は、白色申告でも全額を翌年以後10年間繰り越せる。

B 純損失の金額は、翌年以後1年間しか繰り越せない。

C 青色申告書を提出した年に生じた純損失の金額は、確定申告書を提出することを要件に、翌年以後3年間繰り越して控除できる。

D 純損失の繰越控除は、確定申告をしなくても受けられる。

解答欄（　　）　解説 327ページ

第226問 tax-026 税金・法人税（役員給与・定期同額給与）・難易度 ★★☆

法人税法上の役員給与の損金算入に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 業績連動給与・退職給与・使用人兼務役員の使用人分給与ではないものとする。

(A) 支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの（定期同額給与）は、損金の額に算入される。

(B) 役員給与は、その額にかかわらず、すべて損金の額に算入される。

(C) 役員に支給する賞与は、事前の届出をしていなくても、すべて損金の額に算入される。

(D) 役員給与は、すべて損金の額に算入されない。

解答欄（　　）　解説 328ページ

第227問 tax-027 税金・法人税（欠損金の繰越控除）・難易度 ★★☆

内国法人の青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額の繰越控除に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 連続して確定申告書を提出しているなど、繰越控除の要件を満たしているものとする。

(A) 欠損金額は、翌事業年度に限り繰り越すことができる。

(B) 欠損金額は、期間の制限なく繰り越すことができる。

(C) 欠損金額は、各事業年度開始の日前3年以内に開始した事業年度に生じたものに限り控除できる。

(D) 各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入できる。

解答欄（　　）　解説 329ページ

第228問 tax-028 税金・消費税（非課税取引）・難易度 ★☆☆

消費税の非課税取引に該当するものとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 国内における取引とする。

A 事業者が行う駐車場（施設の利用に伴って土地が使用されるもの）の貸付け

B 土地の譲渡

C 事務所用建物の譲渡

D 事業者が行う1か月未満の土地の貸付け

解答欄（　　）　解説 329ページ

第229問 tax-029 税金・青色申告の承認申請・難易度 ★☆☆

2026年分から新たに青色申告をしようとする個人（2026年1月15日以前から事業を行っている者）が、青色申告承認申請書を提出する期限として、最も適切なものはどれか。

A 2026年3月15日まで

B 2026年12月31日まで

C 2027年3月15日まで

D 事業を開始した日から2か月以内

解答欄（　　）　解説 330ページ

第230問 tax-030 税金・所得税の延納・難易度 ★★☆

Vさんは、2025年分の所得税の確定申告をし、納付すべき所得税額は80万円であった。延納の制度を利用して、残額の納付を延期するために、確定申告による納付の期限までに納付しなければならない最低額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 延払条件付譲渡に係る延納は考えないものとする。

A 80万円

B 20万円

C 40万円

D 0円

解答欄（　　）　解説 331ページ

第231問 tax-031 税金・障害者控除・難易度 ★★☆

居住者Qさん（障害者ではない）の扶養親族は2人で、1人は障害者（特別障害者ではない）、もう1人は特別障害者である。特別障害者の扶養親族は、Qさんと同居していない（施設に入所している）。Qさんの2026年分の所得税の障害者控除の額として、最も適切なものはどれか。

A 54万円

B 80万円

C 102万円

D 67万円

解答欄（　　）　解説 332ページ

第232問 tax-032 税金・報酬・料金の源泉徴収・難易度 ★★☆

出版社が、個人の作家Rさんに原稿料150万円を1回で支払う。出版社が源泉徴収すべき所得税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 復興特別所得税は含めないものとする。

A 15万円

B 20万円

C 30万円

D 10万円

解答欄（　　）　解説 332ページ

第233問 tax-033 税金・公的年金等の受給者の確定申告不要制度・難易度 ★★☆

Sさん（70歳）の2026年中の収入は、公的年金等380万円だけで、ほかに生命保険の個人年金（雑所得の金額15万円）がある。Sさんの2026年分の所得税の確定申告に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 公的年金等は、すべて源泉徴収の対象となるものとする。
- 所得税の還付を受けるための申告は考えないものとする。

A 公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下のため、所得税の確定申告をする必要はない。

B 公的年金等の収入金額が300万円を超えるため、所得税の確定申告が必要である。

C 公的年金等以外に所得があるため、金額にかかわらず所得税の確定申告が必要である。

D 公的年金等の受給者は、所得の金額にかかわらず確定申告をすることができない。

解答欄（　　）　解説 333ページ

第234問 tax-034 税金・法人税（受取配当等の益金不算入）・難易度 ★★★

内国法人T社は、他の内国法人の株式（発行済株式の総数の3%を保有。完全子法人株式等・関連法人株式等には該当しない）について、配当100万円を受け取った。T社の法人税の計算上、益金の額に算入されない金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- T社とその内国法人の間に完全支配関係はないものとする。

A 100万円

B 50万円

C 20万円

D 0円

解答欄（　　）　解説 334ページ

第235問 tax-035 税金・純損失の繰戻しによる還付・難易度 ★★☆

所得税の純損失の繰戻しによる還付の請求に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 白色申告者も、純損失の金額について、前年分の所得税の還付を請求できる。

B 純損失の金額は、前3年分の所得税に繰り戻して還付を請求できる。

C 繰戻しによる還付の請求は、確定申告書を提出した後、いつでも行うことができる。

D 青色申告書を提出する居住者は、その年に生じた純損失の金額について、前年分の所得税の還付を請求できる。

解答欄（　　）　解説 335ページ

第236問 tax-036 税金・更正の請求の期限・難易度 ★☆☆

所得税の確定申告をした後に、税額を過大に申告していたことが分かった。国税通則法に基づく更正の請求ができる期限として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 国税通則法第23条第2項の後発的事由による更正の請求は考えないものとする。

A 法定申告期限から5年以内

B 法定申告期限から1年以内

C 法定申告期限から3年以内

D 期限はない

解答欄（　　）　解説 336ページ

第237問 tax-037 税金・個人住民税の所得割（標準税率）・難易度 ★☆☆

Uさん（指定都市以外の市に住所がある）の2026年度の個人住民税の課税総所得金額は400万円である。所得割の額（標準税率による）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税額控除（調整控除など）は考慮しないものとする。

A 24万円

B 40万円

C 32万円

D 16万円

解答欄（　　）　解説 337ページ

第238問 tax-038 税金・法人税（少額の減価償却資産）・難易度 ★★☆

法人税における、取得価額が10万円未満の減価償却資産（少額の減価償却資産）の取扱いに関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものではないものとする。

A 取得価額20万円未満の資産であれば、全額をその事業年度の損金の額に算入できる。

B 取得価額10万円未満の資産であっても、必ず耐用年数に応じて減価償却しなければならない。

C 取得価額10万円未満であれば、主要な事業として行われるもの以外の貸付けの用に供した資産でも、全額を損金の額に算入できる。

D 事業の用に供した日の属する事業年度に、取得価額に相当する金額を損金経理すれば、その金額を損金の額に算入できる。

解答欄（　　）　解説 337ページ

第239問 tax-039 税金・小規模企業共済等掛金控除・難易度 ★☆☆

個人事業主Vさんは、2026年中に小規模企業共済の掛金を84万円、個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛金を27万6,000円支払った。Vさんの2026年分の所得税の小規模企業共済等掛金控除の額として、最も適切なものはどれか。

A 276,000円

B 840,000円

C 1,116,000円

D 700,000円

解答欄（　　）　解説 338ページ

第240問 tax-040 税金・過少申告加算税・難易度 ★★★

Wさんは、期限内に所得税の確定申告（申告納税額30万円）をしたが、税務調査を受けて修正申告をし、新たに納付すべき税額は100万円となった。過少申告加算税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 修正申告は、調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものとする。
- 正当な理由がある場合や、帳簿の提示等に関する加算などの特例は考慮しないものとする。

A 12.5万円

B 10万円

C 15万円

D 5万円

解答欄（　　）　解説 339ページ

第241問 tax-041 税金・退職所得（勤続年数の端数）・難易度 ★★☆

会社員Vさんは、勤続25年3か月で退職し、退職金2,000万円を受け取った。障害者になったことによる退職ではなく、特定役員退職手当等・短期退職手当等には該当しない。Vさんの退職所得の金額として、最も適切なものはどれか。

A 425万円

B 390万円

C 780万円

D 500万円

解答欄（　　）　解説 340ページ

第242問 tax-042 税金・通勤手当の非課税・難易度 ★☆☆

電車で通勤している会社員が受ける通勤手当の所得税の取扱いに関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 通勤手当は、最も経済的かつ合理的な経路及び方法による運賃等の額とする。

A 1か月あたり10万円までが非課税である。

B 金額にかかわらず、全額が非課税である。

C 通勤手当は、全額が給与所得として課税される。

D 1か月あたり15万円までが非課税である。

解答欄（　　）　解説 341ページ

第243問 tax-043 税金・消費税の基準期間・難易度 ★☆☆

消費税法における、個人事業者の基準期間として、最も適切なものはどれか。

A その年の前年

B その年

C その年の前々年

D その年の3年前の年

解答欄（　　）　解説 341ページ

第244問 tax-044 税金・消費税の税率・難易度 ★☆☆

消費税（国税）と地方消費税の税率に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A 標準税率の場合、消費税率7.8%と地方消費税を合わせて10%、軽減税率の場合、消費税率6.24%と地方消費税を合わせて8%である。

B 軽減税率の場合、消費税（国税）の税率は8%である。

C 標準税率の場合、消費税（国税）の税率は10%で、地方消費税は別に課されない。

D 地方消費税の税率は、消費税額に関係なく、取引額の2%である。

解答欄（　　）　解説 342ページ

第245問 tax-045 税金・法人税の税率・難易度 ★★☆

内国法人W社（普通法人、資本金5億円）の当期の所得金額は5億円である。W社の法人税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 税額控除・特別税額などは考慮しないものとする。
- 地方法人税は含めないものとする。
- 法人税とは別の税として課される防衛特別法人税は含めないものとする。

A 1億5,000万円

B 1億1,600万円

C 9,500万円

D 7,500万円

解答欄（　　）　解説 343ページ

第246問 tax-046 税金・法人税の確定申告書の提出期限・難易度 ★☆☆

内国法人の法人税の確定申告書の提出期限（原則）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 申告期限の延長の特例は考えないものとする。

A 各事業年度終了の日の翌日から1か月以内

B 各事業年度終了の日の翌日から3か月以内

C 各事業年度終了の日の翌日から6か月以内

D 各事業年度終了の日の翌日から2か月以内

解答欄（　　）　解説 344ページ

第247問 tax-047 税金・総合課税の譲渡所得（短期と長期がある場合の特別控除）・難易度 ★★★

Xさんは、2026年中に、取得から3年のゴルフ会員権を譲渡して譲渡益80万円を、取得から8年の絵画を譲渡して譲渡益120万円を得た（いずれも総合課税の譲渡所得の対象。譲渡益は譲渡価額－取得費－譲渡費用）。ほかに譲渡所得はない。Xさんの総所得金額に算入される譲渡所得の金額として、最も適切なものはどれか。

A 90万円

B 115万円

C 150万円

D 75万円

解答欄（　　）　解説 345ページ

第248問 tax-048 税金・個人事業税・難易度 ★★☆

個人事業主Yさん（第一種事業を営む）の事業税の課税標準となる所得（事業主控除前）は790万円である。Yさんの個人事業税の額（標準税率による）として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 事業を1年間行っていたものとする。
- 損失の繰越控除などはないものとする。

A 395,000円

B 200,000円

C 250,000円

D 145,000円

解答欄（　　）　解説 346ページ

第249問 tax-049 税金・生計を一にする親族に支払う対価・難易度 ★★☆

個人事業主Zさんが、生計を一にする妻に事業の手伝いの対価として給与を支払った場合の所得税の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Zさんは白色申告者で、青色事業専従者給与・事業専従者控除は考えないものとする。

(A) 支払った給与は、全額をZさんの事業所得の必要経費に算入できる。

(B) 支払った給与のうち、世間相場の金額までを必要経費に算入できる。

(C) 支払った給与は、妻の給与所得として課税され、Zさんの必要経費にも算入される。

(D) 支払った給与は、Zさんの事業所得の計算上、必要経費に算入されない。

解答欄（　　）　解説 346ページ

第250問 tax-050 税金・無申告加算税・難易度 ★★☆

AAさんは、所得税の確定申告書を期限までに提出せず、税務調査を受けた後に期限後申告をした。期限後申告により納付すべき税額は40万円である。無申告加算税の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 期限後申告は、調査があったことにより決定があるべきことを予知してされたものとする。
- 正当な理由がある場合などの特例は考慮しないものとする。

(A) 4万円

(B) 6万円

(C) 8万円

(D) 2万円

解答欄（　　）　解説 347ページ

課目6　相続・事業承継設計　問題（50問）

第251問　inheritance-001　相続・相続税の基礎控除・難易度 ★☆☆

2026年に亡くなった被相続人Eさんの相続人は、配偶者と子2人である。このうち子1人が家庭裁判所で相続の放棄の手続きをした。相続税の計算における遺産に係る基礎控除額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Eさんに養子はいないものとする。

(A) 4,200万円

(B) 3,600万円

(C) 5,400万円

(D) 4,800万円

解答欄（　　）　解説 349ページ

第252問　inheritance-002　相続・法定相続分・難易度 ★☆☆

被相続人Fさんには子がおらず、父母はすでに亡くなっている。Fさんの相続人は、配偶者とFさんの兄2人である。兄1人あたりの法定相続分として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 兄2人はいずれもFさんと父母を同じくする（全血の兄弟）ものとする。
- 祖父母など他の直系尊属もすでに亡くなっているものとする。
- 遺言はなく、相続の放棄をした人もいないものとする。

(A) 1/4

(B) 1/6

(C) 1/8

(D) 1/2

解答欄（　　）　解説 350ページ

第253問 inheritance-003 相続・相続時精算課税・難易度 ★★☆

2026年中に、父（65歳）から子（30歳）に現金3,000万円が贈与され、子は初めて相続時精算課税を選択した。この贈与に係る子の2026年分の贈与税額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 父と子は、相続時精算課税の適用要件を満たしているものとする。
- 子は、2026年中にほかの贈与を受けていないものとする。

A 78万円

B 100万円

C 600万円

D 0円

解答欄（　　）　解説 350ページ

第254問 inheritance-004 相続・小規模宅地等の特例・難易度 ★★★

被相続人Gさんが住んでいた自宅の敷地（面積400㎡、相続税評価額8,000万円）を、配偶者が相続した。小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（特定居住用宅地等）を適用した場合、評価額から減額される金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 特定居住用宅地等の要件はすべて満たしており、ほかに特例を適用する宅地等はないものとする。
- 評価額は面積に比例しているものとする（1㎡あたり20万円）。

A 6,400万円

B 3,300万円

C 2,720万円

D 5,280万円

解答欄（　　）　解説 351ページ

第255問　inheritance-005　相続・配偶者の税額軽減・難易度 ★★☆

相続税の配偶者に対する相続税額の軽減に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 遺産は相続税の申告期限までに分割されているものとする。

(A) 婚姻期間が20年以上の配偶者でなければ、適用を受けることができない。

(B) 配偶者が取得した正味の遺産額が、1億6千万円または配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までであれば、配偶者に相続税はかからない。

(C) 軽減される金額の上限は、1億円である。

(D) 軽減の結果、納付する相続税額が0円になる場合は、相続税の申告をしなくても適用を受けられる。

解答欄（　　）　解説 352ページ

第256問　inheritance-006　相続・相続税の総額・難易度 ★★☆

2026年に亡くなった被相続人Tさんの相続人は、配偶者と子2人である。課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を差し引いた残額（課税遺産総額）は1億2,000万円である。相続税の総額として、最も適切なものはどれか。

(A) 800万円

(B) 1,100万円

(C) 1,900万円

(D) 3,100万円

解答欄（　　）　解説 353ページ

第257問　inheritance-007　相続・贈与税（暦年課税・特例税率）・難易度 ★★☆

Uさん（2026年1月1日時点で20歳）は、2026年中に、祖父から現金500万円の贈与を受けた。Uさんの2026年分の贈与税額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 暦年課税によるものとし、相続時精算課税は選択しないものとする。
- 2026年中に、ほかに贈与を受けた財産はないものとする。

A　390,000円

B　485,000円

C　530,000円

D　700,000円

解答欄（　　）　解説 354ページ

第258問　inheritance-008　相続・相続税額の2割加算・難易度 ★☆☆

相続または遺贈により財産を取得した次の者のうち、相続税額の2割加算の対象となる者として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- いずれも、被相続人の養子ではないものとする。

A　被相続人の配偶者

B　被相続人の子

C　被相続人の子が相続開始前に死亡したため、代襲して相続人となった孫

D　被相続人の兄弟姉妹

解答欄（　　）　解説 355ページ

第259問　inheritance-009　相続・遺留分・難易度 ★★☆

被相続人Vさんの相続人は、配偶者と子2人である。Vさんは、全財産を配偶者に遺贈する旨の遺言を残した。遺留分を算定するための財産の価額は1億2,000万円である。子1人の遺留分の額として、最も適切なものはどれか。

A　1,000万円

B　1,500万円

C　3,000万円

D　6,000万円

解答欄（　　）　解説 355ページ

第260問　inheritance-010　相続・遺言（自筆証書遺言・検認）・難易度 ★☆☆

遺言に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　法務局（遺言書保管所）に保管されている自筆証書遺言は、相続開始後、家庭裁判所の検認を受ける必要がない。

B　自筆証書遺言に添付する相続財産の目録も、遺言者が全文を自書しなければならない。

C　公正証書遺言も、相続開始後、家庭裁判所の検認を受けなければならない。

D　自筆証書遺言には、日付を記載する必要はない。

解答欄（　　）　解説 356ページ

第261問　inheritance-011　相続・法定相続分（配偶者と直系尊属）・難易度 ★☆☆

被相続人Rさんには子がいない。Rさんの相続人は、配偶者と、Rさんの父母の3人である。父の法定相続分として、最も適切なものはどれか。

A　1/4

B　1/6

C　1/3

D　1/8

解答欄（　　）　解説 357ページ

第262問 inheritance-012 相続・代襲相続・難易度 ★★☆

代襲相続に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 子が相続の放棄をした場合、その子の子（被相続人の孫）が代襲して相続人となる。

(B) 子を代襲する孫も相続開始以前に死亡していた場合、ひ孫が再代襲することはできない。

(C) 代襲相続人の相続分は、被代襲者が受けるべきであった相続分とは異なる。

(D) 兄弟姉妹が相続人となるべき場合に、その兄弟姉妹が相続開始以前に死亡していたときは、その子（甥・姪）が代襲して相続人となるが、甥・姪の子が再代襲することはない。

解答欄（　　）　解説 358ページ

第263問 inheritance-013 相続・相続の放棄・限定承認・難易度 ★★☆

相続の放棄と限定承認に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 相続の放棄は、他の共同相続人全員の同意書があれば、家庭裁判所への申述をしなくてもよい。

(B) 限定承認は、共同相続人のうちの1人が単独でることができる。

(C) 相続の放棄をするには家庭裁判所に申述しなければならず、相続の放棄をした者は、その相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなされる。

(D) 相続の承認または放棄は、相続の開始があったことを知った時から6か月以内にしなければならない。

解答欄（　　）　解説 359ページ

第264問 inheritance-014 相続・相続に関する期限・難易度 ★★☆

相続に関する期限についての記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 相続税の申告書を提出しなければならない場合に該当し、申告者は日本国内に住所を有するものとする。

(A) 相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に提出しなければならない。

(B) 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から3年間行使しないときに、時効によって消滅する。

(C) 相続の放棄は、相続の開始があったことを知った時から6か月以内にしなければならない。

(D) 遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が知っていたかどうかにかかわらず、相続開始の時から1年を経過すると消滅する。

解答欄（　　）　解説 360ページ

第265問　inheritance-015　相続・配偶者居住権・難易度 ★★☆

民法の配偶者居住権に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 配偶者居住権は、居住建物の一部についてのみ設定され、使用の対価を支払う必要がある。

(B) 被相続人の配偶者は、相続開始の時に被相続人の財産に属した建物に居住していた場合、遺産の分割または遺贈によって、その建物の全部について無償で使用・収益をする権利（配偶者居住権）を取得することができる。

(C) 被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合でも、配偶者居住権を取得できる。

(D) 配偶者居住権は、遺産の分割では取得できず、遺贈によってのみ取得できる。

解答欄（　　）　解説 361ページ

第266問　inheritance-016　相続・遺産分割前の預貯金の払戻し・難易度 ★★☆

被相続人Sさんの相続人は、配偶者と子2人である。Sさんは、X銀行に普通預金900万円（相続開始時の残高）を有していた。遺産分割の前に、子1人が単独でX銀行から払戻しを受けられる上限額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Sさんは、ほかの金融機関に預貯金を有していないものとする。
- 家庭裁判所の仮分割の仮処分は利用しないものとする。

(A) 75万円

(B) 150万円

(C) 225万円

(D) 300万円

解答欄（　　）　解説 362ページ

第267問 inheritance-017 相続・贈与税の配偶者控除・難易度 ★★☆

Tさんは、2026年中に、婚姻期間25年の夫から、居住用不動産（相続税評価額2,500万円）の贈与を受け、贈与税の配偶者控除の適用を受ける。Tさんの2026年分の贈与税額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Tさんは、配偶者控除の要件（居住の用に供すること、申告など）を満たし、過去に夫からの贈与で配偶者控除を受けたことはないものとする。
- 2026年中に、ほかに贈与を受けた財産はないものとする。
- 暦年課税によるものとする。

A 390,000円

B 485,000円

C 530,000円

D 850,000円

解答欄（　　）　解説 363ページ

第268問 inheritance-018 相続・相続税の債務控除・葬式費用・難易度 ★★☆

相続税の課税価格の計算上、相続財産から控除できるもの（債務控除）に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 相続人が相続により財産を取得し、日本国内に住所を有する者とする。

A 被相続人の未払いの固定資産税は、公租公課であるため控除できない。

B 被相続人の葬式費用は、控除できない。

C 香典返しのためにかかった費用は、葬式費用として控除できる。

D 被相続人が生前に購入した墓地の未払代金は、控除できない。

解答欄（　　）　解説 364ページ

第269問　inheritance-019　相続・財産評価（貸家建付地）・難易度 ★★☆

Uさんが所有し、賃貸アパート（全室賃貸中）の敷地として利用している宅地がある。この宅地の自用地としての価額は6,000万円、借地権割合は70%、借家権割合は30%、賃貸割合は100%である。この宅地（貸家建付地）の相続税評価額として、最も適切なものはどれか。

(A) 1,800万円

(B) 4,200万円

(C) 4,740万円

(D) 6,000万円

解答欄（　　）　解説 365ページ

第270問　inheritance-020　相続・特別の寄与（特別寄与料）・難易度 ★★☆

民法の特別の寄与の制度に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 相続人も、被相続人の療養看護に努めた場合は、特別寄与料の支払を請求することができる。

(B) 被相続人の親族でない友人も、無償で療養看護をして特別の寄与をした場合は、特別寄与料の支払を請求することができる。

(C) 特別寄与料について協議が調わないときは、相続開始の時から5年以内であれば、いつでも家庭裁判所に処分を請求することができる。

(D) 相続人ではない被相続人の親族が、無償で療養看護その他の労務の提供をして被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合、相続人に対して特別寄与料の支払を請求することができる。

解答欄（　　）　解説 366ページ

第271問　inheritance-021　相続・相続人の数に算入する養子の数・難易度 ★★☆

2026年に亡くなった被相続人Wさんの相続人は、配偶者、実子1人、普通養子2人の計4人である。相続税の遺産に係る基礎控除額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 相続の放棄をした人はおらず、養子はいずれも特別養子や実子とみなされる者ではないものとする。

(A) 4,200万円

(B) 4,800万円

(C) 5,400万円

(D) 3,600万円

解答欄（　　）　解説 367ページ

第272問　inheritance-022　相続・遺産分割の禁止・難易度 ★★☆

遺産分割の禁止に関する民法の規定についての記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 被相続人は、遺言で、期間の制限なく遺産の分割を禁止することができる。

(B) 共同相続人は、遺産の分割をしない旨の契約をすることはできない。

(C) 被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。

(D) 遺産の分割は、相続開始の時から10年が経過するまでは、することができない。

解答欄（　　）　解説 368ページ

第273問　inheritance-023　相続・相続税の未成年者控除・難易度 ★★☆

相続人Xさん（相続開始時の年齢15歳3か月）は、相続により財産を取得した。Xさんの相続税の未成年者控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Xさんは日本国内に住所を有する相続人で、ほかに未成年者控除を受けたことはないものとする。

(A) 20万円

(B) 27.5万円

(C) 未成年者控除は受けられない

(D) 30万円

解答欄（　　）　解説 368ページ

第274問　inheritance-024　相続・相続税の障害者控除・難易度 ★★☆

相続人Yさん（相続開始時の年齢50歳）は、特別障害者に該当し、相続により財産を取得した。Yさんの相続税の障害者控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Yさんは日本国内に住所を有する相続人で、過去に障害者控除を受けたことはないものとする。

(A) 350万円

(B) 700万円

(C) 1,050万円

(D) 0円

解答欄（　　）　解説 369ページ

第275問　inheritance-025　相続・贈与税の申告期限・難易度 ★☆☆

2026年中に、贈与により財産を取得し、贈与税額がある者の贈与税の申告書の提出期間として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 申告者は日本国内に住所を有し、出国の予定はないものとする。

A　2027年2月1日から3月15日まで

B　2027年1月1日から3月31日まで

C　贈与を受けた日の翌日から10か月以内

D　贈与を受けた日の翌日から4か月以内

解答欄（　　）　解説 370ページ

第276問　inheritance-026　相続・包括遺贈・難易度 ★★☆

遺贈に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　包括受遺者は、被相続人の債務を承継することはない。

B　特定の財産だけを与える遺贈を、包括遺贈という。

C　包括受遺者は、遺産分割協議に参加することはできない。

D　包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

解答欄（　　）　解説 370ページ

第277問　inheritance-027　相続・取引相場のない株式の評価（配当還元方式）・難易度 ★★★

取引相場のない株式（非上場株式）を相続により取得した場合の相続税評価に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　取引相場のない株式は、すべて純資産価額方式のみで評価する。

B　同族株主等が取得した株式は、原則として配当還元方式で評価する。

C　同族株主以外の株主が取得した株式は、会社の規模にかかわらず、原則的評価方式に代えて特例的な評価方式である配当還元方式で評価する。

D　配当還元方式では、1年間の配当金額を20%の利率で還元して評価する。

解答欄（　　）　解説 371ページ

第278問　inheritance-028　相続・公正証書遺言・難易度 ★☆☆

公正証書によって遺言をする場合の方式に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 2026年11月時点の民法の規定によるものとする。

A　証人2人以上の立会いがあり、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授することが必要である。

B　証人の立会いは不要である。

C　公正証書遺言は、相続開始後に家庭裁判所の検認を受けなければならない。

D　遺言者が全文を自書しなければならない。

解答欄（　　）　解説 372ページ

第279問　inheritance-029　相続・遺留分の放棄・難易度 ★★☆

遺留分の放棄に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　相続の開始前に遺留分を放棄する場合は、他の共同相続人全員の同意があれば足りる。

B　相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

C　共同相続人の1人が遺留分を放棄すると、他の共同相続人の遺留分はその分だけ増える。

D　遺留分を放棄すると、相続の放棄をしたものとみなされ、相続人ではなくなる。

解答欄（　　）　解説 373ページ

第280問　inheritance-030　相続・相続税の延納・難易度 ★★☆

相続税の延納に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　延納は、納付すべき相続税額にかかわらず、申請すれば必ず許可される。

B　延納の期間は、相続財産の内容にかかわらず、一律1年以内である。

C　延納は、納付すべき相続税額が5万円を超えれば、金銭で納付できるかどうかにかかわらず申請できる。

D　納付すべき相続税額が10万円を超え、かつ、納期限までに金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税義務者の申請により、年賦延納の許可を受けることができる。

解答欄（　　）　解説 373ページ

第281問 inheritance-031 相続・相次相続控除・難易度 ★★★

2026年に亡くなった被相続人Xさん（母）は、6年3か月前に夫の相続（第1次相続）で財産を取得し、相続税800万円を納付していた。第1次相続でXさんが取得した財産の価額（相続税の課税価格計算の基礎に算入された部分）は8,000万円である。Xさんの財産1億円は、子Yさんが1人で相続した（第2次相続）。Yさんの相次相続控除の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- Yさん以外に、Xさんから相続・遺贈により財産を取得した者はいないものとする。

A 800万円

B 480万円

C 320万円

D 約444万円

解答欄（　　）　解説 374ページ

第282問 inheritance-032 相続・相続開始前の贈与の加算（加算対象期間の経過措置）・難易度 ★★★

相続税の課税価格に加算される、相続開始前の暦年課税による贈与（生前贈与加算）の加算対象期間に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 贈与者は被相続人、受贈者は相続により財産を取得した者とし、相続時精算課税は選択していないものとする。

A 2026年（令和8年）12月31日までに相続が開始した場合、加算対象期間は相続開始前3年以内である。

B 2026年中に相続が開始した場合でも、相続開始前7年以内の贈与がすべて加算される。

C 2031年（令和13年）1月1日以後に相続が開始した場合も、加算対象期間は相続開始前3年以内である。

D 加算対象期間のうち相続開始前3年以内より前に取得した財産は、総額100万円を控除せずに全額が加算される。

解答欄（　　）　解説 375ページ

第283問　inheritance-033　相続・遺言の撤回・難易度 ★☆☆

民法における遺言の撤回に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 前の遺言と後の遺言の内容が抵触する場合は、前の遺言が優先する。

(B) 遺言の撤回は、公正証書遺言によらなければすることができない。

(C) 遺言者は、遺言を撤回する権利を放棄することができる。

(D) 前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。

解答欄（　　）　解説 376ページ

第284問　inheritance-034　相続・遺言能力・難易度 ★☆☆

民法に定める遺言をすることができる年齢として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 遺言をする時に、遺言をする能力（意思能力）があるものとする。

(A) 18歳に達した者

(B) 15歳に達した者

(C) 20歳に達した者

(D) 未成年者は、法定代理人の同意があれば年齢にかかわらず遺言できる

解答欄（　　）　解説 377ページ

第285問　inheritance-035　相続・相続欠格と推定相続人の廃除・難易度 ★★☆

民法における相続欠格と推定相続人の廃除に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 推定相続人の廃除は、被相続人が家庭裁判所に請求して行う。

(B) 相続欠格は、家庭裁判所の審判がなければ効力を生じない。

(C) 廃除の対象は、兄弟姉妹を含むすべての推定相続人である。

(D) 相続欠格者の子は、代襲相続することができない。

解答欄（　　）　解説 378ページ

第286問　inheritance-036　相続・寄与分・難易度 ★★☆

被相続人Zさんの相続人は、長男と次男の2人である。相続開始時の財産は9,000万円で、長男には、Zさんの事業に関する労務の提供による寄与分1,000万円が共同相続人の協議で認められた。長男の具体的な相続分の額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 遺言・特別受益はないものとする。

A　4,500万円

B　4,000万円

C　5,500万円

D　5,000万円

解答欄（　　）　解説 379ページ

第287問　inheritance-037　相続・相続税の物納・難易度 ★★☆

相続税の物納に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　金銭で一時に納付できる場合でも、物納を選択することができる。

B　物納は、税務署長の許可は不要で、相続税の申告書に記載すれば認められる。

C　延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合に、納税義務者の申請により、税務署長の許可を受けて物納することができる。

D　物納に充てることができる財産は、相続により取得した財産以外の、相続人固有の財産に限られる。

解答欄（　　）　解説 380ページ

第288問　inheritance-038　相続・財産評価（路線価方式）・難易度 ★★☆

一方のみが道路に面している宅地（地積200㎡）の正面路線価は300千円、奥行価格補正率は0.97である。路線価方式による、この宅地の自用地としての評価額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- ほかの画地調整（不整形地補正など）はないものとする。

A　6,000万円

B　5,820万円

C　4,656万円

D　5億8,200万円

解答欄（　　）　解説 380ページ

第289問　inheritance-039　相続・遺言執行者・難易度 ★★☆

民法における遺言執行者に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

(B) 遺言執行者がある場合でも、遺贈の履行は相続人が行う。

(C) 遺言執行者は、相続人の中から選ばなければならない。

(D) 遺言執行者は、相続人全員の同意がなければ就職することができない。

解答欄（　　）　解説 381ページ

第290問　inheritance-040　相続・持戻し免除の意思表示の推定（配偶者への居住用不動産の贈与）・難易度 ★★☆

民法における、配偶者に対する居住用不動産の贈与と特別受益の持戻しに関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 婚姻期間が20年以上の夫婦間の居住用不動産の贈与は、必ず特別受益として相続財産に持ち戻される。

(B) 婚姻期間が10年以上の夫婦の一方が他方に居住用の建物を贈与したときは、持戻し免除の意思表示をしたものと推定される。

(C) 持戻し免除の意思表示の推定は、居住用不動産に限らず、配偶者に対するすべての贈与に適用される。

(D) 婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他方に居住用の建物又はその敷地を遺贈又は贈与したときは、持戻し免除の意思表示をしたものと推定される。

解答欄（　　）　解説 382ページ

第291問　inheritance-041　相続・胎児の相続能力・難易度 ★☆☆

民法における胎児の相続に関する記述として、最も適切なものはどれか。

(A) 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされる。ただし、死体で生まれたときは、この限りでない。

(B) 胎児は、生まれていないため、相続人となることはできない。

(C) 胎児は、出生後1年を経過したときに限り、相続人となる。

(D) 胎児が死体で生まれた場合でも、相続人であったものとして扱われる。

解答欄（　　）　解説 383ページ

第292問　inheritance-042　相続・法定相続分（父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹）・難易度 ★★☆

被相続人ABさんには配偶者・子・直系尊属がおらず、相続人は兄（父母を同じくする）と弟（父のみを同じくする）の2人である。相続財産は6,000万円である。兄の法定相続分に相当する額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 遺言はないものとする。

A　3,000万円

B　2,000万円

C　4,000万円

D　6,000万円

解答欄（　　）　解説 384ページ

第293問　inheritance-043　相続・遺産分割の効力・難易度 ★☆☆

民法における遺産分割の効力に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　遺産分割の効力は、遺産分割が成立した時から生ずる。

B　遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

C　遺産分割は、相続開始の時にさかのぼって効力を生じ、第三者の権利も否定される。

D　遺産分割は、家庭裁判所の審判によらなければ効力を生じない。

解答欄（　　）　解説 384ページ

第294問　inheritance-044　相続・特別縁故者に対する相続財産の分与・難易度 ★★☆

相続人のあることが明らかでない場合の、特別縁故者に対する相続財産の分与に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　相続人がいない場合、相続財産は、清算の手続を経ずに直ちに国庫に帰属する。

B　被相続人の内縁の配偶者は、当然に相続人となる。

C　特別縁故者は、請求をしなくても、家庭裁判所から当然に相続財産の分与を受けられる。

D　家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者などの特別縁故者の請求によって、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。

解答欄（　　）　解説 385ページ

第295問　inheritance-045　相続・相続税の非課税財産（墓所・祭具）・難易度 ★☆☆

相続税の非課税財産に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　墓所や仏壇などの祭具も、相続税の課税価格に算入される。

B　被相続人が生前に購入した墓地の未払代金は、債務控除の対象となる。

C　墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものの価額は、相続税の課税価格に算入しない。

D　非課税財産は、相続人1人あたり500万円までに限られる。

解答欄（　　）　解説 386ページ

第296問　inheritance-046　相続・贈与税の非課税財産（生活費・教育費）・難易度 ★★☆

贈与税の非課税財産に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは、贈与税の課税価格に算入しない。

B　扶養義務者からの贈与であれば、使途や金額にかかわらず、贈与税は課されない。

C　法人から贈与を受けた財産には、贈与税が課される。

D　生活費・教育費に充てるための贈与であっても、年間110万円を超えれば必ず贈与税が課される。

解答欄（　　）　解説 387ページ

第297問　inheritance-047　相続・財産評価（借地権）・難易度 ★★☆

被相続人ACさんは、他人の土地を借りて自宅を建てていた（借地権）。この土地の自用地としての価額は8,000万円、借地権割合は60%である。ACさんの借地権の相続税評価額として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 定期借地権等ではない、普通の借地権とする。

A　8,000万円

B　3,200万円

C　2,880万円

D　4,800万円

解答欄（　　）　解説 388ページ

第298問　inheritance-048　相続・配偶者短期居住権・難易度 ★★☆

民法における配偶者短期居住権に関する記述として、最も適切なものはどれか。

前提条件
- 配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住しており、配偶者居住権は取得していないものとする。
- 居住建物について、配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合とする。

A　配偶者短期居住権の存続期間は、最低1年である。

B　遺産分割で居住建物の帰属が確定した日、又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで、居住建物を無償で使用できる。

C　配偶者短期居住権により居住建物を使用する場合、配偶者は使用料を支払わなければならない。

D　相続開始の時に配偶者居住権を取得した場合でも、重ねて配偶者短期居住権を有する。

解答欄（　　）　解説 388ページ

第299問　inheritance-049　相続・遺留分侵害額請求権の期間の制限・難易度 ★☆☆

民法における遺留分侵害額の請求権の期間の制限に関する記述として、最も適切なものはどれか。

A　相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき、又は相続開始の時から10年を経過したときは、消滅する。

B　相続の開始を知った時から3年間行使しないとき、又は相続開始の時から20年を経過したときに消滅する。

C　相続の開始から5年を経過したときに限り、消滅する。

D　遺留分侵害額の請求権には、期間の制限はない。

解答欄（　　）　解説 389ページ

第300問　inheritance-050　相続・死亡退職金の非課税金額・難易度 ★★☆

被相続人ADさんの死亡により、配偶者が死亡退職金3,000万円を受け取った。ADさんの相続人は、配偶者と子2人の計3人である。配偶者が受け取った死亡退職金のうち、相続税の課税価格に算入される金額として、最も適切なものはどれか。

前提条件

- 死亡退職金は、死亡後3年以内に支給が確定したものとする。
- ほかの相続人は退職手当金等を受け取っていないものとする。

A　3,000万円

B　0円

C　1,500万円

D　2,500万円

解答欄（　　）　解説 390ページ

第2部　解答・解説編

選択肢の記号（A〜D）は、問題編と同じです。

正答一覧　課目1 金融資産運用設計

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
1	finance-001	**C**	26	finance-026	**C**
2	finance-002	**D**	27	finance-027	**A**
3	finance-003	**A**	28	finance-028	**D**
4	finance-004	**C**	29	finance-029	**B**
5	finance-005	**B**	30	finance-030	**A**
6	finance-006	**B**	31	finance-031	**A**
7	finance-007	**C**	32	finance-032	**D**
8	finance-008	**D**	33	finance-033	**B**
9	finance-009	**C**	34	finance-034	**C**
10	finance-010	**A**	35	finance-035	**A**
11	finance-011	**B**	36	finance-036	**D**
12	finance-012	**A**	37	finance-037	**B**
13	finance-013	**C**	38	finance-038	**D**
14	finance-014	**D**	39	finance-039	**C**
15	finance-015	**B**	40	finance-040	**A**
16	finance-016	**D**	41	finance-041	**B**
17	finance-017	**A**	42	finance-042	**C**
18	finance-018	**C**	43	finance-043	**A**
19	finance-019	**D**	44	finance-044	**D**
20	finance-020	**A**	45	finance-045	**C**
21	finance-021	**B**	46	finance-046	**A**
22	finance-022	**A**	47	finance-047	**D**
23	finance-023	**C**	48	finance-048	**B**
24	finance-024	**D**	49	finance-049	**A**
25	finance-025	**B**	50	finance-050	**C**

正答一覧　課目2 不動産運用設計

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
51	real-estate-001	C	76	real-estate-026	A
52	real-estate-002	B	77	real-estate-027	B
53	real-estate-003	D	78	real-estate-028	C
54	real-estate-004	B	79	real-estate-029	D
55	real-estate-005	C	80	real-estate-030	B
56	real-estate-006	A	81	real-estate-031	D
57	real-estate-007	D	82	real-estate-032	A
58	real-estate-008	B	83	real-estate-033	C
59	real-estate-009	D	84	real-estate-034	B
60	real-estate-010	D	85	real-estate-035	D
61	real-estate-011	A	86	real-estate-036	A
62	real-estate-012	C	87	real-estate-037	C
63	real-estate-013	B	88	real-estate-038	B
64	real-estate-014	D	89	real-estate-039	D
65	real-estate-015	C	90	real-estate-040	A
66	real-estate-016	B	91	real-estate-041	C
67	real-estate-017	B	92	real-estate-042	D
68	real-estate-018	C	93	real-estate-043	B
69	real-estate-019	B	94	real-estate-044	A
70	real-estate-020	A	95	real-estate-045	D
71	real-estate-021	C	96	real-estate-046	B
72	real-estate-022	A	97	real-estate-047	C
73	real-estate-023	D	98	real-estate-048	A
74	real-estate-024	B	99	real-estate-049	C
75	real-estate-025	C	100	real-estate-050	B

正答一覧　課目3 ライフプランニング・リタイアメントプランニング

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
101	life-001	C	126	life-026	A
102	life-002	C	127	life-027	B
103	life-003	B	128	life-028	C
104	life-004	A	129	life-029	A
105	life-005	D	130	life-030	B
106	life-006	C	131	life-031	B
107	life-007	B	132	life-032	D
108	life-008	D	133	life-033	A
109	life-009	B	134	life-034	C
110	life-010	A	135	life-035	D
111	life-011	B	136	life-036	A
112	life-012	C	137	life-037	B
113	life-013	A	138	life-038	C
114	life-014	C	139	life-039	D
115	life-015	A	140	life-040	A
116	life-016	D	141	life-041	A
117	life-017	B	142	life-042	B
118	life-018	D	143	life-043	D
119	life-019	A	144	life-044	C
120	life-020	C	145	life-045	A
121	life-021	D	146	life-046	D
122	life-022	B	147	life-047	B
123	life-023	A	148	life-048	C
124	life-024	C	149	life-049	B
125	life-025	D	150	life-050	D

正答一覧　課目4 リスクと保険

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
151	risk-001	**B**	176	risk-026	**A**
152	risk-002	**A**	177	risk-027	**D**
153	risk-003	**C**	178	risk-028	**B**
154	risk-004	**B**	179	risk-029	**C**
155	risk-005	**A**	180	risk-030	**D**
156	risk-006	**A**	181	risk-031	**A**
157	risk-007	**C**	182	risk-032	**C**
158	risk-008	**C**	183	risk-033	**D**
159	risk-009	**D**	184	risk-034	**B**
160	risk-010	**A**	185	risk-035	**A**
161	risk-011	**C**	186	risk-036	**D**
162	risk-012	**B**	187	risk-037	**C**
163	risk-013	**A**	188	risk-038	**B**
164	risk-014	**D**	189	risk-039	**A**
165	risk-015	**A**	190	risk-040	**D**
166	risk-016	**C**	191	risk-041	**C**
167	risk-017	**B**	192	risk-042	**A**
168	risk-018	**C**	193	risk-043	**C**
169	risk-019	**D**	194	risk-044	**B**
170	risk-020	**B**	195	risk-045	**D**
171	risk-021	**A**	196	risk-046	**C**
172	risk-022	**C**	197	risk-047	**A**
173	risk-023	**B**	198	risk-048	**D**
174	risk-024	**D**	199	risk-049	**B**
175	risk-025	**C**	200	risk-050	**A**

正答一覧　課目5 タックスプランニング

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
201	tax-001	C	226	tax-026	A
202	tax-002	A	227	tax-027	D
203	tax-003	C	228	tax-028	B
204	tax-004	D	229	tax-029	A
205	tax-005	C	230	tax-030	C
206	tax-006	B	231	tax-031	D
207	tax-007	A	232	tax-032	B
208	tax-008	C	233	tax-033	A
209	tax-009	B	234	tax-034	C
210	tax-010	D	235	tax-035	D
211	tax-011	B	236	tax-036	A
212	tax-012	D	237	tax-037	B
213	tax-013	A	238	tax-038	D
214	tax-014	A	239	tax-039	C
215	tax-015	B	240	tax-040	A
216	tax-016	D	241	tax-041	B
217	tax-017	C	242	tax-042	D
218	tax-018	D	243	tax-043	C
219	tax-019	B	244	tax-044	A
220	tax-020	A	245	tax-045	B
221	tax-021	C	246	tax-046	D
222	tax-022	D	247	tax-047	A
223	tax-023	A	248	tax-048	C
224	tax-024	B	249	tax-049	D
225	tax-025	C	250	tax-050	B

正答一覧　課目6 相続・事業承継設計

番号	問題ID	正答	番号	問題ID	正答
251	inheritance-001	D	276	inheritance-026	D
252	inheritance-002	C	277	inheritance-027	C
253	inheritance-003	A	278	inheritance-028	A
254	inheritance-004	D	279	inheritance-029	B
255	inheritance-005	B	280	inheritance-030	D
256	inheritance-006	C	281	inheritance-031	C
257	inheritance-007	B	282	inheritance-032	A
258	inheritance-008	D	283	inheritance-033	D
259	inheritance-009	B	284	inheritance-034	B
260	inheritance-010	A	285	inheritance-035	A
261	inheritance-011	B	286	inheritance-036	D
262	inheritance-012	D	287	inheritance-037	C
263	inheritance-013	C	288	inheritance-038	B
264	inheritance-014	A	289	inheritance-039	A
265	inheritance-015	B	290	inheritance-040	D
266	inheritance-016	A	291	inheritance-041	A
267	inheritance-017	C	292	inheritance-042	C
268	inheritance-018	D	293	inheritance-043	B
269	inheritance-019	C	294	inheritance-044	D
270	inheritance-020	D	295	inheritance-045	C
271	inheritance-021	B	296	inheritance-046	A
272	inheritance-022	C	297	inheritance-047	D
273	inheritance-023	D	298	inheritance-048	B
274	inheritance-024	B	299	inheritance-049	A
275	inheritance-025	A	300	inheritance-050	C

課目1　金融資産運用設計

解答・解説（50問）

第1問　finance-001　金融・債券の利回り

問題 5ページ

正答 C　1.53%

最終利回りは「1年あたりの収益（利子＋償還差益の年割り）÷ 購入価格」で求めます。答えは約1.53%です。

計算・判断の手順

1. 公式：最終利回り(%) ＝ {表面利率 ＋ (額面 − 購入価格) ÷ 残存年数} ÷ 購入価格 × 100
2. 1年あたりの償還差益：(100円 − 98円) ÷ 4年 ＝ 0.5円
3. 1年あたりの収益：1.0円（利子）＋ 0.5円 ＝ 1.5円
4. 最終利回り：1.5円 ÷ 98円 × 100 ＝ 1.5306…% ≒ 1.53%

選択肢ごとの説明

× **A**　1.02%
利子1.0円だけを購入価格で割っており、償還差益を考慮していません（直接利回り）。

× **B**　1.50%
分母を購入価格98円ではなく額面100円にしてしまった誤りです。

○ **C**　1.53%
これが正解です。

× **D**　3.06%
償還差益2円を残存年数4年で割り忘れています。

あわせて覚えたいポイント

- 分母は常に「購入価格」です。額面ではありません。
- 応募者利回り（発行時に買い満期まで保有）、所有期間利回り（途中で売却）も、分子・分母の考え方は同じです。

根拠と基準日

- 債券利回りの計算（単利）（法令ではなく、日本の債券取引で一般的な単利による利回り計算の方法です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第2問　finance-002　金融・ポートフォリオ理論　問題 5ページ

正答 D　シャープ・レシオはファンドAが0.5、ファンドBが0.4である。

シャープ・レシオは、リスク（標準偏差）1単位あたりの超過収益です。Aが0.5、Bが0.4なので、Aの方が効率的です。

計算・判断の手順

1. 公式：シャープ・レシオ ＝ (期待収益率 − 安全資産利子率) ÷ 標準偏差
2. ファンドA：(6% − 1%) ÷ 10% ＝ 0.5
3. ファンドB：(9% − 1%) ÷ 20% ＝ 0.4
4. 0.5 ＞ 0.4 なので、リスク1単位あたりの超過収益はファンドAの方が大きくなります。

選択肢ごとの説明

× A　シャープ・レシオはファンドBの方が高い。
計算するとAが0.5、Bが0.4で、Aの方が高くなります。

× B　期待収益率が高いので、リスク1単位あたりの効率もファンドBが上回る。
期待収益率が高くても、リスクがそれ以上に大きければ効率は下がります。

× C　シャープ・レシオは「期待収益率 ÷ 標準偏差」で求める。
安全資産利子率を差し引く必要があります。

○ D　シャープ・レシオはファンドAが0.5、ファンドBが0.4である。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- シャープ・レシオは、値が大きいほど効率的な運用だと評価します。
- 分母を標準偏差ではなくベータ（β）にしたものがトレイナー・レシオです。

根拠と基準日

- 投資理論（シャープ・レシオ）（法令ではなく、W.F.シャープが提唱した運用成果の評価指標です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第3問　finance-003　金融・株式の投資指標　問題 6ページ

正答 A　PERは20倍、PBRは1.25倍である。

PER＝株価÷EPS＝2,000÷100＝20倍、PBR＝株価÷BPS＝2,000÷1,600＝1.25倍です。

計算・判断の手順

1. PER（株価収益率）＝株価 ÷ 1株当たり当期純利益 ＝ 2,000円 ÷ 100円 ＝ 20倍
2. PBR（株価純資産倍率）＝株価 ÷ 1株当たり純資産 ＝ 2,000円 ÷ 1,600円 ＝ 1.25倍
3. ROE ＝ 1株当たり当期純利益 ÷ 1株当たり純資産 ＝ 100円 ÷ 1,600円 ＝ 6.25%

第3問（finance-003）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　PERは20倍、PBRは1.25倍である。
これが正解です。

× **B**　PERは0.05倍、PBRは0.8倍である。
分子と分母を逆にしています（EPS÷株価、BPS÷株価）。

× **C**　PERは16倍、PBRは1.25倍である。
PERの分母にBPSを使っています（1,600÷100）。

× **D**　ROEは5%である。
100円 ÷ 2,000円 ＝ 5%は株価に対する利益の割合（益利回り）で、ROEではありません。ROEは6.25%です。

あわせて覚えたいポイント

- PERは利益から見た割安・割高、PBRは純資産から見た割安・割高の目安です。どちらも一般に、数値が低いほど割安とされます。
- PBR ＝ PER × ROE の関係があります（20倍 × 6.25% ＝ 1.25倍）。

根拠と基準日

- 投資指標の定義（PER・PBR・ROE）（法令ではなく、株式投資で一般的に使われる指標の定義です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第4問　finance-004　金融・NISA（2024年以降の制度）　問題 6ページ

正答 C　**つみたて投資枠の年間投資上限額は120万円、成長投資枠の年間投資上限額は240万円である。**

年間の投資上限額は、つみたて投資枠が120万円、成長投資枠が240万円です。非課税保有限度額は全体で1,800万円、そのうち成長投資枠は1,200万円までです。

計算・判断の手順

1. つみたて投資枠：年間120万円まで
2. 成長投資枠：年間240万円まで
3. 非課税保有限度額：全体で1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円まで）

選択肢ごとの説明

× **A**　成長投資枠の年間投資上限額は120万円、つみたて投資枠は240万円である。
成長投資枠とつみたて投資枠の金額が逆です。

× **B**　非課税保有限度額は、成長投資枠とつみたて投資枠を合わせて1,200万円である。
1,200万円は成長投資枠の上限です。全体の非課税保有限度額は1,800万円です。

○ **C**　つみたて投資枠の年間投資上限額は120万円、成長投資枠の年間投資上限額は240万円である。
これが正解です。

× **D**　成長投資枠だけで、非課税保有限度額の1,800万円まで利用できる。
成長投資枠で使えるのは1,200万円までです。

第4問（finance-004）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 非課税保有限度額（全体1,800万円、うち成長投資枠1,200万円）は、上場株式等の購入の代価の額（いわゆる簿価）を基準に判定します。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の14第5項（非課税口座の要件（成長投資枠の年間240万円、つみたて投資枠の年間120万円、非課税保有限度額1,800万円〔うち成長投資枠1,200万円〕））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第5問　finance-005　金融・預金保険制度

問題 7ページ

正答 B　1,000万円

預金保険で保護されるのは、預金者1人あたり、1金融機関ごとに合算して元本1,000万円までとその利息等です。1,300万円のうち1,000万円が保護されます。

計算・判断の手順

1. 同じ金融機関にある一般預金等は、預金者ごとに合算します（名寄せ）：800万円 ＋ 500万円 ＝ 1,300万円
2. 保護の上限（保険基準額）は元本1,000万円（とその利息等）
3. 1,300万円 ＞ 1,000万円 なので、保護される元本は1,000万円です。

選択肢ごとの説明

× A　800万円
普通預金だけが保護されると考えた誤りです。

○ B　1,000万円
これが正解です。

× C　1,300万円
合算した全額が保護されると考えた誤りです。1,000万円を超える部分は、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。

× D　2,000万円
保護の上限（元本1,000万円）が普通預金と定期預金の口座ごとにあると考え、2口座分の上限額（1,000万円×2）をそのまま答えた誤りです。実際の上限は、口座や預金の種類ごとではなく、預金者1人あたり1金融機関ごとに合算して元本1,000万円です。また、保護されるのは預けている元本（本問では合計1,300万円）の範囲内に限られます。

あわせて覚えたいポイント

- 利息が付かない、いつでも払戻しを請求できる、決済に使える、という要件をすべて満たす「決済用預金」は、全額保護されます。
- 保護の上限は、1金融機関ごとに適用されます。別の金融機関の預金とは合算しません。

第5問（finance-005）の続き

根拠と基準日

- 預金保険法 第54条第1項・第2項（一般預金等の保険金の額（預金者ごとに元本を合算し、保険基準額までとその利息等））
- 預金保険法施行令 第6条の3（保険基準額は1,000万円）
- 預金保険法 第51条の2第1項・第54条の2（決済用預金の要件と、決済用預金に係る保険金の額（全額））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第6問　finance-006　金融・外貨建て商品（外貨預金の利回り）

問題 7ページ

正答 B　**2.62%**

預入時の円の支払額と、満期時に円に換えた受取額を比べます。為替レートが円高方向に動き、TTSとTTBの差もあるため、円ベースの利回りは外貨ベースの4.0%より低くなります。

計算・判断の手順

1. 預入時に必要な円：1万米ドル × 151円（TTS）＝ 151万円
2. 満期時の元利金：1万米ドル × (1 ＋ 0.04) ＝ 1万400米ドル
3. 円に換えた受取額：1万400米ドル × 149円（TTB）＝ 154万9,600円
4. 利回り：(154万9,600円 − 151万円) ÷ 151万円 × 100 ＝ 2.6225…% ≒ 2.62%

選択肢ごとの説明

× A　2.56%

増えた額（3万9,600円）を、預入時の円（151万円）ではなく、満期時の受取額（154万9,600円）で割った誤りです。利回りは投資した元本（預入時の円）で割ります。

○ B　2.62%

これが正解です。

× C　2.68%

外貨ベースの利回り4.0%から、為替の変動率（151円→149円で約1.32%）を単純に差し引いた近似の誤りです。実際には、利息にも満期時の為替レートがかかるため、正確に計算すると2.62%になります。

× D　4.00%

外貨ベースの利率です。円で預け入れて円で受け取る場合は、TTSとTTBの差や為替の変動を反映して計算します。

あわせて覚えたいポイント

- TTS（対顧客電信売相場）は円を外貨に換えるとき、TTB（対顧客電信買相場）は外貨を円に換えるときの為替レートです。
- 為替レートが同じでも、TTSとTTBの差（為替手数料にあたる部分）があるため、円ベースの利回りは外貨ベースより低くなります。

第6問（finance-006）の続き

根拠と基準日

- 利回りの定義（外貨建て商品の円換算）（法令ではなく、投資額に対する収益の割合という利回りの定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第7問　finance-007　金融・株式の投資指標（ROE・配当性向）

問題 8ページ

正答 C　**ROE 10%・配当性向 30%**

ROEは当期純利益を自己資本で割った値、配当性向は配当金の総額を当期純利益で割った値です。

計算・判断の手順

1. ROE ＝ 当期純利益 ÷ 自己資本 × 100 ＝ 30億円 ÷ 300億円 × 100 ＝ 10%
2. 配当性向 ＝ 配当金の総額 ÷ 当期純利益 × 100 ＝ 9億円 ÷ 30億円 × 100 ＝ 30%

選択肢ごとの説明

× A　ROE 3%・配当性向 30%
ROEを「配当金の総額 ÷ 自己資本」（9億円 ÷ 300億円 ＝ 3%）で計算した誤りです。この値は、自己資本に対する配当の割合（株主資本配当率）にあたります。

× B　ROE 10%・配当性向 3%
配当性向を「配当金の総額 ÷ 自己資本」で計算した誤りです。配当性向は、利益のうちどれだけを配当に回したかを表すため、当期純利益で割ります。

○ C　ROE 10%・配当性向 30%
これが正解です。

× D　ROE 30%・配当性向 10%
ROEと配当性向の計算で、割る数を取り違えた誤りです（9億円 ÷ 30億円 ＝ 30% をROE、30億円 ÷ 300億円 ＝ 10% を配当性向としている）。

あわせて覚えたいポイント

- ROEは、株主が出資した資本（自己資本）を使って、どれだけ効率よく利益を上げたかを表します。
- 配当性向 × ROE ＝ 配当金の総額 ÷ 自己資本 の関係があります（30% × 10% ＝ 3%）。

根拠と基準日

- 投資指標の定義（ROE・配当性向）（法令ではなく、株式投資で一般的に使われる指標の定義です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第8問　finance-008　金融・ポートフォリオの期待収益率

問題 8ページ

正答 D　**5.8%**

ポートフォリオの期待収益率は、各資産の期待収益率を投資比率で加重平均したものです。

計算・判断の手順

1. 資産Aの部分：4% × 0.4 ＝ 1.6%
2. 資産Bの部分：7% × 0.6 ＝ 4.2%
3. 合計：1.6% ＋ 4.2% ＝ 5.8%

選択肢ごとの説明

× **A**　5.2%
投資比率を逆にした誤りです（4% × 0.6 ＋ 7% × 0.4 ＝ 5.2%）。

× **B**　5.5%
投資比率を考えずに単純平均した誤りです（(4% ＋ 7%) ÷ 2 ＝ 5.5%）。

× **C**　11.0%
期待収益率を単純に合計した誤りです（4% ＋ 7% ＝ 11.0%）。

○ **D**　5.8%
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 期待収益率は、相関係数にかかわらず加重平均で求めます。
- 一方、ポートフォリオのリスク（標準偏差）は、資産どうしの相関係数が1より小さければ、各資産の標準偏差の加重平均より小さくなります（分散投資の効果）。

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（期待収益率の加重平均）（法令ではなく、期待値の性質に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第9問　finance-009　金融・複利計算（半年複利）

問題 9ページ

正答 C　**1,061,520円**

半年複利では、半年ごとに「年利率 ÷ 2」の利息が元本に加わります。3年間では6回複利で増えます。

計算・判断の手順

1. 半年あたりの利率：2% ÷ 2 ＝ 1%
2. 複利の回数：3年 × 2回 ＝ 6回
3. 元利合計：100万円 × (1 ＋ 0.01)^6 ＝ 1,061,520.15…円 → 1,061,520円

第9問（finance-009）の続き

選択肢ごとの説明

× A　1,060,000円
単利で計算した誤りです（100万円 × (1 ＋ 0.02 × 3) ＝ 106万円）。

× B　1,061,208円
1年複利で計算した誤りです（100万円 × 1.02^3 ＝ 1,061,208円）。半年複利は、利息が元本に加わる回数が多いため、1年複利より少し多くなります。

○ C　1,061,520円
これが正解です。

× D　1,126,162円
半年ごとに年利率（2%）をそのまま適用した誤りです（100万円 × 1.02^6 ＝ 1,126,162円）。半年あたりの利率は1%です。

あわせて覚えたいポイント

- 同じ年利率でも、複利の回数（1年複利・半年複利・1か月複利）が多いほど、元利合計は多くなります。

根拠と基準日

- **複利計算**（法令ではなく数学的な関係です。元利合計 ＝ 元本 × (1 ＋ 年利率 ÷ 年間の複利回数)^(年間の複利回数 × 年数)。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第10問　finance-010　金融・上場株式等の譲渡損失

問題 9ページ

正答 A　**確定申告をすることにより、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額から控除でき、控除しきれない金額は翌年以後3年間繰り越して控除できる。**

上場株式等に係る譲渡損失は、確定申告をすることで、その年の上場株式等に係る配当所得等（申告分離課税を選択したもの）と損益通算でき、控除しきれない金額は翌年以後3年間繰り越せます。

計算・判断の手順

1. 損益通算の相手：上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したもの）を限度に控除（租税特別措置法 第37条の12の2第1項）
2. 繰越控除：その年の前年以前3年内に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額を、上場株式等に係る譲渡所得等の金額や配当所得等の金額から控除（同条第5項）
3. いずれも、確定申告をすることが前提です。

第10問（finance-010）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　確定申告をすることにより、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額から控除でき、控除しきれない金額は翌年以後3年間繰り越して控除できる。
これが正解です。

× **B**　確定申告をすることにより、給与所得の金額と損益通算できる。
上場株式等に係る譲渡損失は、給与所得などの総合課税の所得とは損益通算できません。

× **C**　総合課税を選択した上場株式の配当所得と損益通算できるが、翌年以後に繰り越すことはできない。
損益通算できるのは、申告分離課税を選択した配当所得等です。総合課税を選択した配当所得とは損益通算できません。また、控除しきれない金額は3年間繰り越せます。

× **D**　確定申告をすることにより、翌年以後7年間繰り越して控除できる。
繰越期間は翌年以後3年間です。7年や10年ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 上場株式等に係る譲渡損失を繰り越すには、損失が生じた年分以後、連続して確定申告書を提出することが必要です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の12の2第1項（上場株式等に係る譲渡損失の金額は、上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として控除する（損益通算））
- 租税特別措置法 第37条の12の2第5項（前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除）
- 国税庁 タックスアンサー No.1474（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第11問　finance-011　金融・債券の利回り（所有期間利回り）　問題 10ページ

正答 B　**0.98%**

所有期間利回りは、1年あたりの利息に、1年あたりの売却損益を加えた額を、購入価格で割って求めます。

計算・判断の手順

1. 1年あたりの売却損益：(101円 − 102円) ÷ 2年 ＝ −0.5円
2. 1年あたりの収益：1.5円 ＋ (−0.5円) ＝ 1.0円
3. 所有期間利回り：1.0円 ÷ 102円 × 100 ＝ 0.980…% ≒ 0.98%

第11問（finance-011）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　0.49%
売却損（1円）を年数で割らずに差し引いた誤りです（(1.5 − 1) ÷ 102 × 100）。

○ B　0.98%
これが正解です。

✕ C　1.00%
購入価格（102円）ではなく、額面（100円）で割った誤りです。

✕ D　1.96%
売却損を売却益として加えた誤りです（(1.5 ＋ 0.5) ÷ 102 × 100）。102円で買って101円で売ったので損失です。

あわせて覚えたいポイント

- 満期まで保有したときの利回りは最終利回り、発行時に買って満期まで保有したときは応募者利回りといいます。考え方は同じで、売却価格の代わりに額面（償還価格）を使います。

根拠と基準日

- 利回りの定義（所有期間利回り）（法令ではなく、債券の利回りの一般的な定義に基づく計算です。所有期間利回り ＝ {表面利率 ＋ (売却価格 − 購入価格) ÷ 所有期間} ÷ 購入価格 × 100。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第12問　finance-012　金融・株式の投資指標（配当利回り）　問題 10ページ

正答 A　2.4%

配当利回りは、1株当たりの年間配当金を株価で割った値です。

計算・判断の手順

1. 配当利回り ＝ 1株当たり年間配当金 ÷ 株価 × 100 ＝ 60円 ÷ 2,500円 × 100 ＝ 2.4%

選択肢ごとの説明

○ A　2.4%
これが正解です。

✕ B　4.0%
配当金を1株当たり純資産（BPS）で割った誤りです（60円 ÷ 1,500円）。

✕ C　6.0%
EPSを株価で割った値（益利回り：150円 ÷ 2,500円）です。配当利回りではありません。

✕ D　40.0%
配当金をEPSで割った値（配当性向：60円 ÷ 150円）です。

あわせて覚えたいポイント

- 配当利回りは、株価に対する配当の割合です。株価が下がると、配当が同じでも配当利回りは上がります。

第12問（finance-012）の続き

根拠と基準日

- 投資指標の定義（配当利回り）（法令ではなく、株式投資で一般的に使われる指標の定義です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第13問　finance-013　金融・ポートフォリオ理論（相関係数）　問題 10ページ

正答 C　**相関係数が−1の場合、投資比率によっては、ポートフォリオのリスクを0にすることができる。**

相関係数が−1のとき、2資産の収益率は完全に逆に動くため、投資比率を調整すればリスク（標準偏差）を0にできます。

計算・判断の手順

1. ポートフォリオの分散 ＝ $(w1\sigma1)^2 + (w2\sigma2)^2 + 2 \times w1 \times w2 \times \rho \times \sigma1 \times \sigma2$（w：投資比率、σ：標準偏差、ρ：相関係数）
2. ρ ＝ −1 のとき、分散 ＝ $(w1\sigma1 - w2\sigma2)^2$ となり、$w1\sigma1 = w2\sigma2$ となる比率で0になる
3. ρ ＝ ＋1 のとき、標準偏差 ＝ $w1\sigma1 + w2\sigma2$（加重平均）となり、リスク低減効果はない

選択肢ごとの説明

× A　相関係数が＋1の場合に、分散投資によるリスクの低減効果が最も大きくなる。
相関係数が＋1の場合は、ポートフォリオのリスクは各資産のリスクの加重平均と等しく、リスクの低減効果はありません。低減効果は、相関係数が小さいほど大きくなります。

× B　相関係数が0の場合、ポートフォリオのリスクは、各資産のリスクの加重平均と等しくなる。
各資産のリスクの加重平均と等しくなるのは、相関係数が＋1の場合です。相関係数が0なら、加重平均より小さくなります。

○ C　相関係数が−1の場合、投資比率によっては、ポートフォリオのリスクを0にすることができる。
これが正解です。

× D　相関係数は、0から1までの範囲の値をとる。
相関係数は、−1から＋1までの範囲の値をとります。

あわせて覚えたいポイント

- ポートフォリオの期待収益率は、相関係数にかかわらず、各資産の期待収益率の加重平均です。

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（分散の公式）（法令ではなく、統計学の分散の公式に基づく関係です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第14問 finance-014 金融・債券価格と金利の関係

問題 11ページ

正答 D　市場金利が上昇すると、既に発行されている固定利付債券の価格は下落する。

既に発行されている固定利付債券の利息は変わらないため、市場金利が上がると相対的に魅力が下がり、価格が下がります（価格が下がることで利回りが市場金利に近づきます）。

計算・判断の手順

1. 固定利付債券の将来の受取額（利息と償還金）は一定
2. 市場金利が上昇すると、将来の受取額を割り引く率が上がり、現在の価格（現在価値）は下がる
3. 残存期間が長いほど、また表面利率が低いほど、金利変動に対する価格の変動幅は大きい

選択肢ごとの説明

× A　市場金利が上昇すると、既に発行されている固定利付債券の価格は上昇する。
市場金利と債券価格は逆の方向に動きます。市場金利が上昇すると、債券価格は下落します。

× B　市場金利が変動した場合の債券価格の変動幅は、残存期間が短い債券ほど大きい。
残存期間が長い債券ほど、遠い将来の受取額の割合が大きいため、価格の変動幅は大きくなります。

× C　市場金利が変動した場合の債券価格の変動幅は、表面利率が高い債券ほど大きい。
表面利率が低い債券ほど、満期の償還金の割合が大きいため、価格の変動幅は大きくなります。

○ D　市場金利が上昇すると、既に発行されている固定利付債券の価格は下落する。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 債券価格が下がると、その価格で買った人の利回りは上がります。債券価格と利回りは逆の方向に動きます。

根拠と基準日

- 債券価格の性質（現在価値）（法令ではなく、将来の受取額を市場金利で割り引いた現在価値として債券価格が決まる、という関係に基づく知識です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第15問 finance-015 金融・上場株式の譲渡益の課税

問題 11ページ

正答 B　203,150円

上場株式等の譲渡所得等は申告分離課税で、所得税15%、復興特別所得税（所得税額の2.1%）、住民税5%の合計20.315%です。

計算・判断の手順

1. 所得税：100万円 × 15% ＝ 15万円（租税特別措置法 第37条の11第1項）
2. 復興特別所得税：15万円 × 2.1% ＝ 3,150円
3. 住民税：100万円 × 5% ＝ 5万円
4. 合計：15万円 ＋ 3,150円 ＋ 5万円 ＝ 203,150円（100万円 × 20.315%）

第15問（finance-015）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　150,000円
所得税（15%）だけの額です。復興特別所得税と住民税を加えていません。

○ B　203,150円
これが正解です。

✕ C　200,000円
所得税15%と住民税5%の合計（20%）で、復興特別所得税（所得税額の2.1%）を加えていない誤りです。

✕ D　153,150円
所得税と復興特別所得税の合計（15.315%）で、住民税（5%）を加えていない誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 復興特別所得税は、その年分の基準所得税額に2.1%の税率を掛けて計算します（復興財源確保法 第13条）。
- 2027年分（令和9年分）以後の所得税については、改正により復興特別所得税の税率は1.1%になります（令和8年法律第12号による改正後の同法第13条、同法附則第88条第1項）。本問は2026年分のため2.1%です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の11第1項（上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対し、所得税15%（申告分離課税））
- 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 第13条（復興特別所得税の額は、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた金額）
- 国税庁 タックスアンサー No.1463（株式等を譲渡したときの課税（申告分離課税）：税率20%（所得税15%、住民税5%）と復興特別所得税（令和8年4月1日現在法令等））
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号） 附則第88条第1項（改正後の復興財源確保法第13条（税率1.1%）は令和9年分以後の所得税に適用し、令和8年分以前はなお従前の例による）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第16問　finance-016　金融・金融サービス提供法（重要事項の説明）　問題 12ページ

正答 D　顧客が説明義務違反による損害賠償を請求するときは、元本欠損額が、説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定される。

金融商品販売業者等が重要事項の説明をしなかったときは損害賠償責任を負い、その請求では元本欠損額が損害の額と推定されます。

計算・判断の手順

1. 説明の時期：金融商品の販売が行われるまでの間に、重要事項を説明（金融サービス提供法 第4条第1項）
2. 説明を要しない場合：顧客が特定顧客である場合など（同条第7項）
3. 損害賠償責任：重要事項の説明をしなかったときは、生じた損害を賠償する（第6条）
4. 損害額の推定：元本欠損額を、説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定（第7条第1項）

第16問（finance-016）の続き

選択肢ごとの説明

× A　重要事項の説明は、金融商品の販売が行われた後、遅滞なく行えばよい。
重要事項の説明は、金融商品の販売が行われるまでの間にしなければなりません。

× B　顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（特定顧客）であっても、説明を省略することはできない。
顧客が特定顧客である場合は、説明義務の規定は適用されません。

× C　顧客が説明義務違反による損害賠償を請求するときは、顧客が損害の額を立証しなければならず、元本欠損額を損害の額とする推定はない。
元本欠損額は、損害の額と推定されます（顧客の立証の負担が軽くなります）。

○ D　顧客が説明義務違反による損害賠償を請求するときは、元本欠損額が、説明をしなかったことによって顧客に生じた損害の額と推定される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 重要事項には、元本欠損が生ずるおそれがある旨や、その原因となる指標（金利・通貨の価格・相場など）が含まれます（第4条第1項）。

根拠と基準日

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第4条第1項・第7項（重要事項の説明（販売が行われるまでの間）、特定顧客などへの適用除外）
- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第6条（説明義務違反等による損害賠償責任）
- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第7条第1項（元本欠損額を損害の額と推定）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第17問　finance-017　金融・消費者契約法（取消権の期間）　問題 12ページ

正答 A　**取消権は、追認をすることができる時から1年間行わないとき、または契約の締結の時から5年を経過したときは、時効によって消滅する。**

不実告知による誤認を理由とする取消権は、追認できる時から1年間、または契約締結の時から5年で時効により消滅します。

計算・判断の手順

1. 取消し：重要事項について事実と異なることを告げられ、誤認して契約したときは取り消せる（消費者契約法第4条第1項第1号）
2. 取消権の期間：追認をすることができる時から1年間、契約締結の時から5年（第7条第1項）

第17問（finance-017）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　取消権は、追認をすることができる時から1年間行わないとき、または契約の締結の時から5年を経過したときは、時効によって消滅する。
これが正解です。

× **B**　取消権は、追認をすることができる時から6か月間行わないとき、または契約の締結の時から3年を経過したときは、時効によって消滅する。
期間は、追認できる時から1年間、契約締結の時から5年です。

× **C**　取消権は、追認をすることができる時から3年間行わないとき、または契約の締結の時から10年を経過したときは、時効によって消滅する。
3年・10年は、第4条第3項第8号（霊感等による知見を用いた告知）に係る取消権の期間です。本問はこれに当たりません。

× **D**　消費者契約は、事業者が事実と異なることを告げた場合でも、取り消すことはできない。
重要事項について事実と異なることを告げられて誤認し、契約した場合は、取り消すことができます。

あわせて覚えたいポイント

- 将来の変動が不確実な事項について断定的判断を提供された場合（例：「必ず値上がりする」）も、誤認して契約したときは取り消せます（第4条第1項第2号）。

根拠と基準日

- 消費者契約法 第4条第1項（不実告知・断定的判断の提供による誤認に基づく取消し）
- 消費者契約法 第7条第1項（取消権は、追認をすることができる時から1年間（第4条第3項第8号は3年間）、契約締結の時から5年（同号は10年）で時効消滅）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第18問　finance-018　金融・オプション取引

問題 13ページ

正答 C　**コール・オプションの買い手の損失は、支払ったプレミアム（オプション料）に限定される。**

オプションの買い手は、不利なときは権利を行使しなければよいため、損失は支払ったプレミアムに限定されます。

計算・判断の手順

1. コール・オプション：原資産をあらかじめ定めた価格（権利行使価格）で買う権利
2. プット・オプション：原資産を権利行使価格で売る権利
3. 買い手：プレミアムを支払って権利を得る。損失はプレミアムに限定
4. 売り手：プレミアムを受け取り、買い手が権利を行使したら応じる義務を負う。損失は限定されない（コールの売りでは理論上無限）

第18問（finance-018）の続き

選択肢ごとの説明

× A　コール・オプションは、原資産をあらかじめ定めた価格で売る権利である。
コール・オプションは「買う」権利です。「売る」権利はプット・オプションです。

× B　プット・オプションの買い手は、原資産の価格が上昇すると利益が出る。
プット・オプションの買い手は、原資産の価格が下落すると利益が出ます。

○ C　コール・オプションの買い手の損失は、支払ったプレミアム（オプション料）に限定される。
これが正解です。

× D　オプションの売り手の損失は、受け取ったプレミアムに限定される。
売り手の利益は受け取ったプレミアムに限られますが、損失は限定されません。

あわせて覚えたいポイント

- オプションの買い手は権利を持ち、売り手は義務を負います。

根拠と基準日

- オプション取引の定義（法令ではなく、オプション取引の一般的な仕組み（権利と義務、損益の形）に基づく知識です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第19問　finance-019　金融・年平均利回り（単利）

問題 13ページ

正答 D　3.00%

単利の年平均利回りは、収益の合計を年数で割って1年あたりにし、投資額で割って求めます。

計算・判断の手順

1. 収益の合計：115万円 − 100万円 ＝ 15万円
2. 1年あたりの収益：15万円 ÷ 5年 ＝ 3万円
3. 年平均利回り：3万円 ÷ 100万円 × 100 ＝ 3.00%

選択肢ごとの説明

× A　2.61%
収益を投資額ではなく、5年後の金額（115万円）で割った誤りです（15万円 ÷ 115万円 ÷ 5）。

× B　2.83%
複利で計算した年平均利回りです（1.15^(1/5) − 1 ≒ 2.83%）。設問は単利です。

× C　15.00%
5年間の収益率の合計で、年数で割っていません。

○ D　3.00%
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 同じ結果でも、複利の年平均利回り（約2.83%）は、単利の年平均利回り（3.00%）より低くなります。

第19問（finance-019）の続き

根拠と基準日

- 利回りの定義（年平均利回り）（法令ではなく、利回りの一般的な定義に基づく計算です。単利の年平均利回り ＝ (収益の合計 ÷ 年数) ÷ 投資額 × 100。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第20問　finance-020　金融・72の法則

問題 13ページ

正答 A　**24年**

72の法則では、「72 ÷ 年利率（%）」で、複利運用で元本が約2倍になる年数を求めます。

計算・判断の手順

1. 72 ÷ 3 ＝ 24年
2. （参考）正確には、1.03^n ＝ 2 となる n は約23.4年

選択肢ごとの説明

○ **A**　24年
これが正解です。

× **B**　33年
100 ÷ 3 で計算した誤りです（単利で元本と同じ額の利息が付くまでの年数）。

× **C**　36年
72 ÷ 2 で計算した誤りです。年利率は3%です。

× **D**　21.6年
72 × 3 ÷ 10 で計算した誤りです。72の法則は、72を年利率で割ります。

あわせて覚えたいポイント

- 72の法則は近似です。年利率が低い範囲（数%程度）でよく当てはまります。

根拠と基準日

- 複利計算（72の法則）（法令ではなく、複利で元本が2倍になる年数の近似式です。正確な年数は ln 2 ÷ ln(1 ＋ r)。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第21問　finance-021　金融・債券の利回り（応募者利回り）　問題 14ページ

正答 B　1.41%

応募者利回りは、発行時に購入して償還まで保有した場合の利回りで、1年あたりの利息に、1年あたりの償還差益を加えた額を発行価格で割って求めます。

計算・判断の手順

1. 1年あたりの償還差益：(100円 − 99円) ÷ 5年 ＝ 0.2円
2. 1年あたりの収益：1.2円 ＋ 0.2円 ＝ 1.4円
3. 応募者利回り：1.4円 ÷ 99円 × 100 ＝ 1.414…% ≒ 1.41%

選択肢ごとの説明

× A　1.21%
利息だけを発行価格で割った直接利回りです（1.2円 ÷ 99円）。償還差益を加えていません。

○ B　1.41%
これが正解です。

× C　1.40%
発行価格（99円）ではなく、額面（100円）で割った誤りです。

× D　2.22%
償還差益（1円）を年数で割らずに加えた誤りです（(1.2 ＋ 1) ÷ 99）。

あわせて覚えたいポイント

- 応募者利回りは、最終利回り（finance-001）・所有期間利回り（finance-011）と同じ考え方で、購入価格を発行価格、売却価格を額面（償還価格）として計算します。

根拠と基準日

- 利回りの定義（応募者利回り）（法令ではなく、債券の利回りの一般的な定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第22問　finance-022　金融・株式の評価（定率成長配当割引モデル）　問題 14ページ

正答 A　1,500円

定率成長配当割引モデルでは、理論株価 ＝ 来期の配当 ÷（要求収益率 − 配当の成長率）です。

計算・判断の手順

1. 理論株価 ＝ 60円 ÷ (6% − 2%) ＝ 60円 ÷ 0.04 ＝ 1,500円

第22問（finance-022）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　1,500円
これが正解です。

× **B**　1,000円
成長率を考えずに、配当を要求収益率で割った誤りです（60円 ÷ 0.06。成長しない場合のモデル）。

× **C**　750円
要求収益率に成長率を加えて割った誤りです（60円 ÷ 0.08）。成長率は差し引きます。

× **D**　3,000円
配当を成長率で割った誤りです（60円 ÷ 0.02）。

あわせて覚えたいポイント

- このモデルは、要求収益率が配当の成長率より高いことが前提です。成長率が高いほど、理論株価は高くなります。

根拠と基準日

- 株式評価の理論（配当割引モデル）（法令ではなく、将来の配当の現在価値の合計として株価を求めるモデル（定率成長の場合の公式）に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第23問　finance-023　金融・名目金利と実質金利

問題 15ページ

正答 C　**2%**

実質金利は、名目金利から物価上昇率を差し引いた値で近似できます。

計算・判断の手順

1. 実質金利 ≒ 名目金利 − 物価上昇率 ＝ 3% − 1% ＝ 2%

選択肢ごとの説明

× **A**　4%
名目金利と物価上昇率を足した誤りです。

× **B**　3%
名目金利のままです。物価上昇の分だけ、お金の実質的な価値は目減りします。

○ **C**　2%
これが正解です。

× **D**　1%
物価上昇率をそのまま答えた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 物価上昇率が名目金利を上回ると、実質金利はマイナスになり、預金などの実質的な価値は減ります。
- 正確には、(1 ＋ 名目金利) ÷ (1 ＋ 物価上昇率) − 1 ＝ 1.03 ÷ 1.01 − 1 ≒ 1.98% です。

第23問（finance-023）の続き

根拠と基準日

- 金利の定義（実質金利）（法令ではなく、名目金利と物価上昇率の関係（フィッシャー式の近似）に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第24問　finance-024　金融・金融商品取引法（適合性の原則）　問題 15ページ

正答 D　**金融商品取引業者等は、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って、投資者の保護に欠けることのないように業務を行わなければならない。**

金融商品取引業者等は、顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適当な勧誘を行い、投資者の保護に欠けることがないよう業務を行わなければなりません（適合性の原則）。

計算・判断の手順

1. 適合性の原則：顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることとならないよう、業務を行わなければならない（金融商品取引法 第40条第1号）

選択肢ごとの説明

× A　顧客が希望すれば、顧客の知識・経験・財産の状況に照らして不適当な勧誘を行っても、投資者保護上の問題はないとされている。
顧客の知識・経験・財産の状況などに照らして不適当な勧誘をしてはならないとされています。

× B　適合性の原則は、顧客が損失を被った場合に限り問題となる。
損失が生じたかどうかにかかわらず、業務の運営の状況として問題になります。

× C　適合性の原則は、金融商品の価格に関する規制であり、勧誘の方法には関係しない。
適合性の原則は、勧誘のあり方に関する規制です。

○ D　金融商品取引業者等は、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って、投資者の保護に欠けることのないように業務を行わなければならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 金融商品取引業者等は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければなりません（金融商品取引法 第37条の3第1項）。

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第40条第1号（顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って投資者の保護に欠けることのないよう業務を行わなければならない）
- 金融商品取引法 第37条の3第1項（契約締結前の情報の提供）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第25問　finance-025　金融・上場株式等の配当の課税方法　問題 15ページ

正答 B　**確定申告不要制度を選択した配当所得に係る源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできない。**

確定申告不要制度を選択した配当所得の源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできません。

計算・判断の手順

1. 上場株式等の配当等は、総合課税・申告分離課税・確定申告不要制度から選択できる（国税庁 No.1330・No.1331）
2. 確定申告不要制度を選択した配当所得の源泉徴収税額は、所得税額から差し引けない（国税庁 No.1330）
3. 配当控除の対象は、確定申告で総合課税を選択した配当所得に限られる（国税庁 No.1250）

選択肢ごとの説明

× **A**　申告分離課税を選択した配当所得についても、配当控除を受けることができる。
配当控除の対象は、総合課税を選択した配当所得です。申告分離課税を選択したものは対象外です。

○ **B**　確定申告不要制度を選択した配当所得に係る源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできない。
これが正解です。

× **C**　大口株主等が受ける上場株式等の配当等についても、申告分離課税を選択することができる。
大口株主等が受ける上場株式等の配当等は総合課税の対象で、申告分離課税や確定申告不要制度（少額配当を除く）は選択できません。

× **D**　確定申告で選択した課税方法は、その後の修正申告や更正の請求で自由に変更することができる。
確定申告で選択した（または選択しなかった）方法は、その後、修正申告や更正の請求で変更できません。

あわせて覚えたいポイント

- 申告分離課税を選択すると、上場株式等の譲渡損失と損益通算できます（finance-010 参照）。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.1330（配当金を受け取ったとき（配当所得）：確定申告不要制度、大口株主等の取扱い（令和8年4月1日現在法令等））
- 国税庁 タックスアンサー No.1331（上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度：選択した方法は修正申告・更正の請求で変更できない（令和8年4月1日現在法令等））
- 国税庁 タックスアンサー No.1250（配当控除の対象は総合課税の適用を受けた配当所得に限られる（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第26問　finance-026　金融・特定口座（源泉徴収選択口座）　問題 16ページ

正答 C　**源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得は、その所得を除外したところで確定申告をすることができる（確定申告を要しない）。**

源泉徴収選択口座の上場株式等の譲渡所得等は、その所得を除外して確定申告をすることができます。つまり、源泉徴収で課税関係を終えることができます。

計算・判断の手順

1. 源泉徴収選択口座の特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の金額は、これを除外したところにより確定申告の規定を適用することができる（租税特別措置法 第37条の11の5第1項）

選択肢ごとの説明

× A　源泉徴収選択口座で上場株式を売却して譲渡益が出た場合、必ず確定申告をしなければならない。
源泉徴収選択口座の譲渡益は、確定申告をしないことを選べます。

× B　源泉徴収選択口座は、上場株式等の売買を行うときに必ず開設しなければならない口座である。
特定口座の開設は任意で、源泉徴収の有無も選択します。

○ C　源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得は、その所得を除外したところで確定申告をすることができる（確定申告を要しない）。
これが正解です。

× D　源泉徴収選択口座での譲渡損失は、他の口座の譲渡益と通算することは一切できない。
確定申告をすれば、源泉徴収選択口座の譲渡損益も含めて、他の口座の譲渡損益と通算できます。

あわせて覚えたいポイント

- 確定申告をすれば、上場株式等の譲渡損失の損益通算や繰越控除（finance-010）を受けられます。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の11の5第1項（源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得等を除外したところにより、確定申告の規定を適用することができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第27問　finance-027　金融・ドルコスト平均法　問題 16ページ

正答 A　**1,200円**

毎回同じ金額を買うドルコスト平均法では、平均購入単価は「投資総額 ÷ 購入口数の合計」で求めます。価格が低いときに多くの口数を買うため、価格の単純平均より低くなります。

計算・判断の手順

1. 購入口数：3万円 ÷ 1,000円 ＝ 30口、3万円 ÷ 1,500円 ＝ 20口、3万円 ÷ 1,200円 ＝ 25口 → 合計75口
2. 投資総額：3万円 × 3 ＝ 9万円
3. 平均購入単価：9万円 ÷ 75口 ＝ 1,200円

第27問（finance-027）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　1,200円
これが正解です。

× **B**　1,233円
3か月の基準価額の単純平均です（(1,000 ＋ 1,500 ＋ 1,200) ÷ 3 ≒ 1,233円）。平均購入単価は投資総額を口数で割ります。

× **C**　1,000円
最も安かった月の基準価額です。

× **D**　1,500円
最も高かった月の基準価額です。

あわせて覚えたいポイント

- ドルコスト平均法は、購入時期を分散する方法で、値下がりした時期に多く買うことになります。利益を保証するものではありません。

根拠と基準日

- 投資手法の定義（ドルコスト平均法）（法令ではなく、定額購入の計算上の性質に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第28問　finance-028　金融・CAPM（資本資産評価モデル）　問題 16ページ

正答 D　**7.0%**

CAPMでは、期待収益率 ＝ 安全資産利子率 ＋ ベータ ×（市場の期待収益率 − 安全資産利子率）です。

計算・判断の手順

1. 市場リスクプレミアム：6% − 1% ＝ 5%
2. 期待収益率：1% ＋ 1.2 × 5% ＝ 7.0%

選択肢ごとの説明

× **A**　7.2%
市場の期待収益率にベータを掛けただけの誤りです（1.2 × 6%）。

× **B**　6.0%
市場の期待収益率のままです。ベータが1より大きい株式の期待収益率は、市場より高くなります。

× **C**　8.2%
安全資産利子率を差し引かずに、市場の期待収益率にベータを掛けて安全資産利子率を加えた誤りです（1% ＋ 1.2 × 6%）。

○ **D**　7.0%
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- ベータは、市場全体の値動きに対する個別株式の値動きの感応度です。ベータが1なら、期待収益率は市場の期待収益率と同じになります。

第28問（finance-028）の続き

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（CAPM）（法令ではなく、資本資産評価モデルの公式に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第29問　finance-029　金融・金融商品取引法（契約締結前の情報提供）　問題 17ページ

正答 B　**契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、業者の商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければならない（投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除く）。**

金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければなりません。

計算・判断の手順

1. 契約締結前の情報の提供：金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項に係る情報を提供（金融商品取引法 第37条の3第1項）
2. 提供する事項の例：商号・名称・住所、金融商品取引業者等である旨と登録番号など（同項第1号・第2号）

選択肢ごとの説明

× A　契約を締結した後、遅滞なく、契約の概要を顧客に説明すればよい。
情報の提供は、契約を締結しようとするとき、あらかじめ行う必要があります。

○ B　契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、業者の商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければならない（投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合を除く）。
これが正解です。

× C　顧客から求められた場合に限り、契約内容の情報を提供すればよい。
顧客から求められたかどうかにかかわらず、提供する義務があります（内閣府令で定める場合を除く）。

× D　金融商品取引業者等である旨や登録番号は、顧客に伝える必要がない。
金融商品取引業者等である旨と登録番号は、提供すべき事項です（第37条の3第1項第2号）。

あわせて覚えたいポイント

- 金融商品取引業者等は、適合性の原則にも従って業務を行う必要があります（第40条第1号、finance-024 参照）。

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第37条の3第1項（金融商品取引契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、商号・登録番号などの事項に係る情報を提供しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第30問　finance-030　金融・個人向け国債　問題 17ページ

正答 A　**「変動10年」の適用利率は基準金利 × 0.66 で、金利の下限は0.05%である。**

個人向け国債の「変動10年」の適用利率は、基準金利に0.66を掛けた値で、半年ごとに変わります。金利の下限は0.05%です。

計算・判断の手順

1. 商品：変動10年（半年ごとに適用利率が変わる）、固定5年・固定3年（発行時の利率が満期まで変わらない）
2. 変動10年の利率：基準金利 × 0.66、金利の下限0.05%
3. 購入単位：最低1万円から1万円単位
4. 中途換金：発行後1年経過すれば可能（直前2回分の各利子（税引前）相当額 × 0.79685 が差し引かれる）

選択肢ごとの説明

○ **A**　「変動10年」の適用利率は基準金利 × 0.66 で、金利の下限は0.05%である。
これが正解です。

× **B**　「固定5年」の適用利率は、半年ごとに見直される。
固定5年は、発行時に設定された利率が満期まで変わりません。半年ごとに変わるのは変動10年です。

× **C**　個人向け国債は、発行後6か月を経過すれば中途換金できる。
中途換金できるのは、原則として発行後1年を経過してからです。

× **D**　個人向け国債は、10万円単位でしか購入できない。
最低1万円から、1万円単位で購入できます。

あわせて覚えたいポイント

- 中途換金の際に差し引かれる額の0.79685は、利子の受取時に差し引かれる税金（20.315%）を反映したものです（財務省）。

根拠と基準日

- 財務省「個人向け国債」商品概要 https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/main/outline/（変動10年（基準金利×0.66、下限0.05%）、固定5年・固定3年、1万円単位、発行後1年経過後の中途換金（直前2回分の各利子相当額×0.79685を差引き）（2026-11-12確認））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第31問 finance-031 金融・投資信託の収益の分配と所得税

問題 17ページ

正答 A **収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金（元本払戻金）は、所得税が課されない。**

オープン型の証券投資信託の分配金のうち、元本の払戻しに相当する特別分配金（元本払戻金）は非課税です。普通分配金は配当所得になります。

計算・判断の手順

1. 特別分配金：所得税法 第9条第1項第11号で非課税。対象は、収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金（所得税法施行令 第27条）
2. 普通分配金：投資信託（公社債投資信託などを除く）の収益の分配は、配当所得（所得税法 第24条第1項）

選択肢ごとの説明

○ **A** 収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金（元本払戻金）は、所得税が課されない。
これが正解です。

× **B** 特別分配金（元本払戻金）は、一時所得として所得税が課される。
特別分配金は元本の払戻しに相当するため、非課税です。一時所得ではありません。

× **C** 普通分配金は、雑所得として所得税が課される。
普通分配金は、投資信託の収益の分配として配当所得になります。雑所得ではありません。

× **D** 普通分配金・特別分配金とも、所得税が課されることはない。
普通分配金は配当所得として課税されます。非課税なのは特別分配金だけです。

あわせて覚えたいポイント

- 特別分配金は元本の払戻しに相当するため、分配金を受け取っても、その分は運用による利益ではありません。分配金の額だけで、運用の成果は判断できません。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第11号（オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち、信託財産の元本の払戻しに相当する部分として政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第27条（収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金）
- 所得税法 第24条第1項（投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）の収益の分配は配当所得）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第32問　finance-032　金融・債券のデュレーション　問題 18ページ

正答 D　**1.96年**

マコーレー・デュレーションは、各期のキャッシュフローの現在価値で、受け取るまでの年数を加重平均したものです。

計算・判断の手順

1. 1年後の4円の現在価値：4 ÷ 1.04 ≒ 3.8462円
2. 2年後の104円の現在価値：104 ÷ 1.04^2 ≒ 96.1538円（現在価値の合計＝債券価格100円）
3. デュレーション：(1年 × 3.8462 ＋ 2年 × 96.1538) ÷ 100 ≒ 1.9615年 ≒ 1.96年

選択肢ごとの説明

× A　2.00年
残存期間そのものです。利払いのある債券のデュレーションは、残存期間より短くなります（残存期間と一致するのは割引債）。

× B　1.50年
年数（1年と2年）を単純に平均した誤りです。キャッシュフローの現在価値で加重平均します。

× C　1.89年
修正デュレーション（デュレーション ÷ (1 ＋ 利回り) ＝ 1.9615 ÷ 1.04 ≒ 1.89）と混同した誤りです。

○ D　1.96年
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 修正デュレーションは、金利が1%変化したときの債券価格の変化率の目安です。デュレーションが長いほど、金利の変動による価格の変動が大きくなります。

根拠と基準日

- 債券の理論（デュレーション）（法令ではなく、キャッシュフローの現在価値による加重平均期間という定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第33問　finance-033　金融・金融商品取引法（断定的判断の提供の禁止）　問題 18ページ

正答 B　**顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて、金融商品取引契約の締結の勧誘をしてはならない。**

金融商品取引業者等やその役員・使用人は、不確実な事項について断定的判断を提供するなどして勧誘してはなりません（金融商品取引法 第38条第2号）。

計算・判断の手順

1. 第38条は、虚偽の告知（第1号）、断定的判断の提供等（第2号）などを禁止行為として定めています。
2. 内閣府令で定める例外が認められるのは第4号から第6号までの行為で、第2号には例外の定めがありません。

第33問（finance-033）の続き

選択肢ごとの説明

× A　顧客から求められた場合には、不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘することができる。
顧客の求めがあっても、断定的判断の提供による勧誘は禁止されています。

○ B　顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて、金融商品取引契約の締結の勧誘をしてはならない。
これが正解です。

× C　断定的判断の提供が禁止されるのは、元本が保証されている商品の勧誘に限られる。
対象となる商品に限定はありません。値動きのある商品こそ、将来の価格は不確実です。

× D　断定的判断を提供して勧誘しても、契約の締結後に顧客から苦情がなければ、禁止行為には当たらない。
苦情の有無にかかわらず、その行為自体が禁止されています。

あわせて覚えたいポイント

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律では、断定的判断の提供等を行ったことにより顧客に生じた損害について、業者の損害賠償責任が定められています（同法 第5条・第6条。損害額の推定は finance-034）。

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第38条第2号（不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて勧誘する行為の禁止。内閣府令による除外は第4号〜第6号に限る）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第34問　finance-034　金融・金融サービス提供法（損害額の推定）　問題 18ページ

正答 C　**元本欠損額は、重要事項の説明をしなかったこと等によって顧客に生じた損害の額と推定される。**

同法では、重要事項の説明をしなかった場合や断定的判断の提供等を行った場合の損害賠償について、元本欠損額を損害の額と推定します（第7条第1項）。

計算・判断の手順

1. 第6条：重要事項の説明義務違反・断定的判断の提供等の禁止違反によって生じた顧客の損害を賠償する責任
2. 第7条第1項：元本欠損額は、その違反によって顧客に生じた損害の額と推定する
3. 元本欠損額：顧客が支払った金銭等の合計額から、顧客が取得した金銭等の合計額などを差し引いた額（第7条第2項）

第34問（finance-034）の続き

選択肢ごとの説明

× A　顧客は、実際に生じた損害の額をすべて自ら立証しなければならない。
損害額の推定の規定があるため、顧客は元本欠損額を示せば足ります（業者が反証しない限り、その額が損害額とされます）。

× B　損害の額は、元本欠損額の2倍の額と推定される。
推定されるのは元本欠損額で、その2倍ではありません。

○ C　元本欠損額は、重要事項の説明をしなかったこと等によって顧客に生じた損害の額と推定される。
これが正解です。

× D　損害賠償を請求できるのは、断定的判断の提供等があった場合に限られ、重要事項の説明をしなかっただけの場合は請求できない。
重要事項の説明をしなかった場合も、損害賠償の対象です（第6条）。

あわせて覚えたいポイント

- 同法の重要事項の説明義務は、finance-016 を参照してください。

根拠と基準日

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第7条（元本欠損額は、重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことによって顧客に生じた損害の額と推定する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第35問　finance-035　金融・特定公社債の利子の課税

問題 19ページ

正答 A　30,000円

特定公社債の利子は、他の所得と区分し、支払を受けるべき金額に15%の税率で所得税が課されます（租税特別措置法 第3条第1項第1号）。

計算・判断の手順

1. 所得税：200,000円 × 15% ＝ 30,000円

選択肢ごとの説明

○ A　30,000円
これが正解です。

× B　40,630円
所得税・復興特別所得税・住民税の合計（20.315%）で計算した誤りです。設問は所得税だけです。

× C　40,000円
所得税15%に住民税5%を加えた20%で計算した誤りです。

× D　0円
特定公社債の利子は、非課税ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 復興特別所得税（2026年分は所得税額の2.1%）を加えると、所得税等の税率は15.315%です。

第35問（finance-035）の続き

根拠と基準日

- **租税特別措置法 第3条第1項第1号**（特定公社債の利子は、他の所得と区分し、支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率で所得税を課する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第36問　finance-036　金融・預金保険制度（決済用預金）　問題 19ページ

正答 D　**決済サービスを提供できること、預金者がいつでも払戻しを請求できること、利息が付かないことの要件を満たす決済用預金は、全額保護される。**

当座預金や利息の付かない普通預金などの決済用預金は、預金保険制度により全額保護されます（金融庁「預金保険制度」）。

計算・判断の手順

1. 決済用預金の要件（預金保険法 第51条の2第1項）：①決済に用いることができる　②いつでも払戻しを請求できる　③利息が付かない
2. 決済用預金に係る保険金の額は、その預金に係る債権の額（全額）です（同法 第54条の2）。

選択肢ごとの説明

× **A**　決済用預金も、ほかの一般預金等と同じく、元本1,000万円までとその利息等が保護される。
元本1,000万円までとその利息等が保護されるのは、決済用預金以外の一般預金等です。

× **B**　外貨預金は、決済用預金として全額保護される。
外貨預金は、決済用預金から除かれ、預金保険の対象外です。

× **C**　利息の付く普通預金は、決済用預金として全額保護される。
利息が付く普通預金は、決済用預金の要件（無利息）を満たしません。一般預金等として、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。

○ **D**　決済サービスを提供できること、預金者がいつでも払戻しを請求できること、利息が付かないことの要件を満たす決済用預金は、全額保護される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 一般預金等の保護の範囲（名寄せ後1,000万円まで）は、finance-005 を参照してください。

根拠と基準日

- **預金保険法 第51条の2第1項・第54条の2**（決済用預金（外貨預金等を除く）の要件：決済に用いることができる、いつでも払戻しを請求できる、利息が付されていない）
- **金融庁「預金保険制度」 https://www.fsa.go.jp/policy/payoff/index.html**（当座預金や利息の付かない普通預金等（決済用預金）は、全額保護（2026-11-12確認））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第37問　finance-037　金融・金融商品取引法（損失補填等の禁止）　問題 19ページ

正答 B　**有価証券売買取引等について顧客に損失が生じた場合にその全部又は一部を補填するため財産上の利益を提供する旨を、あらかじめ申し込み、又は約束することは禁止されている。**

金融商品取引業者等が、顧客に損失が生じた場合に補填する旨をあらかじめ申し込み・約束することや、事後に補填することは禁止されています（第39条第1項）。

計算・判断の手順

1. 禁止される行為（第39条第1項）：事前の損失補填・利益追加の申込み・約束（第1号）、事後の申込み・約束（第2号）、財産上の利益の提供（第3号）。いずれも、第三者に申し込ませ・約束させる行為を含みます。
2. 顧客が要求して約束させたり、利益の提供を受けたりする行為も禁止されています（第39条第2項）。
3. 事故（業者等の違法又は不当な行為で、内閣府令で定めるもの）による損失の補填は、禁止の対象外です（第39条第3項。一定の場合は内閣総理大臣の確認が必要）。

選択肢ごとの説明

× **A**　顧客から要求された場合には、金融商品取引業者等は、顧客の損失を補填することができる。
顧客の要求があっても、損失補填は禁止されています。顧客の側にも禁止規定があります（第39条第2項）。

○ **B**　有価証券売買取引等について顧客に損失が生じた場合にその全部又は一部を補填するため財産上の利益を提供する旨を、あらかじめ申し込み、又は約束することは禁止されている。
これが正解です。

× **C**　損失補填の約束が禁止されるのは業者が自ら約束する場合に限られ、第三者に約束させることは禁止されていない。
第三者に申し込ませ、又は約束させる行為も禁止されています。

× **D**　業者の違法又は不当な行為（事故）による損失であっても、補填することは一切認められない。
事故による損失の補填は、禁止の対象から除かれています（第39条第3項）。

あわせて覚えたいポイント

- 損失補填の禁止は、市場の公正性と、投資者が自己の責任で判断する原則を守るためのものです。

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第39条第1項〜第3項（損失補填等の禁止（第三者に約束させる行為を含む）。顧客の要求による約束等の禁止。事故による損失の補填の除外）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第38問 finance-038 金融・債券の価格（最終利回りからの逆算）

問題 20ページ

正答 D　101.89円

単利の最終利回りの式を、価格について解きます。価格 ＝ (額面 ＋ 年利息 × 残存年数) ÷ (1 ＋ 最終利回り × 残存年数) です。

計算・判断の手順

1. 最終利回りの式：{2 ＋ (100 − 価格) ÷ 4} ÷ 価格 ＝ 0.015
2. 価格について解くと：価格 ＝ (100 ＋ 2 × 4) ÷ (1 ＋ 0.015 × 4) ＝ 108 ÷ 1.06 ≒ 101.886円 ≒ 101.89円
3. 検算：{2 ＋ (100 − 101.89) ÷ 4} ÷ 101.89 ≒ 1.50%

選択肢ごとの説明

× **A**　102.00円
額面に、表面利率と最終利回りの差（0.5%）× 4年を加えただけの近似です。正確な価格ではありません。

× **B**　108.00円
償還までの利息の合計を額面に加えただけで、利回りで割り戻していません。

× **C**　100.00円
最終利回りではなく表面利率（2%）で割り戻した誤りです（108 ÷ 1.08）。

○ **D**　101.89円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 最終利回りが表面利率より低いとき、債券価格は額面を上回ります（オーバーパー）。債券価格と利回りの関係は、finance-014 を参照してください。

根拠と基準日

- 利回りの定義（最終利回り）（法令ではなく、単利の最終利回りの一般的な定義を価格について解いた計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第39問 finance-039 金融・GDPデフレーター

問題 20ページ

正答 C　110.0

GDPデフレーターは、名目GDPを実質GDPで割って100を掛けた値で、経済全体の物価水準を表します。

計算・判断の手順

1. GDPデフレーター ＝ 名目GDP ÷ 実質GDP × 100 ＝ 550 ÷ 500 × 100 ＝ 110.0

第39問（finance-039）の続き

選択肢ごとの説明

✕ **A**　90.9
実質GDPを名目GDPで割った誤りです（500 ÷ 550 × 100）。

✕ **B**　10.0
基準年（100）からの上昇幅（110 − 100）です。デフレーターの値ではありません。

○ **C**　110.0
これが正解です。

✕ **D**　1.1
100を掛けていません。GDPデフレーターは、基準年を100とする指数です。

あわせて覚えたいポイント

- GDPデフレーターが前年より下がっている場合は、物価が下落（デフレ）の傾向にあることを示します。
- 実質GDP ＝ 名目GDP ÷ GDPデフレーター × 100 の関係もあります。

根拠と基準日

- 経済指標の定義（GDPデフレーター）（法令ではなく、名目GDP・実質GDPとの関係（名目 ÷ 実質 × 100）という定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第40問　finance-040　金融・景気動向指数（DI）

問題 21ページ

正答 A　**66.7%**

DI（ディフュージョン・インデックス）は、採用系列のうち改善した系列の割合です。横ばいは0.5として数えます。

計算・判断の手順

1. 改善した系列の数：7 ＋ 2 × 0.5 ＝ 8
2. DI ＝ 8 ÷ 12 × 100 ≒ 66.7%

選択肢ごとの説明

○ **A**　66.7%
これが正解です。

✕ **B**　58.3%
横ばいの系列を数えなかった誤りです（7 ÷ 12）。

✕ **C**　75.0%
横ばいの系列を、すべて改善として数えた誤りです（9 ÷ 12）。

✕ **D**　33.3%
悪化した系列の割合（(3 ＋ 1) ÷ 12）です。

あわせて覚えたいポイント

- DIは、50%を上回ると景気が拡張局面、下回ると後退局面にあることを示す目安とされます。景気の動きの大きさ（量感）は、CI（コンポジット・インデックス）で見ます。

第40問（finance-040）の続き

根拠と基準日

- 経済指標の定義（景気動向指数のDI）（法令ではなく、景気動向指数のDI（改善した系列の割合、横ばいは0.5）の定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第41問　finance-041　金融・金融商品取引法（広告等の規制）　問題 21ページ

正答 B　**広告をするときは、商号・名称、金融商品取引業者等である旨及び登録番号、顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項として政令で定めるものなどを表示しなければならない。**

金融商品取引業者等が広告等をするときは、商号・名称、業者である旨と登録番号、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項（政令で定めるもの）などを表示しなければなりません（金融商品取引法 第37条第1項）。

計算・判断の手順

1. 表示事項（第37条第1項）：①商号・名称・氏名　②金融商品取引業者等である旨及び登録番号　③業務の内容に関する事項で、顧客の判断に影響を及ぼす重要なものとして政令で定めるもの
2. 広告に類似する行為として内閣府令で定めるものも対象です。
3. 利益の見込みなどについて、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させるような表示は禁止されています（第37条第2項）。

選択肢ごとの説明

× A　広告には、業者の商号と登録番号を表示すれば足り、それ以外の事項を表示する必要はない。
商号・登録番号に加えて、顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項（手数料・リスクなど政令で定めるもの）も表示します。

○ B　広告をするときは、商号・名称、金融商品取引業者等である旨及び登録番号、顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項として政令で定めるものなどを表示しなければならない。
これが正解です。

× C　広告の規制は、テレビ・新聞の広告だけに適用され、パンフレットやインターネットの広告には適用されない。
広告に類似するものとして内閣府令で定める行為（パンフレットの配布など）も規制の対象です。

× D　広告には、利益の見込みについて著しく人を誤認させるような表示をしても、表示事項がそろっていれば違法ではない。
誇大な広告は、表示事項の有無にかかわらず禁止されています（第37条第2項）。

あわせて覚えたいポイント

- 契約締結前の情報の提供（第37条の3）は finance-029 を参照してください。

第41問（finance-041）の続き

根拠と基準日

- 金融商品取引法 第37条（広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、商号、登録番号、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事項を表示しなければならない。誇大広告の禁止（第2項））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第42問　finance-042　金融・NISA（非課税保有限度額）　問題 22ページ

正答 C　**生涯の非課税保有限度額は1,800万円で、そのうち成長投資枠は1,200万円が上限である。**

2024年以後のNISAでは、生涯の非課税保有限度額（総枠）が1,800万円とされ、そのうち成長投資枠は1,200万円が上限です（金融庁「NISAを知る」、租税特別措置法 第37条の14）。

計算・判断の手順

1. 非課税保有限度額（総枠）：1,800万円（買付け残高〔取得対価の額〕で管理）
2. 成長投資枠：総枠1,800万円のうち1,200万円まで
3. 年間投資枠：つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円（finance-004）

選択肢ごとの説明

× A　生涯の非課税保有限度額は1,200万円で、そのうち成長投資枠は600万円が上限である。
総枠は1,800万円、成長投資枠は1,200万円です。

× B　非課税保有限度額は設けられておらず、毎年の年間投資枠の範囲であれば、制限なく投資できる。
2024年以後のNISAでは、生涯の非課税保有限度額が設けられています。

○ C　生涯の非課税保有限度額は1,800万円で、そのうち成長投資枠は1,200万円が上限である。
これが正解です。

× D　生涯の非課税保有限度額は1,800万円で、その全額を成長投資枠で利用できる。
成長投資枠で利用できるのは、総枠のうち1,200万円までです。

あわせて覚えたいポイント

- 非課税保有限度額（総枠）は、商品を売却すると再利用できます（金融庁「NISAを知る」）。
- 令和8年度税制改正により、2027年（令和9年）1月1日から、未成年者向けの勘定（未成年者特定累積投資勘定）が設けられます（租税特別措置法 第37条の14、令和8年法律第12号による改正。2027-01-01施行）。本問は18歳以上の人の枠です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第37条の14（特定累積投資勘定基準額等の合計額が千八百万円を超えることとなるとき、特定非課税管理勘定については千二百万円を超える場合を除く）
- 金融庁「NISAを知る」 https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/index.html（生涯の非課税保有限度額は1,800万円、うち成長投資枠は1,200万円（2026-11-12確認））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第43問 finance-043 金融・外貨建て債券の円ベースの収益率

問題 22ページ

正答 A　0.53%

外貨建て商品の円ベースの収益率は、受取額を円に換算した額と、投資額（円）を比べて求めます。為替相場の変動（円高・円安）が収益に影響します。

計算・判断の手順

1. 投資額（円）：1万ドル × 150円 ＝ 150万円
2. 受取額（円）：10,400ドル × 145円 ＝ 150万8,000円
3. 円ベースの収益率：(150万8,000円 − 150万円) ÷ 150万円 × 100 ≒ 0.53%

選択肢ごとの説明

○ **A**　0.53%
これが正解です。

× **B**　4.00%
ドルベースの利率です。円高（150円→145円）による為替差損を考慮していません。

× **C**　-3.33%
為替の変動率（145 ÷ 150 − 1）だけで、利息を考慮していません。

× **D**　0.67%
利率4%から為替の変動率3.33%を単純に差し引いた近似値です。正確には (1.04 × 145 ÷ 150) − 1 で計算します。

あわせて覚えたいポイント

- 購入時より円高になると為替差損、円安になると為替差益が生じます。外貨預金の利回りは finance-006 を参照してください。

根拠と基準日

- 外貨建て商品の収益率（法令ではなく、外貨建て商品の円換算による収益率の一般的な計算方法に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第44問 finance-044 金融・ポートフォリオのリスク（相関係数0）

問題 23ページ

正答 D　11.18%

2資産のポートフォリオの分散は、$(wA \times \sigma A)^2 + (wB \times \sigma B)^2 + 2 \times wA \times wB \times$ 相関係数 $\times \sigma A \times \sigma B$ です。相関係数が0なら、第3項は0になります。

計算・判断の手順

1. 分散：$(0.5 \times 10)^2 + (0.5 \times 20)^2 + 2 \times 0.5 \times 0.5 \times 0 \times 10 \times 20 = 25 + 100 + 0 = 125$
2. 標準偏差：$\sqrt{125} \fallingdotseq 11.18\%$

第44問（finance-044）の続き

選択肢ごとの説明

✕ **A**　15.00%
標準偏差を単純に加重平均した値で、相関係数が1の場合に当たります。

✕ **B**　5.00%
相関係数が−1の場合の標準偏差（|0.5 × 10 − 0.5 × 20|）です。

✕ **C**　125.00%
分散（125）の平方根をとっていません。

○ **D**　11.18%
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 相関係数が1未満であれば、ポートフォリオの標準偏差は、各資産の標準偏差の加重平均より小さくなります（分散投資の効果）。相関係数の性質は finance-013 を参照してください。

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（ポートフォリオの分散）（法令ではなく、2資産のポートフォリオの分散の公式に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第45問　finance-045　金融・インフォメーション・レシオ　問題 23ページ

正答 C　**0.50**

インフォメーション・レシオは、ベンチマークに対する超過収益率を、トラッキングエラーで割った値です。値が大きいほど、リスク1単位あたりの超過収益が大きいと評価されます。

計算・判断の手順

1. 超過収益率：8% − 6% ＝ 2%
2. インフォメーション・レシオ：2% ÷ 4% ＝ 0.50

選択肢ごとの説明

✕ **A**　2.00
超過収益率（2%）をそのまま答えた誤りです。トラッキングエラーで割ります。

✕ **B**　0.33
超過収益率をベンチマークの収益率（6%）で割った誤りです。

○ **C**　0.50
これが正解です。

✕ **D**　1.50
ベンチマークの収益率をトラッキングエラーで割った誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- シャープ・レシオ（finance-002）は、無リスク資産に対する超過収益率を標準偏差で割ります。比べる対象と分母が異なります。

第45問（finance-045）の続き

根拠と基準日

- 投資パフォーマンスの評価（インフォメーション・レシオ）（法令ではなく、超過収益率 ÷ トラッキングエラーという定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第46問　finance-046　金融・消費者契約法（免責条項の無効）　問題 23ページ

正答 A　**事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は、無効である。**

事業者の債務不履行による損害賠償責任の全部を免除する条項や、故意・重大な過失による場合の一部を免除する条項は、無効です（消費者契約法 第8条第1項）。

計算・判断の手順

1. 無効となる条項の例（第8条第1項）
2. 第1号：債務不履行による損害賠償責任の全部を免除する条項（責任の有無を事業者が決める条項を含む）
3. 第2号：故意又は重大な過失による債務不履行の損害賠償責任の一部を免除する条項（責任の限度を事業者が決める条項を含む）

選択肢ごとの説明

○ **A**　事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項は、無効である。
これが正解です。

× **B**　責任の全部を免除する条項であっても、消費者が契約書に署名していれば有効である。
消費者が同意・署名していても、法律により無効です。

× **C**　責任の全部を免除する条項は、消費者が取り消すことができるにとどまり、無効ではない。
取り消すことができる（取消し）ではなく、無効です。誤認・困惑による意思表示の取消し（finance-017）とは別の制度です。

× **D**　事業者の故意又は重大な過失による債務不履行の損害賠償責任の一部を免除する条項は、有効である。
故意・重大な過失による場合の一部免除条項も無効です（第8条第1項第2号）。

あわせて覚えたいポイント

- 消費者の利益を一方的に害する条項を無効とする一般的な規定もあります（第10条）。

根拠と基準日

- 消費者契約法 第8条第1項（事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項、故意又は重大な過失による場合の一部を免除する条項などは、無効とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第47問　finance-047　金融・日本銀行の金融政策の理念　問題 24ページ

正答 D　**物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること**

日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを理念とします（日本銀行法 第2条）。

計算・判断の手順

1. 日本銀行法 第2条：物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする

選択肢ごとの説明

× **A**　為替相場を一定の水準に固定することを通じて、輸出産業の発展に資すること
為替相場の固定は理念とされていません。

× **B**　完全雇用の達成を最優先とすること
日本銀行法の理念は、物価の安定を通じた国民経済の健全な発展です。

× **C**　政府の財政資金を有利な条件で調達すること
政府の資金調達は、日本銀行の理念ではありません。

○ **D**　物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 金融政策の手段には、公開市場操作（オペレーション）などがあります。物価の指標としての GDPデフレーターは finance-039 を参照してください。

根拠と基準日

- 日本銀行法 第2条（通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第48問　finance-048　金融・期待収益率（シナリオ分析）　問題 24ページ

正答 B　**6.50%**

期待収益率は、各シナリオの収益率に生起確率を掛けて合計したものです。

計算・判断の手順

1. 好況：20% × 0.3 ＝ 6.0%
2. 普通：5% × 0.5 ＝ 2.5%
3. 不況：−10% × 0.2 ＝ −2.0%
4. 期待収益率：6.0% ＋ 2.5% − 2.0% ＝ 6.50%

第48問（finance-048）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　5.00%
生起確率を考えずに、3つの収益率を単純平均した誤りです（(20 ＋ 5 − 10) ÷ 3）。

○ B　6.50%
これが正解です。

✕ C　10.50%
不況の収益率をプラスとして計算した誤りです（6.0 ＋ 2.5 ＋ 2.0）。

✕ D　4.00%
普通のシナリオを計算に含めていない誤りです（6.0 − 2.0）。

あわせて覚えたいポイント

- 複数の資産を組み合わせたポートフォリオの期待収益率は、各資産の期待収益率を投資比率で加重平均して求めます（finance-008）。

根拠と基準日

- ポートフォリオ理論（期待収益率）（法令ではなく、各シナリオの収益率を生起確率で加重平均するという定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第49問　finance-049　金融・顧客等に対する誠実公正義務

問題 24ページ

正答 A　**顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。**

金融サービスの提供等に係る業務を行う者は、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に業務を遂行しなければなりません（同法 第2条第1項）。

計算・判断の手順

1. 対象：金融サービスの提供等に係る業務（政令で定めるもの）を行う者（同条第2項に業務を列挙）
2. 内容：顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行する義務

選択肢ごとの説明

○ A　顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。
これが正解です。

✕ B　業務を行う者は、自らの利益を最優先として業務を遂行することができる。
顧客等の最善の利益を勘案することが求められています。

✕ C　この義務の対象は銀行だけで、証券会社や保険会社などは対象とならない。
銀行に限らず、金融商品取引業、保険募集など、同条第2項に掲げる業務を行う者が対象です。

✕ D　この義務は努力義務にとどまり、法律上の義務ではない。
「遂行しなければならない」と定められた法律上の義務です。

あわせて覚えたいポイント

- 同法の重要事項の説明義務は finance-016、損害額の推定は finance-034 を参照してください。

第49問（finance-049）の続き

根拠と基準日

- 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第2条第1項（顧客等の最善の利益を勘案しつつ、顧客等に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第50問　finance-050　金融・割引債の利回り（複利）

問題 25ページ

正答 C　2.00%

割引債の年複利の利回りは、(額面 ÷ 購入価格) の（1 ÷ 残存年数）乗から1を引いて求めます。

計算・判断の手順

1. 100 ÷ 94.23 ≒ 1.06123
2. 年複利の利回り：1.06123^(1/3) − 1 ≒ 0.0200 ＝ 2.00%
3. 検算：94.23 × 1.02^3 ≒ 100.00円

選択肢ごとの説明

× A　6.12%
3年間の利回りの合計（100 ÷ 94.23 − 1）です。年率にしていません。

× B　2.04%
単利で計算した利回りです（(100 − 94.23) ÷ 3 ÷ 94.23）。設問は年複利です。

○ C　2.00%
これが正解です。

× D　1.92%
単利で、購入価格ではなく額面で割った誤りです（(100 − 94.23) ÷ 3 ÷ 100）。

あわせて覚えたいポイント

- 割引債は利払いがなく、額面と購入価格の差（償還差益）が収益になります。利付債の利回りは finance-001・011・021 を参照してください。

根拠と基準日

- 利回りの定義（割引債の複利利回り）（法令ではなく、割引債の年複利利回りの一般的な定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

課目2　不動産運用設計

解答・解説（50問）

第51問　real-estate-001　不動産・建ぺい率

問題 26ページ

正答 C　160㎡

準防火地域内の耐火建築物等で＋10%、特定行政庁が指定する角地で＋10%となり、建ぺい率は80%です。200㎡ × 80% ＝ 160㎡です。

計算・判断の手順

1. 指定建ぺい率：60%
2. 準防火地域内にある耐火建築物等（または準耐火建築物等）：＋10%
3. 特定行政庁が指定する角地：＋10%
4. 適用される建ぺい率：60% ＋ 10% ＋ 10% ＝ 80%
5. 建築面積の最高限度：200㎡ × 80% ＝ 160㎡

選択肢ごとの説明

× A　120㎡
緩和をまったく適用していません（200㎡ × 60%）。

× B　140㎡
緩和を一方（＋10%）しか適用していません（200㎡ × 70%）。

○ C　160㎡
これが正解です。

× D　180㎡
緩和を合計＋30%と数えた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 2019年6月の改正で、準防火地域内の耐火建築物等・準耐火建築物等も＋10%の緩和の対象になりました。
- 指定建ぺい率80%の地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物等は、建ぺい率の制限が適用されません（100%）。
- 延焼防止性能が耐火建築物等と同等以上の建築物も「耐火建築物等」に含まれます。

根拠と基準日

- 建築基準法 第53条第1項（用途地域ごとの建ぺい率の限度）
- 建築基準法 第53条第3項第1号（準防火地域内にあるイ（耐火建築物等）に該当する建築物に対する＋1/10の緩和（同号口は準耐火建築物等））
- 建築基準法 第53条第3項第2号（特定行政庁が指定する角地に対する＋1/10の緩和）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第52問 real-estate-002 不動産・容積率

問題 26ページ

正答 B　720㎡

前面道路の幅員が12m未満なので、「幅員 × 4/10」と指定容積率のうち小さい方が適用されます。6m × 4/10 ＝ 240%なので、300㎡ × 240% ＝ 720㎡です。

計算・判断の手順

1. 前面道路の幅員が12m未満なので、前面道路による容積率の制限を確認します。
2. 住居系の用途地域の法定乗数は4/10：6m × 4/10 ＝ 24/10 ＝ 240%
3. 指定容積率300%と比べて、小さい方の240%を適用します。
4. 延べ面積の最高限度：300㎡ × 240% ＝ 720㎡

選択肢ごとの説明

× **A**　540㎡
法定乗数を3/10（180%）として計算しています。

○ **B**　720㎡
これが正解です。

× **C**　900㎡
前面道路の幅員による制限を考えず、指定容積率300%をそのまま適用しています。

× **D**　1,080㎡
法定乗数を6/10として360%と計算し、さらに指定容積率（300%）と比べずに適用しています。

あわせて覚えたいポイント

- 住居系の用途地域は原則4/10、それ以外（商業系・工業系など）は原則6/10です。
- 前面道路が2本以上あるときは、幅員が最も広い道路で計算します。
- 建ぺい率と異なり、容積率には角地による緩和がありません。

根拠と基準日

- 建築基準法 第52条第1項（用途地域ごとの容積率の限度（指定容積率））
- 建築基準法 第52条第2項第2号（前面道路の幅員が12m未満の場合の制限（住居系の用途地域は原則4/10））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第53問 real-estate-003 不動産・定期建物賃貸借（定期借家）　問題 27ページ

正答 D　賃貸人は、あらかじめ、契約の更新がなく期間の満了により終了することを、書面を交付して賃借人に説明しなければならない。

定期建物賃貸借は、書面（電磁的記録を含む）で契約し、事前に「更新がなく期間満了で終了する」ことを書面を交付して説明する必要があります。

計算・判断の手順

1. 契約：公正証書による等、書面（または電磁的記録）でする必要があります。
2. 事前説明：賃貸人は、あらかじめ書面を交付して説明しなければなりません（賃借人の承諾を得て電磁的方法で提供することもできます）。
3. 説明をしなかったときは、更新がない旨の定めは無効になります。

選択肢ごとの説明

× A　当事者が口頭で合意すれば、契約の更新がない定期建物賃貸借とすることができる。
口頭の合意では足りません。書面（または電磁的記録）による契約が必要です。

× B　定期建物賃貸借の契約期間は、1年以上としなければならない。
定期建物賃貸借では、1年未満の期間も定めることができます（1年未満の期間を「期間の定めがないもの」とみなす規定が適用されません）。

× C　賃貸人が事前に説明をしなくても、契約書に「更新がない」と書かれていれば、更新がない旨の定めは有効である。
事前の説明をしなかったときは、更新がない旨の定めは無効になります。

○ D　賃貸人は、あらかじめ、契約の更新がなく期間の満了により終了することを、書面を交付して賃借人に説明しなければならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 普通借家契約では、正当事由がなければ、賃貸人から更新を拒絶できません。定期借家契約は更新されず、期間満了で終了します。ただし、契約期間が1年以上の場合、賃貸人は期間満了の1年前から6か月前までの間（通知期間）に終了の通知をしなければ、終了を賃借人に対抗できません。通知期間を過ぎてから通知した場合は、その通知の日から6か月を経過した後に対抗できます。
- 居住用で床面積200㎡未満の建物では、転勤などやむを得ない事情があれば、賃借人から中途解約を申し入れることができます（借地借家法第38条第7項）。

根拠と基準日

- 借地借家法 第38条第6項（期間1年以上の定期建物賃貸借では、通知期間（期間満了の1年前から6月前まで）に終了の通知をしなければ、終了を賃借人に対抗できない（通知期間経過後の通知は、通知の日から6月経過後に対抗可））
- 借地借家法 第28条（建物の賃貸人による更新拒絶の通知・解約の申入れには正当事由が必要（普通借家））
- 借地借家法 第38条第1項〜第5項（書面による契約、電磁的記録、事前の書面交付による説明、電磁的方法による提供、説明がない場合の無効）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第54問 real-estate-004 不動産・固定資産税（住宅用地の特例）

問題 27ページ

正答 B　800万円

住居1戸あたり200㎡までは評価額の1/6、200㎡を超える部分は1/3になります。2,400万円×1/6＋1,200万円×1/3＝800万円です。

計算・判断の手順

1. 小規模住宅用地（200㎡以下の部分）：12万円 × 200㎡ ＝ 2,400万円 → × 1/6 ＝ 400万円
2. 一般住宅用地（200㎡を超える部分）：12万円 × 100㎡ ＝ 1,200万円 → × 1/3 ＝ 400万円
3. 課税標準の額：400万円 ＋ 400万円 ＝ 800万円

選択肢ごとの説明

× **A**　600万円
300㎡全体に1/6を適用しています。

○ **B**　800万円
これが正解です。

× **C**　1,200万円
300㎡全体に1/3を適用しています。

× **D**　3,600万円
特例を適用していません。

あわせて覚えたいポイント

- 200㎡の判定は、住居1戸あたりで行います（住居が2戸なら400㎡まで1/6）。
- 都市計画税にも住宅用地の特例がありますが、割合は固定資産税と異なります。

根拠と基準日

- 地方税法 第349条の3の2第1項・第2項（住宅用地の課税標準は価格の1/3、小規模住宅用地（住居1戸あたり200㎡以下の部分）は1/6）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第55問 real-estate-005 不動産・居住用財産の3,000万円特別控除

問題 28ページ

正答 C　800万円

譲渡益は6,000万円−2,000万円−200万円＝3,800万円です。3,000万円を控除して、譲渡所得の金額は800万円です。

計算・判断の手順

1. 譲渡益：6,000万円 −（2,000万円 ＋ 200万円）＝ 3,800万円
2. 特別控除：3,000万円
3. 譲渡所得の金額：3,800万円 − 3,000万円 ＝ 800万円

第55問（real-estate-005）の続き

選択肢ごとの説明

✕ **A**　3,800万円
特別控除を差し引いていません。

✕ **B**　1,000万円
譲渡費用200万円を差し引いていません。

○ **C**　800万円
これが正解です。

✕ **D**　0円
特別控除の額は最高3,000万円で、譲渡益の全額が控除されるわけではありません。

あわせて覚えたいポイント

- この特例は、所有期間の長短に関係なく適用できます。
- 前年または前々年にこの特例などを受けている場合や、親子・夫婦など特別な関係がある人への売却には適用されません。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第35条第1項（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除（3,000万円））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第56問　real-estate-006　不動産・不動産取得税

問題 28ページ

正答 A　24万円

新築住宅の課税標準は、価格から1戸あたり1,200万円を控除した額です。2027年3月31日までに住宅を取得した場合の標準税率は3%です。

計算・判断の手順

1. 課税標準：2,000万円 − 1,200万円 ＝ 800万円（地方税法 第73条の14第1項）
2. 標準税率：本則は4%（第73条の15）ですが、2006年4月1日から2027年3月31日までの住宅・土地の取得は3%（附則第11条の2第1項）
3. 税額：800万円 × 3% ＝ 24万円

選択肢ごとの説明

○ **A**　24万円
これが正解です。

✕ **B**　32万円
本則の標準税率4%で計算した誤りです（800万円 × 4% ＝ 32万円）。2027年3月31日までの住宅の取得は3%です。

✕ **C**　60万円
1,200万円の控除をしないで計算した誤りです（2,000万円 × 3% ＝ 60万円）。

✕ **D**　80万円
控除をせず、本則の税率4%で計算した誤りです（2,000万円 × 4% ＝ 80万円）。

第56問（real-estate-006）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 不動産取得税は、不動産の所在する都道府県が課す税金です。
- 標準税率3%の特例は、住宅と土地の取得が対象です。住宅以外の家屋（店舗・事務所など）の取得は本則の4%です。

根拠と基準日

- 地方税法 第73条の14第1項（新築住宅の取得に係る課税標準の特例（1戸につき1,200万円を価格から控除））
- 地方税法 第73条の15（不動産取得税の標準税率（100分の4））
- 地方税法 附則第11条の2第1項（平成18年4月1日から令和9年3月31日までの住宅又は土地の取得は、標準税率を100分の3とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第57問　real-estate-007　不動産・宅地建物取引業法（媒介契約）　問題 29ページ

正答 D　**専任媒介契約の有効期間は3か月を超えることができず、これより長い期間を定めたときは、その期間は3か月となる。**

専任媒介契約（専属専任媒介契約を含む）の有効期間は3か月が上限で、これより長い期間を定めても3か月になります。

計算・判断の手順

1. 有効期間：専任媒介契約は3か月を超えることができない（宅地建物取引業法 第34条の2第3項）
2. 指定流通機構への登録義務：専任媒介契約を締結したとき（同条第5項）
3. 業務の処理状況の報告：専任媒介契約は2週間に1回以上、専属専任媒介契約は1週間に1回以上（同条第9項）

選択肢ごとの説明

× A　一般媒介契約を締結した場合も、宅地建物取引業者は、物件を指定流通機構に登録しなければならない。
指定流通機構（レインズ）への登録が義務付けられているのは、専任媒介契約を締結した場合です。一般媒介契約には登録義務はありません。

× B　専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、業務の処理状況を1か月に1回以上、依頼者に報告すればよい。
専任媒介契約の報告は、2週間に1回以上です（専属専任媒介契約は1週間に1回以上）。

× C　専属専任媒介契約の有効期間は、6か月を超えることができない。
専属専任媒介契約も専任媒介契約の一種で、有効期間は3か月が上限です。

○ D　専任媒介契約の有効期間は3か月を超えることができず、これより長い期間を定めたときは、その期間は3か月となる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 有効期間は、依頼者の申出により更新できますが、更新後の期間も3か月を超えることはできません。
- 媒介契約の目的物の売買の申込みがあったときは、媒介契約の種類にかかわらず、遅滞なく依頼者に報告しなければなりません。

第57問（real-estate-007）の続き

根拠と基準日

- 宅地建物取引業法 第34条の2第3項・第4項（専任媒介契約の有効期間は3月を超えることができない。更新後も3月まで）
- 宅地建物取引業法 第34条の2第5項（専任媒介契約を締結したときの指定流通機構への登録）
- 宅地建物取引業法 第34条の2第8項・第9項（申込みの報告、業務の処理状況の報告（専任：2週間に1回以上、専属専任：1週間に1回以上））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第58問　real-estate-008　不動産・借地権の種類と存続期間

問題 29ページ

正答 B　**一般定期借地権は、存続期間を50年以上として設定し、契約の更新がないことなどの特約は、公正証書による等書面（電磁的記録を含む）によってしなければならない。**

一般定期借地権は、存続期間を50年以上とし、更新がないことなどの特約を書面（電磁的記録を含む）で定めます。

計算・判断の手順

1. 普通借地権：存続期間は30年。契約でこれより長い期間を定めたときは、その期間（借地借家法 第3条）
2. 一般定期借地権：存続期間50年以上。特約は公正証書による等書面（電磁的記録によるときは書面とみなす）（第22条）
3. 事業用定期借地権等：専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く）の所有が目的。存続期間10年以上50年未満。公正証書による契約（第23条）
4. 建物譲渡特約付借地権：設定後30年以上を経過した日に建物を相当の対価で譲渡する特約（第24条）

選択肢ごとの説明

× A　普通借地権の存続期間は20年であり、契約でこれより長い期間を定めることはできない。
普通借地権の存続期間は30年です。また、契約でこれより長い期間を定めることができます。

○ B　一般定期借地権は、存続期間を50年以上として設定し、契約の更新がないことなどの特約は、公正証書による等書面（電磁的記録を含む）によってしなければならない。
これが正解です。

× C　事業用定期借地権等は、居住の用に供する賃貸マンションの所有を目的として設定することができる。
事業用定期借地権等は、専ら事業の用に供する建物（居住の用に供するものを除く）の所有を目的とする場合に限られます。賃貸マンションは居住用のため設定できません。

× D　建物譲渡特約付借地権は、借地権の設定後20年以上を経過した日に、建物を借地権設定者に相当の対価で譲渡する旨を定めるものである。
建物譲渡特約付借地権は、設定後30年以上を経過した日に建物を譲渡する旨の特約です。

あわせて覚えたいポイント

- 事業用定期借地権等の設定を目的とする契約は、公正証書によってしなければなりません（一般定期借地権の「公正証書による等書面」とは異なります）。

第58問（real-estate-008）の続き

根拠と基準日

- 借地借家法 第3条（借地権の存続期間は30年。契約でこれより長い期間を定めたときはその期間）
- 借地借家法 第22条（定期借地権（存続期間50年以上、特約は公正証書による等書面。電磁的記録は書面とみなす））
- 借地借家法 第23条（事業用定期借地権等（専ら事業の用に供する建物〔居住の用に供するものを除く〕、公正証書による契約））
- 借地借家法 第24条（建物譲渡特約付借地権（設定後30年以上を経過した日に譲渡））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第59問　real-estate-009　不動産・区分所有法（建替え決議）

問題 30ページ

正答 D　**建替え決議は、原則として、集会において区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で行う。ただし、耐震性の基準に適合しないなど一定の建物では、各4分の3以上に緩和される。**

建替え決議は、原則として区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で行います。耐震性・防火性の基準に適合しないなど一定の場合は、各4分の3以上となります。

計算・判断の手順

1. 原則：区分所有者（議決権を有しないものを除く）及び議決権の各5分の4以上（区分所有法 第62条第1項）
2. 地震や火災に対する安全性の基準に適合しない建物など、第62条第2項各号に該当する場合は「4分の3」に読み替え（同条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　建替え決議をするには、区分所有者全員の同意が必要である。
建替え決議は多数決で行うことができ、区分所有者全員の同意は必要ありません。

× B　建替え決議は、集会において、区分所有者及び議決権の各過半数で行うことができる。
建替え決議には、過半数ではなく、各5分の4以上（一定の場合は各4分の3以上）の多数が必要です。

× C　建替え決議は、建物の状態にかかわらず、集会において区分所有者及び議決権の各3分の2以上の多数で行う。
建替え決議の要件は、原則として各5分の4以上です。3分の2という要件はありません。

○ D　建替え決議は、原則として、集会において区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数で行う。ただし、耐震性の基準に適合しないなど一定の建物では、各4分の3以上に緩和される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 区分所有法は2025年に改正され、2026年4月1日に施行されました。耐震性の基準に適合しない建物などの建替え決議の要件の緩和は、この改正によるものです。
- 規約の設定・変更・廃止は、区分所有者及び議決権の各過半数を有する者が出席した集会で、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数による決議で行います（第31条第1項）。

第59問（real-estate-009）の続き

根拠と基準日

- 建物の区分所有等に関する法律 第62条第1項（建替え決議は、区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数）
- 建物の区分所有等に関する法律 第62条第2項（地震・火災に対する安全性の基準に適合しない建物などは「4分の3」に読み替え）
- 建物の区分所有等に関する法律 第31条第1項（規約の設定・変更・廃止の決議（出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第60問　real-estate-010　不動産・土地・建物の譲渡所得（長期・短期）

問題 30ページ

正答 D　**短期譲渡所得となり、所得税は300万円**

長期・短期の区分は、譲渡した年の1月1日時点の所有期間が5年を超えるかどうかで判定します。2026年1月1日時点の所有期間は4年10か月なので、短期譲渡所得です。所得税の税率は30%です。

計算・判断の手順

1. 2026年1月1日時点の所有期間：2021年3月1日 〜 2026年1月1日 ＝ 4年10か月（5年以下）
2. 区分：短期譲渡所得（租税特別措置法 第32条第1項）
3. 所得税：1,000万円 × 30% ＝ 300万円

選択肢ごとの説明

× A　長期譲渡所得となり、所得税は150万円
所有期間を売却した日（2026年7月20日）で判定した誤りです（5年4か月で長期と判定）。所有期間は、譲渡した年の1月1日時点で判定します。

× B　長期譲渡所得となり、所得税は300万円
長期譲渡所得の所得税の税率は15%です。また、この売却は短期譲渡所得です。

× C　短期譲渡所得となり、所得税は150万円
短期譲渡所得の所得税の税率は30%です（15%は長期譲渡所得の税率）。

○ D　短期譲渡所得となり、所得税は300万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 長期譲渡所得の所得税の税率は15%です（租税特別措置法 第31条第1項）。
- 土地・建物の譲渡所得は、他の所得と区分して税額を計算する分離課税です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第31条第1項（その年1月1日において所有期間が5年を超える土地等・建物等の譲渡（長期譲渡所得）は、所得税15%）
- 租税特別措置法 第32条第1項（その年1月1日において所有期間が5年以下の土地等・建物等の譲渡（短期譲渡所得）は、所得税30%）
- 国税庁 タックスアンサー No.3202（譲渡所得の計算のしかた（分離課税）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第61問　real-estate-011　不動産・宅地建物取引業法（重要事項の説明）　問題 31ページ

正答 A　**売買契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士に、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。**

重要事項の説明は、契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士が、書面を交付して行います。

計算・判断の手順

1. 時期：売買・交換・貸借の契約が成立するまでの間（宅地建物取引業法 第35条第1項）
2. 説明する人：宅地建物取引士（同項）
3. 方法：重要事項を記載した書面を交付して説明（同項）

選択肢ごとの説明

○ **A**　売買契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士に、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない。
これが正解です。

× **B**　重要事項の説明は、売買契約が成立した後、遅滞なく行えばよい。
重要事項の説明は、契約が成立するまでの間に行う必要があります。

× **C**　重要事項の説明は、宅地建物取引業者の従業者であれば、宅地建物取引士でなくても行うことができる。
説明は、宅地建物取引士にさせなければなりません。

× **D**　重要事項の説明は、口頭で行えば、書面を交付する必要はない。
重要事項を記載した書面を交付して説明しなければなりません。

あわせて覚えたいポイント

- 説明すべき事項には、登記された権利の種類・内容、都市計画法・建築基準法などの法令上の制限の概要などがあります（第35条第1項各号）。

根拠と基準日

- 宅地建物取引業法 第35条第1項（契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第62問　real-estate-012　不動産・宅地建物取引業法（手付の額の制限）　問題 31ページ

正答 C　**1,000万円**

宅地建物取引業者が自ら売主となる売買契約では、代金の額の10分の2を超える額の手付を受領することができません。

計算・判断の手順

1. 上限：代金の額の10分の2（宅地建物取引業法 第39条第1項）
2. 5,000万円 × 2/10 ＝ 1,000万円

第62問（real-estate-012）の続き

選択肢ごとの説明

× A　250万円
代金の5%で計算した誤りです。上限は10分の2です。

× B　500万円
代金の10分の1で計算した誤りです。上限は10分の2です。

○ C　1,000万円
これが正解です。

× D　上限はない
宅地建物取引業者が自ら売主となる場合は、手付の額に上限があります。

あわせて覚えたいポイント

- 宅地建物取引業者が自ら売主として手付を受領したときは、その手付がどのような性質のものでも、相手方が契約の履行に着手するまでは、買主は手付を放棄して、業者は倍額を現実に提供して、契約を解除できます。買主に不利な特約は無効です（第39条第2項・第3項）。

根拠と基準日

- 宅地建物取引業法 第39条（自ら売主となる場合、代金の10分の2を超える手付の受領禁止。手付は解約手付とされ、買主に不利な特約は無効）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第63問　real-estate-013　不動産・借地借家法（普通建物賃貸借）　問題 31ページ

正答 B　期間を1年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなされる。

普通建物賃貸借で期間を1年未満と定めた場合は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなされます。

計算・判断の手順

1. 期間1年未満：期間の定めがない建物の賃貸借とみなす（借地借家法 第29条第1項）
2. 更新拒絶の通知：期間満了の1年前から6か月前までの間（第26条第1項）
3. 借賃増減請求：一定期間増額しない旨の特約があれば、その定めに従う（第32条第1項ただし書）
4. 存続期間の上限：民法第604条（50年）は建物の賃貸借には適用しない（第29条第2項）

第63問（real-estate-013）の続き

選択肢ごとの説明

× A　期間の定めがある建物の賃貸借で、当事者が期間満了の3か月前までに更新をしない旨の通知をしなければ、契約は更新されたものとみなされる。
更新をしない旨の通知の期間は、期間満了の1年前から6か月前までの間です。

○ B　期間を1年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなされる。
これが正解です。

× C　一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合でも、賃貸人は、その期間中に借賃の増額を請求することができる。
一定の期間借賃を増額しない旨の特約がある場合は、その定めに従います。

× D　建物の賃貸借の存続期間は、民法の規定により50年を超えることができない。
建物の賃貸借には、存続期間を50年までとする民法第604条の規定は適用されません。

あわせて覚えたいポイント

- 定期建物賃貸借（定期借家契約）では、期間を1年未満とする定めも有効です（第38条第1項で第29条第1項を適用しないとしている）。

根拠と基準日

- 借地借家法 第29条（期間を1年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めがない建物の賃貸借とみなす。民法第604条は適用しない）
- 借地借家法 第26条第1項（期間満了の1年前から6月前までの間に通知をしなかったときは、更新したものとみなす）
- 借地借家法 第32条第1項（借賃増減請求権。一定の期間増額しない旨の特約がある場合はその定めに従う）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第64問　real-estate-014　不動産・農地法（権利移動・転用の許可）　問題 32ページ

正答 D　**市街化区域内の農地を宅地に転用する目的で売買する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出れば、農地法第5条の許可は不要である。**

市街化区域内の農地を転用目的で取得する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出れば、第5条の許可は不要です。

計算・判断の手順

1. 権利移動（農地のまま売買など）：農業委員会の許可（農地法 第3条第1項）
2. 転用（自己の農地を農地以外にする）：都道府県知事等の許可（第4条第1項）
3. 転用目的の権利移動：都道府県知事等の許可（第5条第1項）。ただし、市街化区域内の農地について、あらかじめ農業委員会に届け出た場合は不要（同項第6号）

第64問（real-estate-014）の続き

選択肢ごとの説明

× A　農地を農地のまま売買する場合は、農地法第4条の都道府県知事等の許可が必要である。
農地を農地のまま売買する場合は、第3条の農業委員会の許可が必要です。

× B　自分が所有する農地を自ら宅地に転用する場合は、農地法第3条の農業委員会の許可が必要である。
自己の農地を転用する場合は、第4条の都道府県知事等の許可が必要です。

× C　市街化調整区域内の農地を宅地に転用する目的で売買する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出れば、農地法第5条の許可は不要である。
届出で足りる特例は、市街化区域内の農地に限られます。市街化調整区域内では許可が必要です。

○ D　市街化区域内の農地を宅地に転用する目的で売買する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出れば、農地法第5条の許可は不要である。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 第5条の届出の特例は、市街化区域内にある農地・採草放牧地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地・採草放牧地以外のものにするために権利を取得する場合です（第5条第1項第6号）。

根拠と基準日

- 農地法 第3条第1項（農地等の権利移動は、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない）
- 農地法 第4条第1項（農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない）
- 農地法 第5条第1項第6号（市街化区域内の農地等につき、あらかじめ農業委員会に届け出て転用目的で権利を取得する場合は許可不要）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第65問　real-estate-015　不動産・都市計画法（開発許可の規模）　問題 32ページ

正答 C　1,000㎡以上

市街化区域では、規模が1,000㎡未満の開発行為は開発許可が不要とされているため、原則として1,000㎡以上で許可が必要です。

計算・判断の手順

1. 市街化区域等で、政令で定める規模未満の開発行為は許可不要（都市計画法 第29条第1項第1号）
2. 市街化区域の政令で定める規模：1,000㎡（都市計画法施行令 第19条第1項）

第65問（real-estate-015）の続き

選択肢ごとの説明

× A　300㎡以上
300㎡は、条例で規模を別に定める場合の下限（300㎡以上1,000㎡未満の範囲）です。

× B　500㎡以上
500㎡は、首都圏・近畿圏・中部圏の一定の区域（施行令第19条第2項）の規模です。本問は該当しない前提です。

○ C　1,000㎡以上
これが正解です。

× D　3,000㎡以上
3,000㎡は、区域区分が定められていない都市計画区域と準都市計画区域の規模です。

あわせて覚えたいポイント

- 市街化調整区域では、規模にかかわらず、原則として開発許可が必要です（規模による適用除外は、市街化区域・非線引き都市計画区域・準都市計画区域が対象）。

根拠と基準日

- 都市計画法 第29条第1項第1号（市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域内で、政令で定める規模未満の開発行為は許可不要）
- 都市計画法施行令 第19条（市街化区域1,000㎡（条例で300㎡以上1,000㎡未満に）、非線引き都市計画区域・準都市計画区域3,000㎡。三大都市圏の一定区域では市街化区域500㎡）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第66問　real-estate-016　不動産・建築基準法（2項道路と敷地面積）　問題 33ページ

正答 B　292.5㎡

2項道路では、道の中心線から2mの線が道路境界線とみなされます。幅員3mなら中心線から1.5mが現在の境界なので、敷地側に0.5m後退した部分（セットバック部分）は敷地面積に算入しません。

計算・判断の手順

1. 中心線から現在の敷地境界まで：3m ÷ 2 ＝ 1.5m
2. みなし道路境界線：中心線から2m（建築基準法 第42条第2項）→ 敷地側に 2m − 1.5m ＝ 0.5m 後退
3. 算入しない部分：0.5m × 15m（間口）＝ 7.5㎡（建築基準法施行令 第2条第1項第1号）
4. 敷地面積：300㎡ − 7.5㎡ ＝ 292.5㎡

第66問（real-estate-016）の続き

選択肢ごとの説明

× A　285㎡
後退距離を1m（4m－3m）とした誤りです。反対側も宅地なので、中心線から2mまで後退すればよく、片側の後退は0.5mです。

○ B　292.5㎡
これが正解です。

× C　300㎡
セットバック部分は、道路とみなされるため、敷地面積に算入しません。

× D　270㎡
後退距離を中心線からの2mとした誤りです（2m × 15m ＝ 30㎡）。現在の境界は中心線から1.5mです。

あわせて覚えたいポイント

- 道の反対側ががけ地・川などの場合は、そのがけ地等の側の境界線から4mの線が道路境界線とみなされます（第42条第2項ただし書）。
- 建築物の敷地は、原則として道路に2m以上接しなければなりません（第43条第1項）。

根拠と基準日

- **建築基準法 第42条第2項**（幅員4m未満の道で特定行政庁が指定したもの（2項道路）は、中心線から水平距離2mの線を道路の境界線とみなす）
- **建築基準法施行令 第2条第1項第1号**（敷地面積：法第42条第2項等により道路の境界線とみなされる線と道との間の部分は算入しない）
- **建築基準法 第43条第1項**（敷地は道路に2m以上接しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第67問　real-estate-017　不動産・不動産投資（NOI利回り）　問題 33ページ

正答 B　**6.0%**

NOI利回りは、賃料収入から運営費用を差し引いた純営業収益（NOI）を、投資額で割って求めます。

計算・判断の手順

1. NOI：1,200万円－300万円 ＝ 900万円
2. NOI利回り：900万円 ÷ 1億5,000万円 × 100 ＝ 6.0%

第67問（real-estate-017）の続き

選択肢ごとの説明

× A　2.0%
運営費用の額を投資額で割った値です（300万円 ÷ 1億5,000万円）。

○ B　6.0%
これが正解です。

× C　5.0%
NOIから減価償却費も差し引いた誤りです（(900万円 − 150万円) ÷ 1億5,000万円）。減価償却費は現金の支出を伴わないため、NOIの計算では差し引きません。

× D　8.0%
賃料収入をそのまま投資額で割った表面利回りです（1,200万円 ÷ 1億5,000万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 表面利回り（グロス利回り）は、運営費用を考慮しないため、NOI利回りより高くなります。

根拠と基準日

- 不動産投資の指標（NOI利回り）（法令ではなく、不動産投資で一般的に使われる指標の定義です。NOI利回り ＝ (賃料収入 − 運営費用) ÷ 投資額 × 100。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第68問　real-estate-018　不動産・不動産投資（自己資金利回りとレバレッジ）　問題 34ページ

正答 C　15.3%

自己資金に対する利回りは、NOIから借入金の利息を差し引いた額を、自己資金で割って求めます。物件の利回り（6%）が借入金利（2%）を上回るため、借入れによって自己資金の利回りが高まります（レバレッジ効果）。

計算・判断の手順

1. 借入金の利息：7,000万円 × 2% ＝ 140万円
2. 利息差引後の収益：600万円 − 140万円 ＝ 460万円
3. 自己資金利回り：460万円 ÷ 3,000万円 × 100 ＝ 15.33…% ≒ 15.3%

選択肢ごとの説明

× A　4.6%
利息差引後の収益を、自己資金ではなく物件価格（1億円）で割った誤りです。

× B　6.0%
NOIを物件価格で割った、物件全体の利回り（NOI利回り）です。

○ C　15.3%
これが正解です。

× D　20.0%
借入金の利息を差し引いていない誤りです（600万円 ÷ 3,000万円）。

第68問（real-estate-018）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 物件の利回りが借入金利を下回ると、借入れによって自己資金の利回りはかえって下がります（負のレバレッジ）。

根拠と基準日

- 不動産投資の指標（レバレッジ効果）（法令ではなく、投資の収益率の定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第69問　real-estate-019　不動産・譲渡所得の取得費（概算取得費）

問題 34ページ

正答 B　**3,680万円**

取得費が分からない場合は、売った金額の5%相当額を取得費とすることができます（概算取得費）。

計算・判断の手順

1. 概算取得費：4,000万円 × 5% ＝ 200万円
2. 譲渡所得の金額：4,000万円 − 200万円 − 120万円 ＝ 3,680万円

選択肢ごとの説明

× A　3,880万円
取得費を0円として計算した誤りです（4,000万円 − 120万円）。取得費が分からなくても、売った金額の5%相当額を取得費にできます。

○ B　3,680万円
これが正解です。

× C　3,800万円
譲渡費用（120万円）を差し引いていない誤りです（4,000万円 − 200万円）。

× D　3,480万円
概算取得費を売った金額の10%（400万円）で計算した誤りです（4,000万円 − 400万円 − 120万円）。概算取得費は5%です。

あわせて覚えたいポイント

- 実際の取得費が売った金額の5%相当額を下回る場合も、5%相当額を取得費とすることができます（国税庁No.3258）。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.3258（取得費が分からないときは、売った金額の5パーセント相当額を取得費とすることができる（令和8年4月1日現在法令等。根拠法令等：所法33、38、措法31の4、措通31の4-1））
- 租税特別措置法 第31条の4第1項（昭和27年12月31日以前から所有していた土地等・建物等の長期譲渡所得の取得費は、収入金額の100分の5（それ以外の土地建物への5%の適用は、国税庁が根拠として示す通達による））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第70問 real-estate-020 不動産・地価公示

問題 35ページ

正答 A **土地鑑定委員会が、公示区域内の標準地について、2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、毎年1回、その結果を審査・調整して正常な価格を判定し、公示する。**

地価公示は、国土交通省の土地鑑定委員会が、標準地について2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、毎年1回、単位面積当たりの正常な価格を判定して公示するものです。

計算・判断の手順

1. 実施者：土地鑑定委員会（地価公示法 第2条第1項）
2. 方法：標準地について、毎年1回、2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、審査・調整して正常な価格を判定（同項）
3. 公示事項：標準地の単位面積当たりの価格と価格判定の基準日など（第6条）

選択肢ごとの説明

○ **A** 土地鑑定委員会が、公示区域内の標準地について、2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、毎年1回、その結果を審査・調整して正常な価格を判定し、公示する。
これが正解です。

× **B** 都道府県知事が、標準地について、1人の不動産鑑定士の鑑定評価に基づき、3年に1回公示する。
実施者は土地鑑定委員会で、2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、毎年1回行います。

× **C** 地価公示の価格は、標準地の地積全体の価格として公示され、単位面積当たりの価格は公示されない。
公示されるのは、標準地の単位面積当たりの価格です。

× **D** 地価公示は、国税庁長官が相続税の課税のために行うものである。
地価公示は、地価公示法に基づき、土地鑑定委員会が行います。

あわせて覚えたいポイント

- 公示される事項には、価格判定の基準日、標準地の地積・形状、周辺の土地の利用の現況なども含まれます（第6条）。

根拠と基準日

- 地価公示法 第2条第1項（土地鑑定委員会は、公示区域内の標準地について、毎年1回、2人以上の不動産鑑定士の鑑定評価を求め、その結果を審査し必要な調整を行って、一定の基準日における単位面積当たりの正常な価格を判定し、公示する）
- 地価公示法 第6条（公示事項（単位面積当たりの価格及び価格判定の基準日など））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第71問 real-estate-021 不動産・固定資産税（標準税率・免税点）

問題 35ページ

正答 C **同一の者が市町村内に所有する土地の課税標準となるべき額が30万円未満の場合は、原則として固定資産税は課されない。**

固定資産税の標準税率は1.4%です。免税点は、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円で、課税標準となるべき額がこれに満たない場合は、原則として課税されません。

計算・判断の手順

1. 標準税率：100分の1.4（地方税法 第350条第1項）
2. 免税点：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円（第351条）

選択肢ごとの説明

× A 固定資産税の標準税率は、2.1%である。
固定資産税の標準税率は1.4%です。

× B 土地の固定資産税の免税点は、課税標準となるべき額が100万円未満の場合である。
土地の免税点は30万円です。

○ C 同一の者が市町村内に所有する土地の課税標準となるべき額が30万円未満の場合は、原則として固定資産税は課されない。
これが正解です。

× D 固定資産税の免税点は、土地・家屋・償却資産のいずれも同じ金額である。
免税点は、土地30万円・家屋20万円・償却資産150万円で、それぞれ異なります。

あわせて覚えたいポイント

- 免税点は、同一の者が同じ市町村内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準となるべき額で判定します。財政上その他特別の必要がある場合は、条例で免税点未満でも課税できます（第351条ただし書）。
- 2027年度（令和9年度）分以後の固定資産税は、改正により、免税点が土地・家屋とも30万円、償却資産180万円になります（令和8年法律第2号による改正後の地方税法 第351条、同法附則第14条第2項）。本問は2026年度分です。

根拠と基準日

- 地方税法 第350条第1項（固定資産税の標準税率は、100分の1.4）
- 地方税法 第351条（免税点（土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円））
- 地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号） 附則第14条第2項（改正後の第351条（免税点：土地・家屋30万円、償却資産180万円）は令和9年度以後の年度分の固定資産税に適用し、令和8年度分まではなお従前の例による）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第72問 real-estate-022 不動産・都市計画税（小規模住宅用地）

問題 35ページ

正答 A　3万円

都市計画税では、200㎡以下の住宅用地（小規模住宅用地）の課税標準は価格の3分の1です。税率の上限は0.3%です。

計算・判断の手順

1. 課税標準：3,000万円 × 1/3 ＝ 1,000万円（地方税法 第702条の3第2項）
2. 税額：1,000万円 × 0.3% ＝ 3万円（制限税率0.3%：第702条の4）

選択肢ごとの説明

○ **A**　3万円
これが正解です。

× **B**　6万円
課税標準を3分の2で計算した誤りです（200㎡を超える部分の住宅用地の割合）。

× **C**　9万円
住宅用地の特例を適用しないで計算した誤りです。

× **D**　1.5万円
固定資産税の小規模住宅用地の割合（6分の1）で計算した誤りです。都市計画税は3分の1です。

あわせて覚えたいポイント

- 都市計画税の税率は、0.3%を超えることができません（制限税率）。固定資産税の住宅用地の特例の割合（200㎡以下は6分の1）とは異なります（real-estate-004 参照）。

根拠と基準日

- 地方税法 第702条の3（住宅用地に対して課する都市計画税の課税標準の特例（小規模住宅用地は価格の3分の1、それ以外の住宅用地は3分の2））
- 地方税法 第702条の4（都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第73問 real-estate-023 不動産・区分所有法（集会の招集）

問題 36ページ

正答 D　集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は規約で伸長することができる。

集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項と議案の要領を示して発します。この期間は、規約で伸長できます。

計算・判断の手順

1. 集会の招集の通知：会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して、各区分所有者（議決権を有しないものを除く）に発する（区分所有法 第35条第1項）
2. 期間は規約で伸長できる（同項ただし書）

第73問（real-estate-023）の続き

選択肢ごとの説明

× A　集会の招集の通知は、会日の前日までに発すればよい。
通知は、会日より少なくとも1週間前に発する必要があります。

× B　集会の招集の通知の期間は、規約で短縮することはできるが、伸長することはできない。
規約で定めることができるのは、期間の伸長です。

× C　集会の招集の通知は、会議の目的たる事項を示す必要はない。
会議の目的たる事項と議案の要領を示して通知します。

○ D　集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して、各区分所有者に発しなければならない。ただし、この期間は規約で伸長することができる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 建替え決議を会議の目的とする集会を招集するときは、通知は会日より少なくとも2か月前に発しなければなりません（第62条第6項）。本問は対象外です。

根拠と基準日

- 建物の区分所有等に関する法律 第35条第1項（集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して発する。期間は規約で伸長できる）
- 建物の区分所有等に関する法律 第62条第6項（建替え決議を会議の目的とする集会の招集通知は、会日より少なくとも2月前）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第74問　real-estate-024　不動産・不動産登記（仮登記）　問題 36ページ

正答 B　**仮登記は、登記の申請に必要な一定の情報を提供することができないときや、権利の設定・移転などに関する請求権を保全しようとするときに、することができる。**

仮登記は、登記の申請に必要な情報の一部を提供できないとき、または権利の設定・移転・変更・消滅に関する請求権（始期付き・停止条件付きなど将来確定が見込まれるものを含む）を保全しようとするときにできます。

計算・判断の手順

1. 仮登記ができる場合：①権利の保存等があったが、登記の申請に必要な一定の情報（法務省令で定めるもの）を提供できないとき、②権利の設定・移転・変更・消滅に関して請求権（始期付き・停止条件付きなど将来確定が見込まれるものを含む）を保全しようとするとき（不動産登記法 第105条）

第74問（real-estate-024）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　仮登記は、所有権以外の権利については、することができない。
仮登記は、不動産登記法第3条各号に掲げる権利（所有権、地上権、抵当権など）についてすることができます。

○ B　仮登記は、登記の申請に必要な一定の情報を提供することができないときや、権利の設定・移転などに関する請求権を保全しようとするときに、することができる。
これが正解です。

✕ C　仮登記は、権利の設定・移転などの請求権が確定していなければ、することができない。
始期付き・停止条件付きのものなど、将来確定することが見込まれる請求権も、仮登記で保全できます。

✕ D　仮登記をすれば、本登記をしなくても、第三者に対抗することができる。
仮登記は、後にする本登記の順位を保全するためのものです。仮登記に基づいて本登記をしたとき、本登記の順位は仮登記の順位によります（第106条）。

あわせて覚えたいポイント

- 仮登記に基づいて本登記をした場合は、その本登記の順位は、仮登記の順位によります（不動産登記法 第106条）。

根拠と基準日

- 不動産登記法 第105条（仮登記ができる場合（登記の申請に必要な情報を提供できないとき、請求権〔始期付き・停止条件付き等を含む〕を保全しようとするとき））
- 不動産登記法 第106条（仮登記に基づいて本登記をした場合は、当該本登記の順位は、当該仮登記の順位による）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第75問　real-estate-025　不動産・借地借家法（造作買取請求権）　問題 36ページ

正答 C　**賃貸人の同意を得て付加した畳・建具その他の造作について、賃借人は、賃貸借が期間の満了または解約の申入れによって終了するときに、時価で買い取るよう請求できる。この請求権は、特約で排除することができる。**

賃貸人の同意を得て付加した造作は、賃貸借の終了時に時価での買取りを請求できます。ただし、造作買取請求権の規定（第33条）は、賃借人に不利な特約を無効とする規定（第37条）の対象に含まれていないため、特約で排除できます。

計算・判断の手順

1. 造作買取請求権：賃貸人の同意を得て建物に付加した造作がある場合、賃貸借が期間の満了または解約の申入れによって終了するときに、時価で買い取るべきことを請求できる（借地借家法 第33条第1項）
2. 強行規定：第31条・第34条・第35条に反する特約で賃借人に不利なものは無効（第37条）→ 第33条は含まれない

第75問（real-estate-025）の続き

選択肢ごとの説明

× A　造作買取請求権は、賃貸人の同意を得ずに付加した造作についても行使できる。
対象は、賃貸人の同意を得て付加した造作（または賃貸人から買い受けた造作）です。

× B　造作買取請求権を排除する特約は、借地借家法により無効とされている。
第37条で、賃借人に不利な特約を無効とする規定に、第33条（造作買取請求権）は含まれていません。

○ C　賃貸人の同意を得て付加した畳・建具その他の造作について、賃借人は、賃貸借が期間の満了または解約の申入れによって終了するときに、時価で買い取るよう請求できる。この請求権は、特約で排除することができる。
これが正解です。

× D　造作買取請求権は、賃貸人の債務不履行で賃貸借が終了した場合に限り、行使できる。
第33条は、賃貸借が期間の満了または解約の申入れによって終了する場合の規定です。

あわせて覚えたいポイント

- 造作買取請求権の規定は、建物の転借人と賃貸人との間にも準用されます（第33条第2項）。

根拠と基準日

- 借地借家法 第33条（造作買取請求権（賃貸人の同意を得て付加した造作、期間満了・解約申入れによる終了時、時価））
- 借地借家法 第37条（第31条、第34条及び第35条の規定に反する特約で賃借人等に不利なものは無効（第33条は含まれない））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第76問　real-estate-026　不動産・宅地建物取引業法（37条書面）　問題 37ページ

正答 A　**契約が成立したときは、遅滞なく、当該契約の各当事者に、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。**

媒介により契約が成立したときは、宅地建物取引業者は、遅滞なく、契約の各当事者に、契約の内容を記載した書面（37条書面）を交付しなければなりません。

計算・判断の手順

1. 交付の時期・相手：媒介により契約が成立したときは、遅滞なく、当該契約の各当事者に（宅地建物取引業法第37条第1項）
2. 記載事項の例：当事者の氏名・住所、物件を特定するための表示など（同項各号）

第76問（real-estate-026）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　契約が成立したときは、遅滞なく、当該契約の各当事者に、所定の事項を記載した書面を交付しなければならない。
これが正解です。

× **B**　37条の書面は、契約が成立する前に交付しなければならない。
契約が成立する前に行うのは、重要事項の説明（第35条、real-estate-011 参照）です。37条書面は契約成立後に遅滞なく交付します。

× **C**　37条の書面は、買主にだけ交付すればよい。
媒介の場合は、契約の各当事者（売主と買主）に交付します。

× **D**　37条の書面には、当事者の氏名や物件を特定するための表示を記載する必要はない。
当事者の氏名（法人は名称）・住所や、物件を特定するための表示は、記載すべき事項です（第37条第1項第1号・第2号）。

あわせて覚えたいポイント

- 重要事項の説明（第35条）は契約成立前、37条書面は契約成立後、という順序の違いを押さえておきましょう。

根拠と基準日

- 宅地建物取引業法 第37条第1項（契約が成立したときは、遅滞なく、各当事者に、当事者の氏名・住所、物件を特定するための表示などを記載した書面を交付しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第77問　real-estate-027　不動産・収用等の5,000万円特別控除　問題 37ページ

正答 B　**300万円**

収用等により資産を譲渡した場合は、要件を満たせば、譲渡所得から最高5,000万円を控除できます。控除後の長期譲渡所得に、所得税15%を掛けます。

計算・判断の手順

1. 特別控除後の長期譲渡所得：7,000万円 − 5,000万円 ＝ 2,000万円（租税特別措置法 第33条の4第1項）
2. 所得税：2,000万円 × 15% ＝ 300万円（第31条第1項）

選択肢ごとの説明

× **A**　1,050万円
5,000万円の特別控除を適用しないで計算した誤りです（7,000万円 × 15%）。

○ **B**　300万円
これが正解です。

× **C**　600万円
短期譲渡所得の税率（30%）で計算した誤りです。所有期間が10年を超えているので長期譲渡所得です。

× **D**　0円
特別控除の上限は5,000万円です。譲渡所得の全額が控除されるわけではありません。

第77問（real-estate-027）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 居住用財産の3,000万円特別控除（real-estate-005）とは別の特例です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第33条の4第1項（収用交換等により資産を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（長期譲渡所得の金額から5,000万円を控除））
- 租税特別措置法 第31条第1項（長期譲渡所得の所得税15%）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第78問　real-estate-028　不動産・収益価格（直接還元法）

問題 38ページ

正答 C　1億5,000万円

直接還元法では、一期間の純収益（NOI）を還元利回りで割って収益価格を求めます。

計算・判断の手順

1. 純収益：800万円 − 200万円 ＝ 600万円
2. 収益価格：600万円 ÷ 4% ＝ 1億5,000万円

選択肢ごとの説明

× A　2,400万円
純収益に還元利回りを掛けた誤りです（600万円 × 4）。還元利回りで割ります。

× B　2億円
運営費用を差し引かずに、総収入を還元利回りで割った誤りです（800万円 ÷ 4%）。

○ C　1億5,000万円
これが正解です。

× D　1億2,000万円
DCF法の割引率（5%）で割った誤りです（600万円 ÷ 5%）。直接還元法では還元利回りを使います。

あわせて覚えたいポイント

- DCF法は、将来の各期の純収益と保有期間終了時の売却価格を、割引率で現在価値に割り引いて合計する方法です。

根拠と基準日

- 不動産の価格評価（収益還元法）（法令ではなく、収益還元法（直接還元法）の一般的な計算方法に基づく計算です。収益価格 ＝ 一期間の純収益 ÷ 還元利回り。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第79問 real-estate-029 不動産・固定資産税の評価替え（基準年度）

問題 38ページ

正答 D **基準年度は、昭和33年度から起算して3年度または3の倍数の年度を経過したごとの年度とされ、原則として3年ごとに評価替えが行われる。**

固定資産税の土地・家屋の価格は、原則として3年ごとの基準年度に評価替えされます。

計算・判断の手順

1. 基準年度：昭和31年度及び昭和33年度並びに昭和33年度から起算して3年度又は3の倍数の年度を経過したごとの年度（地方税法 第341条第6号）
2. 第2年度・第3年度：基準年度の翌年度・その翌年度（同条第7号・第8号）

選択肢ごとの説明

× A　土地・家屋の評価替えは、毎年行われる。
評価替えは毎年ではなく、原則として3年ごとの基準年度に行われます。

× B　土地・家屋の評価替えは、5年ごとに行われる。
評価替えの周期は、原則として3年です。

× C　土地・家屋の評価替えは、10年ごとに行われる。
評価替えの周期は、原則として3年です。

○ D　基準年度は、昭和33年度から起算して3年度または3の倍数の年度を経過したごとの年度とされ、原則として3年ごとに評価替えが行われる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 地方税法の定義による「価格」は、適正な時価をいいます（第341条第5号）。

根拠と基準日

- 地方税法 第341条第5号～第8号（価格（適正な時価）、基準年度、第2年度、第3年度の定義）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第80問 real-estate-030 不動産・建ぺい率の適用除外（防火地域内の耐火建築物等）

問題 38ページ

正答 B **200㎡**

建ぺい率の限度が80%とされている地域内で、かつ防火地域内にある耐火建築物等には、建ぺい率の制限が適用されません。敷地面積いっぱいの200㎡まで建築できます。

計算・判断の手順

1. 適用除外：防火地域（建ぺい率の限度が10分の8とされている地域に限る）内にある耐火建築物等には、建ぺい率の規定を適用しない（建築基準法 第53条第6項第1号）
2. 建築面積の最高限度：敷地面積200㎡（建ぺい率の制限なし）

第80問（real-estate-030）の続き

選択肢ごとの説明

✕ **A**　160㎡
指定建ぺい率80%のまま計算した誤りです（200㎡ × 80%）。

○ **B**　200㎡
これが正解です。

✕ **C**　180㎡
防火地域内の耐火建築物等の緩和を「＋10%」とした誤りです（建ぺい率の限度が80%とされている地域では、制限そのものが適用されません）。

✕ **D**　防火地域内なので、建築できない
防火地域内でも、耐火建築物等であれば建築できます。

あわせて覚えたいポイント

- 建ぺい率の限度が80%以外の地域では、防火地域内の耐火建築物等について建ぺい率が10分の1加算される規定があります（第53条第3項第1号、real-estate-001 参照）。

根拠と基準日

- **建築基準法 第53条第6項第1号**（防火地域（建蔽率の限度が10分の8とされている地域に限る）内にある耐火建築物等には、建蔽率の規定を適用しない）
- **建築基準法 第53条第3項第1号**（防火地域内の耐火建築物等などの建蔽率の緩和（＋10分の1））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第81問　real-estate-031　不動産・登録免許税（相続による所有権の移転登記）　問題 39ページ

正答 D　12万円

相続による所有権の移転登記の登録免許税は、不動産の価額の1,000分の4です。

計算・判断の手順

1. 課税標準：不動産の価額（固定資産課税台帳に登録された価格）3,000万円
2. 登録免許税：3,000万円 × 4/1,000 ＝ 12万円

選択肢ごとの説明

✕ **A**　60万円
売買による土地の所有権の移転登記の本則の税率（1,000分の20）で計算した誤りです。

✕ **B**　45万円
売買による土地の所有権の移転登記の軽減税率（1,000分の15）で計算した誤りです。

✕ **C**　0円
相続による土地の移転登記の免税措置は、不動産の価額が100万円以下の土地などに限られます。この土地は3,000万円です。

○ **D**　12万円
これが正解です。

第81問（real-estate-031）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 登録免許税の課税標準・税率は、登録免許税法 別表第一に定められています（同法 第9条）。
- 相続による土地の所有権の移転登記で不動産の価額が100万円以下のものなどには、令和9年3月31日までの免税措置があります（国税庁 No.7191）。

根拠と基準日

- 登録免許税法 第9条・別表第一（課税標準及び税率は別表第一による）
- 国税庁 タックスアンサー No.7191（登録免許税の税額表：相続または法人の合併による所有権の移転は、不動産の価額の1,000分の4（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第82問　real-estate-032　不動産・建築基準法（低層住居専用地域の高さ制限）　問題 39ページ

正答 A　**建築物の高さは、原則として、10mまたは12mのうち都市計画で定められた限度を超えてはならない。**

第一種・第二種低層住居専用地域と田園住居地域では、建築物の高さは、10mまたは12mのうち都市計画で定めた限度を超えてはなりません（建築基準法 第55条第1項）。

計算・判断の手順

1. 対象：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域
2. 限度：10mまたは12m（その地域の都市計画で定める）

選択肢ごとの説明

○ A　建築物の高さは、原則として、10mまたは12mのうち都市計画で定められた限度を超えてはならない。
これが正解です。

× B　建築物の高さは、原則として、15mまたは20mのうち都市計画で定められた限度を超えてはならない。
15m・20mではなく、10m・12mです。

× C　この高さの限度は、第一種中高層住居専用地域にも適用される。
この高さの限度（絶対高さ制限）は、低層住居専用地域と田園住居地域だけに適用されます。

× D　第一種低層住居専用地域には建築物の高さの限度はなく、容積率と建ぺい率だけで規制される。
低層住居専用地域には、絶対高さの制限があります。

あわせて覚えたいポイント

- 一定の空地や敷地面積がある建築物で特定行政庁が認めるものなどは、例外として限度を超えることができます（第55条第2項・第3項）。そのため、選択肢では「原則として」としています。

根拠と基準日

- 建築基準法 第55条第1項（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち都市計画で定めた限度を超えてはならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第83問　real-estate-033　不動産・都市計画法（区域区分）　問題 39ページ

正答 C　**市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。**

市街化区域は市街化を進める区域、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域です（都市計画法 第7条第2項・第3項）。

計算・判断の手順

1. 市街化区域：すでに市街地を形成している区域、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域（第7条第2項）
2. 市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域（第7条第3項）

選択肢ごとの説明

× A　市街化調整区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である。
市街化区域の説明です。

× B　市街化区域は、市街化を抑制すべき区域である。
市街化調整区域の説明です。

○ C　市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。
これが正解です。

× D　すべての都市計画区域について、市街化区域と市街化調整区域との区分を必ず定めなければならない。
区域区分は、必要があるときに「定めることができる」もので、定めなければならないのは三大都市圏の一定の区域などの都市計画区域に限られます（第7条第1項）。

あわせて覚えたいポイント

- 市街化調整区域での開発行為は、原則として、規模にかかわらず許可が必要です。開発許可の規模は、real-estate-015 を参照してください。

根拠と基準日

- 都市計画法 第7条第1項～第3項（区域区分は定めることができる（一定の都市計画区域は定めるものとする）。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第84問 real-estate-034 不動産・宅地建物取引業法（担保責任の特約の制限） 問題 40ページ

正答 B　買主が不適合を売主に通知すべき期間について、引渡しの日から2年以上となる特約をする場合を除き、民法の規定より買主に不利となる特約をしてはならない。

宅地建物取引業者が自ら売主となる売買では、民法第566条の期間について引渡しの日から2年以上とする特約を除き、民法より買主に不利な特約はできません。違反する特約は無効です（宅地建物取引業法 第40条）。

計算・判断の手順

1. 許される特約：通知期間を「引渡しの日から2年以上」とするもの
2. 許されない特約：担保責任を負わない、通知期間を引渡しから2年未満とする、など（無効：第40条第2項）
3. 宅地建物取引業者相互間の取引には適用されません（第78条第2項）。

選択肢ごとの説明

× A　売主が担保責任を一切負わない旨の特約は、買主が同意すれば有効である。
担保責任を負わない旨の特約は、民法より買主に不利な特約として無効です（第40条第2項）。

○ B　買主が不適合を売主に通知すべき期間について、引渡しの日から2年以上となる特約をする場合を除き、民法の規定より買主に不利となる特約をしてはならない。
これが正解です。

× C　通知すべき期間を引渡しの日から1年とする特約は、有効である。
引渡しから1年は2年未満のため、無効です。

× D　この特約の制限は、買主が宅地建物取引業者である場合にも適用される。
業者間の取引には、第40条は適用されません（第78条第2項）。

あわせて覚えたいポイント

- 無効となった特約に代わって、民法の規定（買主が不適合を知った時から1年以内に通知）が適用されます。

根拠と基準日

- 宅地建物取引業法 第40条（民法第566条に規定する期間について引渡しの日から二年以上となる特約をする場合を除き、同条に規定するものより買主に不利となる特約をしてはならない。違反する特約は無効）
- 宅地建物取引業法 第78条第2項（第37条の2から第43条までの規定は、宅地建物取引業者相互間の取引については、適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第85問 real-estate-035 不動産・借地借家法（借地権の対抗力） 問題 40ページ

正答 D **借地権の登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、第三者に対抗することができる。**

借地権は、借地権の登記がなくても、借地権者が登記された建物を土地の上に所有していれば、第三者（土地の新しい所有者など）に対抗できます（借地借家法 第10条第1項）。

計算・判断の手順

1. 対抗要件：借地権の登記、または借地権者名義で登記された建物の所有（第10条第1項）

選択肢ごとの説明

× A 借地権は、借地権そのものの登記がなければ、第三者に対抗することができない。
借地上の建物の登記で、借地権を対抗できます。

× B 借地上の建物が滅失した場合は、直ちに対抗力を失い、回復する方法はない。
建物が滅失しても、建物を特定する事項・滅失日・新たに築造する旨を土地の見やすい場所に掲示すれば、滅失から2年を経過するまで対抗力が続きます（第10条第2項）。

× C 借地上の建物について登記がなくても、借地権者がその建物に住んでいれば、第三者に対抗することができる。
対抗力の要件は、登記された建物の所有です。住んでいることだけでは足りません。

○ D 借地権の登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、第三者に対抗することができる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 借家権の対抗力は、建物の引渡しで足ります（第31条）。借地権との違いに注意しましょう。

根拠と基準日

- 借地借家法 第10条（借地権は、その登記がなくても、土地の上に借地権者が登記されている建物を所有するときは、これをもって第三者に対抗することができる。滅失時の掲示による効力の存続（第2項））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度 ／ 最終検証日：2026年11月12日 ／ 確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第86問 real-estate-036 不動産・区分所有法（規約の設定・変更） 問題 41ページ

正答 A **区分所有者及び議決権の各過半数を有する者が出席した集会で、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数による決議によってする。**

規約の設定・変更・廃止は、区分所有者と議決権の各過半数を有する者が出席した集会で、出席した区分所有者とその議決権の各4分の3以上の多数で決議します（区分所有法 第31条第1項）。

計算・判断の手順

1. 定足数：区分所有者（議決権のない者を除く）の過半数で、議決権の過半数を有する者の出席
2. 決議：出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上
3. 一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすときは、その承諾が必要（第31条第1項後段）

第86問（real-estate-036）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　区分所有者及び議決権の各過半数を有する者が出席した集会で、出席した区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数による決議によってする。
これが正解です。

× **B**　集会において、区分所有者及び議決権の各過半数による決議によってする。
普通決議（過半数）では足りません。4分の3以上の特別決議が必要です。

× **C**　区分所有者全員の合意がなければ、することができない。
全員の合意までは必要ありません。

× **D**　規約の変更が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすときでも、その区分所有者の承諾は不要である。
特別の影響を受ける区分所有者の承諾が必要です。

あわせて覚えたいポイント

- 第31条第1項は、2026年4月1日施行の改正後の規定で、出席者の多数で決議する形になっています（法令の基準日の条文で確認）。建替え決議は real-estate-009 を参照してください。

根拠と基準日

- 建物の区分所有等に関する法律 第31条第1項（区分所有者の過半数であって議決権の過半数を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三以上の多数による決議。特別の影響を及ぼすときはその承諾（2026-04-01時点の条文））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第87問　real-estate-037　不動産・居住用財産の軽減税率の特例　問題 41ページ

正答 C　400万円

居住用財産の軽減税率の特例では、課税長期譲渡所得金額のうち6,000万円以下の部分の所得税の税率は10%です（租税特別措置法 第31条の3第1項）。

計算・判断の手順

1. 課税長期譲渡所得金額4,000万円は6,000万円以下
2. 所得税：4,000万円 × 10% ＝ 400万円

選択肢ごとの説明

× **A**　600万円
通常の長期譲渡所得の税率（所得税15%）で計算した誤りです。

× **B**　100万円
3,000万円特別控除を、控除後の金額からさらに差し引いた誤りです（(4,000万円－3,000万円) × 10%）。

○ **C**　400万円
これが正解です。

× **D**　1,200万円
短期譲渡所得の税率（所得税30%）で計算した誤りです。

第87問（real-estate-037）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 6,000万円を超える部分の所得税の税率は15%です（600万円 ＋ 6,000万円を超える部分 × 15%）。
- 居住用財産の3,000万円特別控除と軽減税率の特例は、併用できます。3,000万円特別控除は real-estate-005 を参照してください。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第31条の3第1項（課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合は、その百分の十に相当する金額。六千万円を超える場合は、六百万円と六千万円を超える部分の百分の十五の合計額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第88問　real-estate-038　不動産・建ぺい率（敷地が2つの地域にわたる場合）　問題 42ページ

正答 B　**340㎡**

敷地が建ぺい率の異なる地域にわたる場合は、それぞれの地域の建ぺい率に、その地域にある部分の面積の割合を掛けて合計します（建築基準法 第53条第2項）。各部分の面積に建ぺい率を掛けて合計しても、同じ結果です。

計算・判断の手順

1. 建ぺい率60%の部分：300㎡ × 60% ＝ 180㎡
2. 建ぺい率80%の部分：200㎡ × 80% ＝ 160㎡
3. 建築面積の最高限度：180㎡ ＋ 160㎡ ＝ 340㎡（敷地全体の建ぺい率は 340 ÷ 500 ＝ 68%）

選択肢ごとの説明

× **A**　300㎡
敷地全体に60%を適用した誤りです。

○ **B**　340㎡
これが正解です。

× **C**　400㎡
敷地全体に80%を適用した誤りです。

× **D**　350㎡
建ぺい率を単純平均（70%）して敷地全体に適用した誤りです。面積の割合で加重平均します。

あわせて覚えたいポイント

- 容積率も、敷地が容積率の異なる地域にわたる場合は、同じように面積の割合で加重平均します（第52条第7項）。

根拠と基準日

- 建築基準法 第53条第2項（敷地が二以上の地域にわたる場合は、各地域の建蔽率の限度にその敷地の各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第89問　real-estate-039　不動産・借地借家法（借賃増減請求権）　問題 42ページ

正答 D　一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。

建物の借賃が経済事情の変動などで不相当となったときは、契約の条件にかかわらず、当事者は将来に向かって借賃の増減を請求できます。ただし、一定期間増額しない旨の特約がある場合は、その定めに従います（借地借家法 第32条第1項）。

計算・判断の手順

1. 増減請求の事由：租税等の負担の増減、価格の上昇・低下その他の経済事情の変動、近傍同種の建物の借賃との比較で不相当（第32条第1項）
2. 例外として効力があるのは、「増額しない」旨の特約（同項ただし書）
3. 協議が調わないとき：賃借人は、裁判確定まで相当と認める額を支払えばよい（第32条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　一定の期間建物の借賃を減額しない旨の特約がある場合には、その期間中は借賃の減額を請求することができない。
法律が例外として認めているのは「増額しない」旨の特約です。「減額しない」旨の特約があっても、賃借人は減額を請求できるとされています。

× B　借賃の増減の請求は、契約で定めた更新の時期に限り行うことができる。
「契約の条件にかかわらず」請求できます。更新の時期に限りません。

× C　借賃の増額について協議が調わないときは、賃借人は、増額を正当とする裁判が確定するまで、賃貸人が請求した額を支払わなければならない。
賃借人は、相当と認める額を支払えば足ります（第32条第2項）。

○ D　一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 定期建物賃貸借で借賃の改定に係る特約がある場合は、第32条は適用されません（第38条第9項）。定期建物賃貸借は real-estate-003 を参照してください。

根拠と基準日

- 借地借家法 第32条第1項・第2項（契約の条件にかかわらず借賃の額の増減を請求できる。ただし、一定の期間建物の借賃を増額しない旨の特約がある場合には、その定めに従う。協議が調わないときは相当と認める額を支払う）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第90問 real-estate-040 不動産・不動産投資（正味現在価値）　問題 43ページ

正答 A　500万円

正味現在価値（NPV）は、将来のキャッシュフローの現在価値の合計から、投資額を差し引いた額です。NPVがプラスなら、その割引率のもとで投資は有利と判断されます。

計算・判断の手順

1. 1年後の1億920万円の現在価値：1億920万円 ÷ 1.04 ＝ 1億500万円
2. NPV：1億500万円 − 1億円 ＝ 500万円

選択肢ごとの説明

○ **A**　500万円
これが正解です。

× **B**　920万円
割り引かずに、受取額から投資額を差し引いた誤りです（1億920万円 − 1億円）。

× **C**　1億500万円
将来のキャッシュフローの現在価値の合計です。投資額を差し引いていません。

× **D**　1億920万円
割り引かず、投資額も差し引いていない誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- NPVが0になる割引率が内部収益率（IRR）です。この例のIRRは、1億920万円 ÷ 1億円 − 1 ＝ 9.2% です。

根拠と基準日

- 投資判断の手法（正味現在価値法）（法令ではなく、将来のキャッシュフローを割引率で現在価値に換算して投資額と比べる手法（NPV法）の定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第91問 real-estate-041 不動産・宅地建物取引業法（クーリング・オフ）　問題 43ページ

正答 C　申込みの撤回等ができる旨と方法を告げられた日から起算して8日を経過するまでは、書面により申込みの撤回等ができる。

事務所等以外の場所で買受けの申込みをした買主等は、書面により申込みの撤回等ができます。ただし、撤回等ができる旨と方法を告げられた日から起算して8日を経過したとき、又は引渡しを受け代金の全部を支払ったときは、できません（宅地建物取引業法 第37条の2第1項）。

計算・判断の手順

1. 対象：宅地建物取引業者が自ら売主となる売買で、事務所等以外の場所で申込み・契約をした場合
2. できなくなる場合：①告げられた日から起算して8日を経過したとき　②引渡しを受け、かつ、代金の全部を支払ったとき
3. 業者は、撤回等に伴う損害賠償・違約金を請求できない

第91問（real-estate-041）の続き

選択肢ごとの説明

× A　売主業者の事務所で買受けの申込みをした場合でも、同じように申込みの撤回等ができる。
事務所等で申込みをした場合は、対象外です。

× B　申込みの撤回等ができる旨と方法を告げられた日から起算して20日を経過するまでは、申込みの撤回等ができる。
期間は8日です。

○ C　申込みの撤回等ができる旨と方法を告げられた日から起算して8日を経過するまでは、書面により申込みの撤回等ができる。
これが正解です。

× D　申込みの撤回等があった場合、売主業者は、損害賠償や違約金の支払を請求することができる。
業者は、申込みの撤回等に伴う損害賠償や違約金の支払を請求できません。

あわせて覚えたいポイント

- 業者間の取引には適用されません（第78条第2項）。保険契約のクーリング・オフは risk-007 を参照してください。

根拠と基準日

- 宅地建物取引業法 第37条の2第1項（事務所等以外の場所において買受けの申込みをした者等は、書面により申込みの撤回等を行うことができる。告げられた日から起算して八日を経過したとき、引渡しを受けかつ代金の全部を支払ったときを除く。損害賠償又は違約金の支払を請求することができない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第92問　real-estate-042　不動産・建築基準法（接道義務）　問題 44ページ

正答 D　建築物の敷地は、原則として、道路に2m以上接しなければならない。

建築物の敷地は、原則として、道路（自動車専用道路などを除く）に2m以上接しなければなりません（建築基準法 第43条第1項）。

計算・判断の手順

1. 接道義務：道路に2m以上接する（第43条第1項）
2. 接道の対象とならない道路：自動車のみの交通の用に供する道路、地区計画の区域内の一定の道路（第43条第1項各号）

第92問（real-estate-042）の続き

選択肢ごとの説明

× A　建築物の敷地は、道路に1m以上接していればよい。
接する長さは2m以上です。

× B　建築物の敷地は、道路に4m以上接しなければならない。
4mは、建築基準法上の道路の幅員の原則です。接する長さは2m以上です。

× C　自動車のみの交通の用に供する道路に2m以上接していれば、接道義務を満たす。
自動車のみの交通の用に供する道路は、接道の対象から除かれます。

○ D　建築物の敷地は、原則として、道路に2m以上接しなければならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 幅員4m未満の道路（2項道路）とセットバックは real-estate-016 を参照してください。

根拠と基準日

- 建築基準法 第43条第1項（建築物の敷地は、道路（自動車のみの交通の用に供する道路等を除く）に二メートル以上接しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第93問　real-estate-043　不動産・借地借家法（建物買取請求権）　問題 44ページ

正答 B　**契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求できる。**

借地権の存続期間が満了し、契約の更新がないときは、借地権者は借地権設定者に、建物などを時価で買い取るよう請求できます（借地借家法 第13条第1項）。

計算・判断の手順

1. 要件：存続期間の満了＋契約の更新がないこと
2. 対象：建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物
3. 価格：時価

選択肢ごとの説明

× A　契約の更新がない場合でも、借地権者は建物の買取りを請求することはできない。
更新がない場合に、建物買取請求権が認められます。

○ B　契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求できる。
これが正解です。

× C　建物の買取価格は、借地権者が建物の建築に要した費用（取得価額）とされる。
買取価格は時価です。

× D　存続期間を50年以上とする一般定期借地権でも、建物買取請求権を排除する特約をすることはできない。
一般定期借地権（存続期間50年以上）では、建物買取請求をしない旨の特約を書面で定めることができます（第22条第1項）。

第93問（real-estate-043）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 借地権の種類と存続期間は real-estate-008、借家の造作買取請求権は real-estate-025 を参照してください。

根拠と基準日

- 借地借家法 第13条第1項（借地権の存続期間が満了した場合において、契約の更新がないときは、借地権者は、借地権設定者に対し、建物その他借地権者が権原により土地に附属させた物を時価で買い取るべきことを請求することができる）
- 借地借家法 第22条第1項（存続期間を五十年以上とする借地権では、第十三条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる（書面による））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第94問　real-estate-044　不動産・区分所有法（専有部分と敷地利用権の分離処分の禁止）　問題 45ページ

正答 A　**区分所有者は、原則として、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。**

敷地利用権が数人で有する所有権などの場合、区分所有者は、専有部分とその敷地利用権を分離して処分することができません。ただし、規約に別段の定めがあるときは除きます（区分所有法 第22条第1項）。

計算・判断の手順

1. 原則：分離処分の禁止（第22条第1項本文）
2. 例外：規約に別段の定めがあるとき（同項ただし書）

選択肢ごとの説明

○ **A**　区分所有者は、原則として、専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。
これが正解です。

× **B**　区分所有者は、専有部分と敷地利用権を自由に分離して処分することができる。
原則として分離処分はできません。

× **C**　規約で定めても、専有部分と敷地利用権の分離処分を認めることはできない。
規約で別段の定めをすれば、分離処分ができます。

× **D**　専有部分を売却するときは、原則として敷地利用権だけを手元に残さなければならない。
専有部分と敷地利用権は、一体として処分するのが原則です。

あわせて覚えたいポイント

- 敷地利用権の割合は、原則として専有部分の床面積の割合によります（第22条第2項・第14条）。規約の設定・変更は real-estate-036 を参照してください。

根拠と基準日

- 建物の区分所有等に関する法律 第22条第1項（敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合には、区分所有者は、その有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第95問 real-estate-045 不動産・相続登記の申請義務

問題 45ページ

正答 D　自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。

相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければなりません（不動産登記法 第76条の2第1項）。

計算・判断の手順

1. 起算点：相続の開始があったことを知り、かつ、所有権を取得したことを知った日
2. 期限：3年以内
3. 相続人に対する遺贈により所有権を取得した者も同様（第76条の2第1項後段）
4. 法定相続分での登記の後に遺産分割があったときは、遺産分割の日から3年以内に登記を申請（第76条の2第2項）

選択肢ごとの説明

× A　相続による所有権の移転の登記を申請する法律上の義務はない。
相続登記の申請は、法律上の義務です。

× B　相続の開始があったことを知った日から1年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。
期限は3年以内です。

× C　相続の開始から10年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。
期限は、相続の開始を知り、かつ所有権の取得を知った日から3年以内です。

○ D　自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 相続による所有権の移転登記の登録免許税は real-estate-031 を参照してください。

根拠と基準日

- 不動産登記法 第76条の2（所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第96問　real-estate-046　不動産・相続税額の取得費加算の特例　問題 46ページ

正答 B　**相続税額がある者が、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに、相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産を譲渡した場合に、適用を受けられる。**

相続税額がある者が、相続開始の日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに、課税価格の計算の基礎に算入された資産を譲渡した場合は、その資産に対応する相続税額を取得費に加算できます（租税特別措置法 第39条第1項）。

計算・判断の手順

1. 要件：①相続又は遺贈による財産の取得　②その相続につき相続税額があること　③相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡
2. 期間：相続開始の日の翌日から、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日まで（申告期限が相続開始から10か月後であれば、相続開始から3年10か月以内）
3. 加算額：相続税額のうち譲渡した資産に対応する部分として政令で定める金額
4. 確定申告書への記載と明細書の添付が必要（第39条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　相続の開始があった日から1年以内に譲渡した場合に限り、適用を受けられる。
期間は、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までです。

○ B　相続税額がある者が、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに、相続税の課税価格の計算の基礎に算入された資産を譲渡した場合に、適用を受けられる。
これが正解です。

× C　相続税額がない場合でも、相続により取得した資産を譲渡すれば適用を受けられる。
その相続について相続税額があることが要件です。

× D　譲渡の時期にかかわらず、いつでも適用を受けられる。
期間の制限があります。

あわせて覚えたいポイント

- 土地・建物の譲渡所得の長期・短期の区分は real-estate-010 を参照してください。

根拠と基準日

- **租税特別措置法 第39条第1項・第2項**（相続税額があるものが、相続の開始があった日の翌日から相続税申告期限の翌日以後三年を経過する日までの間に課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡をした場合、相続税額のうち当該資産に対応する部分を取得費に加算）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第97問 real-estate-047 不動産・不動産投資（DSCR）

問題 46ページ

正答 C　1.50

DSCR（借入金償還余裕率）は、純収益（NOI）を年間の元利返済額で割った値です。1を上回るほど、純収益で借入金を返済する余裕があります。

計算・判断の手順

1. NOI：800万円－200万円 ＝ 600万円
2. DSCR：600万円 ÷ 400万円 ＝ 1.50

選択肢ごとの説明

× A　0.67
元利返済額をNOIで割った、逆の比率です。

× B　2.00
NOIではなく総収入（800万円）を元利返済額で割った誤りです。

○ C　1.50
これが正解です。

× D　0.50
元利返済後の手取り（600万円－400万円）を元利返済額で割った誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- DSCRが1を下回ると、純収益だけでは借入金を返済できない状態です。NOI利回りは real-estate-017、レバレッジは real-estate-018 を参照してください。

根拠と基準日

- 不動産投資の指標（DSCR）（法令ではなく、DSCR（純収益 ÷ 年間元利返済額）という一般的な定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第98問 real-estate-048 不動産・固定資産税の納税義務者と賦課期日

問題 46ページ

正答 A　固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在の固定資産の所有者（土地・家屋は、登記簿等に所有者として登記・登録されている者）に課される。

固定資産税は固定資産の所有者に課され、土地・家屋の所有者とは、登記簿や補充課税台帳に所有者として登記・登録されている者です（地方税法 第343条第1項・第2項）。賦課期日は、その年度の初日の属する年の1月1日です（第359条）。

計算・判断の手順

1. 納税義務者：賦課期日現在の所有者（第343条）
2. 賦課期日：当該年度の初日の属する年の1月1日（第359条）

第98問（real-estate-048）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在の固定資産の所有者（土地・家屋は、登記簿等に所有者として登記・登録されている者）に課される。
これが正解です。

× **B**　固定資産税の賦課期日は、その年度の4月1日である。
賦課期日は1月1日です。

× **C**　年の途中で土地を売却した場合、法律上当然に、売却日以後の固定資産税は買主に課される。
その年度の固定資産税は、1月1日現在の所有者に課されます。売買の当事者間で税額を日割りで精算することは、契約上の取決めです。

× **D**　固定資産税は、建物を借りて住んでいる者に課される。
所有者に課されます。借家人ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 固定資産税の税率・免税点は real-estate-021、評価替えは real-estate-029 を参照してください。

根拠と基準日

- 地方税法 第343条第1項・第2項（固定資産税は、固定資産の所有者に課する。土地又は家屋については、登記簿又は補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者）
- 地方税法 第359条（固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第99問　real-estate-049　不動産・不動産の価格（原価法）　問題 47ページ

正答 C　**2,000万円**

原価法では、再調達原価から減価額を差し引いて積算価格を求めます。定額法では、減価額 ＝ 再調達原価 × 経過年数 ÷ 耐用年数 です。

計算・判断の手順

1. 減価額：3,000万円 × 10年 ÷ 30年 ＝ 1,000万円
2. 積算価格：3,000万円 − 1,000万円 ＝ 2,000万円（＝ 3,000万円 × 残存耐用年数20年 ÷ 30年）

選択肢ごとの説明

× **A**　3,000万円
減価修正をしていません。

× **B**　1,000万円
減価額（1,000万円）を積算価格とした誤りです。

○ **C**　2,000万円
これが正解です。

× **D**　1,500万円
残存耐用年数（20年）を耐用年数として割った誤りです（3,000万円 × 10 ÷ 20 を差し引いた）。

第99問（real-estate-049）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 収益還元法（直接還元法）は real-estate-028 を参照してください。

根拠と基準日

- 不動産の価格の求め方（原価法）（法令ではなく、原価法（再調達原価－減価額）と定額法による減価修正の一般的な考え方に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第100問　real-estate-050　不動産・都市計画税の課税区域

問題 47ページ

正答 B　**都市計画税は、原則として、都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に課することができる。**

都市計画税は、市町村が、都市計画事業などの費用に充てるため、原則として市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に課することができる目的税です（地方税法 第702条第1項）。

計算・判断の手順

1. 課税主体：市町村
2. 課税対象：市街化区域（区域区分が定められていない都市計画区域では、条例で定める区域）内の土地・家屋
3. 課税標準：土地・家屋の価格

選択肢ごとの説明

× A　都市計画税は、市街化調整区域内の土地・家屋にも原則として課される。
市街化調整区域内の土地・家屋には、原則として課されません（特別の事情がある場合は条例で課すことができる）。

○ B　都市計画税は、原則として、都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に課することができる。
これが正解です。

× C　都市計画税は、国が課する国税である。
市町村が課する地方税（目的税）です。

× D　都市計画税は、償却資産にも課される。
課税対象は土地と家屋です。償却資産は対象外です。

あわせて覚えたいポイント

- 都市計画税の税率・住宅用地の特例は real-estate-022、市街化調整区域は real-estate-033 を参照してください。

根拠と基準日

- 地方税法 第702条第1項（市町村は、都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

課目3　ライフプランニング・リタイアメントプランニング　解答・解説（50問）

第101問　life-001　ライフ・6つの係数

問題 48ページ

正答 C　1,113,300円

今ある元本を運用しながら、毎年一定額を受け取る（取り崩す）ときは資本回収係数を使います。1,000万円 × 0.11133 ＝ 1,113,300円です。

計算・判断の手順

1. 「現在の元本 → 毎年の受取額」を求めるので、資本回収係数を使います。
2. 10,000,000円 × 0.11133 ＝ 1,113,300円

選択肢ごとの説明

× **A**　913,300円
減債基金係数（目標額を貯めるために毎年積み立てる額を求める係数）を使った誤りです。

× **B**　1,000,000円
運用益を考えずに、1,000万円を10年で単純に割っています。

○ **C**　1,113,300円
これが正解です。

× **D**　1,218,990円
10年後の元利合計（1,000万円 × 1.21899 ＝ 12,189,900円）を10年で割っています。取り崩しの計算には使えません。

あわせて覚えたいポイント

- 終価係数：元本 → 将来の元利合計　／　現価係数：将来の目標額 → 今必要な元本
- 年金終価係数：毎年の積立額 → 将来の元利合計　／　減債基金係数：将来の目標額 → 毎年の積立額
- 年金現価係数：毎年の受取額 → 今必要な元本　／　資本回収係数：今の元本 → 毎年の受取額
- 資本回収係数 ＝ 減債基金係数 ＋ 利率 の関係があります（0.09133 ＋ 0.02 ＝ 0.11133）。

根拠と基準日

- **複利計算（資本回収係数）**（法令ではなく数学的な関係です。資本回収係数 ＝ r ÷ {1 − (1 + r)^(−n)}。r＝0.02、n＝10 で 0.111327… ≒ 0.11133。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第102問 life-002 ライフ・公的年金（繰下げ受給）

問題 48ページ

正答 C　25.2%

繰下げの増額率は「0.7% × 繰下げた月数」です。36か月なので、0.7% × 36 ＝ 25.2%です。

計算・判断の手順

1. 繰下げの月数：65歳到達月から68歳到達月の前月まで ＝ 36か月
2. 増額率：0.7% × 36か月 ＝ 25.2%

選択肢ごとの説明

× A　8.4%
繰下げの期間を1年（12か月）として計算しています。

× B　14.4%
繰上げの減額率（1か月あたり0.4%）と混同しています。

○ C　25.2%
これが正解です。

× D　42.0%
70歳まで（60か月）繰り下げた場合の増額率です。

あわせて覚えたいポイント

- 1952年4月2日以後に生まれた人は、75歳まで（最大120か月）繰り下げることができ、増額率は最大84%です。ただし、1952年4月1日以前に生まれた人や、2017年3月31日以前に受給権が発生した人は、繰下げの上限が70歳（受給権が発生してから5年後）までとなり、増額率は最大42%です。
- 繰上げの減額率は、1962年4月2日以後に生まれた人は1か月あたり0.4%（最大24%）です。
- 老齢基礎年金と老齢厚生年金は、別々に繰り下げることができます。

根拠と基準日

- 国民年金法 第28条（支給の繰下げ）
- 国民年金法施行令 第4条の5（繰下げによる加算額（1か月あたり1,000分の7、上限120か月））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第103問 life-003 ライフ・6つの係数（年金現価係数）

問題 49ページ

正答 B　16,638,060円

毎年一定額を受け取るために今必要な元本は、年金現価係数で求めます。120万円×13.86505＝16,638,060円です。

計算・判断の手順

1. 「毎年の受取額 → 今必要な元本」を求めるので、年金現価係数を使います。
2. 1,200,000円 × 13.86505 ＝ 16,638,060円

第103問（life-003）の続き

選択肢ごとの説明

× A　15,504,300円
現価係数を使って「120万円 × 0.86135 × 15年」と計算しています。

○ B　16,638,060円
これが正解です。

× C　18,000,000円
運用益を考えずに、120万円 × 15年としています。

× D　19,316,280円
年金終価係数（毎年積み立てたときの将来の元利合計）を使っています。

あわせて覚えたいポイント

- 年金現価係数と資本回収係数は、逆数の関係にあります。
- 運用しながら取り崩すため、必要な元本は単純な合計（1,800万円）より少なくなります。

根拠と基準日

- 複利計算（年金現価係数）（法令ではなく数学的な関係です。年金現価係数 ＝ {1 − (1 + r)^(−n)} ÷ r。r＝0.01、n＝15 で 13.86505。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第104問　life-004　ライフ・公的年金（繰上げ受給）　問題 49ページ

正答 A　14.4%

1962年4月2日以後に生まれた人の繰上げの減額率は、1か月あたり0.4%です。0.4%×36か月＝14.4%です。

計算・判断の手順

1. 減額率 ＝ 0.4% × 繰上げ請求月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数
2. 0.4% × 36か月 ＝ 14.4%

選択肢ごとの説明

○ A　14.4%
これが正解です。

× B　18.0%
1962年4月1日以前に生まれた人の減額率（1か月あたり0.5%）で計算しています。

× C　24.0%
60歳0か月で繰り上げた場合（60か月）の減額率です。

× D　25.2%
繰下げの増額率（1か月あたり0.7%）で計算しています。

あわせて覚えたいポイント

- 繰上げによる減額率は、一生変わりません。

第104問（life-004）の続き

根拠と基準日

- 国民年金法 附則第9条の2第1項・第4項（老齢基礎年金の支給繰上げ）
- 国民年金法施行令 第12条第1項（減額率は千分の四×繰上げ請求月から65歳に達する日の属する月の前月までの月数）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第105問　life-005　ライフ・健康保険の任意継続被保険者　問題 50ページ

正答 D　**資格喪失日の前日まで継続して2か月以上被保険者であった人が、資格喪失日から20日以内に申し出ることで、最長2年間加入できる。**

任意継続被保険者になれるのは、継続して2か月以上被保険者だった人です。資格喪失日から20日以内に申し出る必要があり、加入できるのは最長2年間です。

計算・判断の手順

1. 加入の要件：資格喪失日の前日まで継続して2か月以上被保険者であったこと
2. 申出の期限：被保険者の資格を喪失した日から20日以内
3. 加入できる期間：任意継続被保険者になった日から2年を経過するまで

選択肢ごとの説明

× A　資格喪失日の前日まで継続して1年以上、被保険者であったことが必要である。
必要なのは「継続して2か月以上」です。

× B　資格喪失日から3か月以内に申し出ればよい。
申出の期限は、資格喪失日から20日以内です（正当な理由があると保険者が認めた場合を除く）。

× C　任意継続被保険者でいられる期間は、最長5年である。
加入できる期間は最長2年です。

○ D　資格喪失日の前日まで継続して2か月以上被保険者であった人が、資格喪失日から20日以内に申し出ることで、最長2年間加入できる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 任意継続被保険者は、本人の希望により申し出て、資格を喪失することもできます。
- 退職後の医療保険には、任意継続のほかに、国民健康保険への加入や家族の健康保険の被扶養者になる方法があります。

根拠と基準日

- 健康保険法 第3条第4項（任意継続被保険者の定義（喪失の日の前日まで継続して2か月以上被保険者であった者））
- 健康保険法 第37条第1項（資格喪失日から20日以内の申出）
- 健康保険法 第38条第1号（任意継続被保険者となった日から2年を経過したときは資格を喪失）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第106問 life-006 ライフ・健康保険の傷病手当金

問題 50ページ

正答 C　傷病手当金の支給期間は、同一の病気やケガについて、支給を始めた日から通算して1年6か月間である。

傷病手当金は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から支給され、支給期間は支給を始めた日から通算して1年6か月間です。

計算・判断の手順

1. 支給の開始：労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から（健康保険法 第99条第1項）
2. 1日あたりの額：直近12か月の標準報酬月額の平均額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額（同条第2項）
3. 支給期間：同一の疾病・負傷について、支給を始めた日から通算して1年6か月間（同条第4項）

選択肢ごとの説明

× A　傷病手当金は、仕事を休み始めた日（労務に服することができなくなった日）から支給される。
支給は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）からです。最初の3日間は支給されません。

× B　傷病手当金の1日あたりの額は、支給開始日以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の、3分の1に相当する金額である。
1日あたりの額は、30分の1に相当する額の「3分の2」です。

○ C　傷病手当金の支給期間は、同一の病気やケガについて、支給を始めた日から通算して1年6か月間である。
これが正解です。

× D　任意継続被保険者も、在職中の被保険者と同じ要件で傷病手当金を受けられる。
健康保険法 第99条第1項は、傷病手当金の対象となる被保険者から任意継続被保険者を除いています。

あわせて覚えたいポイント

- 支給期間は、途中で仕事に復帰した期間があっても、支給を始めた日から「通算して」1年6か月間です。

根拠と基準日

- 健康保険法 第99条第1項（被保険者（任意継続被保険者を除く）が療養のため労務に服することができないときは、その日から起算して3日を経過した日から支給）
- 健康保険法 第99条第2項（1日につき、直近の継続した12月間の標準報酬月額の平均額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額）
- 健康保険法 第99条第4項（支給期間は、支給を始めた日から通算して1年6月間）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第107問 life-007 ライフ・6つの係数（減債基金係数）

問題 51ページ

正答 B　456,650円

将来の目標額から毎年の積立額を求めるときは、減債基金係数を使います。

計算・判断の手順

1. 使う係数：減債基金係数（将来の目標額 → 毎年の積立額）
2. 毎年の積立額：500万円 × 0.09133 ＝ 456,650円

選択肢ごとの説明

× A　410,175円
目標額を現価係数で今の価値に直してから10で割った誤りです（500万円 × 0.82035 ÷ 10 ＝ 410,175円）。積み立てたお金も運用されるため、この計算は使えません。

○ B　456,650円
これが正解です。

× C　500,000円
運用益を考えずに、目標額を10年で割った誤りです（500万円 ÷ 10 ＝ 50万円）。

× D　556,650円
資本回収係数を使った誤りです（500万円 × 0.11133 ＝ 556,650円）。資本回収係数は、今ある元本を取り崩すときに毎年受け取れる額を求める係数です。

あわせて覚えたいポイント

- 減債基金係数は年金終価係数の逆数です（1 ÷ 10.94972 ≒ 0.09133）。
- 資本回収係数 ＝ 減債基金係数 ＋ 利率 の関係があります（0.09133 ＋ 0.02 ＝ 0.11133）。

根拠と基準日

- 複利計算（減債基金係数）（法令ではなく数学的な関係です。減債基金係数 ＝ r ÷ {(1 ＋ r)^n − 1}。r＝0.02、n＝10 で 0.091326… ≒ 0.09133。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第108問 life-008 ライフ・住宅ローン（元金均等返済）

問題 51ページ

正答 D　136,000円

元金均等返済では、毎月の元金の返済額が一定で、利息はその時点の借入残高にかかります。第1回は借入残高が最も多いため、返済額も最も多くなります。

計算・判断の手順

1. 毎月の元金：3,600万円 ÷ 360回 ＝ 10万円
2. 第1回の利息：3,600万円 × 1.2% ÷ 12 ＝ 3万6,000円
3. 第1回の返済額：10万円 ＋ 3万6,000円 ＝ 13万6,000円

第108問（life-008）の続き

選択肢ごとの説明

× A　100,000円
元金の部分だけで、利息を加えていない誤りです。

× B　118,050円
元金均等返済の360回の返済額を平均した額です（総返済額 4,249万8,000円 ÷ 360回）。第1回の返済額ではありません。

× C　119,127円
元利均等返済で借りた場合の毎月の返済額（約119,127円）です。設問は元金均等返済です。

○ D　136,000円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 元金均等返済は、返済が進むと借入残高が減り、利息と返済額が少しずつ減ります。
- 同じ条件では、元金均等返済のほうが元利均等返済より総返済額は少なくなりますが、返済開始当初の返済額は多くなります。

根拠と基準日

- 返済方法の定義（元金均等返済）（法令ではなく、返済方法の計算上の定義です。元利均等返済の毎月の返済額は、借入額 × 月利 ÷ {1 − (1 ＋ 月利)^(−回数)} で計算しています。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第109問　life-009　ライフ・老齢基礎年金の年金額（免除期間）　問題 52ページ

正答 B　444/480

全額免除期間は、その月数の2分の1が年金額に反映されます。学生納付特例の期間は、追納しなければ年金額には反映されません。

計算・判断の手順

1. 保険料納付済期間：432月 → そのまま反映
2. 全額免除期間：24月 × 1/2 ＝ 12月（国民年金法 第27条第8号）
3. 学生納付特例の期間：年金額の計算から除く（同号のかっこ書き）
4. 割合：(432 ＋ 12) ÷ 480 ＝ 444/480

第109問（life-009）の続き

選択肢ごとの説明

× A　432/480
全額免除期間を年金額に反映していない誤りです。全額免除期間は、その月数の2分の1が反映されます。

○ B　444/480
これが正解です。

× C　456/480
学生納付特例の期間も、全額免除と同じく2分の1を反映した誤りです（432 ＋ 12 ＋ 12 ＝ 456）。学生納付特例の期間は、追納しなければ年金額に反映されません。

× D　480/480
免除期間と学生納付特例の期間を、納付済期間と同じに扱った誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 免除や学生納付特例を受けた保険料は、承認を受けて追納すると、追納した月の保険料が納付されたものとみなされます（国民年金法 第94条第4項）。
- 本問は、免除期間・学生納付特例の期間がすべて2009年4月以後である前提で計算しています。

根拠と基準日

- 国民年金法 第27条（老齢基礎年金の額。保険料全額免除期間（第90条の3第1項〔学生納付特例〕の規定によるものを除く）の月数の2分の1に相当する月数を算入（第8号））
- 国民年金法 第5条第3項（保険料全額免除期間の定義（第89条第1項・第90条第1項・第90条の3第1項による免除を含む））
- 国民年金法 第90条の3第1項（学生等である被保険者の保険料の納付を要しないものとする（学生納付特例））
- 国民年金法 第94条第4項（追納が行われたときは、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第110問　life-010　ライフ・国民年金保険料の追納

問題 52ページ

正答 A　追納できるのは、厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間の保険料である。

免除や学生納付特例を受けた保険料は、厚生労働大臣の承認を受けて、承認の日の属する月前10年以内の期間の分を追納できます。

計算・判断の手順

1. 追納の対象：法定免除・申請免除・学生納付特例などで納付を要しないとされた保険料（国民年金法 第94条第1項）
2. 期間：承認の日の属する月前10年以内の期間に係るもの（同項）
3. 対象者：被保険者または被保険者であった者（老齢基礎年金の受給権者を除く）（同項）

第110問（life-010）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　追納できるのは、厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間の保険料である。
これが正解です。

× **B**　追納できるのは、厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前5年以内の期間の保険料である。
追納できる期間は10年以内です。

× **C**　老齢基礎年金の受給権者であっても、追納することができる。
第94条第1項は、追納できる者から老齢基礎年金の受給権者を除いています。

× **D**　学生納付特例の期間の保険料は、追納することができない。
学生納付特例（第90条の3第1項）の期間の保険料も、追納の対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 一部だけ追納するときは、学生納付特例の期間の保険料から先に追納し、その中では先に経過した月の分から順に行います（第94条第2項。ただし書の例外があります）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第94条第1項（厚生労働大臣の承認を受け、承認の日の属する月前10年以内の期間に係る保険料を追納できる（老齢基礎年金の受給権者を除く））
- 国民年金法 第94条第2項（一部につき追納するときの順序）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第111問　life-011　ライフ・6つの係数（終価係数）

問題 53ページ

正答 B　**4,031,760円**

今ある元本を複利で運用したときの将来の元利合計は、終価係数を使って求めます。

計算・判断の手順

1. 使う係数：終価係数（元本 → 将来の元利合計）
2. 元利合計：300万円 × 1.34392 ＝ 4,031,760円

選択肢ごとの説明

× **A**　2,232,270円
現価係数を使った誤りです（300万円 × 0.74409）。現価係数は、将来の目標額から今必要な元本を求める係数です。

○ **B**　4,031,760円
これが正解です。

× **C**　3,900,000円
単利で計算した誤りです（300万円 × (1 ＋ 0.03 × 10)）。

× **D**　34,391,640円
年金終価係数を使った誤りです（300万円 × 11.46388）。年金終価係数は、毎年同じ額を積み立てたときの将来の元利合計を求める係数です。

第111問（life-011）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 終価係数と現価係数は逆数の関係です（1 ÷ 1.34392 ≒ 0.74409）。

根拠と基準日

- **複利計算（終価係数）**（法令ではなく数学的な関係です。終価係数 ＝ (1 ＋ r)^n。r＝0.03、n＝10 で 1.343916… ≒ 1.34392。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第112問　life-012　ライフ・6つの係数（年金終価係数）

問題 53ページ

正答 C　4,150,420円

毎年同じ額を積み立てたときの将来の元利合計は、年金終価係数を使って求めます。

計算・判断の手順

1. 使う係数：年金終価係数（毎年の積立額 → 将来の元利合計）
2. 元利合計：24万円 × 17.29342 ＝ 4,150,420.8円 → 4,150,420円

選択肢ごとの説明

× **A**　3,083,822円
年金現価係数を使った誤りです（24万円 × 12.84926）。年金現価係数は、毎年の受取額から今必要な元本を求める係数です。

× **B**　3,600,000円
運用益を考えずに、積立額を合計した誤りです（24万円 × 15年）。

○ **C**　4,150,420円
これが正解です。

× **D**　4,845,132円
積立額の合計（360万円）に終価係数を掛けた誤りです（360万円 × 1.34587）。積み立てた時期によって運用期間が違うため、この計算は使えません。

あわせて覚えたいポイント

- 年金終価係数と減債基金係数は逆数の関係です（1 ÷ 17.29342 ≒ 0.05783）。

根拠と基準日

- **複利計算（年金終価係数）**（法令ではなく数学的な関係です。年金終価係数 ＝ {(1 ＋ r)^n − 1} ÷ r。r＝0.02、n＝15 で 17.293416… ≒ 17.29342。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第113問 life-013 ライフ・遺族基礎年金

問題 54ページ

正答 A　遺族基礎年金を受けられる遺族は、死亡した者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」である。

遺族基礎年金は、死亡した者によって生計を維持されていた配偶者（子と生計を同じくする者）または子に支給されます。

計算・判断の手順

1. 支給される遺族：死亡した者の配偶者または子（国民年金法 第37条）
2. 配偶者の要件：死亡当時、生計を維持され、かつ、要件に該当する子と生計を同じくすること（第37条の2第1項第1号）
3. 子の要件：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、20歳未満で障害等級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと（同項第2号）

選択肢ごとの説明

○ **A**　遺族基礎年金を受けられる遺族は、死亡した者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」である。
これが正解です。

× **B**　子のない配偶者も、死亡した者によって生計を維持されていれば、遺族基礎年金を受けられる。
配偶者が受けられるのは、要件に該当する子と生計を同じくしている場合です。子のない配偶者は受けられません。

× **C**　遺族基礎年金の対象となる子は、20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子である。
子の年齢要件は、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害等級に該当する障害の状態にある場合は20歳未満）です。

× **D**　死亡した者によって生計を維持されていた父母も、遺族基礎年金を受けられる。
遺族基礎年金を受けられるのは、配偶者または子です。父母は対象ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 死亡当時胎児であった子が生まれたときは、将来に向かって、生計を維持されていた子とみなされます（第37条の2第2項）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第37条（遺族基礎年金は、被保険者等が死亡した場合に、その者の配偶者又は子に支給する）
- 国民年金法 第37条の2（遺族の範囲（生計維持、子と生計を同じくする配偶者、18歳到達年度末まで又は20歳未満の障害の状態にあり婚姻していない子））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第114問 life-014 ライフ・障害基礎年金（1級の年金額）

問題 54ページ

正答 C　1,062,500円

障害等級1級の障害基礎年金の額は、2級の額の100分の125です。

計算・判断の手順

1. 1級の額：2級の額 × 125/100（国民年金法 第33条第2項）
2. 85万円 × 1.25 ＝ 106万2,500円

選択肢ごとの説明

× A　850,000円
2級の額のままです。1級は2級の額の1.25倍です。

× B　1,020,000円
2級の額の1.2倍で計算した誤りです。

○ C　1,062,500円
これが正解です。

× D　1,275,000円
2級の額の1.5倍で計算した誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 実際の2級の額は、国民年金法 第33条第1項の額（780,900円に改定率を乗じて得た額）です。本問は計算のために仮の金額を用いています。

根拠と基準日

- 国民年金法 第33条（障害基礎年金の額。障害等級1級は、2級の額（第1項の額）の100分の125）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第115問 life-015 ライフ・付加年金

問題 55ページ

正答 A　24,000円

付加年金の額は、200円に付加保険料の納付済期間の月数を掛けた額です。

計算・判断の手順

1. 付加年金の額：200円 × 付加保険料に係る保険料納付済期間の月数（国民年金法 第44条）
2. 200円 × 120月 ＝ 24,000円

第115問（life-015）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　24,000円
これが正解です。

× **B**　48,000円
付加保険料の月額（400円）を掛けた誤りです。付加年金の額は200円 × 月数です。

× **C**　2,400円
納付月数（120月）ではなく、1年分の月数（12）を掛けた誤りです（200円 × 12）。

× **D**　4,800円
付加保険料の月額（400円）に12を掛けた額です。

あわせて覚えたいポイント

- 付加保険料は月額400円です（第87条の2第1項）。付加年金を2年受け取ると、納付した付加保険料と同じ額になります（400円 ÷ 200円 ＝ 2年）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第44条（付加年金の額は、200円に付加保険料に係る保険料納付済期間の月数を乗じて得た額）
- 国民年金法 第87条の2第1項（第1号被保険者は、申出により、400円の保険料（付加保険料）を納付する者となることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第116問　life-016　ライフ・雇用保険（基本手当の受給要件）

問題 55ページ

正答 D　**離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要である。**

基本手当は、原則として、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12か月以上ある場合に支給されます。

計算・判断の手順

1. 原則：離職の日以前2年間（算定対象期間）に、被保険者期間が通算して12か月以上（雇用保険法 第13条第1項）
2. 特定理由離職者・特定受給資格者：離職の日以前1年間に通算して6か月以上（同条第2項）

選択肢ごとの説明

× **A**　離職の日以前1年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要である。
算定対象期間は、原則として離職の日以前2年間です。

× **B**　離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して6か月以上あれば足りる。
通算6か月以上で足りるのは、特定理由離職者・特定受給資格者の場合（離職の日以前1年間）です。

× **C**　被保険者期間の長さにかかわらず、失業していれば基本手当を受けられる。
基本手当を受けるには、被保険者期間の要件を満たす必要があります。

○ **D**　離職の日以前2年間に、被保険者期間が通算して12か月以上あることが必要である。
これが正解です。

第116問（life-016）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 疾病・負傷などで引き続き30日以上賃金の支払を受けられなかった期間がある場合は、算定対象期間が延長されます（最長4年間）（第13条第1項）。

根拠と基準日

- 雇用保険法 第13条（基本手当は、離職の日以前2年間に被保険者期間が通算して12箇月以上であったときに支給。特定理由離職者等は1年間に6箇月）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第117問　life-017　ライフ・後期高齢者医療制度

問題 55ページ

正答 B　**後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者のほか、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある旨の認定を受けた者が被保険者となる。**

後期高齢者医療の被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者と、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者です。

計算・判断の手順

1. 被保険者：後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者（高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第1号）
2. 65歳以上75歳未満で、政令で定める程度の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者（同条第2号）

選択肢ごとの説明

× A　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する70歳以上の者が被保険者となる。
年齢要件は75歳以上です（一定の障害の認定を受けた人は65歳以上）。

○ B　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者のほか、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある旨の認定を受けた者が被保険者となる。
これが正解です。

× C　後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する65歳以上の者は、全員が被保険者となる。
65歳以上75歳未満の人が被保険者となるのは、一定の障害の状態にある旨の認定を受けた場合に限られます。

× D　後期高齢者医療制度は、市町村ごとに独立して運営され、広域連合は関与しない。
後期高齢者医療は、後期高齢者医療広域連合が行います（第50条）。

あわせて覚えたいポイント

- 介護保険の第1号被保険者（65歳以上）とは、年齢の要件が異なります。

根拠と基準日

- 高齢者の医療の確保に関する法律 第50条（後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者、65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にある旨の認定を受けた者は、広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第118問 life-018 ライフ・介護保険の被保険者

問題 56ページ

正答 D **第2号被保険者が要介護者として保険給付を受けられるのは、要介護状態の原因である障害が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する特定疾病によって生じた場合である。**

第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）が要介護者となるのは、要介護状態の原因が特定疾病による場合です。

計算・判断の手順

1. 第1号被保険者：市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（介護保険法 第9条第1号）
2. 第2号被保険者：市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（同条第2号）
3. 40歳以上65歳未満の要介護者：要介護状態の原因である障害が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病で政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたもの（第7条第3項第2号）

選択肢ごとの説明

× A　第1号被保険者は、市町村の区域内に住所を有する60歳以上の者である。
第1号被保険者は65歳以上の者です。

× B　第2号被保険者は、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の者で、医療保険に加入しているかどうかを問わない。
第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の「医療保険加入者」です。

× C　第2号被保険者は、要介護状態になった原因を問わず、保険給付を受けることができる。
第2号被保険者が要介護者となるのは、要介護状態が特定疾病によって生じた場合に限られます。

○ D　第2号被保険者が要介護者として保険給付を受けられるのは、要介護状態の原因である障害が、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する特定疾病によって生じた場合である。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 65歳以上の第1号被保険者は、要介護状態の原因を問わず、要介護者となり得ます（第7条第3項第1号）。

根拠と基準日

- 介護保険法 第9条（第1号被保険者（65歳以上）、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者））
- 介護保険法 第7条第3項（要介護者の定義。40歳以上65歳未満は、特定疾病によって生じた要介護状態に限る）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第119問 life-019 ライフ・住宅ローンの繰上げ返済

問題 56ページ

正答 A　一般に、期間短縮型のほうが、返済額軽減型より利息の軽減効果が大きい。

期間短縮型は、繰上げ返済した元金にかかるはずだった利息を、より長い期間分減らせるため、一般に返済額軽減型より利息の軽減効果が大きくなります。

計算・判断の手順

1. 期間短縮型：毎回の返済額はほぼ変えずに、返済期間を短くする
2. 返済額軽減型：返済期間は変えずに、毎回の返済額を少なくする
3. 同じ金額を繰り上げ返済する場合、残りの借入れの返済が早く終わる期間短縮型のほうが、支払う利息の総額は少なくなる

選択肢ごとの説明

○ **A**　一般に、期間短縮型のほうが、返済額軽減型より利息の軽減効果が大きい。
これが正解です。

× **B**　一般に、返済額軽減型のほうが、期間短縮型より利息の軽減効果が大きい。
利息の軽減効果が大きいのは、一般に期間短縮型です。

× **C**　期間短縮型は、返済期間は変わらず、毎回の返済額が少なくなる。
これは返済額軽減型の説明です。

× **D**　返済額軽減型は、毎回の返済額は変わらず、返済期間が短くなる。
これは期間短縮型の説明です。

あわせて覚えたいポイント

- 繰上げ返済は、時期が早いほど、利息の軽減効果が大きくなります。
- 返済額軽減型は、毎回の返済の負担を軽くしたい場合に向いています。

根拠と基準日

- 返済方法の定義（繰上げ返済）（法令ではなく、元利均等返済の計算上の性質に基づく知識です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第120問 life-020 ライフ・iDeCoの掛金と所得控除

問題 56ページ

正答 C　支払った掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。

iDeCoの個人型年金加入者掛金は、小規模企業共済等掛金に当たり、支払った全額が小規模企業共済等掛金控除の対象です。

計算・判断の手順

1. 小規模企業共済等掛金：確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金を含む（所得税法 第75条第2項第2号）
2. 控除額：支払った金額（全額）（同条第1項）

第120問（life-020）の続き

選択肢ごとの説明

× A　支払った掛金のうち、4万円までが生命保険料控除の対象となる。
iDeCoの掛金は、生命保険料控除ではなく、小規模企業共済等掛金控除の対象です。

× B　支払った掛金の全額が、社会保険料控除の対象となる。
社会保険料控除ではなく、小規模企業共済等掛金控除の対象です。

○ C　支払った掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象となる。
これが正解です。

× D　所得控除の対象とならない。
支払った掛金の全額が、小規模企業共済等掛金控除の対象になります。

あわせて覚えたいポイント

- 小規模企業共済法の共済契約に基づく掛金や、企業型確定拠出年金の加入者掛金も、小規模企業共済等掛金控除の対象です（第75条第2項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第75条（小規模企業共済等掛金を支払った場合は、その支払った金額を控除。小規模企業共済等掛金には、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金を含む）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第121問　life-021　ライフ・6つの係数（現価係数）

問題 57ページ

正答 D　4,101,750円

将来の目標額から、今必要な元本を求めるときは、現価係数を使います。

計算・判断の手順

1. 使う係数：現価係数（将来の目標額 → 今必要な元本）
2. 必要な元本：500万円 × 0.82035 ＝ 4,101,750円

選択肢ごとの説明

× A　6,094,950円
終価係数を使った誤りです（500万円 × 1.21899）。終価係数は、今の元本の将来の元利合計を求める係数です。

× B　4,566,500円
減債基金係数を使って毎年の積立額を求め、10年分を合計した額です（500万円 × 0.09133 × 10）。一括で準備する額ではありません。

× C　5,000,000円
運用益を考えていない誤りです。

○ D　4,101,750円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 現価係数は終価係数の逆数です（1 ÷ 1.21899 ≒ 0.82035）。

第121問（life-021）の続き

根拠と基準日

- **複利計算（現価係数）**（法令ではなく数学的な関係です。現価係数 ＝ 1 ÷ (1 ＋ r)^n。r＝0.02、n＝10 で 0.820348… ≒ 0.82035。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第122問　life-022　ライフ・健康保険の出産手当金　問題 57ページ

正答 B　**出産手当金は、出産の日（出産の日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日から出産の日後56日までの間で、労務に服さなかった期間に支給される。**

出産手当金は、出産の日以前42日（多胎妊娠は98日）から出産の日後56日までの間で、労務に服さなかった期間に支給されます。

計算・判断の手順

1. 支給期間：出産の日（出産予定日後の出産は出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産の日後56日までの間で、労務に服さなかった期間（健康保険法 第102条第1項）
2. 1日あたりの額：傷病手当金の額の規定（第99条第2項）を準用（第102条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　出産手当金は、出産の日以前14日から出産の日後14日までの期間に支給される。
支給期間は、出産の日以前42日から出産の日後56日までです。

○ B　出産手当金は、出産の日（出産の日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日から出産の日後56日までの間で、労務に服さなかった期間に支給される。
これが正解です。

× C　出産手当金の1日あたりの額は、標準報酬日額の全額である。
1日あたりの額は、傷病手当金と同じ計算（直近12か月の標準報酬月額の平均額の30分の1の3分の2）です。

× D　出産手当金は、被保険者の配偶者が出産した場合にも支給される。
出産手当金は、被保険者本人が出産して労務に服さなかった場合に支給されます。

あわせて覚えたいポイント

- 出産手当金の額の計算は、傷病手当金（life-006 参照）と同じです。

根拠と基準日

- **健康保険法 第102条**（出産手当金（出産の日以前42日〔多胎98日〕から出産の日後56日までの間で労務に服さなかった期間、額は第99条第2項を準用））
- **健康保険法 第99条第2項**（傷病手当金の額（標準報酬月額の平均額の30分の1に相当する額の3分の2））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第123問 life-023 ライフ・健康保険の埋葬料

問題 58ページ

正答 A　被保険者により生計を維持していた者で、埋葬を行うものに対し、政令で定める金額の埋葬料が支給される。

被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者で埋葬を行うものに対し、政令で定める金額の埋葬料が支給されます。

計算・判断の手順

1. 埋葬料：被保険者の死亡時に、その者により生計を維持していた者で埋葬を行うものに、政令で定める金額（健康保険法 第100条第1項）
2. 受けるべき者がいない場合：埋葬を行った者に、同項の金額の範囲内で埋葬に要した費用に相当する金額（同条第2項）

選択肢ごとの説明

○ **A**　被保険者により生計を維持していた者で、埋葬を行うものに対し、政令で定める金額の埋葬料が支給される。
これが正解です。

× **B**　埋葬料は、被保険者の相続人に、相続財産として支給される。
埋葬料は、生計を維持されていた者で埋葬を行うものに支給される健康保険の給付です。

× **C**　埋葬料は、被保険者が業務上の事由で死亡した場合に限り支給される。
業務上かどうかを問わず、被保険者の死亡で支給されます（業務上の死亡には労災保険の給付があります）。

× **D**　埋葬料を受けるべき者がいない場合は、何も支給されない。
受けるべき者がいない場合は、埋葬を行った者に、政令で定める金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額が支給されます。

あわせて覚えたいポイント

- 被扶養者が死亡したときは、被保険者に家族埋葬料が支給されます（健康保険法 第113条）。

根拠と基準日

- 健康保険法 第100条（埋葬料（生計を維持していた者で埋葬を行うものに、政令で定める金額）。受けるべき者がない場合は、埋葬を行った者に費用相当額）
- 健康保険法 第113条（家族埋葬料）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第124問 life-024 ライフ・国民年金の第3号被保険者

問題 58ページ

正答 C **第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（被扶養配偶者）のうち、20歳以上60歳未満のものである。**

第3号被保険者は、第2号被保険者（会社員・公務員など）の被扶養配偶者のうち、20歳以上60歳未満の者です。

計算・判断の手順

1. 第3号被保険者：第2号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者など）で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（被扶養配偶者）のうち、20歳以上60歳未満のもの（国民年金法 第7条第1項第3号）

選択肢ごとの説明

× A　第3号被保険者は、自営業者の配偶者で、20歳以上60歳未満の者である。
自営業者（第1号被保険者）の配偶者は、第3号被保険者ではありません。

× B　第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者であれば、収入にかかわらず該当する。
主として第2号被保険者の収入により生計を維持する者（被扶養配偶者）である必要があります。

○ C　第3号被保険者は、第2号被保険者の配偶者で、主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（被扶養配偶者）のうち、20歳以上60歳未満のものである。
これが正解です。

× D　第3号被保険者は、60歳以上65歳未満の者も含まれる。
年齢要件は、20歳以上60歳未満です。

あわせて覚えたいポイント

- 第3号被保険者となる配偶者は、日本国内に住所を有する者のほか、留学など日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限られます（第7条第1項第3号）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第7条第1項第3号（第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者のうち20歳以上60歳未満のもの））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第125問 life-025 ライフ・寡婦年金

問題 58ページ

正答 D **寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年以上ある夫が死亡した場合に、夫によって生計を維持され、夫との婚姻関係が10年以上継続した65歳未満の妻に支給される。**

寡婦年金は、第1号被保険者として10年以上の保険料納付済期間等がある夫が死亡した場合に、婚姻関係が10年以上継続し、生計を維持されていた65歳未満の妻に支給されます。

計算・判断の手順

1. 夫の要件：第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上（国民年金法 第49条第1項）
2. 妻の要件：夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、夫との婚姻関係が10年以上継続した65歳未満の妻（同項）
3. 支給しない場合：老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したとき（同項ただし書）

選択肢ごとの説明

× A　寡婦年金は、夫が老齢基礎年金を受給していた場合でも、妻に支給される。
老齢基礎年金の支給を受けたことがある夫が死亡したときは、寡婦年金は支給されません。

× B　寡婦年金は、婚姻期間が1年以上あれば、妻に支給される。
婚姻関係の要件は10年以上です。

× C　寡婦年金は、子のある妻に限り支給される。
子の有無は要件ではありません（子のある配偶者が対象なのは遺族基礎年金です。life-013 参照）。

○ D　寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年以上ある夫が死亡した場合に、夫によって生計を維持され、夫との婚姻関係が10年以上継続した65歳未満の妻に支給される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 夫との婚姻関係には、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます（第49条第1項）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第49条（寡婦年金の支給要件（夫：第1号被保険者として納付済期間・免除期間10年以上、妻：生計維持、婚姻関係10年以上、65歳未満。夫が老齢・障害基礎年金を受けたことがある場合は不支給））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第126問 life-026 ライフ・死亡一時金

問題 59ページ

正答 A **死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数など（一部免除期間は所定の割合で算入）が36月以上ある者が死亡した場合に、その遺族に支給される。**

死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間などの月数が36月以上ある者が、年金を受けずに死亡した場合に、その遺族に支給されます。

計算・判断の手順

1. 要件：第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、4分の1免除期間の月数の4分の3、半額免除期間の月数の2分の1、4分の3免除期間の月数の4分の1を合算した月数が36月以上（国民年金法 第52条の2第1項）
2. 支給しない場合：老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したとき（同項ただし書）

選択肢ごとの説明

○ **A** 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数など（一部免除期間は所定の割合で算入）が36月以上ある者が死亡した場合に、その遺族に支給される。
これが正解です。

× **B** 死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間が1か月以上あれば支給される。
要件は、合算した月数が36月以上であることです。

× **C** 死亡一時金は、老齢基礎年金を受けたことがある者が死亡した場合にも支給される。
老齢基礎年金または障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、支給されません。

× **D** 死亡一時金は、第2号被保険者としての被保険者期間だけを基に計算される。
第1号被保険者としての被保険者期間を基に判定します。

あわせて覚えたいポイント

- 全額免除期間の月数は、死亡一時金の要件の月数に算入されません（第52条の2第1項）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第52条の2（死亡一時金の支給要件（第1号被保険者としての納付済期間等の合算月数36月以上、老齢・障害基礎年金を受けたことがある者を除く））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第127問 life-027 ライフ・労災保険の休業補償給付

問題 59ページ

正答 B **50,400円**

休業補償給付は、賃金を受けない日の第4日目から支給され、1日あたりの額は給付基礎日額の60%です。

計算・判断の手順

1. 支給される日数：10日 − 3日（待期期間） ＝ 7日（労働者災害補償保険法 第14条第1項）
2. 1日あたりの額：12,000円 × 60% ＝ 7,200円
3. 休業補償給付：7,200円 × 7日 ＝ 50,400円

第127問（life-027）の続き

選択肢ごとの説明

× A　72,000円
休業した10日すべてについて支給されるとした誤りです（7,200円 × 10日）。第4日目から支給されます。

○ B　50,400円
これが正解です。

× C　56,000円
1日あたりの額を給付基礎日額の3分の2として計算した誤りです（8,000円 × 7日。3分の2は健康保険の傷病手当金の割合）。

× D　84,000円
1日あたりの額を給付基礎日額の全額として計算した誤りです（12,000円 × 7日）。

あわせて覚えたいポイント

- 所定労働時間の一部分だけ労働した日など（部分算定日）の休業補償給付の額は、別の方法で計算します（第14条第1項ただし書）。

根拠と基準日

- 労働者災害補償保険法 第14条第1項（休業補償給付は、賃金を受けない日の第4日目から支給し、1日につき給付基礎日額の100分の60）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第128問　life-028　ライフ・付加保険料と国民年金基金

問題 60ページ

正答 C　**国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付することができない。**

付加保険料を納付できる第1号被保険者から、国民年金基金の加入員は除かれています。

計算・判断の手順

1. 付加保険料を納付できる者：第1号被保険者（保険料の免除等を受けている者、国民年金基金の加入員を除く）が、厚生労働大臣に申し出た場合（国民年金法 第87条の2第1項）
2. 付加保険料の額：月額400円（同項）

選択肢ごとの説明

× A　付加保険料は、第2号被保険者も納付することができる。
付加保険料を納付できるのは、第1号被保険者です。

× B　付加保険料の額は、月額200円である。
付加保険料は月額400円です（200円は、付加年金の額の計算で掛ける金額。life-015 参照）。

○ C　国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付することができない。
これが正解です。

× D　付加保険料は、国民年金基金の加入員であっても、申し出れば納付することができる。
国民年金基金の加入員は、付加保険料を納付する者となることができません。

あわせて覚えたいポイント

- 付加年金の額は、200円 × 付加保険料の納付済月数です（第44条）。

第128問（life-028）の続き

根拠と基準日

- 国民年金法 第87条の2第1項（第1号被保険者（免除等を受けている者、国民年金基金の加入員を除く）は、申出により400円の付加保険料を納付する者となることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第129問　life-029　ライフ・老齢基礎年金の受給資格期間

問題 60ページ

正答 A　**保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年に満たないため、老齢基礎年金は支給されない。**

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上ある者に支給されます。Lさんは合計9年で、10年に満たないため支給されません。

計算・判断の手順

1. 受給資格期間：保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が10年以上（国民年金法 第26条ただし書）
2. Lさん：6年 ＋ 3年 ＝ 9年 ＜ 10年 → 支給されない

選択肢ごとの説明

○ **A**　保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して10年に満たないため、老齢基礎年金は支給されない。
これが正解です。

× **B**　保険料納付済期間が5年以上あるため、老齢基礎年金が支給される。
受給資格期間は、合算して10年以上です。5年では満たしません。

× **C**　保険料免除期間は受給資格期間に算入されないが、保険料納付済期間だけで要件を満たすため、老齢基礎年金が支給される。
保険料免除期間も受給資格期間に算入されます。また、納付済期間6年だけでは10年に満たしません。

× **D**　保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が9年あり、受給資格期間（25年）に満たないため、支給されない。
現在の受給資格期間は10年です（25年ではありません）。

あわせて覚えたいポイント

- 保険料の追納（life-010 参照）をして納付済期間を増やしても、受給資格期間の合計は変わりません（免除期間が納付済期間に変わるため）。

根拠と基準日

- 国民年金法 第26条（老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年に満たないときは支給しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第130問 life-030 ライフ・キャッシュフロー表（将来の生活費）

問題 61ページ

正答 B　331万円

キャッシュフロー表の将来の金額は、「現在の金額 ×（1 ＋ 変動率）^経過年数」で求めます。

計算・判断の手順

1. 5年後の基本生活費：300万円 × 1.02^5 ＝ 331.22…万円 ≒ 331万円

選択肢ごとの説明

× A　330万円
単利で計算した誤りです（300万円 × (1 ＋ 0.02 × 5) ＝ 330万円）。

○ B　331万円
これが正解です。

× C　306万円
1年後の金額です（300万円 × 1.02）。

× D　366万円
10年後の金額です（300万円 × 1.02^10 ≒ 366万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 変動率は、生活費や教育費など項目ごとに設定します。収入の変動率（昇給率）とは別に考えます。

根拠と基準日

- ライフプランニングの手法（キャッシュフロー表）（法令ではなく、複利による将来値の計算に基づくものです。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第131問 life-031 ライフ・厚生年金保険の被保険者（年齢）

問題 61ページ

正答 B　70歳未満

適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者です（厚生年金保険法 第9条）。

計算・判断の手順

1. 厚生年金保険法 第9条：適用事業所に使用される70歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする

選択肢ごとの説明

× A　65歳未満
65歳は老齢厚生年金の受給開始の原則の年齢です。被保険者の年齢要件は70歳未満です。

○ B　70歳未満
これが正解です。

× C　75歳未満
75歳は後期高齢者医療制度の被保険者となる年齢（医療保険）です。

× D　年齢の要件はない
70歳未満という年齢の要件があります。

第131問（life-031）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 厚生年金保険の被保険者は、国民年金の第2号被保険者でもあります。第2号被保険者の被扶養配偶者（第3号被保険者）は life-024 を参照してください。

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第9条（適用事業所に使用される七十歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第132問　life-032　ライフ・遺族厚生年金の額

問題 62ページ

正答 D　**90万円**

遺族厚生年金の額は、死亡した人の被保険者期間を基礎として老齢厚生年金の報酬比例部分の例で計算した額の4分の3です（厚生年金保険法 第60条第1項第1号）。

計算・判断の手順

1. 遺族厚生年金の額：120万円 × 3/4 ＝ 90万円

選択肢ごとの説明

× A　120万円
計算した額の全額ではなく、4分の3です。

× B　60万円
2分の1で計算した誤りです。

× C　80万円
3分の2で計算した誤りです。

○ D　90万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 遺族厚生年金の受給権者が65歳以上で自分の老齢厚生年金を受けられる場合などは、別の計算方法や支給の調整があります。

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第60条第1項第1号（死亡した被保険者等の被保険者期間を基礎として第四十三条第一項の規定の例により計算した額の四分の三に相当する額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第133問 life-033 ライフ・雇用保険の育児休業給付金

問題 62ページ

正答 A　201,000円

育児休業給付金は、休業開始時賃金日額 × 支給日数の50%ですが、育児休業の開始から休業日数が通算180日に達するまでは67%です（雇用保険法 第61条の7第6項）。

計算・判断の手順

1. 育児休業給付金：10,000円 × 30日 × 67% ＝ 201,000円

選択肢ごとの説明

○ **A**　201,000円
これが正解です。

× **B**　150,000円
50%で計算した誤りです。50%になるのは、休業日数が通算180日を超えた後です。

× **C**　200,000円
3分の2（健康保険の傷病手当金・出産手当金の割合）で計算した誤りです。

× **D**　300,000円
休業開始時賃金日額 × 支給日数の全額で計算した誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 休業日数が通算180日を超えた後の支給単位期間は50%になります（例：同じ条件なら 10,000円 × 30日 × 50% ＝ 150,000円）。

根拠と基準日

- 雇用保険法 第61条の7第6項（休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の五十（休業日数が通算して百八十日に達するまでの間は百分の六十七））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第134問 life-034 ライフ・健康保険の保険料の負担

問題 63ページ

正答 C　被保険者と事業主が、それぞれ保険料額の2分の1を負担する。ただし、任意継続被保険者は全額を負担する。

健康保険の保険料は、被保険者と事業主が2分の1ずつ負担します。任意継続被保険者は、全額を自分で負担します（健康保険法 第161条第1項）。

計算・判断の手順

1. 一般の被保険者：被保険者・事業主が各2分の1を負担。事業主が、自己負担分と被保険者負担分をまとめて納付（第161条第2項）
2. 任意継続被保険者：全額を自己負担し、自分で納付（第161条第1項ただし書・第3項）

第134問（life-034）の続き

選択肢ごとの説明

× A　被保険者が保険料の全額を負担する。
一般の被保険者は、事業主と2分の1ずつ負担します。

× B　被保険者を使用する事業主が保険料の全額を負担する。
事業主の負担は2分の1です。

○ C　被保険者と事業主が、それぞれ保険料額の2分の1を負担する。ただし、任意継続被保険者は全額を負担する。
これが正解です。

× D　任意継続被保険者も、退職前の事業主と保険料を2分の1ずつ負担する。
任意継続被保険者は、事業主の負担がなく、全額を自分で負担します。

あわせて覚えたいポイント

- 任意継続被保険者の要件（資格喪失日の前日まで継続して2か月以上の被保険者期間など）は、life-005 を参照してください。

根拠と基準日

- 健康保険法 第161条（被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の二分の一を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第135問　life-035　ライフ・国民年金の学生納付特例

問題 63ページ

正答 D　**学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額には反映されない。**

学生納付特例は、申請により保険料の納付を要しないものとする制度です。その期間は受給資格期間に算入されますが、追納しない限り、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

計算・判断の手順

1. 申請があったとき、所得の要件などを満たせば、保険料の納付を要しないものとされ、その期間は保険料全額免除期間に算入されます（国民年金法 第90条の3第1項）。
2. 老齢基礎年金の年金額の計算では、保険料全額免除期間のうち、第90条の3第1項（学生納付特例）による期間は除かれます（第27条第8号）。

第135問（life-035）の続き

選択肢ごとの説明

× A　学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の年金額に2分の1が反映される。
年金額に2分の1が反映されるのは、全額免除の期間（国庫負担分）です。学生納付特例の期間は反映されません。

× B　学生であれば、申請をしなくても自動的に適用される。
申請が必要です（第90条の3第1項）。

× C　学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の受給資格期間にも算入されない。
受給資格期間には算入されます。

○ D　学生納付特例の期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されるが、年金額には反映されない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 学生納付特例の期間の保険料は、10年以内であれば追納でき、追納すると年金額に反映されます。追納は life-010 を参照してください。

根拠と基準日

- 国民年金法 第90条の3第1項（学生等である被保険者等から申請があったとき、保険料を納付することを要しないものとし、保険料全額免除期間に算入することができる）
- 国民年金法 第27条第8号（年金額の計算で、保険料全額免除期間から第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間を除く）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第136問　life-036　ライフ・労災保険の通勤災害

問題 63ページ

正答 A　**通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復などの移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く。**

通勤とは、労働者が就業に関し、住居と就業の場所との往復などの移動を、合理的な経路及び方法で行うことをいい、業務の性質を有するものは除きます（労働者災害補償保険法 第7条第2項）。

計算・判断の手順

1. 保険給付の種類：業務災害、複数業務要因災害、通勤災害に関する保険給付など（第7条第1項）
2. 通勤の移動：住居と就業の場所との間の往復、就業の場所から他の就業の場所への移動など（第7条第2項）
3. 逸脱・中断の間とその後の移動は通勤としない。ただし、日常生活上必要な行為で厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものは、逸脱・中断の間を除き通勤とする（第7条第3項）

第136問（life-036）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復などの移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く。
これが正解です。

× **B**　通勤途中の災害は、業務災害として扱われる。
通勤災害は、業務災害とは別の区分の保険給付です（第7条第1項第3号）。

× **C**　移動の経路を逸脱した場合でも、その逸脱の間に生じた災害は、常に通勤災害となる。
逸脱・中断の間は通勤とされません（第7条第3項）。

× **D**　通勤による負傷は、労災保険の保険給付の対象とならない。
通勤災害も、労災保険の保険給付の対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 業務災害の休業補償給付は life-027 を参照してください。通勤災害の場合は「休業給付」という名称になります。

根拠と基準日

- 労働者災害補償保険法 第7条（通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間の往復等の移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除く。逸脱・中断の間及びその後の移動は通勤としない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第137問　life-037　ライフ・健康保険の一部負担金（70歳以上）　問題 64ページ

正答 B　2万円

健康保険の一部負担金の割合は、70歳に達する日の属する月以前は3割、その翌月以後は原則2割（現役並み所得者は3割）です（健康保険法 第74条第1項）。

計算・判断の手順

1. Kさんは72歳で、現役並み所得者ではない → 2割
2. 一部負担金：10万円 × 20% ＝ 2万円

選択肢ごとの説明

× **A**　3万円
70歳未満の割合（3割）、または現役並み所得者の割合です。

○ **B**　2万円
これが正解です。

× **C**　1万円
後期高齢者医療制度の一般所得者などの割合（1割）と混同した誤りです。72歳のKさんは健康保険の被保険者です。

× **D**　0円
一部負担金はかかります。

第137問（life-037）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 75歳になると、健康保険ではなく後期高齢者医療制度の被保険者になります（life-017）。

根拠と基準日

- 健康保険法 第74条第1項（七十歳に達する日の属する月以前は百分の三十、その翌月以後は百分の二十（政令で定める報酬の額以上の者は百分の三十））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第138問　life-038　ライフ・確定拠出年金の老齢給付金（受給開始の要件）

問題 64ページ

正答 C　10年以上

確定拠出年金の老齢給付金は、60歳以上61歳未満の者は通算加入者等期間が10年以上ある場合に請求できます（確定拠出年金法 第33条第1項）。

計算・判断の手順

1. 60歳以上61歳未満：10年以上
2. 期間が短い場合は、受給開始の年齢が遅くなります（例：61歳以上62歳未満は8年以上、62歳以上63歳未満は6年以上）。

選択肢ごとの説明

× A　5年以上
5年は、60歳以上75歳未満で企業型年金加入者であった者が、通算加入者等期間を有しない場合に請求できるまでの期間です。

× B　8年以上
8年以上は、61歳以上62歳未満の者の要件です。

○ C　10年以上
これが正解です。

× D　20年以上
20年以上という要件はありません。

あわせて覚えたいポイント

- 通算加入者等期間が短い人ほど、請求できる年齢が遅くなります。掛金の所得控除は life-020 を参照してください。

根拠と基準日

- 確定拠出年金法 第33条第1項（六十歳以上六十一歳未満の者 十年、六十一歳以上六十二歳未満の者 八年、六十二歳以上六十三歳未満の者 六年…）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第139問 life-039 ライフ・可処分所得

問題 64ページ

正答 D　610万円

可処分所得は、年収から所得税・住民税と社会保険料を差し引いた額です。生命保険料などの民間の保険料は差し引きません。

計算・判断の手順

1. 可処分所得：800万円 − 70万円 − 120万円 ＝ 610万円

選択肢ごとの説明

× A　580万円
生命保険料（30万円）まで差し引いた誤りです。生命保険料は、可処分所得から支払う支出です。

× B　730万円
所得税・住民税だけを差し引いた誤りです。社会保険料も差し引きます。

× C　680万円
社会保険料だけを差し引いた誤りです。所得税・住民税も差し引きます。

○ D　610万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- キャッシュフロー表では、収入欄に可処分所得を記入するのが一般的です。キャッシュフロー表の将来の生活費の計算は life-030 を参照してください。

根拠と基準日

- ライフプランニングの手法（可処分所得）（法令ではなく、可処分所得（年収 − 所得税・住民税 − 社会保険料）の一般的な定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第140問 life-040 ライフ・雇用保険の基本手当の所定給付日数

問題 65ページ

正答 A　150日

特定受給資格者などに該当しない受給資格者の所定給付日数は、算定基礎期間が20年以上は150日、10年以上20年未満は120日、10年未満は90日です（雇用保険法 第22条第1項）。

計算・判断の手順

1. 算定基礎期間22年（20年以上） → 150日

第140問（life-040）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　150日
これが正解です。

× **B**　120日
算定基礎期間10年以上20年未満の日数です。

× **C**　90日
算定基礎期間10年未満の日数です。

× **D**　360日
就職が困難な者（基準日に45歳以上65歳未満、算定基礎期間1年以上）の日数です（第22条第2項）。

あわせて覚えたいポイント

- 倒産・解雇などによる離職者（特定受給資格者）は、年齢と算定基礎期間に応じて、より長い所定給付日数になる場合があります。基本手当の受給要件は life-016 を参照してください。

根拠と基準日

- 雇用保険法 第22条第1項・第2項（算定基礎期間が二十年以上 百五十日、十年以上二十年未満 百二十日、十年未満 九十日。就職が困難な者で四十五歳以上六十五歳未満は三百六十日）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第141問　life-041　ライフ・雇用保険の適用除外（所定労働時間）

問題 65ページ

正答 A　**1週間の所定労働時間が20時間未満である者は、原則として、雇用保険が適用されない。**

1週間の所定労働時間が20時間未満である者には、原則として雇用保険法が適用されません（雇用保険法 第6条第1号）。

計算・判断の手順

1. 適用除外の例（第6条）：1週間の所定労働時間が20時間未満の者（第1号）、同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者（第2号）など

選択肢ごとの説明

○ **A**　1週間の所定労働時間が20時間未満である者は、原則として、雇用保険が適用されない。
これが正解です。

× **B**　1週間の所定労働時間が30時間未満である者は、原則として、雇用保険が適用されない。
基準は20時間未満です。

× **C**　パートタイム労働者は、所定労働時間にかかわらず、雇用保険が適用されない。
パートタイム労働者でも、所定労働時間などの要件を満たせば被保険者になります。

× **D**　65歳以上の者は、雇用保険の被保険者になることはない。
65歳以上の被保険者は、高年齢被保険者として扱われます。

あわせて覚えたいポイント

- 基本手当の受給要件は life-016、所定給付日数は life-040 を参照してください。

第141問（life-041）の続き

根拠と基準日

- 雇用保険法 第6条第1号・第2号（一週間の所定労働時間が二十時間未満である者、同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者などには、適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第142問　life-042　ライフ・老齢厚生年金の加給年金額　問題 65ページ

正答 B　**年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上の老齢厚生年金の受給権者に、生計を維持している65歳未満の配偶者などがいる場合に加算される。**

加給年金額は、被保険者期間の月数が240以上の老齢厚生年金の受給権者が、権利を取得した当時に生計を維持していた65歳未満の配偶者や子（18歳到達年度末までの子など）がいる場合に加算されます（厚生年金保険法 第44条第1項）。

計算・判断の手順

1. 要件：被保険者期間の月数が240以上（20年以上）
2. 対象：生計を維持している65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子、20歳未満で障害等級1級・2級の子

選択肢ごとの説明

× A　年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が120以上あれば、加算される。
月数の要件は240以上です。

○ B　年金額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上の老齢厚生年金の受給権者に、生計を維持している65歳未満の配偶者などがいる場合に加算される。
これが正解です。

× C　配偶者の年齢にかかわらず、生計を維持している配偶者がいれば加算される。
配偶者は65歳未満であることが要件です。

× D　子については、年齢にかかわらず、生計を維持していれば加算の対象となる。
子は、18歳到達年度の末日までの子（又は20歳未満で障害等級1級・2級の子）に限られます。

あわせて覚えたいポイント

- 遺族厚生年金の額は life-032 を参照してください。

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第44条第1項（被保険者期間の月数が二百四十以上である老齢厚生年金の額は、生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者又は子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子等）があるときは、加給年金額を加算した額とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第143問 life-043 ライフ・厚生年金保険の標準賞与額

問題 66ページ

正答 D　1,500,000円

標準賞与額は、賞与額の1,000円未満を切り捨てた額です。ただし、厚生年金保険では、1か月あたり150万円が上限です（厚生年金保険法 第24条の4第1項）。

計算・判断の手順

1. 1,000円未満の切捨て：1,803,500円 → 1,803,000円
2. 上限150万円を超えるため、標準賞与額は1,500,000円

選択肢ごとの説明

× A　1,803,500円
1,000円未満を切り捨てておらず、上限も考慮していません。

× B　1,803,000円
1,000円未満を切り捨てた額ですが、上限（150万円）を考慮していません。

× C　1,800,000円
1万円未満を切り捨てた誤りです。また、上限も考慮していません。

○ D　1,500,000円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 健康保険の標準賞与額は、年度（4月1日～翌年3月31日）の累計額573万円が上限です（健康保険法 第45条第1項）。厚生年金保険の保険料率は life-050 を参照してください。

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第24条の4第1項（賞与額に千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて標準賞与額を決定する。百五十万円を超えるときは、百五十万円とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第144問 life-044 ライフ・健康保険の保険者

問題 66ページ

正答 C　全国健康保険協会及び健康保険組合

健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く）の保険者は、全国健康保険協会と健康保険組合です（健康保険法 第4条）。

計算・判断の手順

1. 全国健康保険協会：主に中小企業の従業員などが加入（協会けんぽ）
2. 健康保険組合：主に大企業などが設立し、その従業員などが加入

第144問（life-044）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　国（厚生労働省）だけ
国は保険者ではありません。

✕ B　市町村
市町村（と都道府県）は、国民健康保険の保険者です。

○ C　全国健康保険協会及び健康保険組合
これが正解です。

✕ D　日本年金機構
日本年金機構は、公的年金の事務を行う法人です。健康保険の保険者ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 健康保険の保険料の負担は life-034 を参照してください。

根拠と基準日

- 健康保険法 第4条（健康保険（日雇特例被保険者の保険を除く。）の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第145問　life-045　ライフ・国民年金の任意加入被保険者　問題 66ページ

正答 A　日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。

日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者などは、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の任意加入被保険者になれます（国民年金法 附則第5条第1項）。

計算・判断の手順

1. 任意加入できる者（附則第5条第1項）：①国内に住所がある20歳以上60歳未満で厚生年金保険法の老齢給付等を受けられる者　②国内に住所がある60歳以上65歳未満の者　③日本国籍を有し国内に住所がない20歳以上65歳未満の者 など
2. 申出が必要で、原則として口座振替で保険料を納付します（附則第5条第2項）。

選択肢ごとの説明

○ A　日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、厚生労働大臣に申し出て、国民年金の被保険者となることができる。
これが正解です。

✕ B　60歳以上の者は、国民年金に加入することは一切できない。
60歳以上65歳未満の者は、申出により任意加入できます。

✕ C　日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者は、申出をしなくても当然に国民年金の被保険者となる。
任意加入は、申出によるものです。

✕ D　日本国籍を有していても、日本国内に住所を有しない者は、国民年金に任意加入することはできない。
日本国籍を有し、国内に住所がない20歳以上65歳未満の者も任意加入できます（附則第5条第1項第3号）。

第145問（life-045）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 任意加入により保険料納付済期間を増やすと、老齢基礎年金の年金額を満額に近づけることができます。受給資格期間は life-029 を参照してください。

根拠と基準日

- 国民年金法 附則第5条第1項（日本国内に住所を有する六十歳以上六十五歳未満の者、日本国籍を有する者等で日本国内に住所を有しない二十歳以上六十五歳未満のものなどは、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第146問　life-046　ライフ・国民年金保険料の納付期限

問題 67ページ

正答 D　**翌月末日**

国民年金の毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません（国民年金法 第91条）。

計算・判断の手順

1. 国民年金法 第91条：毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない

選択肢ごとの説明

× A　その月の末日
その月の末日ではなく、翌月末日です。

× B　翌々月の末日
翌々月末日ではなく、翌月末日です。

× C　翌年の3月31日
年単位の期限ではありません。

○ D　翌月末日
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 納付期限を過ぎた保険料も、一定期間内であれば納付できますが、期間を過ぎると時効により納付できなくなります。免除を受けた期間の保険料の追納は life-010 を参照してください。

根拠と基準日

- 国民年金法 第91条（毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第147問 life-047 ライフ・障害基礎年金の保険料納付要件

問題 67ページ

正答 B　初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

障害基礎年金は、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、その期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あることが原則の要件です（国民年金法 第30条第1項ただし書）。

計算・判断の手順

1. 保険料納付要件：前々月までの被保険者期間のうち、納付済期間＋免除期間 ≧ 3分の2（3分の2に満たないときは支給しない）
2. 障害認定日：初診日から起算して1年6月を経過した日（その前に治った場合は治った日）

選択肢ごとの説明

× A　初診日の前日において、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の2分の1以上あること
基準は3分の2以上です。

○ B　初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
これが正解です。

× C　初診日に関係なく、受給資格期間（10年）を満たしていること
老齢基礎年金の受給資格期間（10年）は、障害基礎年金の要件ではありません。

× D　初診日から3年を経過した日において、障害等級に該当すること
障害認定日は、原則として初診日から1年6月を経過した日です。

あわせて覚えたいポイント

- 障害基礎年金の年金額（1級）は life-014 を参照してください。

根拠と基準日

- 国民年金法 第30条第1項（初診日から起算して一年六月を経過した日（障害認定日）に障害等級に該当するとき支給。初診日の前日において、前々月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が三分の二に満たないときは、この限りでない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第148問 life-048 ライフ・遺族の必要保障額

問題 67ページ

正答 C　3,000万円

必要保障額は、遺族の支出見込みの合計から、収入見込み（遺族年金、死亡退職金、預貯金、配偶者の収入など）の合計を差し引いた額です。

計算・判断の手順

1. 収入見込みの合計：4,500万円 ＋ 1,500万円 ＋ 1,000万円 ＋ 2,000万円 ＝ 9,000万円
2. 必要保障額：1億2,000万円 − 9,000万円 ＝ 3,000万円

選択肢ごとの説明

× A　1億2,000万円
支出見込みのまま、収入見込みを差し引いていません。

× B　5,000万円
配偶者の収入（2,000万円）を差し引いていない誤りです。

○ C　3,000万円
これが正解です。

× D　2,000万円
預貯金（1,000万円）を二重に差し引いた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 必要保障額は、子の成長や住宅ローンの返済などで変わるため、定期的に見直すことが大切です。

根拠と基準日

- ライフプランニングの手法（必要保障額）（法令ではなく、必要保障額（遺族の支出見込み − 収入見込み）の一般的な定義に基づく計算です。）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第149問 life-049 ライフ・雇用保険の基本手当の受給期間

問題 68ページ

正答 B　離職の日の翌日から起算して1年

基本手当は、原則として、離職の日の翌日から起算して1年（受給期間）の間の失業している日について、所定給付日数分を限度に支給されます（雇用保険法 第20条第1項第1号）。

計算・判断の手順

1. 受給期間：原則として、離職の日（基準日）の翌日から起算して1年
2. 就職が困難な者（所定給付日数360日）などは、1年に一定の日数を加えた期間（第20条第1項第2号・第3号）

第149問（life-049）の続き

選択肢ごとの説明

× A　離職の日から起算して6か月
6か月ではなく1年です。

○ B　離職の日の翌日から起算して1年
これが正解です。

× C　離職の日の翌日から起算して2年
原則は1年です。

× D　期限はなく、所定給付日数分を受け終わるまで
受給期間を過ぎると、所定給付日数が残っていても支給されません。

あわせて覚えたいポイント

- 病気・出産などで働けない期間がある場合は、申出により受給期間を延長できる制度があります（延長後の期間は最長4年）。所定給付日数は life-040 を参照してください。

根拠と基準日

- 雇用保険法 第20条第1項（当該基本手当の受給資格に係る離職の日（基準日）の翌日から起算して一年の期間内の失業している日について、所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第150問　life-050　ライフ・厚生年金保険の保険料

問題 68ページ

正答 D　27,450円

厚生年金保険料は、標準報酬月額に保険料率（1,000分の183）を掛けた額で、被保険者と事業主が半額ずつ負担します（厚生年金保険法 第81条・第82条第1項）。

計算・判断の手順

1. 保険料：30万円 × 183/1,000 ＝ 54,900円
2. 被保険者の負担：54,900円 × 1/2 ＝ 27,450円

選択肢ごとの説明

× A　54,900円
保険料の全額です。被保険者と事業主が半額ずつ負担します。

× B　27,000円
保険料率を9%として計算した誤りです（被保険者負担の率は 18.3% の半分の9.15%）。

× C　13,725円
保険料の4分の1で計算した誤りです。

○ D　27,450円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月以後、1,000分の183で固定されています（第81条）。健康保険の保険料の負担は life-034 を参照してください。

第150問（life-050）の続き

根拠と基準日

- 厚生年金保険法 第81条（保険料率は、平成二十九年九月以後の月分 千分の百八十三・〇〇）
- 厚生年金保険法 第82条第1項（被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

課目4　リスクと保険　解答・解説（50問）

第151問　risk-001　保険・生命保険料控除

問題 69ページ

正答 B　40,000円

2012年1月1日以後の契約（新契約）では、年間の払込保険料が8万円を超えると、所得税の控除額は一律4万円です。

計算・判断の手順

1. 新契約の一般生命保険料控除（所得税）の計算：
2. 2万円以下 → 全額　／　2万円超4万円以下 → 保険料 × 1/2 ＋ 1万円
3. 4万円超8万円以下 → 保険料 × 1/4 ＋ 2万円　／　8万円超 → 一律4万円
4. 払込保険料は10万円で8万円を超えるので、控除額は40,000円です。

選択肢ごとの説明

× **A**　28,000円
住民税における新契約の控除の上限額（28,000円）です。

○ **B**　40,000円
これが正解です。

× **C**　45,000円
8万円超の区分なのに、「保険料 × 1/4 ＋ 2万円」の式を当てはめています。

× **D**　50,000円
旧契約（2011年12月31日以前の契約）の所得税の上限額です。

あわせて覚えたいポイント

- 一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の3つを合わせた所得税の控除の上限は12万円です。
- 2026年分と2027年分の所得税については、23歳未満の扶養親族がいる場合、新契約の一般生命保険料控除の上限が6万円に引き上げられる特例があります（3つの合計の上限12万円は変わりません）。この問題では、その特例の対象外という前提にしています。
- 保険金受取人が保険料負担者本人か、その配偶者などの親族であることが控除の要件です。

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第1項第1号（新生命保険料の控除額（8万円を超える場合は4万円））
- 所得税法 第76条第5項（新生命保険契約等の要件（保険金等の受取人のすべてが保険料の払込みをする者又はその配偶者その他の親族であること））
- 租税特別措置法 第41条の15の5第1項（23歳未満の扶養親族を有する場合の令和8年分・令和9年分（2026年分・2027年分）の生命保険料控除の特例。本問は前提条件により対象外）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第152問 risk-002 保険・地震保険

問題 69ページ

正答 A **地震保険の保険金額は、主契約である火災保険の保険金額の30%以上50%以下の範囲で設定する。**

地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30〜50%の範囲で決めます。上限は建物5,000万円、家財1,000万円です。

計算・判断の手順

1. 地震保険は、火災保険に付けて契約する保険です（火災保険の契約期間の途中から付けることもできます）。
2. 保険金額：火災保険の保険金額の30〜50%の範囲。ただし建物5,000万円、家財1,000万円が上限です。

選択肢ごとの説明

○ **A** 地震保険の保険金額は、主契約である火災保険の保険金額の30%以上50%以下の範囲で設定する。
これが正解です。

× **B** 地震保険は、火災保険に付けずに単独で契約できる。
地震保険は単独では契約できず、火災保険に付けて契約します。

× **C** 建物を対象とする地震保険の保険金額の上限は、1,000万円である。
建物の上限は5,000万円です。1,000万円は家財の上限です。

× **D** 地震保険の補償内容と保険料は、保険会社によって大きく異なる。
地震保険は法律に基づいて政府と保険会社が共同で運営しています。補償の内容（損害の区分と支払われる保険金）は法律・政令で定められており、保険料率も、現在、すべての会員保険会社が基準料率を使用しているため、同じ条件であれば保険会社による違いはありません（基準料率は損害保険料率算出機構が算出し、その会員保険会社が使用しています）。

あわせて覚えたいポイント

- 損害の程度は「全損・大半損・小半損・一部損」の4区分で、保険金額の100%・60%・30%・5%が支払われます。
- 保険料には、建築年割引・耐震等級割引・免震建築物割引・耐震診断割引があり、重ねて使うことはできません。
- 地震保険料控除（所得税）の上限は5万円です。

根拠と基準日

- 地震保険に関する法律 第2条第2項（地震保険契約の要件（火災保険への付帯、保険金額が主契約の30〜50%など））
- 地震保険に関する法律施行令 第2条（保険金額の限度額（建物5,000万円、家財1,000万円））
- 地震保険に関する法律施行令 第1条（損害の区分（全損・大半損・小半損・一部損）と支払う金額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第153問 risk-003 保険・自賠責保険

問題 70ページ

正答 C　死亡による損害は3,000万円、傷害による損害は120万円が限度である。

自賠責保険の保険金額は、被害者1人あたり、死亡による損害が3,000万円、傷害による損害が120万円です。

計算・判断の手順

1. 死亡による損害：3,000万円（死亡に至るまでの傷害による損害は120万円）
2. 傷害による損害：120万円
3. 介護を要する後遺障害：等級に応じて最高4,000万円

選択肢ごとの説明

× A　死亡による損害の限度額は4,000万円である。
4,000万円は、常時介護を要する後遺障害（第1級）の限度額です。

× B　物の損害（対物）も、1事故あたり3,000万円まで補償される。
自賠責保険が補償するのは、他人の生命または身体を害した場合（対人）の損害だけで、物の損害は対象外です。

○ C　死亡による損害は3,000万円、傷害による損害は120万円が限度である。
これが正解です。

× D　対人賠償・対物賠償とも、保険金額に限度はない。
自賠責保険には、被害者1人あたりの限度額があります。限度額を超える損害や物の損害には、任意保険で備えます。

あわせて覚えたいポイント

- 自賠責保険は、自動車損害賠償保障法により、原則としてすべての自動車に加入が義務付けられています。
- 限度額は1事故あたりではなく、被害者1人あたりで決まっています。

根拠と基準日

- 自動車損害賠償保障法 第3条（他人の生命又は身体を害したときの損害賠償責任（対人））
- 自動車損害賠償保障法施行令 第2条第1項・別表第一（保険金額（死亡3,000万円、傷害120万円、介護を要する後遺障害第1級4,000万円など））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第154問 risk-004 保険・死亡保険金と税金

問題 70ページ

正答 B　所得税（一時所得）

保険料の負担者と保険金受取人が同じ人なので、所得税の対象になります。一時金で受け取った場合は一時所得です。

計算・判断の手順

1. 保険料負担者：妻　被保険者：夫　受取人：妻
2. 保険料負担者 ＝ 受取人 なので所得税（一時金なら一時所得）

第154問（risk-004）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　相続税
相続税の対象になるのは、被保険者と保険料負担者が同じ人の場合です（例：夫が保険料を負担し、夫が死亡）。

○ B　所得税（一時所得）
これが正解です。

✕ C　贈与税
贈与税の対象になるのは、被保険者・保険料負担者・受取人がすべて異なる場合です。

✕ D　課税されない
死亡保険金は、いずれかの税金の対象になります。

あわせて覚えたいポイント

- 一時所得の金額は、受け取った保険金 − 払い込んだ保険料 − 特別控除額（最高50万円）です。総所得金額に含めるのは、その1/2です。
- 年金形式で受け取った場合は、一時所得ではなく雑所得になります。

根拠と基準日

- 相続税法 第3条第1項第1号（被相続人が保険料を負担した生命保険金は、相続又は遺贈により取得したものとみなす（本問とは異なるケースの判定））
- 所得税法 第34条（一時所得）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第155問　risk-005　保険・失火責任法

問題 70ページ

正答 A　失火者に重大な過失がなければ、民法第709条（不法行為）に基づく損害賠償責任を負わない。

失火責任法により、失火の場合は民法第709条が適用されません。ただし、失火者に重大な過失があるときは、損害賠償責任を負います。

計算・判断の手順

1. 失火責任法：「民法第七百九条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス」
2. ただし書：「失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス」
3. 本問は軽過失なので、隣家に対する不法行為責任を負いません。

第155問（risk-005）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　失火者に重大な過失がなければ、民法第709条（不法行為）に基づく損害賠償責任を負わない。
これが正解です。

× **B**　過失の程度にかかわらず、民法第709条に基づく損害賠償責任を負う。
失火責任法により、重大な過失がない失火には民法第709条が適用されません。

× **C**　重大な過失があっても、失火の場合は損害賠償責任を負わない。
失火責任法のただし書により、重大な過失があるときは責任を負います。

× **D**　損害賠償責任を負うかどうかは、隣家が火災保険に加入しているかどうかで決まる。
責任の有無は、失火者の過失の程度によって決まります。隣家の保険加入の有無とは関係ありません。

あわせて覚えたいポイント

- 延焼による損害は自分で備える必要があるため、自宅の火災保険への加入が大切です。

根拠と基準日

- 失火ノ責任ニ関スル法律（明治32年法律第40号）（民法第709条の規定は失火の場合には適用しない。ただし失火者に重大な過失があるときはこの限りでない）
- 民法 第709条（不法行為による損害賠償）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第156問　risk-006　保険・死亡保険金の非課税金額

問題 71ページ

正答 A　**500万円**

相続人が受け取った死亡保険金は、「500万円 × 法定相続人の数」までが非課税です。非課税限度額は1,500万円なので、課税価格に算入されるのは500万円です。

計算・判断の手順

1. 非課税限度額：500万円 × 3人（妻・子2人）＝ 1,500万円（相続税法 第12条第1項第6号）
2. 課税価格に算入される額：2,000万円 − 1,500万円 ＝ 500万円

選択肢ごとの説明

○ **A**　500万円
これが正解です。

× **B**　1,000万円
法定相続人の数から配偶者（妻）を除き、子2人分（500万円 × 2人 ＝ 1,000万円）を非課税限度額とした誤りです（2,000万円 − 1,000万円 ＝ 1,000万円）。配偶者も法定相続人の数に含めます。

× **C**　1,500万円
非課税限度額（1,500万円）と、課税価格に算入される額を取り違えた誤りです。

× **D**　2,000万円
非課税の規定を適用していない誤りです。相続人が受け取った死亡保険金には、非課税の規定があります。

第156問（risk-006）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 相続人が複数人で死亡保険金を受け取った場合は、非課税限度額を、各相続人が受け取った保険金の額の割合であん分します（相続税法 第12条第1項第6号ロ）。
- 契約者（保険料負担者）が被保険者と同じで、受取人が相続人である死亡保険金は、相続税の対象（みなし相続財産）です。

根拠と基準日

- 相続税法 第12条第1項第6号（相続人が取得した保険金のうち、500万円に法定相続人の数を乗じた金額（保険金の非課税限度額）までは課税価格に算入しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.4114（相続税の課税対象になる死亡保険金（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第157問　risk-007　保険・保険契約のクーリング・オフ

問題 71ページ

正答 C　**クーリング・オフの事項を記載した書面を交付された日と、申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフをすることができる。**

クーリング・オフは、書面の交付日と申込日のいずれか遅い日から起算して8日を経過するまで、書面または電磁的記録で行うことができます。

計算・判断の手順

1. 期間：申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して8日（保険業法 第309条第1項第1号）
2. 方法：書面または電磁的記録（同項本文）
3. 対象外：保険期間が1年以下の契約（同項第4号）、法令により加入が義務付けられている契約（同項第5号）など

選択肢ごとの説明

× A　保険期間が1年以下の保険契約でも、クーリング・オフをすることができる。
保険期間が1年以下の保険契約は、クーリング・オフの対象外です。

× B　クーリング・オフは、保険会社に電話で申し出れば足りる。
クーリング・オフは、書面または電磁的記録で行います。

○ C　クーリング・オフの事項を記載した書面を交付された日と、申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して8日を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフをすることができる。
これが正解です。

× D　法令により加入が義務付けられている自動車損害賠償責任保険も、クーリング・オフの対象である。
法令により申込者が加入を義務付けられている保険契約（自賠責保険など）は、クーリング・オフの対象外です。

あわせて覚えたいポイント

- 営業・事業のために締結する保険契約や、法人などが申込みをした保険契約も、対象外です（保険業法 第309条第1項第2号・第3号）。

第157問（risk-007）の続き

根拠と基準日

- 保険業法 第309条第1項（保険契約の申込みの撤回等。書面交付日と申込日のいずれか遅い日から起算して8日を経過したときなどは除く。保険期間1年以下、法令で加入が義務付けられているものなども除く）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第158問　risk-008　保険・地震保険料控除

問題 72ページ

正答 C　50,000円

所得税の地震保険料控除は、支払った地震保険料の全額で、5万円が上限です。7万円を支払ったので、控除額は5万円です。

計算・判断の手順

1. 所得税：その年中に支払った地震保険料の合計額（5万円を超える場合は5万円）（所得税法 第77条第1項）
2. 7万円 ＞ 5万円 なので、控除額は5万円

選択肢ごとの説明

× A　25,000円
個人住民税の控除の上限額（2万5,000円）です。設問は所得税です。

× B　35,000円
支払った保険料の2分の1（3万5,000円）とした誤りです。2分の1で計算するのは個人住民税の控除です（上限2万5,000円）。

○ C　50,000円
これが正解です。

× D　70,000円
上限を考えていない誤りです。所得税の控除額は5万円が上限です。

あわせて覚えたいポイント

- 個人住民税の地震保険料控除は、支払った地震保険料の2分の1で、2万5,000円が上限です（地方税法 第314条の2第1項第5号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第77条第1項（地震保険料控除。その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（5万円を超える場合は5万円））
- 地方税法 第314条の2第1項第5号（個人住民税（市町村民税）の地震保険料控除。地震保険料の2分の1（2万5,000円を超える場合は2万5,000円））
- 国税庁 タックスアンサー No.1145（地震保険料控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第159問 risk-009 保険・個人年金保険料控除の対象となる契約

問題 72ページ

正答 D　年金の受取人が保険料を払い込む者またはその配偶者であり、保険料の払込みが年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行われるものであることが、要件に含まれる。

個人年金保険料控除の対象となる契約は、年金の受取人が保険料の払込みをする者またはその配偶者であること、保険料の払込みが年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行われることなどの要件を満たすものです。

計算・判断の手順

1. 年金の受取人：保険料の払込みをする者またはその配偶者（所得税法 第76条第8項第1号）
2. 保険料の払込み：年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行うもの（同項第2号）
3. 年金の支払：受取人の年齢が60歳に達した日以後の日で契約で定める日以後10年以上の期間（または受取人が生存している期間）にわたって定期に行うものその他政令で定める要件（同項第3号）

選択肢ごとの説明

× A　年金の受取人は、保険料を払い込む者の子であってもよい。
年金の受取人は、保険料の払込みをする者またはその配偶者に限られます。

× B　保険料の払込みは、年金支払開始日前5年以上の期間にわたって定期に行うものであればよい。
払込期間は、年金支払開始日前10年以上が必要です。

× C　確定年金の場合、年金の支払は、受取人が55歳に達した日以後に始まり、5年以上の期間にわたって定期に行うものであればよい。
確定年金は、受取人が60歳に達した日以後の日に支払が始まり、10年以上の期間にわたるものであることが必要です。

○ D　年金の受取人が保険料を払い込む者またはその配偶者であり、保険料の払込みが年金支払開始日前10年以上の期間にわたって定期に行われるものであることが、要件に含まれる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 2011年12月31日以前に締結した契約（旧個人年金保険契約等）も、同じ要件（第76条第8項各号）を満たすものが対象です（所得税法 第76条第9項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第8項（新個人年金保険契約等の要件（年金の受取人、10年以上の定期の払込み、60歳以後の10年以上の支払など））
- 所得税法 第76条第9項（旧個人年金保険契約等（平成23年12月31日以前に締結した契約で、第8項各号の要件の定めのあるもの））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第160問 risk-010 保険・入院給付金と税金

問題 72ページ

正答 A　非課税である。

被保険者本人が受け取る、身体の傷害に基因して支払われる入院給付金は、非課税です。

計算・判断の手順

1. 所得税法 第9条第1項第18号と所得税法施行令 第30条第1号により、生命保険契約などに基づく給付金で身体の傷害に基因して支払を受けるものは、所得税を課さない。
2. Nさんがケガで入院して受け取った入院給付金は、これに当たる。

選択肢ごとの説明

○ **A**　非課税である。
これが正解です。

× **B**　一時所得として課税される。
満期保険金や解約返戻金などとは異なり、身体の傷害に基因して受け取る入院給付金は非課税です。

× **C**　雑所得として課税される。
入院給付金は非課税です。個人年金保険の年金などとは扱いが異なります。

× **D**　給与所得として課税される。
入院給付金は勤務先から受け取るものではなく、給与所得にはなりません。また、非課税です。

あわせて覚えたいポイント

- 医療費控除を受けるときは、入院給付金など保険金で補てんされる部分の金額は、医療費から差し引きます（所得税法 第73条第1項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第18号（保険金・損害賠償金などで政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第30条第1号（生命保険契約等に基づく給付金で、身体の傷害に基因して支払を受けるものなど）
- 所得税法 第73条第1項（医療費控除の対象となる医療費は、保険金・損害賠償金などで補てんされる部分の金額を除く）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第161問 risk-011 保険・満期保険金と贈与税

問題 73ページ

正答 C　680,000円

保険料の負担者（父）と満期保険金の受取人（子）が異なるため、満期保険金は父から子への贈与とみなされ、贈与税の対象になります。18歳以上の子が直系尊属（父）から受けた贈与なので、特例税率を適用します。

計算・判断の手順

1. 課税関係：保険料を負担した父から、受取人の子が贈与により取得したものとみなす（相続税法 第5条第1項、国税庁 No.1755）
2. 基礎控除後の課税価格：600万円 − 110万円 ＝ 490万円（租税特別措置法 第70条の2の4）
3. 特例税率：200万円 × 10% ＋ 200万円 × 15% ＋ 90万円 × 20% ＝ 68万円（第70条の2の5第1項）

第161問（risk-011）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　490,000円
課税価格490万円に10%を掛けた誤りです。超過累進税率なので、区分ごとに税率を掛けます。

✕ B　820,000円
一般税率で計算した誤りです（200万円 × 10% ＋ 100万円 × 15% ＋ 100万円 × 20% ＋ 90万円 × 30% ＝ 82万円）。贈与の年の1月1日に18歳以上の子が父から受けた贈与には、特例税率を適用します。

○ C　680,000円
これが正解です。

✕ D　贈与税はかからない（一時所得として所得税の対象）
所得税（一時所得）の対象になるのは、保険料の負担者と受取人が同じ人の場合です。本問は父が保険料を負担しているため、贈与税の対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 死亡保険金では、被保険者・保険料の負担者・受取人の関係で相続税・所得税・贈与税のいずれかになります（risk-004 参照）。満期保険金では、保険料の負担者と受取人の関係で所得税か贈与税になります（国税庁 No.1755）。

根拠と基準日

- 相続税法 第5条第1項（生命保険契約の保険事故が発生した場合に、保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたときは、受取人が保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす）
- 租税特別措置法 第70条の2の4第1項・第70条の2の5第1項（贈与税の基礎控除110万円、直系尊属から贈与を受けた場合の税率の特例（その年1月1日において18歳以上））
- 国税庁 タックスアンサー No.1755（生命保険契約に係る満期保険金等を受け取ったとき（保険料の負担者と受取人が異なる場合は贈与税）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第162問　risk-012　保険・保険法（告知義務違反による解除）　問題 73ページ

正答 B　**保険者の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、または生命保険契約の締結の時から5年を経過したときに消滅する。**

告知義務違反による解除権は、保険者が解除の原因を知った時から1か月間行使しないとき、または契約締結の時から5年を経過したときに消滅します。

計算・判断の手順

1. 解除権の消滅：解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、生命保険契約の締結の時から5年を経過したとき（保険法 第55条第4項）
2. 解除できない場合：保険者が告知されなかった事実を知っていたとき、保険媒介者が告知を妨げたときなど（同条第2項。ただし第3項の例外あり）

第162問（risk-012）の続き

選択肢ごとの説明

× A　保険者は、告知義務違反があれば、契約の締結からの期間にかかわらず、いつでも契約を解除できる。
保険法には、解除権が消滅する期間の定めがあります（知った時から1か月、契約締結から5年）。

○ B　保険者の解除権は、保険者が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないとき、または生命保険契約の締結の時から5年を経過したときに消滅する。
これが正解です。

× C　保険媒介者が保険契約者の告知を妨げた場合でも、保険者は常に告知義務違反を理由に契約を解除できる。
保険媒介者が告知を妨げたときは、原則として解除できません（同条第2項第2号）。ただし、その行為がなくても告知義務違反があったと認められる場合は除きます（同条第3項）。

× D　保険者の解除権は、生命保険契約の締結の時から2年を経過したときに消滅すると、保険法で定められている。
保険法の規定は、契約締結の時から5年です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険法の告知義務の規定は、保険者になる者が告知を求めた事項について、保険契約者・被保険者が事実の告知をしなければならないというものです（第37条）。

根拠と基準日

- 保険法 第55条（告知義務違反による解除。保険媒介者の告知妨害等の場合は解除できない。解除権は知った時から1箇月、契約締結時から5年で消滅）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第163問　risk-013　保険・保険法（他人を被保険者とする死亡保険契約）　問題 74ページ

正答 A　被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。

生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

計算・判断の手順

1. 他人を被保険者とする死亡保険契約：被保険者の同意がなければ、その効力を生じない（保険法 第38条）

選択肢ごとの説明

○ A　被保険者の同意がなければ、その効力を生じない。
これが正解です。

× B　保険金受取人の同意があれば、被保険者の同意は不要である。
必要なのは被保険者の同意です。保険金受取人の同意で代えることはできません。

× C　被保険者の同意が必要なのは、被保険者が未成年者である場合に限られる。
被保険者の年齢にかかわらず、被保険者の同意が必要です。

× D　保険契約者と被保険者が親族であれば、被保険者の同意は不要である。
親族関係があっても、被保険者の同意が必要です。

第163問（risk-013）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 保険金受取人の変更をする場合も、死亡保険契約では被保険者の同意が必要です（保険法 第45条）。

根拠と基準日

- 保険法 第38条（生命保険契約の当事者以外の者を被保険者とする死亡保険契約は、当該被保険者の同意がなければ、その効力を生じない）
- 保険法 第45条（死亡保険契約の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第164問　risk-014　保険・保険法（保険金受取人の変更）

問題 74ページ

正答 D　**保険金受取人の変更は遺言によってもすることができ、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人が保険者に通知しなければ、保険者に対抗することができない。**

保険金受取人の変更は、遺言によってもできます。ただし、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、保険者に対抗できません。

計算・判断の手順

1. 変更できる時期：保険事故が発生するまで（保険法 第43条第1項）
2. 方法：保険者に対する意思表示（同条第2項）
3. 遺言による変更：できる。相続人が保険者に通知しなければ対抗できない（第44条）

選択肢ごとの説明

× A　保険契約者は、保険事故が発生した後でも、保険金受取人を変更することができる。
保険金受取人を変更できるのは、保険事故が発生するまでです。

× B　保険金受取人の変更には、保険者の承諾が必要である。
受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってします。保険者の承諾は要件とされていません。

× C　保険金受取人の変更は、遺言によってすることはできない。
遺言によっても受取人を変更できます。

○ D　保険金受取人の変更は遺言によってもすることができ、遺言の効力が生じた後、保険契約者の相続人が保険者に通知しなければ、保険者に対抗することができない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 死亡保険契約の受取人変更（遺言による変更を含む）は、被保険者の同意がなければ効力を生じません（第45条）。

第164問（risk-014）の続き

根拠と基準日

- 保険法 第43条（保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。変更は保険者に対する意思表示による）
- 保険法 第44条（保険金受取人の変更は、遺言によってもできる。遺言の効力発生後、相続人が保険者に通知しなければ対抗できない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第165問　risk-015　保険・損害保険金と所得税

問題 74ページ

正答 A　**自宅の建物が火災で焼失し、火災保険の保険金を受け取った場合、その保険金は非課税である。**

資産の損害に基因して支払を受ける損害保険の保険金は、非課税です。自宅の建物の火災で受け取った火災保険金はこれに当たります。

計算・判断の手順

1. 非課税：損害保険契約に基づく保険金で、資産の損害に基因して支払を受けるもの（所得税法 第9条第1項第18号、同法施行令 第30条第2号）
2. 非課税から除くもの：満期返戻金等（同号かっこ書き）、事業の収入金額に代わる性質を有するもの（施行令第94条に該当するもの）

選択肢ごとの説明

○ A　自宅の建物が火災で焼失し、火災保険の保険金を受け取った場合、その保険金は非課税である。
これが正解です。

× B　積立型の損害保険の満期返戻金は、資産の損害に基因するものではないが、非課税である。
満期返戻金等は、施行令第30条第2号で非課税の対象から除かれています。

× C　自宅の建物の火災で受け取った火災保険の保険金は、一時所得として課税される。
資産の損害に基因する損害保険金は非課税です。一時所得ではありません。

× D　個人事業者が、店舗の商品（棚卸資産）の損害について受け取った保険金は、非課税である。
事業の棚卸資産の損害について受ける保険金は、収入金額に代わる性質を有するもので、事業所得の収入金額になります（施行令第94条第1項第1号）。

あわせて覚えたいポイント

- 火災で家財などの損害を受けた場合、保険金で補てんされない損失は、雑損控除の対象になることがあります（所得税法 第72条）。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第18号（保険金・損害賠償金などで政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第30条第2号（損害保険契約に基づく保険金（満期返戻金等を除く）で資産の損害に基因して支払を受けるもの（第94条に該当するものを除く））
- 所得税法施行令 第94条第1項第1号（業務に係るたな卸資産等について損失を受けたことにより取得する保険金などは、事業所得等の収入金額とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第166問 risk-016 保険・少額短期保険

問題 75ページ

正答 C **少額短期保険業は、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業である。**

少額短期保険業は、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみを引き受ける事業です。

計算・判断の手順

1. 少額短期保険業の定義（保険業法 第2条第17項）
2. 少額短期保険業者：第272条第1項の登録を受けて少額短期保険業を行う者（同条第18項）

選択肢ごとの説明

× A　少額短期保険業者は、保険期間が10年以内の保険を引き受けることができる。
保険期間は、2年以内の政令で定める期間以内です。

× B　少額短期保険業者が引き受ける保険の保険金額には、法令上の上限はない。
保険金額は、1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下です。

○ C　少額短期保険業は、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業である。
これが正解です。

× D　少額短期保険業は、登録などの手続をしなくても、誰でも行うことができる。
少額短期保険業者は、登録を受けて少額短期保険業を行う者です（第2条第18項、第272条第1項）。

あわせて覚えたいポイント

- 具体的な保険期間・保険金額の上限は、保険の種類ごとに政令で定められています。

根拠と基準日

- 保険業法 第2条第17項・第18項（少額短期保険業（保険期間2年以内の政令で定める期間以内、保険金額1,000万円を超えない範囲内で政令で定める金額以下の保険のみの引受け）、少額短期保険業者（第272条第1項の登録））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第167問 risk-017 保険・保険法（保険給付請求権の時効）

問題 75ページ

正答 B **行使することができる時から3年間**

保険給付を請求する権利は、行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。

計算・判断の手順

1. 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利など：行使することができる時から3年間（保険法 第95条第1項）
2. 保険者が保険料を請求する権利：行使することができる時から1年間（同条第2項）

第167問（risk-017）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　行使することができる時から1年間
1年間は、保険者が保険料を請求する権利の時効期間です。

○ B　行使することができる時から3年間
これが正解です。

✕ C　行使することができる時から5年間
保険法の保険給付請求権の時効期間は3年間です。

✕ D　行使することができる時から10年間
保険法の保険給付請求権の時効期間は3年間です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険金の請求を忘れていないか、契約内容を定期的に確認することが大切です。

根拠と基準日

- 保険法 第95条（保険給付を請求する権利等は、行使することができる時から3年間、保険料を請求する権利は1年間行使しないときは、時効によって消滅する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第168問　risk-018　保険・生命保険料控除（合計の上限）　問題 76ページ

正答 C　120,000円

新契約の一般・介護医療・個人年金の各控除は、それぞれ支払保険料が8万円を超えると4万円です。3つの合計は12万円で、合計の上限（12万円）の範囲内です。

計算・判断の手順

1. 一般の生命保険料：15万円（8万円超）→ 4万円
2. 介護医療保険料：10万円（8万円超）→ 4万円
3. 個人年金保険料：9万円（8万円超）→ 4万円
4. 合計：12万円（合計額が12万円を超える場合は12万円）（所得税法 第76条第4項）

選択肢ごとの説明

✕ A　40,000円
1つの区分の控除額だけです。3つの区分の控除額を合計します。

✕ B　80,000円
2つの区分の控除額だけを合計した誤りです。介護医療保険料控除も加えます。

○ C　120,000円
これが正解です。

✕ D　340,000円
支払った保険料の合計額（34万円）です。控除額には区分ごと・合計の上限があります。

第168問（risk-018）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 一般の生命保険料について、2026年分・2027年分は、23歳未満の扶養親族がいる場合の特例があります（risk-001 参照）。本問は特例の対象外の前提です。

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第1項〜第4項（新契約の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の控除（各8万円超は4万円）、合計額が12万円を超える場合は12万円）
- 国税庁 タックスアンサー No.1140（生命保険料控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第169問　risk-019　保険・保険法（損害保険の免責）　問題 76ページ

正答 D　**責任保険契約では、保険者が責任を負わないのは被保険者の故意によって生じた損害であり、重大な過失によって生じた損害は免責とならない。**

損害保険契約の保険者は、原則として故意・重大な過失による損害をてん補しませんが、責任保険契約では、免責となるのは故意による損害に限られます。

計算・判断の手順

1. 原則：保険契約者・被保険者の故意または重大な過失によって生じた損害、戦争その他の変乱によって生じた損害はてん補しない（保険法 第17条第1項）
2. 責任保険契約：「故意又は重大な過失」を「故意」と読み替える（同条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　保険者は、保険契約者または被保険者の軽過失によって生じた損害も、てん補する責任を負わない。
保険法で免責とされるのは、故意または重大な過失による損害です。軽過失による損害は免責の対象ではありません。

× B　保険者は、戦争その他の変乱によって生じた損害についても、てん補する責任を負う。
戦争その他の変乱によって生じた損害は、てん補する責任を負いません。

× C　火災保険の保険者は、被保険者の重大な過失によって生じた損害であっても、てん補する責任を負う。
保険法の規定では、重大な過失によって生じた損害は免責です（責任保険契約を除く）。

○ D　責任保険契約では、保険者が責任を負わないのは被保険者の故意によって生じた損害であり、重大な過失によって生じた損害は免責とならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 責任保険契約で読み替えられるのは「故意又は重大な過失」の部分だけです。戦争その他の変乱によって生じた損害は、責任保険契約でもてん補する責任を負いません（第17条第1項後段・第2項）。

第169問（risk-019）の続き

根拠と基準日

- 保険法 第17条（保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害、戦争その他の変乱によって生じた損害をてん補する責任を負わない。責任保険契約では「故意」のみ）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第170問　risk-020　保険・保険法（死亡保険の免責）

問題 77ページ

正答 B　**保険契約者が被保険者を故意に死亡させた場合、保険者は保険給付を行う責任を負わない。**

保険契約者が被保険者を故意に死亡させたときは、保険者は保険給付を行う責任を負いません。

計算・判断の手順

1. 免責事由：被保険者の自殺、保険契約者による故意の死亡、保険金受取人による故意の死亡、戦争その他の変乱による死亡（保険法 第51条各号）
2. 保険金受取人が故意に死亡させた場合は、その受取人以外の保険金受取人に対する責任は免れない（同条ただし書）

選択肢ごとの説明

× A　被保険者が自殺をした場合でも、保険法上、保険者は必ず保険給付を行う。
保険法の規定では、被保険者の自殺は免責事由です（第51条第1号）。

○ B　保険契約者が被保険者を故意に死亡させた場合、保険者は保険給付を行う責任を負わない。
これが正解です。

× C　保険金受取人の1人が被保険者を故意に死亡させた場合、保険者は、他の保険金受取人に対しても保険給付を行う責任を負わない。
故意に死亡させた受取人以外の受取人に対しては、保険者は責任を負います（第51条ただし書）。

× D　戦争その他の変乱によって被保険者が死亡した場合も、保険者は保険給付を行う責任を負う。
戦争その他の変乱による死亡は免責事由です（第51条第4号）。

あわせて覚えたいポイント

- 保険法の免責の規定は、約款で異なる定めをすることがあります。実際の契約では、約款の内容を確認する必要があります。

根拠と基準日

- 保険法 第51条（死亡保険契約の保険者の免責（被保険者の自殺、保険契約者・保険金受取人による故意の死亡、戦争その他の変乱））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第171問 risk-021 保険・自賠責保険（被害者請求）　問題 77ページ

正答 A　自賠法第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払を直接請求することができる。

自賠法第3条による保有者の損害賠償責任が発生したときは、被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度で損害賠償額の支払を直接請求できます。

計算・判断の手順

1. 被害者請求：自賠法第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求できる（自賠法 第16条第1項）

選択肢ごとの説明

○ **A**　自賠法第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払を直接請求することができる。
これが正解です。

× **B**　被害者は、加害者（保有者）が損害を賠償した後でなければ、保険会社に請求することができない。
被害者は、加害者の賠償を待たずに、保険会社に直接請求できます。

× **C**　被害者が保険会社に直接請求できるのは、保険金額を超える損害の部分に限られる。
直接請求できるのは、保険金額の限度においてです。

× **D**　被害者請求は、自賠責保険ではなく任意の自動車保険にのみ認められる制度である。
被害者請求は、自賠法に基づく自賠責保険の制度です。

あわせて覚えたいポイント

- 自賠責保険が補償するのは、自動車の運行によって他人の生命または身体を害した場合の損害賠償です（自賠法第3条、risk-003 参照）。

根拠と基準日

- 自動車損害賠償保障法 第16条第1項（被害者は、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払を請求できる）
- 自動車損害賠償保障法 第3条（自己のために自動車を運行の用に供する者は、他人の生命又は身体を害したときの損害を賠償する責任を負う）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第172問 risk-022 保険・損害保険の一部保険（比例てん補）

問題 78ページ

正答 C　500万円

保険金額が保険価額に満たない一部保険では、損害額に「保険金額 ÷ 保険価額」の割合を掛けた額が保険給付の額になります（比例てん補）。

計算・判断の手順

1. 保険金額 ÷ 保険価額：2,000万円 ÷ 4,000万円 ＝ 1/2（保険法 第19条）
2. 保険給付の額：1,000万円 × 1/2 ＝ 500万円

選択肢ごとの説明

× **A**　1,000万円
損害額の全額が支払われるとした誤りです。一部保険では比例てん補になります。

× **B**　2,000万円
保険金額の全額が支払われるとした誤りです。保険給付の額は損害額を基に計算します。

○ **C**　500万円
これが正解です。

× **D**　250万円
割合（1/2）を2回掛けた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 約款で、保険法の比例てん補とは異なる支払方法を定めている商品もあります。実際の支払額は約款によります。

根拠と基準日

- 保険法 第19条（保険金額が保険価額に満たないときは、保険給付の額は、保険金額の保険価額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第173問 risk-023 保険・保険法（超過保険）

問題 78ページ

正答 B　契約締結時に保険金額が保険価額を超えていたことについて、保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、超過部分について契約を取り消すことができる。

契約締結時に保険金額が保険価額を超えていたことについて、保険契約者・被保険者が善意かつ重大な過失がなかったときは、保険契約者はその超過部分について契約を取り消せます。

計算・判断の手順

1. 超過保険：保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、その超過部分について、損害保険契約を取り消すことができる（保険法 第9条本文）
2. 約定保険価額があるときは、この限りでない（同条ただし書）

第173問（risk-023）の続き

選択肢ごとの説明

× A　超過保険の契約は、超過しているかどうかにかかわらず、契約全体が無効となる。
保険法は、超過部分について取り消すことができるとしています。契約全体が無効になるわけではありません。

○ B　契約締結時に保険金額が保険価額を超えていたことについて、保険契約者及び被保険者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、保険契約者は、超過部分について契約を取り消すことができる。
これが正解です。

× C　超過保険の場合、保険者は保険価額を超える保険金額の全額を支払わなければならない。
損害保険は、実際の損害をてん補するものです。保険価額を超える部分まで支払われるわけではありません。

× D　約定保険価額があるときでも、保険契約者は常に超過部分を取り消すことができる。
約定保険価額があるときは、取り消すことはできません（第9条ただし書）。

あわせて覚えたいポイント

- 保険金額が保険価額に満たない場合（一部保険）は、比例てん補になります（第19条、risk-022 参照）。

根拠と基準日

- 保険法 第9条（超過保険（善意でかつ重大な過失がなかったときは、超過部分について取り消すことができる。約定保険価額があるときを除く））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第174問　risk-024　保険・保険法（重複保険）　問題 78ページ

正答 D　**他の損害保険契約が同じ損害をてん補することとなっている場合でも、保険者は、てん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負う。**

保険法では、同じ損害を他の損害保険契約がてん補する場合でも、各保険者はてん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負います（保険者間で負担を調整）。

計算・判断の手順

1. 各保険者の義務：他の損害保険契約がてん補することとなっている場合でも、てん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負う（保険法 第20条第1項）
2. 保険者間の調整：各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額を超える場合の求償の規定（同条第2項）

第174問（risk-024）の続き

選択肢ごとの説明

× A　重複保険の場合、各保険者は、保険金額の割合に応じた額しか保険給付を行う義務を負わない。
保険法第20条第1項では、各保険者は、てん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負います。

× B　重複保険の場合、被保険者は、すべての保険者から損害額の全額をそれぞれ受け取ることができる。
損害保険は損害をてん補するものです。保険者間で調整され、損害額を超えて受け取ることはできません（第20条第2項）。

× C　重複保険の場合、後に締結された損害保険契約は無効となる。
保険法に、後に締結した契約を無効とする規定はありません。

○ D　他の損害保険契約が同じ損害をてん補することとなっている場合でも、保険者は、てん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負う。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険法の規定は、損害額を超える利得が生じないよう、保険者間の負担を調整する仕組みになっています。

根拠と基準日

- 保険法 第20条（他の損害保険契約がてん補することとなっている場合においても、保険者はてん補損害額の全額について保険給付を行う義務を負う。保険者間の求償）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第175問　risk-025　保険・保険法（重大事由による解除）　問題 79ページ

正答 C　保険金受取人が、生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとしたときは、保険者は生命保険契約を解除することができる。

保険金受取人が保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとしたことは、保険者が生命保険契約を解除できる重大事由の1つです。

計算・判断の手順

1. 重大事由：①保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、または死亡させようとしたこと（死亡保険契約）、②保険金受取人が保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと、③その他保険者の信頼を損ない契約の存続を困難とする重大な事由（保険法 第57条）

第175問（risk-025）の続き

選択肢ごとの説明

× A　保険者は、保険契約者の保険料の支払が1日でも遅れれば、重大事由による解除をすることができる。
保険料の支払の遅れは、保険法第57条の重大事由には挙げられていません。

× B　重大事由による解除は、保険契約者からしかすることができない。
第57条は、保険者が解除できる場合を定めた規定です。

○ C　保険金受取人が、生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとしたときは、保険者は生命保険契約を解除することができる。
これが正解です。

× D　保険法には、重大事由による解除の規定はない。
保険法第57条に、重大事由による解除の規定があります。

あわせて覚えたいポイント

- 保険者が告知義務違反を理由に解除できる場合の規定は、別にあります（第55条、risk-012 参照）。

根拠と基準日

- 保険法 第57条（重大事由による解除（故意に被保険者を死亡させ又は死亡させようとしたこと、保険給付の請求についての詐欺など））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第176問　risk-026　保険・個人年金保険の年金と雑所得

問題 79ページ

正答 A　30万円

生命保険契約等に基づく年金の雑所得は、その年の年金額から、年金額に「払込保険料の総額 ÷ 年金支払総額」の割合を掛けた必要経費を差し引いて求めます。

計算・判断の手順

1. 必要経費：120万円 × (900万円 ÷ 1,200万円) ＝ 90万円（所得税法施行令 第183条第1項第2号）
2. 雑所得の金額：120万円 − 90万円 ＝ 30万円

選択肢ごとの説明

○ A　30万円
これが正解です。

× B　35万円
一時所得の計算（(収入 − 50万円) ÷ 2）と混同した誤りです（(120万円 − 50万円) ÷ 2）。年金で受け取る場合は雑所得です。

× C　120万円
必要経費を差し引いていない誤りです。

× D　0円
年金は課税されないとした誤りです。保険料負担者と受取人が同じ人の年金は、雑所得として所得税の対象です。

第176問（risk-026）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 満期保険金などを一時金で受け取る場合は一時所得になります（tax-003 参照）。

根拠と基準日

- 所得税法施行令 第183条第1項（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算（年金額に、払込保険料等の総額の年金支払総額に対する割合を乗じた金額を必要経費に算入））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第177問　risk-027　保険・所得補償保険金と税金

問題 79ページ

正答 D　**非課税である。**

身体の傷害に基因して勤務に従事できなかったことによる給与の補償として受け取る保険金は、非課税とされています。

計算・判断の手順

1. 非課税：生命保険契約等に基づく給付金で身体の傷害に基因して支払を受けるもの、心身に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金（その損害に基因して勤務又は業務に従事することができなかつたことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む）など（所得税法 第9条第1項第18号、同法施行令 第30条第1号）

選択肢ごとの説明

× A　給与所得として課税される。
勤務先から受け取る給与ではないため、給与所得ではありません。

× B　一時所得として課税される。
身体の傷害に基因する給与の補償として受ける保険金は、非課税です。

× C　雑所得として課税される。
身体の傷害に基因する給与の補償として受ける保険金は、非課税です。

○ D　非課税である。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 入院給付金（risk-010 参照）と同様に、身体の傷害に基因して受け取るものとして扱われます。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第18号（保険金・損害賠償金などで政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第30条第1号（身体の傷害に基因して支払を受ける給付金等。勤務又は業務に従事することができなかったことによる給与又は収益の補償として受けるものを含む）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第178問 risk-028 保険・生命保険料控除（旧契約）

問題 80ページ

正答 B　45,000円

旧契約の一般の生命保険料控除は、年間の支払保険料が5万円超10万円以下の場合、「3万7,500円 ＋（支払保険料－5万円）× 1/4」です。

計算・判断の手順

1. 旧生命保険料の控除額（年間支払保険料が5万円超10万円以下）：3万7,500円 ＋ (支払保険料－5万円) × 1/4（所得税法 第76条第1項第2号ハ）
2. 3万7,500円 ＋ (8万円－5万円) × 1/4 ＝ 4万5,000円（支払保険料 × 1/4 ＋ 2万5,000円 と同じ）

選択肢ごとの説明

× A　40,000円
新契約の一般の生命保険料控除の上限額（4万円）です。旧契約は計算式が異なります。

○ B　45,000円
これが正解です。

× C　50,000円
旧契約の上限額（5万円）です。上限になるのは、年間の支払保険料が10万円を超える場合です。

× D　80,000円
支払保険料の全額です。控除額には計算式と上限があります。

あわせて覚えたいポイント

- 旧契約の控除額は、支払保険料が2万5,000円以下なら全額、2万5,000円超5万円以下なら「2万5,000円 ＋（支払保険料－2万5,000円）× 1/2」、10万円超なら5万円です（第76条第1項第2号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第1項第2号（旧生命保険料を支払った場合の控除額（2万5千円以下は全額、2万5千円超5万円以下は2万5千円＋超過額の1/2、5万円超10万円以下は3万7千5百円＋超過額の1/4、10万円超は5万円））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第179問 risk-029 保険・保険法（保険給付の履行期）　問題 80ページ

正答 C　保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、請求があった後、保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。

保険給付の期限を定めなかったときは、保険者は、請求後、保険事故の確認に必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負いません。

計算・判断の手順

1. 期限を定めた場合：その期限が、確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、その期間を経過する日を期限とする（保険法 第52条第1項）
2. 期限を定めなかった場合：請求後、保険事故の確認に必要な期間を経過するまでは遅滞の責任を負わない（同条第2項）
3. 保険契約者等が正当な理由なく調査を妨げた場合：その遅延期間について遅滞の責任を負わない（同条第3項）

選択肢ごとの説明

× A　保険者は、保険給付の請求を受けた日に、直ちに保険給付を行わなければならない。
保険事故の確認などに必要な期間が考慮されます。

× B　約款で保険給付を行う期限を定めた場合は、その期限が確認に必要な相当の期間を超える日であっても、その期限が優先される。
約款の期限が相当の期間を超える場合は、相当の期間を経過する日が期限になります（第52条第1項）。

○ C　保険給付を行う期限を定めなかったときは、保険者は、請求があった後、保険事故の確認をするために必要な期間を経過するまでは、遅滞の責任を負わない。
これが正解です。

× D　保険者は、保険給付の遅れについて、どのような場合も遅滞の責任を負わない。
必要な期間を経過した後は、保険者は遅滞の責任を負います。

あわせて覚えたいポイント

- 保険給付を請求する権利は、行使できる時から3年間行使しないと時効によって消滅します（第95条、risk-017 参照）。

根拠と基準日

- 保険法 第52条（保険給付の履行期（期限を定めた場合・定めなかった場合の遅滞の責任））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第180問 risk-030 保険・死亡保険金の非課税（相続人以外の受取人）

問題 81ページ

正答 D　1,000万円

死亡保険金の非課税（500万円 × 法定相続人の数）の適用を受けられるのは、相続人が取得した保険金です。相続人ではない孫Rが受け取った死亡保険金には適用がなく、全額が課税価格に算入されます。

計算・判断の手順

1. 非課税の対象：相続人の取得した保険金（相続税法 第12条第1項第6号）
2. Rは相続人ではないため、非課税の適用はない → 1,000万円の全額が課税価格に算入

選択肢ごとの説明

× A　0円
非課税限度額（500万円 × 2人 ＝ 1,000万円）を差し引いた誤りです。非課税の規定は、相続人が取得した保険金に限られます。

× B　500万円
非課税の適用がないため、500万円を差し引くことはできません。

× C　相続税ではなく所得税（一時所得）の対象となる
保険料を負担していた被相続人の死亡により取得した死亡保険金は、相続人以外が取得した場合も、遺贈により取得したものとみなされ、相続税の対象です（相続税法 第3条第1項第1号）。

○ D　1,000万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 相続人以外の孫（代襲相続人・養子を除く）が遺贈により財産を取得した場合は、相続税額の2割加算の対象にもなります（相続税法 第18条、inheritance-008 参照）。

根拠と基準日

- 相続税法 第12条第1項第6号（相続人の取得した保険金について、500万円に法定相続人の数を乗じた金額まで非課税）
- 相続税法 第18条（一親等の血族及び配偶者以外の者の相続税額の2割加算）
- 相続税法 第3条第1項第1号（被相続人の死亡により取得した生命保険契約の保険金（被相続人が負担した保険料に対応する部分）は、相続又は遺贈により取得したものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第181問 risk-031 保険・保険法（保険契約者による解除）

問題 81ページ

正答 A　保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。

保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができます（保険法 第54条）。

計算・判断の手順

1. 保険法 第54条：保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる

第181問（risk-031）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる。
これが正解です。

× **B**　保険契約者が生命保険契約を解除できるのは、契約の締結から1年を経過した後に限られる。
期間の制限はありません。

× **C**　保険契約者が生命保険契約を解除するには、保険者の同意が必要である。
保険者の同意は不要です。

× **D**　生命保険契約を解除できるのは保険者だけで、保険契約者は解除できない。
保険契約者は、いつでも解除できます。保険者が解除できるのは、告知義務違反や重大事由などの場合に限られます。

あわせて覚えたいポイント

- 保険者による解除は、告知義務違反（risk-012）、重大事由（risk-025）を参照してください。解約返戻金の課税は risk-036 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第54条（保険契約者は、いつでも生命保険契約を解除することができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第182問　risk-032　保険・保険法（危険増加による解除）　問題 82ページ

正答 C　**契約で通知義務が定められ、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく通知しなかったときは、保険者は契約を解除できる。**

保険料の変更で契約を継続できる場合でも、①危険増加の通知義務が契約で定められ、②保険契約者・被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく通知しなかったときは、保険者は契約を解除できます（保険法 第29条第1項）。

計算・判断の手順

1. 危険増加：告知事項についての危険が高くなり、契約の保険料がその危険に見合う保険料に不足する状態（第29条第1項）
2. 解除の要件：通知義務の定め（第1号）と、故意又は重大な過失による通知の懈怠（第2号）の両方

第182問（risk-032）の続き

選択肢ごとの説明

× A　危険増加が生じた場合、保険者は、いつでも契約を解除できる。
要件（通知義務の定めと、故意・重大な過失による通知の懈怠）を満たす場合に限られます。

× B　危険増加が生じても、保険者は契約を解除できない。
要件を満たせば解除できます。

○ C　契約で通知義務が定められ、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく通知しなかったときは、保険者は契約を解除できる。
これが正解です。

× D　危険増加により契約を解除した場合、解除の前に発生した保険事故についても、保険者は常に保険給付を行わなければならない。
危険増加による解除の場合、危険増加が生じた時から解除までに発生した、危険増加をもたらした事由による事故については、保険者は責任を負いません（第31条第2項第2号）。

あわせて覚えたいポイント

- 生命保険契約にも同じ趣旨の規定があります（第56条）。告知義務違反による解除は risk-012 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第29条第1項（通知をすべき旨が損害保険契約で定められていること、保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく通知をしなかったことのいずれにも該当する場合は解除できる）
- 保険法 第31条第2項第2号（危険増加による解除の場合の保険者の免責）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第183問　risk-033　保険・地震保険の保険金額の限度

問題 82ページ

正答 D　5,000万円

地震保険の保険金額は、主契約（火災保険）の保険金額の30%以上50%以下で、居住用建物は5,000万円が上限です（地震保険に関する法律 第2条第2項第4号、同法施行令 第2条）。

計算・判断の手順

1. 主契約の保険金額の50%：1億2,000万円 × 50% ＝ 6,000万円
2. 居住用建物の上限5,000万円を超えるため、最高額は5,000万円

第183問（risk-033）の続き

選択肢ごとの説明

× A　6,000万円
主契約の50%ですが、居住用建物の上限（5,000万円）を超えています。

× B　3,600万円
主契約の30%（設定できる下限）です。

× C　1,000万円
生活用動産（家財）の上限額です。

○ D　5,000万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 損害の程度に応じた支払割合など、地震保険の基本は risk-002 を参照してください。

根拠と基準日

- 地震保険に関する法律 第2条第2項第4号（附帯される損害保険契約の保険金額の百分の三十以上百分の五十以下の額（政令で定める金額を超えるときは、その金額））
- 地震保険に関する法律施行令 第2条（居住用建物については五千万円、生活用動産については千万円）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第184問　risk-034　保険・介護医療保険料控除（所得税）　問題 83ページ

正答 B　35,000円

介護医療保険料控除（所得税）は、年間の支払保険料が4万円超8万円以下の場合、3万円 ＋（支払保険料 − 4万円）× 1/4 です（所得税法 第76条第2項第3号）。

計算・判断の手順

1. 3万円 ＋ (6万円 − 4万円) × 1/4 ＝ 3万5,000円

選択肢ごとの説明

× A　40,000円
上限額（支払保険料が8万円を超える場合）です。

○ B　35,000円
これが正解です。

× C　30,000円
支払保険料の2分の1で計算した誤りです。

× D　28,000円
住民税の介護医療保険料控除の上限額（2万8,000円）です。設問は所得税です。

あわせて覚えたいポイント

- 生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の合計の上限は12万円です（risk-018）。

第184問（risk-034）の続き

根拠と基準日

- 所得税法 第76条第2項（介護医療保険料の金額の合計額が四万円を超え八万円以下である場合 三万円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第185問　risk-035　保険・生命保険料控除（住民税）

問題 83ページ

正答 A　28,000円

住民税の生命保険料控除（新契約）は、前年中の支払保険料が5万6,000円を超える場合、2万8,000円です（地方税法 第314条の2第1項第5号）。

計算・判断の手順

1. 前年（2025年）の支払保険料8万円 ＞ 5万6,000円 → 2万8,000円

選択肢ごとの説明

○ **A**　28,000円
これが正解です。

× **B**　40,000円
所得税の生命保険料控除（新契約）の上限額です。

× **C**　34,000円
上限を考えずに、3万2,000円超5万6,000円以下の場合の式（2万2,000円 ＋ (支払保険料 − 3万2,000円) × 1/4）を当てはめた誤りです。

× **D**　35,000円
住民税の旧契約の上限額（3万5,000円）です。

あわせて覚えたいポイント

- 住民税は、前年中に支払った保険料で控除額を計算します。所得税の新契約の控除は risk-001 を参照してください。

根拠と基準日

- 地方税法 第314条の2第1項第5号（前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円（市町村民税。道府県民税も同様：第34条））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第186問 risk-036 保険・解約返戻金と一時所得

問題 84ページ

正答 D　25万円

契約者（保険料負担者）が受け取る解約返戻金は一時所得です。一時所得の金額は、収入 − 支出 − 特別控除（最高50万円）で、総所得金額にはその2分の1を算入します。

計算・判断の手順

1. 一時所得の金額：480万円 − 380万円 − 50万円 ＝ 50万円（所得税法 第34条）
2. 総所得金額への算入額：50万円 × 1/2 ＝ 25万円（所得税法 第22条第2項第2号）

選択肢ごとの説明

× **A**　100万円
解約返戻金と払込保険料の差額のままです。特別控除と2分の1を考慮していません。

× **B**　50万円
一時所得の金額（2分の1にする前）です。

× **C**　0円
解約返戻金が払込保険料を上回るため、一時所得が生じます。

○ **D**　25万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 一時所得の計算は tax-003 も参照してください。

根拠と基準日

- 所得税法 第34条第2項・第3項（一時所得の金額＝総収入金額−支出した金額−特別控除額（五十万円））
- 所得税法 第22条第2項第2号（一時所得の金額の二分の一に相当する金額を総所得金額に算入）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第187問 risk-037 保険・保険法（責任保険の被害者の先取特権）

問題 84ページ

正答 C　責任保険契約の被保険者に対して保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

被害者（損害賠償請求権を有する者）は、責任保険の保険給付請求権について先取特権を持ち、他の債権者より優先して弁済を受けられます（保険法 第22条第1項）。

計算・判断の手順

1. 被害者の先取特権（第22条第1項）
2. 被保険者が保険給付を請求できるのは、弁済した金額又は被害者の承諾があった金額の限度（第22条第2項）
3. 保険給付請求権の譲渡・質入れ・差押えは原則禁止（被害者への譲渡などを除く。第22条第3項）

第187問（risk-037）の続き

選択肢ごとの説明

× A　責任保険契約の被保険者に対して損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有しない。
被害者は先取特権を有します。

× B　被保険者は、損害賠償債務を弁済していなくても、いつでも保険者に保険給付の全額を請求できる。
被保険者は、弁済した金額や被害者の承諾があった金額の限度でしか、保険給付を請求できません。

○ C　責任保険契約の被保険者に対して保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。
これが正解です。

× D　責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、誰に対しても自由に譲り渡すことができる。
責任保険の保険給付請求権は、原則として譲り渡し・質入れ・差押えができません。

あわせて覚えたいポイント

- 自動車損害賠償責任保険の被害者請求（risk-021）も、被害者の保護を図る制度です。

根拠と基準日

- 保険法 第22条（責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第188問　risk-038　保険・保険業法（所属保険会社等の賠償責任）　問題 84ページ

正答 B　所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負います（保険業法 第283条第1項）。

計算・判断の手順

1. 原則：所属保険会社等が賠償責任を負う（第283条第1項）
2. 例外：委託や選任について相当の注意をし、かつ、損害の発生の防止に努めたときなどは適用しない（第283条第2項）

第188問（risk-038）の続き

選択肢ごとの説明

× A　損害を賠償する責任を負うのは保険募集人だけで、所属保険会社等は責任を負わない。
所属保険会社等も責任を負います。保険契約者の保護のための規定です。

○ B　所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。
これが正解です。

× C　所属保険会社等は、保険募集人の委託や選任について相当の注意をし、損害の発生の防止に努めた場合でも、例外なく責任を負う。
相当の注意をし、損害の発生の防止に努めたときなどは、責任を負いません（第283条第2項）。

× D　所属保険会社等が責任を負うのは、保険募集人が所属保険会社等の役員である場合に限られる。
役員に限らず、使用人や代理店などの保険募集人が対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険契約の申込みの撤回（クーリング・オフ）は risk-007 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険業法 第283条第1項・第2項（所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。相当の注意をし、かつ、損害の発生の防止に努めたときは適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第189問　risk-039　保険・保険法（第三者のためにする生命保険契約）　問題 85ページ

正答 A　保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。

保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、受取人は当然に契約の利益を享受します（保険法 第42条）。

計算・判断の手順

1. 保険法 第42条：保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する

選択肢ごとの説明

○ A　保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。
これが正解です。

× B　保険金受取人は、受益の意思表示をしなければ、保険金を請求する権利を取得しない。
民法の第三者のためにする契約では受益の意思表示が必要ですが（民法 第537条第3項）、保険法では受取人は当然に利益を享受します。

× C　保険金受取人は、保険契約者の同意がなければ、保険金を請求することができない。
保険契約者の同意は不要です。

× D　保険金受取人が契約の当事者以外の者である生命保険契約は、無効である。
当事者以外の者を受取人とする契約も有効です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人を変更できます（保険法 第43条。risk-014）。

第189問（risk-039）の続き

根拠と基準日

- **保険法 第42条**（保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第190問　risk-040　保険・死亡保険金と贈与税

問題 85ページ

正答 D　**贈与税**

保険料を負担した人（妻）と保険金受取人（子）が異なり、保険料負担者が被保険者（夫）でもない場合は、受取人が保険料負担者から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の対象です（相続税法 第5条第1項）。

計算・判断の手順

1. 保険料負担者＝妻、受取人＝子 → 妻から子への贈与とみなす（相続税法 第5条第1項）
2. 被保険者（夫）は保険料を負担していないため、夫の相続財産（みなし相続財産）にはなりません。

選択肢ごとの説明

× A　相続税

相続税の対象になるのは、被保険者（被相続人）が保険料を負担していた場合です（相続税法 第3条第1項第1号）。

× B　所得税（一時所得）

所得税（一時所得）の対象になるのは、保険料負担者と受取人が同じ人の場合です（risk-004）。

× C　所得税・住民税（雑所得）

年金形式で受け取る場合の課税です。設問は一時金の死亡保険金です。

○ D　贈与税

これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 満期保険金で保険料負担者と受取人が異なる場合も、贈与税の対象です（risk-011）。

根拠と基準日

- **相続税法 第5条第1項**（保険料の全部又は一部が保険金受取人以外の者によって負担されたものであるときは、保険金受取人が、保険料を負担した者から贈与により取得したものとみなす（被相続人が負担した部分を除く））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第191問 risk-041 保険・保険法（保険金受取人の死亡）　問題 85ページ

正答 C　死亡した保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となる。

保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となります（保険法第46条）。

計算・判断の手順

1. 保険法 第46条：保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる
2. 保険契約者は、保険事故が発生するまでは保険金受取人を変更できます（第43条第1項）。変更しないまま保険事故が発生した場合に、第46条が適用されます。

選択肢ごとの説明

× A　保険契約者が保険金受取人となる。
保険契約者が保険金受取人になるという規定はありません。死亡した保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となります（第46条）。

× B　被保険者の相続人の全員が保険金受取人となる。
被保険者の相続人ではなく、死亡した保険金受取人の相続人です。

○ C　死亡した保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となる。
これが正解です。

× D　保険金受取人がいないため、保険者は保険給付を行う責任を負わない。
保険金受取人がいなくなるのではなく、死亡した保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となるため、保険者は保険給付を行います。

あわせて覚えたいポイント

- 実際の契約では、約款に、保険金受取人が死亡した場合の取扱い（受取割合など）の定めがある場合があります。
- 保険金受取人の変更（遺言による変更を含む）は risk-014 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第46条（保険金受取人が保険事故の発生前に死亡したときは、その相続人の全員が保険金受取人となる）
- 保険法 第43条第1項（保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月17日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第192問 risk-042 保険・保険法（差押債権者等による解除と介入権）　問題 86ページ

正答 A　差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に効力を生ずる。

差押債権者・破産管財人など契約の当事者以外の者がする死亡保険契約の解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に効力を生じます（保険法 第60条第1項）。その間に、保険金受取人（保険契約者の親族など）が一定の金額を支払うなどすれば、解除の効力は生じません（介入権：同条第2項）。

計算・判断の手順

1. 効力発生：保険者が通知を受けた時から1か月を経過した日（第60条第1項）
2. 介入権：保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、解除の通知の日に解除の効力が生じたとすれば保険者が解除権者に支払うべき金額を解除権者に支払い、保険者にその旨を通知すれば、解除は効力を生じない（第60条第2項）

選択肢ごとの説明

○ **A**　差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時から1か月を経過した日に効力を生ずる。
これが正解です。

× **B**　差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時に直ちに効力を生ずる。
直ちにではなく、1か月を経過した日です。保険金受取人が介入する機会を確保するためです。

× **C**　差押債権者等による解除は、保険者がその通知を受けた時から3か月を経過した日に効力を生ずる。
3か月ではなく、1か月です。

× **D**　差押債権者は、死亡保険契約を解除することはできない。
差押債権者などの解除権者も解除できます。

あわせて覚えたいポイント

- 保険契約者による解除は risk-031 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第60条（差押債権者、破産管財人その他の死亡保険契約の当事者以外の者で当該死亡保険契約の解除をすることができるものがする当該解除は、保険者がその通知を受けた時から一箇月を経過した日に、その効力を生ずる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第193問 risk-043 保険・保険法（請求権代位）　問題 86ページ

正答 C　400万円

保険者は、保険給付を行ったときは、①保険給付の額、②被保険者債権の額（保険給付の額がてん補損害額に不足するときは、債権の額からその不足額を控除した残額）のいずれか少ない額を限度として、被保険者債権について代位します（保険法 第25条第1項）。

計算・判断の手順

1. 不足額：てん補損害額1,000万円 − 保険給付800万円 ＝ 200万円
2. ②：被保険者債権600万円 − 不足額200万円 ＝ 400万円
3. 代位の額：①800万円と②400万円のいずれか少ない額 ＝ 400万円
4. Sさんは、残りの200万円の債権を加害者に請求でき、これは保険者の債権に優先します（第25条第2項）。

選択肢ごとの説明

× **A**　800万円
保険給付の額ですが、②（400万円）のほうが少ないため、代位の額は400万円です。

× **B**　600万円
被保険者債権の全額ですが、被保険者が受け取れなかった不足額（200万円）を差し引く必要があります。

○ **C**　400万円
これが正解です。

× **D**　0円
保険者は、保険給付を行えば、被保険者債権について当然に代位します。

あわせて覚えたいポイント

- 請求権代位は、被保険者が保険給付と損害賠償の両方を受けて、損害より多く受け取ることを防ぐためのしくみです。

根拠と基準日

- 保険法 第25条（保険給付の額と、被保険者債権の額（保険給付の額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）のうちいずれか少ない額を限度として、当然に被保険者に代位する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第194問 risk-044 保険・自賠法（責任保険の契約の締結強制）　問題 86ページ

正答 B　自動車は、自賠責保険又は自賠責共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。

自動車は、自賠責保険（自動車損害賠償責任保険）又は自賠責共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはなりません（自動車損害賠償保障法 第5条）。

計算・判断の手順

1. 自動車損害賠償保障法 第5条：責任保険又は責任共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない

第194問（risk-044）の続き

選択肢ごとの説明

× A　自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）への加入は任意である。
自賠責保険は、法律で契約の締結が義務付けられています（強制保険）。

○ B　自動車は、自賠責保険又は自賠責共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。
これが正解です。

× C　任意の自動車保険（対人賠償保険）に加入していれば、自賠責保険の契約は必要ない。
任意保険に加入していても、自賠責保険の契約が必要です。

× D　自賠責保険の契約が必要なのは、事業用の自動車だけである。
事業用に限らず、自家用の自動車も対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 自賠責保険の支払限度額は risk-003、被害者請求は risk-021 を参照してください。

根拠と基準日

- 自動車損害賠償保障法 第5条（自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第195問　risk-045　保険・保険業法（意向把握義務）　問題 87ページ

正答 D　**顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、契約内容の説明、顧客の意向と契約内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。**

保険会社や保険募集人などは、保険契約の締結や保険募集に関し、顧客の意向を把握し、これに沿った提案・説明を行い、意向と契約内容が合致していることを顧客が確認する機会を提供しなければなりません（保険業法 第294条の2）。

計算・判断の手順

1. 義務を負う者：保険会社等、その役員、保険募集人、保険仲立人など
2. 内容：①意向の把握　②意向に沿った保険契約の締結等の提案　③契約内容の説明　④意向と契約内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供

第195問（risk-045）の続き

選択肢ごとの説明

× A　保険募集人には、顧客の意向を把握する義務はない。
保険募集人も義務を負います。

× B　顧客の意向を把握する義務を負うのは保険会社だけで、保険募集人は負わない。
保険会社に限らず、保険募集人なども義務を負います。

× C　顧客の意向と異なる保険商品であっても、説明をせずに推奨して契約させることができる。
意向に沿った提案と、意向との合致を確認する機会の提供が求められます。

○ D　顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、契約内容の説明、顧客の意向と契約内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 保険募集人が保険募集で保険契約者に加えた損害についての所属保険会社等の賠償責任は risk-038 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険業法 第294条の2（顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行わなければならない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第196問　risk-046　保険・地震保険料控除（住民税）　問題 87ページ

正答 C　20,000円

住民税の地震保険料控除は、前年中に支払った地震保険料の2分の1（上限2万5,000円）です（地方税法 第314条の2第1項第5号の3）。

計算・判断の手順

1. 40,000円 × 1/2 ＝ 20,000円（上限25,000円以下）

選択肢ごとの説明

× A　40,000円
所得税の地震保険料控除（支払額の全額、上限5万円）で計算した誤りです。

× B　25,000円
住民税の上限額です。支払額の2分の1が上限を下回るため、2万円です。

○ C　20,000円
これが正解です。

× D　50,000円
所得税の地震保険料控除の上限額です。

あわせて覚えたいポイント

- 所得税の地震保険料控除は risk-008 を参照してください。住民税は前年中の支払額で計算します。

第196問（risk-046）の続き

根拠と基準日

- 地方税法 第314条の2第1項第5号の3（前年中に支払った地震保険料の金額の合計額の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第197問　risk-047　保険・保険法（保険価額の減少）

問題 87ページ

正答 A　**保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額と保険料の減額を請求することができる。**

損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、将来に向かって、保険金額（又は約定保険価額）と保険料の減額を請求できます（保険法 第10条）。

計算・判断の手順

1. 請求できる者：保険契約者
2. 内容：保険金額又は約定保険価額は減少後の保険価額まで、保険料は減額後の保険金額に対応する保険料まで
3. 効果：将来に向かって

選択肢ごとの説明

○ A　保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額と保険料の減額を請求することができる。
これが正解です。

× B　保険価額が減少すると、保険者は保険金額を自動的に減額し、保険料を返還しなければならない。
減額は、保険契約者の請求によります。

× C　保険契約者は、契約の始めにさかのぼって、保険料の全額の返還を請求できる。
過去にさかのぼるのではなく、将来に向かっての減額です。

× D　保険価額が減少しても、保険契約者は保険金額や保険料の減額を請求できない。
減額を請求できます。

あわせて覚えたいポイント

- 契約締結時から保険金額が保険価額を超えている超過保険は risk-023 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第10条（損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額又は約定保険価額及び保険料の減額をそれぞれ請求することができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第198問　risk-048　保険・保険法の保険契約の分類（傷害疾病定額保険契約）　問題 88ページ

正答 D　**傷害疾病定額保険契約は、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものである。**

保険法は、保険契約を損害保険契約、生命保険契約、傷害疾病定額保険契約に分けています。傷害疾病定額保険契約は、人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものです（保険法 第2条第9号）。

計算・判断の手順

1. 損害保険契約：一定の偶然の事故によって生ずる損害をてん補（第2条第6号）
2. 傷害疾病損害保険契約：損害保険契約のうち、人の傷害疾病によって生ずる損害をてん補（第2条第7号）
3. 生命保険契約：人の生存又は死亡に関し一定の保険給付（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く。第2条第8号）
4. 傷害疾病定額保険契約：人の傷害疾病に基づき一定の保険給付（第2条第9号）

選択肢ごとの説明

× **A**　人の傷害疾病によって生ずる損害をてん補する契約は、傷害疾病定額保険契約である。
損害をてん補する契約は、傷害疾病損害保険契約（損害保険契約の一種）です。

× **B**　傷害疾病定額保険契約は、生命保険契約に含まれる。
生命保険契約の定義から、傷害疾病定額保険契約に該当するものは除かれています。

× **C**　傷害疾病定額保険契約は、保険法の適用の対象外である。
保険法は、傷害疾病定額保険契約についても規定しています（第2条第9号の定義など）。

○ **D**　傷害疾病定額保険契約は、保険者が人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するものである。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 医療保険のように、入院1日あたり一定額を支払う契約は、傷害疾病定額保険契約にあたります。入院給付金の課税は risk-010 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第2条第6号～第9号（損害保険契約、傷害疾病損害保険契約、生命保険契約（傷害疾病定額保険契約に該当するものを除く）、傷害疾病定額保険契約（人の傷害疾病に基づき一定の保険給付を行うことを約するもの）の定義）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第199問 risk-049 保険・傷害保険の死亡保険金と相続税

問題 88ページ

正答 B　相続税

被相続人が保険料を負担していた損害保険契約の保険金で、偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものは、相続により取得したものとみなされ、相続税の対象です（相続税法 第3条第1項第1号）。

計算・判断の手順

1. 損害保険契約の死亡保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴うもの）も、生命保険契約の死亡保険金と同じく、みなし相続財産です。
2. 相続人が受け取る場合は、死亡保険金の非課税金額（500万円 × 法定相続人の数）の対象になります（risk-006）。

選択肢ごとの説明

× A　所得税（一時所得）
所得税（一時所得）の対象になるのは、保険料負担者と受取人が同じ人の場合です。

○ B　相続税
これが正解です。

× C　贈与税
贈与税の対象になるのは、保険料負担者・被保険者・受取人がすべて異なる場合などです（risk-040）。

× D　非課税（いずれの税金も課されない）
相続税の課税対象です。

あわせて覚えたいポイント

- 傷害保険の後遺障害保険金などを被保険者本人が受け取る場合は、身体の傷害に基因するものとして非課税です。

根拠と基準日

- 相続税法 第3条第1項第1号（被相続人の死亡により取得した生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金（偶然な事故に基因する死亡に伴い支払われるものに限る）のうち、被相続人が負担した保険料に対応する部分は、相続により取得したものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第200問 risk-050 保険・保険法（片面的強行規定）

問題 88ページ

正答 A　第4条の規定に反する特約で、保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効である。

保険法の告知義務の規定（第4条）に反する特約で、保険契約者又は被保険者に不利なものは無効です（保険法 第7条）。保険契約者側に不利な方向にだけ変更できない規定を、片面的強行規定といいます。

計算・判断の手順

1. 保険法 第7条：第4条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの……は、無効とする
2. 保険契約者側に有利な特約は、有効です。

第200問（risk-050）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　第4条の規定に反する特約で、保険契約者又は被保険者に不利なものは、無効である。
これが正解です。

× **B**　第4条の規定に反する特約は、保険契約者に有利なものも含めて、すべて無効である。
無効になるのは、保険契約者又は被保険者に不利な特約だけです。有利な特約は有効です。

× **C**　第4条の規定に反する特約は、当事者が合意していれば、保険契約者に不利なものも有効である。
合意があっても、不利な特約は無効です。

× **D**　第4条の規定に反する特約は、保険者に不利なものだけが無効である。
保護されるのは保険契約者・被保険者の側です。

あわせて覚えたいポイント

- 生命保険契約の告知義務（第37条）についても、同じ趣旨の規定があります（第41条）。告知義務違反による解除は risk-012 を参照してください。

根拠と基準日

- 保険法 第7条（第四条の規定に反する特約で保険契約者又は被保険者に不利なもの及び第五条第二項の規定に反する特約で保険契約者に不利なものは、無効とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

課目5　タックスプランニング　解答・解説（50問）

第201問 tax-001 税金・退職所得

問題 89ページ

正答 C　675万円

退職所得控除額は1,150万円です。退職所得 ＝ (2,500万円 − 1,150万円) × 1/2 ＝ 675万円です。

計算・判断の手順

1. 退職所得控除額（勤続20年超）：800万円 ＋ 70万円 × (勤続年数 − 20年)
2. 800万円 ＋ 70万円 × (25年 − 20年) ＝ 1,150万円
3. 退職所得 ＝ (収入金額 − 退職所得控除額) × 1/2
4. (2,500万円 − 1,150万円) × 1/2 ＝ 675万円

選択肢ごとの説明

× A　1,350万円
最後に1/2を掛けていません。

× B　850万円
退職所得控除額を「40万円 × 20年 ＝ 800万円」で止めてしまい、20年を超える部分の加算を忘れています。

○ C　675万円
これが正解です。

× D　1,150万円
退職所得控除額そのものです。

あわせて覚えたいポイント

- 勤続20年以下の退職所得控除額は「40万円 × 勤続年数」（最低80万円）です。
- 勤続年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げます。
- 役員等としての勤続年数が5年以下の人が受け取る退職金（特定役員退職手当等）は、1/2を掛けません。役員等以外で勤続5年以下の場合（短期退職手当等）は、控除後300万円を超える部分に1/2を掛けません。
- 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していれば、源泉徴収で課税が完了します。

根拠と基準日

- 所得税法 第30条第2項（退職所得の金額（収入金額から退職所得控除額を差し引いた残額の1/2））
- 所得税法 第30条第3項（退職所得控除額の計算）
- 所得税法 第30条第6項第2号・第3号（退職所得控除額の最低額（80万円）、障害者になったことに直接基因する退職の場合の100万円加算）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第202問 tax-002 税金・医療費控除

問題 89ページ

正答 A　15万円

医療費控除 ＝ (支払った医療費 − 保険金などで補填される金額) − 10万円 ＝ (30万円 − 5万円) − 10万円 ＝ 15万円です。

計算・判断の手順

1. 差し引く額：総所得金額等が200万円以上なので10万円
2. (30万円 − 5万円) − 10万円 ＝ 15万円
3. 上限の200万円以下なので、控除額は15万円です。

選択肢ごとの説明

○ **A**　15万円
これが正解です。

× **B**　20万円
保険金などで補填される5万円を差し引いていません。

× **C**　25万円
10万円を差し引いていません。

× **D**　0円
10万円の代わりに総所得金額等の5%（25万円）を差し引いています。5%を使うのは、総所得金額等が200万円未満の場合です。

あわせて覚えたいポイント

- 差し引く額は「10万円」と「総所得金額等 × 5%」のいずれか少ない方です。
- 医療費控除の上限は200万円です。
- セルフメディケーション税制は、特定の市販薬の購入費が1万2千円を超える部分（上限8万8千円）を控除するもので、通常の医療費控除とはどちらか一方しか選べません。

根拠と基準日

- 所得税法 第73条（医療費控除）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第203問 tax-003 税金・一時所得

問題 90ページ

正答 C　50万円

一時所得の金額は600万円−450万円−50万円＝100万円です。総所得金額に算入されるのは、その1/2の50万円です。

計算・判断の手順

1. 一時所得の金額：600万円 − 450万円 − 特別控除50万円 ＝ 100万円
2. 総所得金額に算入する金額：100万円 × 1/2 ＝ 50万円

第203問（tax-003）の続き

選択肢ごとの説明

× A　150万円
特別控除50万円と1/2の計算をしていません。

× B　100万円
一時所得の金額で、1/2を掛けていません。

○ C　50万円
これが正解です。

× D　0円
特別控除の50万円を差し引いても、100万円が残ります。

あわせて覚えたいポイント

- 特別控除の額は最高50万円です（残額が50万円に満たない場合は、その残額）。
- 一時所得には、生命保険の満期保険金や懸賞の賞金、競馬の払戻金などがあります。

根拠と基準日

- 所得税法 第34条第2項・第3項（一時所得の金額の計算と特別控除額（50万円））
- 所得税法 第22条第2項第2号（一時所得の金額の1/2を総所得金額に算入）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第204問　tax-004　税金・損益通算

問題 90ページ

正答 D　**不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象になる。**

損益通算の対象になるのは、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の計算上生じた損失です。

計算・判断の手順

1. 所得税法第69条第1項：不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の計算上生じた損失の金額は、他の各種所得の金額から控除する。
2. 一時所得や雑所得の損失は、損益通算の対象になりません。

選択肢ごとの説明

× A　一時所得の計算上生じた損失は、給与所得の金額と損益通算できる。
一時所得の損失は、損益通算の対象になりません。

× B　雑所得の計算上生じた損失は、給与所得の金額と損益通算できる。
雑所得の損失は、損益通算の対象になりません。

× C　不動産所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象にならない。
不動産所得の損失は、損益通算の対象になります（土地取得のための借入金利子に当たる部分などを除く）。

○ D　不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の計算上生じた損失は、損益通算の対象になる。
これが正解です。

第204問（tax-004）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 「不動産・事業・山林・譲渡」の頭文字から「富士山上（ふじさんじょう）」と覚える方法があります。
- 生活に通常必要でない資産（別荘など）の所得の計算上生じた損失などには、損益通算の制限があります（所得税法第69条第2項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第69条第1項（損益通算（不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の損失））
- 所得税法 第69条第2項（生活に通常必要でない資産に係る損失の制限）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第205問　tax-005　税金・青色申告特別控除

問題 91ページ

正答 C　65万円

55万円の青色申告特別控除の要件を満たしたうえで、e-Taxで申告するなど一定の要件を満たすと、控除額は最高65万円になります。

計算・判断の手順

1. 55万円の要件：正規の簿記による記帳、貸借対照表・損益計算書の添付、期限内の申告
2. 65万円の要件：55万円の要件に加えて、e-Taxによる申告、または電子帳簿の保存などのいずれか
3. Fさんはe-Taxで申告しているので、最高65万円です。

選択肢ごとの説明

× A　10万円
10万円は、55万円・65万円の要件を満たさない場合の控除額です。

× B　55万円
55万円の要件に加えてe-Taxで申告しているので、65万円になります。

○ C　65万円
これが正解です。

× D　青色申告特別控除は受けられない
青色申告をしていて要件を満たしているので、控除を受けられます。

あわせて覚えたいポイント

- 控除額は、不動産所得・事業所得の金額の合計額が限度です。
- 期限後に申告した場合は、55万円・65万円の控除は受けられず、10万円になります。

第205問（tax-005）の続き

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第25条の2第1項・第3項（青色申告特別控除（10万円、正規の簿記による場合の55万円））
- 租税特別措置法 第25条の2第4項第2号（65万円の要件の1つ：確定申告書の提出期限までに、確定申告書の記載事項と貸借対照表・損益計算書等の情報をe-Taxで送信すること）
- 租税特別措置法 第25条の2第6項（55万円の控除は、控除を受ける旨の記載と貸借対照表・損益計算書等の添付があり、確定申告書を提出期限までに提出した場合に限り適用（第4項第2号のe-Taxの要件を満たす者は同号で提出期限までの送信が求められるため、本項の対象から除かれる））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第206問　tax-006　税金・給与所得

問題 91ページ

正答 B　436万円

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた額です。収入金額が360万円超660万円以下の場合の給与所得控除額は、116万円 ＋（収入金額 − 360万円）× 20% です。

計算・判断の手順

1. 給与所得控除額：116万円 ＋ (600万円 − 360万円) × 20% ＝ 164万円（2026年分に適用される、令和8年法律第12号による改正後の所得税法 第28条第3項第2号。改正前の第3号と同じ計算式）
2. 給与所得の金額：600万円 − 164万円 ＝ 436万円
3. 収入金額が660万円未満の場合は、所得税法 別表第五で給与所得の金額を求めます（第28条第4項）。600万円以上600万4,000円未満の行は436万円で、上の計算と一致します。

選択肢ごとの説明

× A　405万円
給与所得控除額の上限（195万円）を差し引いた誤りです。上限が適用されるのは、収入金額が850万円を超える場合です。

○ B　436万円
これが正解です。

× C　480万円
給与所得控除額を、収入金額の20%（120万円）だけとした誤りです。116万円の部分を加える必要があります。

× D　535万円
給与所得控除額の最低額として65万円を差し引いた誤りです。65万円は2025年分（令和7年分）の最低額で、2026年分（令和8年分）は令和8年度税制改正により、収入金額220万円以下の場合は74万円です。収入金額600万円の場合は、116万円 ＋（600万円 − 360万円）× 20% で計算します。

あわせて覚えたいポイント

- 2026年分（令和8年分）の給与所得控除は、令和8年度税制改正（令和8年法律第12号。2026年12月1日施行、同法附則第3条により令和8年分以後の所得税に適用）で改正されました。収入金額220万円以下は74万円（2026年分・2027年分の特例：租税特別措置法 第29条の4）、850万円超は195万円です。360万円超660万円以下の計算式は改正前と同じです（国税庁 No.1410）。

第206問（tax-006）の続き

根拠と基準日

- 所得税法 第28条第2項〜第4項・別表第五（令和8年法律第12号による改正後（2026年12月1日施行、同法附則第3条により令和8年分以後に適用）。360万円超660万円以下は116万円＋（収入金額−360万円）×20%（改正後の第3項第2号）。660万円未満は別表第五による（600万円以上600万4,000円未満は436万円））
- 租税特別措置法 第29条の4（令和8年又は令和9年の給与等の収入金額が220万円以下の場合の給与所得控除額は74万円（2026年12月1日時点の条文で確認））
- 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号） 附則第1条第4号・第3条（所得税法第28条第3項の改正規定は令和8年12月1日施行。新所得税法第28条は令和8年分以後の所得税について適用し、令和7年分以前はなお従前の例による）
- 国税庁 タックスアンサー No.1410（給与所得控除（令和8年4月1日現在法令等。令和8年分・令和9年分の表を掲載））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第207問 tax-007 税金・所得税の税率

問題 92ページ

正答 A　1,204,000円

所得税は超過累進税率です。課税総所得金額を税率の区分ごとに分けて、それぞれの税率を掛けて合計します。

計算・判断の手順

1. 195万円以下の部分：195万円 × 5% ＝ 97,500円
2. 195万円超330万円以下の部分：135万円 × 10% ＝ 135,000円
3. 330万円超695万円以下の部分：365万円 × 20% ＝ 730,000円
4. 695万円超900万円以下の部分：105万円 × 23% ＝ 241,500円
5. 合計：1,204,000円（速算表では 800万円 × 23% − 636,000円 ＝ 1,204,000円）

選択肢ごとの説明

○ **A**　1,204,000円
これが正解です。

× **B**　1,229,284円
復興特別所得税（所得税額の2.1%）を含めた額です（1,204,000円 × 1.021 ＝ 1,229,284円）。設問は復興特別所得税を含めない所得税額です。

× **C**　1,600,000円
800万円の全体に20%を掛けた誤りです。超過累進税率では、区分ごとに税率を掛けます。

× **D**　1,840,000円
800万円の全体に23%を掛けた誤りです。23%が掛かるのは695万円を超える部分だけです。

あわせて覚えたいポイント

- 所得税の税率は、5%・10%・20%・23%・33%・40%・45%の7段階です（所得税法 第89条第1項）。

第207問（tax-007）の続き

根拠と基準日

- 所得税法 第89条第1項（課税総所得金額を区分して税率を乗じる（195万円以下5%、330万円以下10%、695万円以下20%、900万円以下23%、1,800万円以下33%、4,000万円以下40%、4,000万円超45%））
- 国税庁 タックスアンサー No.2260（所得税の税率（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第208問 tax-008 税金・配当控除

問題 92ページ

正答 C　50,000円

課税総所得金額が1,000万円以下の場合、剰余金の配当に係る配当控除の額は、配当所得の金額の10%です。

計算・判断の手順

1. 課税総所得金額800万円は、1,000万円以下（所得税法 第92条第1項第1号）
2. 配当控除の額：50万円 × 10% ＝ 5万円

選択肢ごとの説明

× A　0円
総合課税を選択した剰余金の配当に係る配当所得には、配当控除が適用されます。

× B　25,000円
配当所得の金額の5%で計算した誤りです。課税総所得金額が1,000万円以下の場合、剰余金の配当は10%です（5%は証券投資信託の収益の分配などの場合）。

○ C　50,000円
これが正解です。

× D　500,000円
配当所得の金額の全額を控除した誤りです。配当控除は、所得税額から配当所得の金額の一定割合を差し引く税額控除です。

あわせて覚えたいポイント

- 配当控除は、確定申告で総合課税を選択した配当所得が対象です。申告分離課税を選択した配当所得や、確定申告をしない（申告不要を選択した）配当には適用されません。
- 課税総所得金額が1,000万円を超える場合は、超える部分に対応する配当所得について控除率が低くなります（所得税法 第92条第1項第2号・第3号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第92条第1項（配当控除。課税総所得金額が1,000万円以下の場合、剰余金の配当等に係る配当所得の金額の100分の10）
- 国税庁 タックスアンサー No.1250（配当所得があるとき（配当控除）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第209問 tax-009 税金・寄附金控除

問題 93ページ

正答 B　98,000円

寄附金控除の額は、特定寄附金の額（総所得金額等の40%が限度）から2,000円を差し引いた額です。

計算・判断の手順

1. 地方公共団体に対する寄附金は、特定寄附金に当たる（所得税法 第78条第2項第1号）
2. 限度額の確認：500万円 × 40% ＝ 200万円 ＞ 10万円
3. 寄附金控除の額：10万円 − 2,000円 ＝ 98,000円

選択肢ごとの説明

× **A**　40,000円
寄附金の額に40%を掛けた誤りです。40%は、寄附金の額の限度を計算するときに総所得金額等に掛ける割合です。

○ **B**　98,000円
これが正解です。

× **C**　100,000円
2,000円を差し引いていない誤りです。

× **D**　2,000,000円
総所得金額等の40%（限度額）を控除額とした誤りです。控除額は、実際に支出した寄附金の額を基に計算します。

あわせて覚えたいポイント

- 寄附金控除は所得控除です。ふるさと納税の個人住民税の控除は、別の規定で計算します。

根拠と基準日

- 所得税法 第78条第1項（特定寄附金の額の合計額（総所得金額等の100分の40が限度）が2,000円を超える場合、その超える金額を控除）
- 所得税法 第78条第2項第1号（国又は地方公共団体に対する寄附金は特定寄附金）
- 国税庁 タックスアンサー No.1150（一定の寄附金を支払ったとき（寄附金控除）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第210問 tax-010 税金・消費税の納税義務の免除・簡易課税

問題 93ページ

正答 D **基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く）は、原則として、その課税期間の消費税の納税義務が免除される。**

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、適格請求書発行事業者でなければ、原則として納税義務が免除されます。

計算・判断の手順

1. 納税義務の免除：基準期間における課税売上高が1,000万円以下の者（適格請求書発行事業者を除く）（消費税法 第9条第1項。別段の定めがある場合を除く）
2. 基準期間：個人事業者はその年の前々年、法人は原則としてその事業年度の前々事業年度（第2条第1項第14号）
3. 簡易課税制度：基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、届出書を提出して適用（第37条第1項）

選択肢ごとの説明

× A　簡易課税制度は、基準期間における課税売上高が1億円以下の課税期間について選択できる。
簡易課税制度を選択できるのは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間です。

× B　個人事業者の基準期間とは、その年の前年をいう。
個人事業者の基準期間は、その年の前々年です。

× C　適格請求書発行事業者であっても、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であれば、納税義務が免除される。
適格請求書発行事業者は、納税義務の免除の対象から除かれています。

○ D　基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除く）は、原則として、その課税期間の消費税の納税義務が免除される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも、特定期間（個人事業者は前年の1月1日～6月30日）の課税売上高などが1,000万円を超えると、納税義務が免除されない場合があります（消費税法 第9条の2）。

根拠と基準日

- 消費税法 第9条第1項（基準期間における課税売上高が1,000万円以下の者（適格請求書発行事業者を除く）の納税義務の免除）
- 消費税法 第2条第1項第14号（基準期間（個人事業者はその年の前々年））
- 消費税法 第37条第1項（簡易課税制度（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間））
- 国税庁 タックスアンサー No.6501・No.6505（納税義務の免除、簡易課税制度（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第211問 tax-011 税金・配偶者控除

問題 93ページ

正答 B　48万円

納税者の合計所得金額が900万円以下で、控除対象配偶者が70歳以上（老人控除対象配偶者）の場合、配偶者控除の額は48万円です。

計算・判断の手順

1. 妻は同一生計配偶者で所得がない → 控除対象配偶者（所得税法 第2条第1項第33号・第33号の2）
2. 年齢70歳以上 → 老人控除対象配偶者（同項第33号の3）
3. Lさんの合計所得金額700万円（900万円以下）→ 48万円（第83条第1項第1号）

選択肢ごとの説明

× A　38万円
70歳未満の控除対象配偶者の場合の額です。妻は72歳なので老人控除対象配偶者です。

○ B　48万円
これが正解です。

× C　32万円
納税者の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合の、老人控除対象配偶者の額です。

× D　16万円
納税者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合の、老人控除対象配偶者の額です。

あわせて覚えたいポイント

- 配偶者控除の額は、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると段階的に少なくなり、1,000万円を超えると受けられません（控除対象配偶者は、合計所得金額が1,000万円以下の居住者の配偶者に限られる）。

根拠と基準日

- 所得税法 第83条第1項（配偶者控除。合計所得金額900万円以下は38万円（老人控除対象配偶者は48万円）、900万円超950万円以下は26万円（32万円）、950万円超1,000万円以下は13万円（16万円））
- 所得税法 第2条第1項第33号の2・第33号の3（控除対象配偶者（合計所得金額1,000万円以下の居住者の同一生計配偶者）、老人控除対象配偶者（70歳以上））
- 国税庁 タックスアンサー No.1191（配偶者控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第212問 tax-012 税金・扶養控除

問題 94ページ

正答 D　101万円

19歳以上23歳未満の特定扶養親族は63万円、16歳以上の一般の控除対象扶養親族は38万円です。合計は101万円です。

計算・判断の手順

1. 長男（20歳）：特定扶養親族（19歳以上23歳未満）→ 63万円（所得税法 第2条第1項第34号の3、第84条第1項）
2. 長女（16歳）：控除対象扶養親族（16歳以上）→ 38万円（第2条第1項第34号の2、第84条第1項）
3. 合計：63万円 ＋ 38万円 ＝ 101万円

選択肢ごとの説明

× A　63万円
長女の分（38万円）を加えていない誤りです。16歳以上は控除対象扶養親族です。

× B　76万円
2人とも一般の控除対象扶養親族（38万円）として計算した誤りです。

× C　126万円
2人とも特定扶養親族（63万円）として計算した誤りです。長女（16歳）は特定扶養親族ではありません。

○ D　101万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 年齢は、その年12月31日現在で判定します（国税庁 No.1180）。16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象になりません。

根拠と基準日

- 所得税法 第84条第1項（扶養控除。控除対象扶養親族1人につき38万円（特定扶養親族63万円、老人扶養親族48万円））
- 所得税法 第2条第1項第34号の2・第34号の3（控除対象扶養親族（居住者の場合は16歳以上）、特定扶養親族（19歳以上23歳未満））
- 国税庁 タックスアンサー No.1180（扶養控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第213問 tax-013 税金・社会保険料控除

問題 94ページ

正答 A　納税者が、生計を一にする親族の負担すべき国民年金保険料を支払った場合、その支払った金額は、納税者の社会保険料控除の対象となる。

納税者が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合は、その支払った金額が社会保険料控除の対象です。

計算・判断の手順

1. 対象：自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合（所得税法第74条第1項）
2. 控除額：支払った金額（全額）（同項）

選択肢ごとの説明

○ **A**　納税者が、生計を一にする親族の負担すべき国民年金保険料を支払った場合、その支払った金額は、納税者の社会保険料控除の対象となる。
これが正解です。

× **B**　社会保険料控除の額には、年5万円の上限がある。
社会保険料控除は、支払った金額の全額です。上限はありません。

× **C**　社会保険料控除の対象となるのは、納税者本人の負担すべき社会保険料に限られる。
生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合も対象です。

× **D**　国民年金保険料は、社会保険料控除ではなく生命保険料控除の対象となる。
国民年金保険料は社会保険料です（第74条第2項）。生命保険料控除の対象ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 給与から差し引かれる社会保険料も、社会保険料控除の対象です（第74条第1項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第74条（社会保険料控除。自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った金額）
- 国税庁 タックスアンサー No.1130（社会保険料控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第214問 tax-014 税金・雑損控除

問題 95ページ

正答 A　150万円

雑損控除の額は、保険金で補てんされる部分を除いた損失の額から、総所得金額等の10分の1を差し引いた額です（災害関連支出がない場合）。

計算・判断の手順

1. 損失の金額：300万円－100万円（保険金）＝200万円
2. 差し引く額：総所得金額等500万円 × 1/10 ＝ 50万円（所得税法 第72条第1項第1号）
3. 雑損控除の額：200万円－50万円 ＝ 150万円

第214問（tax-014）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　150万円
これが正解です。

× **B**　195万円
損失の金額から5万円を差し引いた誤りです。5万円の計算は、災害関連支出がある場合の式です。

× **C**　200万円
総所得金額等の10分の1を差し引いていない誤りです。

× **D**　250万円
保険金で補てんされた部分を差し引かずに計算した誤りです（300万円－50万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 損失額が大きくその年の所得金額から控除しきれない場合は、翌年以後3年間（東日本大震災または令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害による損失額は5年間）繰り越して控除できます（国税庁 No.1110）。

根拠と基準日

- 所得税法 第72条第1項（雑損控除。損失の金額（保険金等で補てんされる部分を除く）が、総所得金額等の10分の1（災害関連支出がある場合は別の計算）を超える部分）
- 国税庁 タックスアンサー No.1110（災害や盗難などで資産に損害を受けたとき（雑損控除）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第215問　tax-015　税金・不動産所得の損益通算（土地の負債利子）　問題 95ページ

正答 B　**70万円**

不動産所得の損失のうち、土地を取得するための負債の利子に相当する部分は、損益通算の対象になりません。

計算・判断の手順

1. 損益通算の対象外：不動産所得の損失のうち、土地等を取得するために要した負債の利子に相当する部分（租税特別措置法 第41条の4第1項）
2. 損失120万円のうち、土地の負債利子50万円に相当する部分は、生じなかったものとみなす
3. 損益通算できる金額：120万円－50万円 ＝ 70万円

第215問（tax-015）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　40万円
建物の借入金の利子（30万円）も除いた誤りです。対象外となるのは、土地等を取得するための負債の利子に相当する部分だけです。

○ B　70万円
これが正解です。

✕ C　120万円
土地の負債利子に相当する部分も通算できるとした誤りです。

✕ D　50万円
土地の負債利子の額（50万円）を、損益通算できる額と取り違えた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 不動産所得の損失は、原則として他の所得と損益通算できます（所得税法 第69条第1項）。土地の負債利子の部分は、その例外です。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第41条の4第1項（不動産所得の損失のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分は、損益通算の規定の適用上生じなかったものとみなす）
- 所得税法 第69条第1項（損益通算（不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の損失））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第216問　tax-016　税金・青色事業専従者給与

問題 95ページ

正答 D　**青色事業専従者として給与の支払を受ける配偶者は、事業主の配偶者控除の対象とならない。**

青色事業専従者として給与の支払を受ける配偶者は、同一生計配偶者から除かれるため、配偶者控除（配偶者特別控除を含む）の対象になりません。

計算・判断の手順

1. 青色事業専従者：生計を一にする配偶者その他の親族（15歳未満を除く）で、専ら事業に従事する者（所得税法 第57条第1項）
2. 必要経費に算入：届出書に記載した方法・金額の範囲内で、労務の対価として相当と認められる金額（同項）
3. 届出：適用を受けようとする年の3月15日まで（同条第2項）
4. 同一生計配偶者から、青色事業専従者で給与の支払を受けるものを除く（第2条第1項第33号）

第216問（tax-016）の続き

選択肢ごとの説明

× A　15歳未満の子でも、事業に専ら従事していれば青色事業専従者になれる。
15歳未満の者は、青色事業専従者になれません。

× B　青色事業専従者給与を必要経費に算入するための届出は不要である。
青色事業専従者給与に関する届出書を提出する必要があります。

× C　青色事業専従者に支払った給与は、金額にかかわらず、その全額を必要経費に算入できる。
必要経費に算入できるのは、届出書に記載した金額の範囲内で、労務の対価として相当と認められる金額です。

○ D　青色事業専従者として給与の支払を受ける配偶者は、事業主の配偶者控除の対象とならない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 届出書の提出期限は、その年の3月15日です（1月16日以後に新たに事業を開始した場合などは、その日から2か月以内）（国税庁 No.2075）。

根拠と基準日

- 所得税法 第57条第1項・第2項（青色事業専従者給与の必要経費算入（15歳未満を除く、届出書記載の範囲内で相当な金額）、届出期限）
- 所得税法 第2条第1項第33号（同一生計配偶者から、青色事業専従者で給与の支払を受けるもの等を除く）
- 国税庁 タックスアンサー No.2075（青色事業専従者給与と事業専従者控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第217問　tax-017　税金・給与所得者の確定申告

問題 96ページ

正答 C　**給与の年間収入金額が2,000万円以下で、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告は不要である。**

給与等の金額が2,000万円以下で、1か所から給与を受けて源泉徴収・年末調整を受けている人は、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告を要しません。

計算・判断の手順

1. 給与等の金額が2,000万円以下（所得税法 第121条第1項）
2. 1か所から給与を受け、その全部について源泉徴収・年末調整を受け、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下（同項第1号）

第217問（tax-017）の続き

選択肢ごとの説明

× A　給与の年間収入金額が3,000万円以下であれば、確定申告は不要である。
給与の年間収入金額が2,000万円を超える人は、確定申告が必要です。

× B　給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が30万円以下であれば、確定申告は不要である。
給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額は、20万円以下である必要があります。

○ C　給与の年間収入金額が2,000万円以下で、給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下であれば、原則として確定申告は不要である。
これが正解です。

× D　年末調整を受けていれば、給与以外の所得の金額にかかわらず、確定申告は不要である。
給与所得・退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

あわせて覚えたいポイント

- 確定申告が不要な人でも、源泉徴収された所得税の還付を受けるための申告書（還付申告）を提出することができます（所得税法 第122条）。

根拠と基準日

- 所得税法 第121条第1項（給与等の金額が2,000万円以下で、1か所から給与を受け源泉徴収・年末調整を受け、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合などは、確定申告を要しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.1900（給与所得者で確定申告が必要な人（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第218問　tax-018　税金・法人税（交際費等の損金不算入）　問題 96ページ

正答 D　**交際費等の額のうち、年800万円（定額控除限度額）を超える部分の金額を損金不算入とすることができる（接待飲食費の50%を超える部分を損金不算入とする方法との選択）。**

期末の資本金の額が1億円以下の法人（一定の法人を除く）は、交際費等のうち定額控除限度額（年800万円）を超える部分を損金不算入とする方法を選べます。

計算・判断の手順

1. 原則：交際費等の額（接待飲食費の50%に相当する金額を超える部分）は損金不算入（租税特別措置法 第61条の4第1項）
2. 中小法人の特例：期末の資本金の額が1億円以下の法人は、定額控除限度額（800万円 × 事業年度の月数 ÷ 12）を超える部分を損金不算入額とすることができる（同条第2項）
3. 適用期間：2014年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する事業年度（同条第1項）

第218問（tax-018）の続き

選択肢ごとの説明

× A　交際費等の額は、その全額を損金の額に算入できる。
交際費等には損金不算入の規定があります。全額を損金算入できるわけではありません。

× B　交際費等の額のうち、年600万円を超える部分の金額が損金不算入となる。
定額控除限度額は年800万円です。

× C　資本金の額が5,000万円の法人は、定額控除限度額の特例を受けることはできない。
期末の資本金の額が1億円以下なので、特例を受けることができます。

○ D　交際費等の額のうち、年800万円（定額控除限度額）を超える部分の金額を損金不算入とすることができる（接待飲食費の50%を超える部分を損金不算入とする方法との選択）。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 定額控除限度額は、事業年度の月数で按分します（12か月未満の事業年度では800万円より少なくなります）。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第61条の4第1項・第2項（交際費等の損金不算入（平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度）。資本金1億円以下の法人は定額控除限度額800万円（月数按分））
- 国税庁 タックスアンサー No.5265（交際費等の範囲と損金不算入額の計算（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第219問　tax-019　税金・消費税（簡易課税の計算）

問題 97ページ

正答 B　32万円

簡易課税制度では、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を掛けた額を、仕入れに係る消費税額として控除します。小売業（第二種事業）のみなし仕入率は80%です。

計算・判断の手順

1. 仕入れに係る消費税額：160万円 × 80% ＝ 128万円（消費税法 第37条第1項、同法施行令 第57条第1項）
2. 納付税額：160万円 − 128万円 ＝ 32万円

選択肢ごとの説明

× A　16万円
卸売業（第一種事業）のみなし仕入率90%で計算した誤りです。

○ B　32万円
これが正解です。

× C　48万円
第三種事業のみなし仕入率70%で計算した誤りです。

× D　64万円
第四種事業のみなし仕入率60%で計算した誤りです。

第219問（tax-019）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 小売業とは、他の者から購入した商品をその性質及び形状を変更しないで販売する事業で、卸売業（他の事業者に対して販売する事業）以外のものをいいます（施行令第57条第6項）。

根拠と基準日

- 消費税法 第37条第1項（簡易課税制度（仕入れに係る消費税額を、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額とする））
- 消費税法施行令 第57条第1項・第5項・第6項（みなし仕入率（第一種90%、第二種80%、第三種70%、第五種50%、第六種40%）、第二種事業（小売業など）、第四種事業（60%））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第220問　tax-020　税金・準確定申告

問題 97ページ

正答 A　**相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに、申告書を提出しなければならない。**

年の中途で死亡した人の所得税は、相続人が、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに申告します（準確定申告）。

計算・判断の手順

1. 申告する人：相続人（所得税法 第125条第1項）
2. 期限：相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日（同項）

選択肢ごとの説明

○ **A**　相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日までに、申告書を提出しなければならない。
これが正解です。

× **B**　相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、申告書を提出すればよい。
10か月以内は、相続税の申告期限です。準確定申告の期限は4か月です。

× **C**　死亡した人の所得税は、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告する。
準確定申告は、通常の確定申告の期間ではなく、相続の開始を知った日の翌日から4か月以内に行います。

× **D**　年の中途で死亡した人の所得税は、申告する必要がない。
確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、相続人が申告しなければなりません。

あわせて覚えたいポイント

- 準確定申告では、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額と税額を計算します（国税庁 No.2022）。

根拠と基準日

- 所得税法 第125条第1項（年の中途で死亡した居住者の所得税は、相続人が、相続の開始があったことを知った日の翌日から4月を経過した日の前日までに申告書を提出）
- 国税庁 タックスアンサー No.2022（納税者が死亡したときの確定申告（準確定申告）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第221問 tax-021 税金・退職所得（特定役員退職手当等）

問題 98ページ

正答 C　840万円

特定役員退職手当等（役員としての勤続年数が5年以下の役員の退職手当等）は、退職所得控除額を差し引いた残額に2分の1を掛けません。

計算・判断の手順

1. 退職所得控除額：40万円 × 4年 ＝ 160万円（所得税法 第30条第3項第1号）
2. 退職所得の金額：1,000万円 − 160万円 ＝ 840万円（2分の1にしない。第30条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　420万円
一般の退職手当等と同じく2分の1を掛けた誤りです（(1,000万円 − 160万円) × 1/2）。

× B　690万円
短期退職手当等の計算（150万円 ＋ (1,000万円 − (300万円 ＋ 160万円))）と混同した誤りです。役員の場合は特定役員退職手当等です。

○ C　840万円
これが正解です。

× D　1,000万円
退職所得控除額を差し引いていない誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 役員以外の者で勤続年数が5年以下の場合の短期退職手当等は、退職所得控除後の残額のうち300万円を超える部分について2分の1が適用されません（第30条第2項各号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第30条第2項・第3項（退職所得の金額（特定役員退職手当等は、収入金額から退職所得控除額を控除した残額。短期退職手当等の計算）、退職所得控除額（勤続20年以下は40万円×勤続年数））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第222問 tax-022 税金・家事関連費（必要経費）

問題 98ページ

正答 D　家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるものは、必要経費に算入しない。

家事上の経費（生活費など）とこれに関連する経費で政令で定めるものは、必要経費に算入できません。所得税も必要経費に算入しません。

計算・判断の手順

1. 必要経費に算入しないもの：家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの、所得税など（所得税法 第45条第1項第1号・第2号）

第222問（tax-022）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　事業主本人の生活費は、事業に関連していなくても必要経費に算入できる。
事業に関係しない生活費（家事上の経費）は、必要経費に算入できません。

✕ B　事業主本人が納付する所得税は、必要経費に算入できる。
所得税は、必要経費に算入しません（第45条第1項第2号）。

✕ C　家事上の経費は、全額を必要経費に算入できる。
家事上の経費は、必要経費に算入しません。

○ D　家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるものは、必要経費に算入しない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 家事上と業務上の両方にかかわりがある費用（家事関連費）のうち必要経費になるのは、取引の記録などに基づいて、業務遂行上直接必要であったことが明らかに区分できる場合の、その区分できる金額に限られます（国税庁 No.2210）。

根拠と基準日

- 所得税法 第45条第1項（家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの、所得税などは、必要経費に算入しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.2210（必要経費の知識（家事関連費））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第223問　tax-023　税金・総合課税の譲渡所得（長期）　問題 98ページ

正答 A　100万円

総合課税の譲渡所得は、譲渡益から特別控除（最高50万円）を差し引いて求めます。所有期間が5年を超える長期の譲渡所得は、さらに2分の1が総所得金額に算入されます。

計算・判断の手順

1. 譲渡所得の金額：250万円 − 50万円（特別控除）＝ 200万円（所得税法 第33条第3項・第4項）
2. 総所得金額への算入額：長期（取得の日以後5年超）の譲渡所得は2分の1 → 200万円 × 1/2 ＝ 100万円（第22条第2項第2号）

選択肢ごとの説明

○ A　100万円
これが正解です。

✕ B　200万円
長期の譲渡所得の2分の1を適用していない誤りです。

✕ C　125万円
特別控除（50万円）を差し引かずに2分の1にした誤りです（250万円 × 1/2）。

✕ D　250万円
特別控除と2分の1のどちらも適用していない誤りです。

第223問（tax-023）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 取得の日以後5年以内の譲渡（短期）は、2分の1にせず全額が総所得金額に算入されます（第22条第2項第1号・第33条第3項第1号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第33条第3項・第4項（譲渡所得の金額（譲渡益から特別控除額50万円を控除）。取得の日以後5年以内の譲渡は短期）
- 所得税法 第22条第2項（総所得金額（長期の譲渡所得・一時所得は2分の1））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第224問 tax-024 税金・予定納税

問題 99ページ

正答 B　20万円

予定納税基準額が15万円以上の場合は、第1期（7月）と第2期（11月）に、それぞれ予定納税基準額の3分の1を納付します。

計算・判断の手順

1. 予定納税：予定納税基準額が15万円以上の場合、第1期（7月1日～31日）と第2期（11月1日～30日）に、それぞれ予定納税基準額の3分の1（所得税法 第104条第1項）
2. 第1期：60万円 × 1/3 ＝ 20万円

選択肢ごとの説明

× A　30万円
2分の1で計算した誤りです。各期の納付額は3分の1です。

○ B　20万円
これが正解です。

× C　60万円
予定納税基準額の全額を第1期に納付するとした誤りです。

× D　0円
予定納税基準額が15万円以上なので、予定納税が必要です。

あわせて覚えたいポイント

- 予定納税で納めた額は、確定申告で計算した年税額から差し引かれます。

根拠と基準日

- 所得税法 第104条第1項（予定納税基準額が15万円以上の場合、第1期（7月）・第2期（11月）に、それぞれ予定納税基準額の3分の1を納付）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第225問 tax-025 税金・純損失の繰越控除

問題 99ページ

正答 C　青色申告書を提出した年に生じた純損失の金額は、確定申告書を提出することを要件に、翌年以後3年間繰り越して控除できる。

青色申告書を提出した年に生じた純損失の金額は、その後の年分で確定申告書を提出すれば、翌年以後3年間繰り越して控除できます。

計算・判断の手順

1. 繰越控除：確定申告書を提出する居住者の、前年以前3年内の各年（青色申告書を提出している年に限る）に生じた純損失の金額を控除（所得税法 第70条第1項）
2. 白色申告の場合は、変動所得の損失や被災事業用資産の損失など一定のものに限られる（同条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　純損失の金額は、白色申告でも全額を翌年以後10年間繰り越せる。
白色申告では、繰り越せる純損失は一定のものに限られ、期間も3年です。

× B　純損失の金額は、翌年以後1年間しか繰り越せない。
繰越期間は、翌年以後3年間です。

○ C　青色申告書を提出した年に生じた純損失の金額は、確定申告書を提出することを要件に、翌年以後3年間繰り越して控除できる。
これが正解です。

× D　純損失の繰越控除は、確定申告をしなくても受けられる。
確定申告書を提出することが要件です。

あわせて覚えたいポイント

- 個人の純損失の繰越期間（3年）は、法人の欠損金の繰越期間（10年以内に開始した事業年度に生じたもの。tax-027 参照）と異なります。

根拠と基準日

- 所得税法 第70条（純損失の繰越控除（青色申告書を提出した年の純損失は前年以前3年内のものを控除。白色申告は一定の損失に限る））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第226問 tax-026 税金・法人税（役員給与・定期同額給与）

問題 100ページ

正答 A **支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの（定期同額給与）は、損金の額に算入される。**

役員給与のうち、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれにも該当しないものは、損金の額に算入されません。定期同額給与は損金算入の対象です。

計算・判断の手順

1. 損金不算入：役員給与のうち、定期同額給与・事前確定届出給与（所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づくもの）・業績連動給与のいずれにも該当しないもの（法人税法 第34条第1項）
2. 定期同額給与：支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものなど（同項第1号）

選択肢ごとの説明

○ **A** 支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの（定期同額給与）は、損金の額に算入される。
これが正解です。

× **B** 役員給与は、その額にかかわらず、すべて損金の額に算入される。
定期同額給与などに該当しない役員給与は、損金の額に算入されません。

× **C** 役員に支給する賞与は、事前の届出をしていなくても、すべて損金の額に算入される。
役員賞与は、事前確定届出給与など法定の要件を満たすものでなければ、損金の額に算入されません。

× **D** 役員給与は、すべて損金の額に算入されない。
定期同額給与などの要件を満たす役員給与は、損金の額に算入されます。

あわせて覚えたいポイント

- 不相当に高額な部分の金額なども、損金の額に算入されません（法人税法 第34条第2項）。

根拠と基準日

- 法人税法 第34条第1項（役員給与のうち、定期同額給与・事前確定届出給与・業績連動給与のいずれにも該当しないものは損金不算入）
- 法人税法 第34条第2項（不相当に高額な部分の金額は損金不算入）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第227問 tax-027 税金・法人税（欠損金の繰越控除）

問題 100ページ

正答 D　各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入できる。

各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度に生じた欠損金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入できます（欠損金の繰越控除）。

計算・判断の手順

1. 繰越控除：各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（法人税法 第57条第1項）

選択肢ごとの説明

× A　欠損金額は、翌事業年度に限り繰り越すことができる。
繰越期間は、10年以内に開始した事業年度に生じたものです。

× B　欠損金額は、期間の制限なく繰り越すことができる。
繰越期間には制限があります（10年以内）。

× C　欠損金額は、各事業年度開始の日前3年以内に開始した事業年度に生じたものに限り控除できる。
3年は、個人の所得税の純損失の繰越期間です（tax-025 参照）。

○ D　各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入できる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 損金の額に算入できる欠損金額は、原則として所得の金額の100分の50相当額が限度です。中小法人等の一定の法人は、所得の金額が限度となります（法人税法 第57条第1項ただし書・第11項）。

根拠と基準日

- 法人税法 第57条第1項（各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額の損金算入（控除限度額の定めあり））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第228問 tax-028 税金・消費税（非課税取引）

問題 101ページ

正答 B　土地の譲渡

土地の譲渡・貸付け（1か月未満の貸付けや、駐車場などの施設の利用に伴う土地の使用を除く）は、消費税の非課税取引です。

計算・判断の手順

1. 非課税取引：国内において行われる資産の譲渡等のうち、消費税法 別表第二に掲げるもの（消費税法 第6条第1項）
2. 土地の譲渡及び貸付け（1か月未満の貸付け、駐車場などの施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く）（国税庁 No.6201）

第228問（tax-028）の続き

選択肢ごとの説明

× A　事業者が行う駐車場（施設の利用に伴って土地が使用されるもの）の貸付け
駐車場などの施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税取引に当たりません。

○ B　土地の譲渡
これが正解です。

× C　事務所用建物の譲渡
建物の譲渡は課税取引です。非課税になるのは、土地の譲渡や住宅の貸付けなどです。

× D　事業者が行う1か月未満の土地の貸付け
1か月未満の土地の貸付けは、非課税取引に当たりません。

あわせて覚えたいポイント

- 住宅の貸付けも非課税取引です（国税庁 No.6201）。

根拠と基準日

- 消費税法 第6条第1項（国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第二に掲げるものには消費税を課さない）
- 国税庁 タックスアンサー No.6201（非課税となる取引（土地の譲渡および貸付け〔1か月未満・施設利用に伴うものを除く〕、住宅の貸付けなど）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第229問　tax-029　税金・青色申告の承認申請

問題 101ページ

正答 A　2026年3月15日まで

青色申告の承認を受けようとする年の3月15日までに、申請書を提出します（その年1月16日以後に新たに業務を開始した場合は、開始した日から2か月以内）。

計算・判断の手順

1. 提出期限：その年3月15日まで（その年1月16日以後新たに業務を開始した場合は、業務を開始した日から2月以内）（所得税法 第144条）

選択肢ごとの説明

○ A　2026年3月15日まで
これが正解です。

× B　2026年12月31日まで
申請期限は、青色申告をしようとする年の3月15日までです。

× C　2027年3月15日まで
2027年3月15日は、2026年分の確定申告の期限です。申請はその年の3月15日までに行います。

× D　事業を開始した日から2か月以内
2か月以内は、その年1月16日以後に新たに業務を開始した場合の期限です。

あわせて覚えたいポイント

- 青色申告をすると、青色申告特別控除（tax-005 参照）や純損失の繰越控除（tax-025 参照）などの特典を受けられます。

第229問（tax-029）の続き

根拠と基準日

- 所得税法 第144条（青色申告の承認申請書は、その年3月15日まで（1月16日以後新たに業務を開始した場合は開始日から2月以内））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第230問　tax-030　税金・所得税の延納

問題 101ページ

正答 C　40万円

納付すべき所得税額の2分の1以上を納付の期限までに納付すれば、残額は、その年の5月31日まで納付を延期できます。

計算・判断の手順

1. 延納：納付すべき所得税額の2分の1に相当する金額以上を納付の期限までに納付したときは、残額について、その年の5月31日まで延期できる（所得税法 第131条第1項）
2. 80万円 × 1/2 ＝ 40万円

選択肢ごとの説明

× A　80万円
全額を納付するなら延納は不要です。延納には2分の1以上の納付が必要です。

× B　20万円
4分の1で計算した誤りです。

○ C　40万円
これが正解です。

× D　0円
延納を受けるには、2分の1以上を期限までに納付する必要があります。

あわせて覚えたいポイント

- 延納した所得税には、延納の期間の日数に応じて利子税がかかります（所得税法 第131条第3項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第131条第1項（納付すべき所得税額の2分の1以上を納付の期限までに納付したときは、残額をその年5月31日まで延期できる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第231問 tax-031 税金・障害者控除

問題 102ページ

正答 D　67万円

障害者控除は、扶養親族などが障害者の場合1人につき27万円、特別障害者の場合40万円です。同居特別障害者の場合は75万円です（所得税法 第79条）。

計算・判断の手順

1. 障害者の扶養親族：27万円
2. 特別障害者の扶養親族（同居していない）：40万円
3. 合計：27万円 ＋ 40万円 ＝ 67万円

選択肢ごとの説明

× A　54万円
2人とも障害者（27万円）として計算した誤りです。

× B　80万円
2人とも特別障害者（40万円）として計算した誤りです。

× C　102万円
特別障害者の扶養親族を同居特別障害者（75万円）として計算した誤りです。同居していないため40万円です。

○ D　67万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 同居特別障害者は、居住者・配偶者・生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている特別障害者です（第79条第3項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第79条第1項〜第3項（障害者一人につき二十七万円（特別障害者は四十万円）。同居の特別障害者は一人につき七十五万円）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第232問 tax-032 税金・報酬・料金の源泉徴収

問題 102ページ

正答 B　20万円

原稿料などの報酬の源泉徴収税額は、支払金額の10%ですが、同一人に1回に支払う金額が100万円を超える場合は、その超える部分は20%です（所得税法 第205条第1号）。

計算・判断の手順

1. 100万円までの部分：100万円 × 10% ＝ 10万円
2. 100万円を超える部分：50万円 × 20% ＝ 10万円
3. 合計：20万円

第232問（tax-032）の続き

選択肢ごとの説明

✕ **A**　15万円
全額に10%を掛けた誤りです。

○ **B**　20万円
これが正解です。

✕ **C**　30万円
全額に20%を掛けた誤りです。

✕ **D**　10万円
100万円を超える部分を計算に含めていません。

あわせて覚えたいポイント

- 復興特別所得税を含めると、税率は10.21%（100万円を超える部分は20.42%）です。
- 源泉徴収した所得税は、徴収した月の翌月10日までに納付します（第204条第1項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第205条第1号（その金額に百分の十（同一人に対し一回に支払われる金額が百万円を超える場合には、その超える部分の金額については百分の二十））
- 所得税法 第204条第1項第1号（原稿の報酬などの支払をする者は、その支払の際に所得税を徴収し、翌月十日までに納付する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第233問　tax-033　税金・公的年金等の受給者の確定申告不要制度

問題 103ページ

正答 A　**公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下のため、所得税の確定申告をする必要はない。**

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です（所得税法 第121条第3項）。

計算・判断の手順

1. 公的年金等の収入金額：380万円 ≦ 400万円
2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額：15万円 ≦ 20万円
3. → 確定申告は不要

第233問（tax-033）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下のため、所得税の確定申告をする必要はない。
これが正解です。

× **B**　公的年金等の収入金額が300万円を超えるため、所得税の確定申告が必要である。
基準は400万円以下です。

× **C**　公的年金等以外に所得があるため、金額にかかわらず所得税の確定申告が必要である。
公的年金等以外の所得金額が20万円以下であれば、確定申告は不要です。

× **D**　公的年金等の受給者は、所得の金額にかかわらず確定申告をすることができない。
還付を受けるためなど、確定申告をすることはできます。設問の制度は、申告をしなくてもよいという制度です。

あわせて覚えたいポイント

- 確定申告が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合があります（国税庁 No.1600）。

根拠と基準日

- 所得税法 第121条第3項（公的年金等の収入金額が四百万円以下であるものが、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が二十万円以下であるときは、確定申告書の提出を要しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.1600（公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第234問　tax-034　税金・法人税（受取配当等の益金不算入）　問題 103ページ

正答 C　**20万円**

非支配目的株式等（保有割合5%以下）に係る配当等は、その20%が益金不算入です（法人税法 第23条第1項・第6項）。

計算・判断の手順

1. 保有割合3% ≦ 5% → 非支配目的株式等
2. 益金不算入額：100万円 × 20% ＝ 20万円

第234問（tax-034）の続き

選択肢ごとの説明

× A　100万円
完全子法人株式等（100%が益金不算入）として計算した誤りです。

× B　50万円
完全子法人株式等・関連法人株式等・非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等（50%）として計算した誤りです。

○ C　20万円
これが正解です。

× D　0円
受取配当等の益金不算入の制度は、非支配目的株式等にも適用されます。

あわせて覚えたいポイント

- 関連法人株式等（保有割合3分の1超）は、配当等の額から負債利子相当額を控除した額が益金不算入です。

根拠と基準日

- 法人税法 第23条第1項・第6項（完全子法人株式等・関連法人株式等・非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等は百分の五十、非支配目的株式等は百分の二十。非支配目的株式等は発行済株式等の百分の五以下）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第235問　tax-035　税金・純損失の繰戻しによる還付

問題 104ページ

正答 D　**青色申告書を提出する居住者は、その年に生じた純損失の金額について、前年分の所得税の還付を請求できる。**

青色申告書を提出する居住者は、その年に純損失の金額がある場合、申告書の提出と同時に、前年分の所得税の還付を請求できます（所得税法 第140条第1項）。

計算・判断の手順

1. 対象：青色申告書を提出する居住者
2. 繰り戻せるのは前年分（前年分も青色申告書を提出していることなどが要件。第140条第4項）
3. 時期：その年分の青色申告書の提出と同時に請求（第140条第1項）

選択肢ごとの説明

× A　白色申告者も、純損失の金額について、前年分の所得税の還付を請求できる。
青色申告者に限られます。

× B　純損失の金額は、前3年分の所得税に繰り戻して還付を請求できる。
前年分だけです。純損失の繰越控除（翌年以後3年間）と混同しないようにしましょう（tax-025）。

× C　繰戻しによる還付の請求は、確定申告書を提出した後、いつでも行うことができる。
申告書の提出と同時に請求します。

○ D　青色申告書を提出する居住者は、その年に生じた純損失の金額について、前年分の所得税の還付を請求できる。
これが正解です。

第235問（tax-035）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 事業の廃止などがあった場合の特例もあります（第140条第5項）。

根拠と基準日

- 所得税法 第140条第1項（青色申告書を提出する居住者は、その年において生じた純損失の金額がある場合には、当該申告書の提出と同時に、前年分の所得税の還付を請求することができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第236問　tax-036　税金・更正の請求の期限

問題 104ページ

正答 A　**法定申告期限から5年以内**

更正の請求は、原則として、法定申告期限から5年以内に限り行うことができます（国税通則法 第23条第1項）。

計算・判断の手順

1. 国税通則法 第23条第1項：法定申告期限から5年以内（一定の場合の法人税は10年以内）

選択肢ごとの説明

○ **A**　法定申告期限から5年以内
これが正解です。

× **B**　法定申告期限から1年以内
1年ではなく、5年以内です。

× **C**　法定申告期限から3年以内
3年という期限ではありません。

× **D**　期限はない
5年の期限があります。

あわせて覚えたいポイント

- 税額を過少に申告していた場合は、修正申告をします。修正申告に伴う過少申告加算税は tax-040 を参照してください。

根拠と基準日

- 国税通則法 第23条第1項（当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年（第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、十年）以内に限り、更正の請求をすることができる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第237問 tax-037 税金・個人住民税の所得割（標準税率）

問題 104ページ

正答 B　40万円

所得割の標準税率は、市町村民税6%、道府県民税4%で、合計10%です（地方税法 第314条の3第1項・第35条第1項）。

計算・判断の手順

1. 市町村民税：400万円 × 6% ＝ 24万円
2. 道府県民税：400万円 × 4% ＝ 16万円
3. 所得割の合計：40万円

選択肢ごとの説明

× A　24万円
市町村民税の所得割だけです。

○ B　40万円
これが正解です。

× C　32万円
指定都市の市民税の税率（8%）だけで計算した誤りです。Uさんは指定都市以外に住所があります。

× D　16万円
道府県民税の所得割だけです。

あわせて覚えたいポイント

- 指定都市に住所がある場合は、市民税8%・道府県民税2%で、合計は同じく10%です。

根拠と基準日

- 地方税法 第314条の3第1項（市町村民税の所得割の標準税率は百分の六（指定都市は百分の八））
- 地方税法 第35条第1項（道府県民税の所得割の標準税率は百分の四（指定都市の区域内に住所を有する場合は百分の二））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第238問 tax-038 税金・法人税（少額の減価償却資産）

問題 105ページ

正答 D　事業の用に供した日の属する事業年度に、取得価額に相当する金額を損金経理すれば、その金額を損金の額に算入できる。

取得価額10万円未満（又は使用可能期間1年未満）の減価償却資産は、事業の用に供した事業年度に取得価額相当額を損金経理すれば、損金の額に算入されます（法人税法施行令 第133条第1項）。

計算・判断の手順

1. 要件：取得価額10万円未満又は使用可能期間1年未満
2. 処理：事業の用に供した日の属する事業年度に損金経理
3. 除外：貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したもの

第238問（tax-038）の続き

選択肢ごとの説明

× A　取得価額20万円未満の資産であれば、全額をその事業年度の損金の額に算入できる。
全額損金になるのは10万円未満です。10万円以上20万円未満の資産は、一括償却資産として3年で均等に損金算入する方法を選択できます。

× B　取得価額10万円未満の資産であっても、必ず耐用年数に応じて減価償却しなければならない。
損金経理により、全額を損金算入できます。

× C　取得価額10万円未満であれば、主要な事業として行われるもの以外の貸付けの用に供した資産でも、全額を損金の額に算入できる。
主要な事業として行われるもの以外の貸付けの用に供した資産は、対象から除かれています。

○ D　事業の用に供した日の属する事業年度に、取得価額に相当する金額を損金経理すれば、その金額を損金の額に算入できる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 交際費等の損金不算入は tax-018 を参照してください。

根拠と基準日

- 法人税法施行令 第133条第1項（取得価額が十万円未満であるもの（貸付けの用に供したものを除く）又は使用可能期間が一年未満であるものは、事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をした金額を損金の額に算入する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第239問　tax-039　税金・小規模企業共済等掛金控除

問題 105ページ

正答 C　1,116,000円

小規模企業共済等掛金控除は、支払った掛金の全額を所得から控除します（所得税法 第75条第1項）。小規模企業共済の掛金と個人型確定拠出年金の個人型年金加入者掛金は、いずれも対象です（同条第2項）。

計算・判断の手順

1. 控除額：840,000円 ＋ 276,000円 ＝ 1,116,000円

選択肢ごとの説明

× A　276,000円
iDeCoの掛金だけです。小規模企業共済の掛金も対象です。

× B　840,000円
小規模企業共済の掛金だけです。iDeCoの掛金も対象です。

○ C　1,116,000円
これが正解です。

× D　700,000円
控除額に上限はなく、支払った全額を控除します。

第239問（tax-039）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 掛金の額の上限（拠出限度額）は各制度で定められていますが、控除の段階では支払った全額が控除されます。iDeCoは life-020 を参照してください。

根拠と基準日

- 所得税法 第75条（小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その支払った金額を控除する。小規模企業共済法の共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金などが対象）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第240問　tax-040　税金・過少申告加算税

問題 106ページ

正答 A　12.5万円

過少申告加算税は、新たに納付すべき税額の10%です。さらに、その税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分には、5%が加算されます（国税通則法 第65条第1項・第2項）。

計算・判断の手順

1. 基本：100万円 × 10% ＝ 10万円
2. 加算：期限内申告税額（30万円）と50万円のいずれか多い金額は50万円 → (100万円 − 50万円) × 5% ＝ 2.5万円
3. 合計：12.5万円

選択肢ごとの説明

○ **A**　12.5万円
これが正解です。

× **B**　10万円
50万円を超える部分の5%の加算を考慮していません。

× **C**　15万円
全額に15%を掛けた誤りです。15%になるのは、50万円等を超える部分だけです。

× **D**　5万円
調査の通知があった後、更正を予知する前に修正申告をした場合の割合（5%）です。設問は、調査を受けて更正を予知した後の修正申告です。なお、調査の通知の前に、更正を予知せずに修正申告をした場合は、過少申告加算税は課されません（国税通則法 第65条第1項かっこ書・第6項）。

あわせて覚えたいポイント

- 調査の事前通知の前に、更正を予知せずに修正申告をした場合は、過少申告加算税は課されません（第65条第6項）。

第240問（tax-040）の続き

根拠と基準日

- 国税通則法 第65条第1項・第2項・第6項（納付すべき税額の百分の十（更正を予知してされたものでないときは百分の五）。期限内申告税額と五十万円のいずれか多い金額を超える部分は百分の五を加算。調査通知前の自主的な修正申告は適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月17日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第241問　tax-041　税金・退職所得（勤続年数の端数）

問題 106ページ

正答 B　390万円

勤続年数に1年未満の端数があるときは1年に切り上げます。勤続年数が20年を超える場合の退職所得控除額は、800万円 ＋ 70万円 ×（勤続年数 − 20年）です。

計算・判断の手順

1. 勤続年数：25年3か月 → 26年（所得税法施行令 第69条第2項）
2. 退職所得控除額：800万円 ＋ 70万円 × (26年 − 20年) ＝ 1,220万円（所得税法 第30条第3項第2号）
3. 退職所得の金額：(2,000万円 − 1,220万円) × 1/2 ＝ 390万円

選択肢ごとの説明

× A　425万円
端数を切り捨てて勤続25年で計算した誤りです（(2,000万円 − 1,150万円) × 1/2）。

○ B　390万円
これが正解です。

× C　780万円
2分の1を掛けていません。

× D　500万円
20年を超える部分も40万円 × 年数で計算した誤りです（(2,000万円 − 40万円 × 25年) × 1/2）。

あわせて覚えたいポイント

- 退職所得の基本の計算は tax-001、特定役員退職手当等は tax-021 を参照してください。

根拠と基準日

- 所得税法 第30条第2項・第3項（退職所得の金額＝（収入金額−退職所得控除額）×1/2。勤続年数が二十年を超える場合の退職所得控除額は八百万円＋七十万円×（勤続年数−二十年））
- 所得税法施行令 第69条第2項（計算した期間に一年未満の端数を生じたときは、これを一年として勤続年数を計算する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第242問 tax-042 税金・通勤手当の非課税

問題 107ページ

正答 D　1か月あたり15万円までが非課税である。

交通機関を利用している人の通勤手当は、最も経済的かつ合理的な経路・方法による運賃等の額で、1か月あたり15万円までが非課税です（所得税法 第9条第1項第5号、同法施行令 第20条の2第1号）。

計算・判断の手順

1. 非課税の限度：1か月あたり15万円（交通機関を利用している人）

選択肢ごとの説明

× A　1か月あたり10万円までが非課税である。
10万円ではなく、15万円です。

× B　金額にかかわらず、全額が非課税である。
1か月あたり15万円を超える部分は課税されます。

× C　通勤手当は、全額が給与所得として課税される。
一定の金額までは非課税です。

○ D　1か月あたり15万円までが非課税である。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 自動車などで通勤している人は、片道の通勤距離に応じて非課税の限度額が定められています（施行令 第20条の2第2号）。

根拠と基準日

- 所得税法 第9条第1項第5号（通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるものは非課税）
- 所得税法施行令 第20条の2第1号（最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額（一月当たりの金額が十五万円を超えるときは、一月当たり十五万円））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第243問 tax-043 税金・消費税の基準期間

問題 107ページ

正答 C　その年の前々年

個人事業者の基準期間は、その年の前々年です（消費税法 第2条第1項第14号）。基準期間の課税売上高で、納税義務の免除（1,000万円以下）などを判定します。

計算・判断の手順

1. 個人事業者：その年の前々年
2. 法人：その事業年度の前々事業年度（原則）

第243問（tax-043）の続き

選択肢ごとの説明

× A　その年の前年
前年は、個人事業者の特定期間（前年1月1日〜6月30日）の判定に使う年です。基準期間ではありません。

× B　その年
その年ではなく、前々年です。

○ C　その年の前々年
これが正解です。

× D　その年の3年前の年
3年前の年ではありません。

あわせて覚えたいポイント

- 納税義務の免除と簡易課税制度は tax-010 を参照してください。

根拠と基準日

- 消費税法 第2条第1項第14号（基準期間：個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第244問　tax-044　税金・消費税の税率

問題 107ページ

正答 A　**標準税率の場合、消費税率7.8%と地方消費税を合わせて10%、軽減税率の場合、消費税率6.24%と地方消費税を合わせて8%である。**

消費税（国税）の税率は、標準税率7.8%、軽減税率6.24%です（消費税法 第29条）。地方消費税の税率は消費税額の78分の22で（地方税法 第72条の83）、合計は標準10%、軽減8%になります。

計算・判断の手順

1. 標準：7.8% ＋ 7.8% × 22/78（2.2%） ＝ 10%
2. 軽減：6.24% ＋ 6.24% × 22/78（1.76%） ＝ 8%

選択肢ごとの説明

○ A　標準税率の場合、消費税率7.8%と地方消費税を合わせて10%、軽減税率の場合、消費税率6.24%と地方消費税を合わせて8%である。
これが正解です。

× B　軽減税率の場合、消費税（国税）の税率は8%である。
8%は、地方消費税を含めた合計の税率です。国税部分は6.24%です。

× C　標準税率の場合、消費税（国税）の税率は10%で、地方消費税は別に課されない。
国税部分は7.8%で、地方消費税（2.2%相当）と合わせて10%です。

× D　地方消費税の税率は、消費税額に関係なく、取引額の2%である。
地方消費税は、消費税額の78分の22です。

第244問（tax-044）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 税込価格から消費税（国税）部分を求めるときは、合計税率（10%・8%）ではなく、国税の税率（7.8%・6.24%）を使う点に注意しましょう。

根拠と基準日

- 消費税法 第29条（課税資産の譲渡等（軽減対象を除く）百分の七・八、軽減対象課税資産の譲渡等 百分の六・二四）
- 地方税法 第72条の83（地方消費税の税率は、七十八分の二十二とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第245問　tax-045　税金・法人税の税率

問題 108ページ

正答 B　1億1,600万円

普通法人の各事業年度の所得に対する法人税の税率は23.2%です（法人税法 第66条第1項）。資本金1億円を超える法人には、中小法人の軽減税率は適用されません。

計算・判断の手順

1. 法人税：5億円 × 23.2% ＝ 1億1,600万円

選択肢ごとの説明

× A　1億5,000万円
30%で計算した誤りです。

○ B　1億1,600万円
これが正解です。

× C　9,500万円
資本金1億円以下の中小法人等の所得のうち年800万円以下の部分に適用される税率（法人税法本則の19%：第66条第2項）で計算した誤りです。資本金1億円超の法人には適用されません。

× D　7,500万円
15%で計算した誤りです。資本金1億円超の普通法人の税率は23.2%です。

あわせて覚えたいポイント

- 法人税の申告期限は tax-046 を参照してください。
- 2026年4月1日以後に開始する事業年度からは、法人税とは別に、防衛特別法人税（課税標準法人税額の4%）が課されます（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法 第11条・第14条）。

第245問（tax-045）の続き

根拠と基準日

- 法人税法 第66条第1項（内国法人である普通法人等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十三・二の税率を乗じて計算した金額とする）
- 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法 第11条・第14条（課税事業年度は、法人の令和八年四月一日以後に開始する各事業年度。防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に百分の四の税率を乗じて計算した金額）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月17日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第246問　tax-046　税金・法人税の確定申告書の提出期限

問題 108ページ

正答 D　各事業年度終了の日の翌日から2か月以内

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、確定した決算に基づく申告書を提出しなければなりません（法人税法 第74条第1項）。

計算・判断の手順

1. 法人税法 第74条第1項：各事業年度終了の日の翌日から二月以内

選択肢ごとの説明

× A　各事業年度終了の日の翌日から1か月以内
1か月以内は、残余財産が確定した場合の事業年度の申告期限です（第74条第2項）。

× B　各事業年度終了の日の翌日から3か月以内
原則は2か月以内です。

× C　各事業年度終了の日の翌日から6か月以内
原則は2か月以内です。

○ D　各事業年度終了の日の翌日から2か月以内
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 個人の所得税の確定申告の期限（翌年2月16日〜3月15日）とは異なります。

根拠と基準日

- 法人税法 第74条第1項・第2項（内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、確定した決算に基づき申告書を提出しなければならない。残余財産の確定の日の属する事業年度は一月以内）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第247問 tax-047 税金・総合課税の譲渡所得（短期と長期がある場合の特別控除）

問題 109ページ

正答 A　90万円

総合課税の譲渡所得の特別控除（最高50万円）は、まず短期譲渡所得（取得から5年以内）の譲渡益から控除します（所得税法 第33条第5項）。総所得金額には、短期は全額、長期は2分の1を算入します（第22条第2項）。

計算・判断の手順

1. 区分：ゴルフ会員権（3年）＝短期、絵画（8年）＝長期（第33条第3項）
2. 特別控除50万円は短期から先に控除：短期 80万円 − 50万円 ＝ 30万円、長期 120万円（控除の残りなし）
3. 総所得金額への算入：短期30万円（全額）＋ 長期120万円 × 1/2（60万円）＝ 90万円

選択肢ごとの説明

○ **A**　90万円
これが正解です。

× **B**　115万円
特別控除を長期の譲渡益から控除した誤りです（短期80万円 ＋ (120万円 − 50万円) × 1/2）。控除は短期から先に行います。

× **C**　150万円
長期も2分の1にせず、全額を算入した誤りです（30万円 ＋ 120万円）。

× **D**　75万円
短期も2分の1にした誤りです（(30万円 ＋ 120万円) × 1/2）。短期は全額を算入します。

あわせて覚えたいポイント

- 長期だけの場合の計算は tax-023 を参照してください。短期から先に控除するほうが、2分の1にならない短期の所得が減るため、納税者に有利です。

根拠と基準日

- 所得税法 第33条第3項〜第5項（取得の日以後五年以内の譲渡は短期（第3項第1号）。特別控除額は五十万円（第4項）。特別控除は、まず短期に係る部分の金額から控除する（第5項））
- 所得税法 第22条第2項（総所得金額には、短期の譲渡所得は全額、長期の譲渡所得（第三十三条第三項第二号）と一時所得は二分の一を算入）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第248問 tax-048 税金・個人事業税

問題 109ページ

正答 C　250,000円

個人事業税は、所得から事業主控除（年290万円）を差し引いた額に、事業の区分に応じた税率（第一種事業は5%）を掛けて計算します（地方税法 第72条の49の14・第72条の49の17）。

計算・判断の手順

1. 事業主控除後：790万円－290万円 ＝ 500万円
2. 個人事業税：500万円 × 5% ＝ 25万円（250,000円）

選択肢ごとの説明

× A　395,000円
事業主控除（290万円）を差し引いていません。

× B　200,000円
第二種事業の税率（4%）で計算した誤りです。

○ C　250,000円
これが正解です。

× D　145,000円
事業主控除の額（290万円）に税率を掛けた誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 事業を行った期間が1年に満たない場合は、事業主控除は月割りになります（第72条の49の14第2項）。

根拠と基準日

- 地方税法 第72条の49の14（事業を行う個人については、当該個人の事業の所得の計算上二百九十万円を控除する）
- 地方税法 第72条の49の17（第一種事業を行う個人 所得に百分の五の標準税率、第二種事業 百分の四）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第249問 tax-049 税金・生計を一にする親族に支払う対価

問題 110ページ

正答 D　支払った給与は、Zさんの事業所得の計算上、必要経費に算入されない。

居住者と生計を一にする配偶者その他の親族が、その居住者の事業に従事したことなどにより対価の支払を受ける場合、その対価は、居住者の事業所得などの計算上、必要経費に算入しません（所得税法 第56条）。

計算・判断の手順

1. 生計を一にする親族への対価：必要経費に算入しない（第56条前段）
2. その親族の側でも、その対価は所得として扱わない（第56条）

第249問（tax-049）の続き

選択肢ごとの説明

× A　支払った給与は、全額をZさんの事業所得の必要経費に算入できる。
生計を一にする親族への対価は、原則として必要経費になりません。

× B　支払った給与のうち、世間相場の金額までを必要経費に算入できる。
世間相場の金額でも、必要経費になりません。

× C　支払った給与は、妻の給与所得として課税され、Zさんの必要経費にも算入される。
受け取った親族の側でも所得とされず、支払った側の必要経費にもなりません。

○ D　支払った給与は、Zさんの事業所得の計算上、必要経費に算入されない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 例外として、青色事業専従者給与（tax-016）や、白色申告者の事業専従者控除（第57条）があります。

根拠と基準日

- 所得税法 第56条（居住者と生計を一にする配偶者その他の親族がその居住者の営む事業に従事したことその他の事由により当該事業から対価の支払を受ける場合には、その対価に相当する金額は、必要経費に算入しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第250問　tax-050　税金・無申告加算税

問題 110ページ

正答 B　6万円

無申告加算税は、期限後申告などにより納付すべき税額に15%を掛けた額です（国税通則法 第66条第1項）。調査による決定を予知してされたものでない期限後申告は、調査の通知の後なら10%（同項かっこ書）、調査の通知の前なら5%です（同条第8項）。納付すべき税額が50万円を超える部分などには、さらに加算があります（同条第2項）。

計算・判断の手順

1. 納付すべき税額40万円は50万円以下 → 加算の対象外
2. 無申告加算税：40万円 × 15% ＝ 6万円

選択肢ごとの説明

× A　4万円
調査の通知の後、決定を予知する前に期限後申告をした場合の割合（10%）で計算した誤りです。設問は、調査を受けて決定を予知した後の期限後申告です。

○ B　6万円
これが正解です。

× C　8万円
20%で計算した誤りです。

× D　2万円
5%で計算した誤りです。5%は、調査の通知の前に、決定を予知せずに期限後申告をした場合の割合です（第66条第8項）。設問は、調査を受けて決定を予知した後の期限後申告です。

第250問（tax-050）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 期限内に申告した後の修正申告には、過少申告加算税が課されます（tax-040）。

根拠と基準日

- 国税通則法 第66条第1項・第2項・第8項（納付すべき税額に百分の十五の割合（更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは百分の十）。加算後累積納付税額が五十万円を超える場合等の加算。予知してされたものでなく、調査通知がある前に行われた期限後申告等は百分の五）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月17日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

課目6　相続・事業承継設計

解答・解説（50問）

第251問　inheritance-001　相続・相続税の基礎控除

問題 111ページ

正答 D　4,800万円

相続税の計算では、相続を放棄した人も法定相続人の数に含めます。法定相続人は3人なので、3,000万円 ＋ 600万円 × 3人 ＝ 4,800万円です。

計算・判断の手順

1. 遺産に係る基礎控除額 ＝ 3,000万円 ＋ 600万円 × 法定相続人の数
2. 法定相続人の数：配偶者1人 ＋ 子2人（放棄した子も含む）＝ 3人
3. 3,000万円 ＋ 600万円 × 3人 ＝ 4,800万円

選択肢ごとの説明

× A　4,200万円
相続を放棄した子を人数から除いています（2人で計算）。

× B　3,600万円
配偶者だけ（1人）で計算しています。

× C　5,400万円
法定相続人を4人と数えています。

○ D　4,800万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 法定相続人の数に含める養子の数には制限があります（実子がいる場合は1人まで、いない場合は2人まで）。
- 死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額（500万円 × 法定相続人の数）も、放棄した人を含めた人数で計算します。ただし、放棄した人が受け取った保険金には非課税の適用がありません。

根拠と基準日

- 相続税法 第15条第1項（遺産に係る基礎控除）
- 相続税法 第15条第2項（法定相続人の数は、相続の放棄がなかったものとして数える）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第252問 inheritance-002 相続・法定相続分

問題 111ページ

正答 C　1/8

配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合、配偶者が3/4、兄弟姉妹全体が1/4です。兄2人で1/4を等分するので、1人あたり1/8です。

計算・判断の手順

1. 子も直系尊属もいないので、兄弟姉妹が第3順位の相続人になります。
2. 法定相続分：配偶者 3/4、兄弟姉妹全体 1/4
3. 兄1人あたり：1/4 × 1/2 ＝ 1/8

選択肢ごとの説明

× A　1/4
兄弟姉妹全体の相続分を、1人分と取り違えています。

× B　1/6
配偶者と直系尊属が相続人の場合の、直系尊属全体の相続分（1/3）を2人で分けています。

○ C　1/8
これが正解です。

× D　1/2
配偶者と兄弟姉妹全体で等分したと考えています。

あわせて覚えたいポイント

- 父母の一方だけを同じくする兄弟姉妹（半血）の相続分は、全血の兄弟姉妹の1/2です。
- 兄弟姉妹には遺留分がありません。
- 兄弟姉妹が相続した場合、相続税額は2割加算の対象です。

根拠と基準日

- 民法 第889条第1項第2号（兄弟姉妹の相続順位）
- 民法 第890条（配偶者の相続権）
- 民法 第900条第3号・第4号（配偶者と兄弟姉妹の法定相続分、兄弟姉妹間は均等）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月10日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第253問 inheritance-003 相続・相続時精算課税

問題 112ページ

正答 A　78万円

相続時精算課税では、基礎控除110万円を差し引いた後、特別控除2,500万円を控除し、残りに20%を掛けます。(3,000万円−110万円−2,500万円)×20%＝78万円です。

計算・判断の手順

1. 基礎控除（毎年）：3,000万円 − 110万円 ＝ 2,890万円
2. 特別控除（累計2,500万円まで）：2,890万円 − 2,500万円 ＝ 390万円
3. 贈与税額：390万円 × 20% ＝ 78万円

第253問（inheritance-003）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　78万円
これが正解です。

× **B**　100万円
基礎控除110万円を差し引いていません（(3,000万円－2,500万円) × 20%）。

× **C**　600万円
控除を何も差し引いていません。

× **D**　0円
特別控除2,500万円を超える部分には、20%の贈与税がかかります。

あわせて覚えたいポイント

- 基礎控除110万円は2024年1月1日以後の贈与から設けられたもので、受贈者（相続時精算課税適用者）1人につき、その年の贈与について110万円です。同じ年に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合は、110万円を、特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の割合であん分して控除します（例：父から600万円、母から400万円なら、父の分66万円・母の分44万円）。
- 贈与者は贈与の年の1月1日に60歳以上の父母・祖父母など、受贈者は18歳以上の子・孫などの推定相続人です。
- 相続時精算課税を一度選択すると、その贈与者からの贈与について暦年課税に戻すことはできません。

根拠と基準日

- 相続税法 第21条の9第1項（相続時精算課税の選択（贈与者60歳以上、受贈者18歳以上の推定相続人））
- 相続税法 第21条の11の2第1項（相続時精算課税の基礎控除（相続税法本則では60万円））
- 租税特別措置法 第70条の3の2第1項（2024年1月1日以後の贈与について、基礎控除を110万円とする特例）
- 租税特別措置法施行令 第40条の5の2（その年中に2人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合、110万円を特定贈与者ごとの課税価格の割合であん分）
- 相続税法 第21条の12第1項（特別控除（累計2,500万円））
- 相続税法 第21条の13（税率20%）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第254問　inheritance-004　相続・小規模宅地等の特例　問題 112ページ

正答 D　5,280万円

特定居住用宅地等は、330㎡までの部分について評価額が80%減額されます。20万円×330㎡×80%＝5,280万円です。

計算・判断の手順

1. 特例の対象面積：330㎡まで（400㎡のうち330㎡）
2. 330㎡部分の評価額：20万円 × 330㎡ ＝ 6,600万円
3. 減額される金額：6,600万円 × 80% ＝ 5,280万円

第254問（inheritance-004）の続き

選択肢ごとの説明

× A　6,400万円
400㎡全体に80%を適用しています（8,000万円 × 80%）。

× B　3,300万円
減額割合を50%（貸付事業用宅地等の割合）で計算しています。

× C　2,720万円
特例を適用した後の評価額（8,000万円－5,280万円）です。

○ D　5,280万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 限度面積と減額割合：特定居住用宅地等 330㎡・80%、特定事業用宅地等 400㎡・80%、貸付事業用宅地等 200㎡・50%

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第69条の4第1項・第2項第2号（特定居住用宅地等は330㎡まで、課税価格に算入する価額は100分の20（80%減額））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第255問　inheritance-005　相続・配偶者の税額軽減

問題 113ページ

正答 B　**配偶者が取得した正味の遺産額が、1億6千万円または配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までであれば、配偶者に相続税はかからない。**

配偶者が取得した正味の遺産額が、1億6千万円と配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までなら、配偶者に相続税はかかりません。

計算・判断の手順

1. 軽減の対象：配偶者の課税価格が「1億6千万円」と「配偶者の法定相続分相当額」のいずれか多い金額まで
2. 適用を受けるには、税額がゼロになる場合でも、相続税の申告書を提出する必要があります。

選択肢ごとの説明

× A　婚姻期間が20年以上の配偶者でなければ、適用を受けることができない。
配偶者の税額軽減に、婚姻期間の要件はありません（婚姻期間20年以上は、贈与税の配偶者控除の要件です）。

○ B　配偶者が取得した正味の遺産額が、1億6千万円または配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までであれば、配偶者に相続税はかからない。
これが正解です。

× C　軽減される金額の上限は、1億円である。
上限の基準は1億6千万円（または法定相続分相当額）です。

× D　軽減の結果、納付する相続税額が0円になる場合は、相続税の申告をしなくても適用を受けられる。
適用を受ける旨と計算の明細を記載した申告書などの提出が必要です。

第255問（inheritance-005）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 申告期限までに分割されていない財産は、原則として軽減の対象になりません。申告期限から3年以内に分割すれば、対象になります。

根拠と基準日

- 相続税法 第19条の2第1項（配偶者に対する相続税額の軽減（1億6千万円と法定相続分相当額のいずれか多い金額））
- 相続税法 第19条の2第3項（申告書等への記載と書類の添付が適用の要件）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第256問　inheritance-006　相続・相続税の総額

問題 113ページ

正答 C　1,900万円

相続税の総額は、課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものとして各人の税額を計算し、合計して求めます。

計算・判断の手順

1. 配偶者の取得金額：1億2,000万円 × 1/2 ＝ 6,000万円 → 6,000万円 × 30% − 700万円 ＝ 1,100万円
2. 子1人の取得金額：1億2,000万円 × 1/4 ＝ 3,000万円 → 3,000万円 × 15% − 50万円 ＝ 400万円
3. 相続税の総額：1,100万円 ＋ 400万円 × 2人 ＝ 1,900万円

選択肢ごとの説明

× A　800万円
子2人の分（400万円 × 2人）だけを合計した誤りです。配偶者の分も含めて計算します。

× B　1,100万円
配偶者の分（1,100万円）だけを計算した誤りです。

○ C　1,900万円
これが正解です。

× D　3,100万円
課税遺産総額を法定相続分で分けずに、1億2,000万円に直接税率を掛けた誤りです（1億2,000万円 × 40% − 1,700万円 ＝ 3,100万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 相続税の総額は、実際にどのように遺産を分けたかにかかわらず、法定相続分で取得したものとして計算します。
- 各人が納める相続税額は、相続税の総額を、実際に取得した財産の割合であん分して求めます。配偶者は、さらに配偶者の税額軽減を受けられます。

第256問（inheritance-006）の続き

根拠と基準日

- 相続税法 第16条（相続税の総額。課税遺産総額を法定相続分に応じて取得したものとした各取得金額に、税率（1,000万円以下10%、3,000万円以下15%、5,000万円以下20%、1億円以下30%など）を適用）
- 民法 第900条（法定相続分（配偶者と子が相続人の場合、配偶者1/2、子1/2を均分））
- 国税庁 タックスアンサー No.4155（相続税の税率（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第257問　inheritance-007　相続・贈与税（暦年課税・特例税率）　問題 114ページ

正答 B　485,000円

18歳以上の人が直系尊属（祖父母・父母など）から贈与を受けた財産には、特例税率が適用されます。基礎控除110万円を差し引いた後の390万円に、特例税率を適用します。

計算・判断の手順

1. 基礎控除後の課税価格：500万円 − 110万円 ＝ 390万円（租税特別措置法 第70条の2の4）
2. 特例税率：200万円以下の部分10%、200万円超400万円以下の部分15%（第70条の2の5第1項）
3. 贈与税額：200万円 × 10% ＋ 190万円 × 15% ＝ 20万円 ＋ 28万5,000円 ＝ 48万5,000円（速算表では 390万円 × 15% − 10万円）

選択肢ごとの説明

× A　390,000円
基礎控除後の課税価格390万円に10%を掛けた誤りです。超過累進税率なので、区分ごとに税率を掛けます。

○ B　485,000円
これが正解です。

× C　530,000円
一般税率で計算した誤りです（200万円 × 10% ＋ 100万円 × 15% ＋ 90万円 × 20% ＝ 53万円）。18歳以上の孫が祖父から受けた贈与には、特例税率を適用します。

× D　700,000円
基礎控除110万円を差し引かずに計算した誤りです（500万円に特例税率を適用すると70万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 特例税率は、贈与を受けた年の1月1日に18歳以上の人が、直系尊属から贈与を受けた財産に適用されます。それ以外の贈与（兄弟姉妹からの贈与など）には、一般税率が適用されます（相続税法 第21条の7）。

根拠と基準日

- 租税特別措置法 第70条の2の4第1項（贈与税の基礎控除の特例（課税価格から110万円を控除））
- 租税特別措置法 第70条の2の5第1項（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例（その年1月1日において18歳以上の者））
- 相続税法 第21条の7（贈与税の税率（一般税率））
- 国税庁 タックスアンサー No.4408（贈与税の計算と税率（暦年課税）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第258問 inheritance-008 相続・相続税額の2割加算

問題 114ページ

正答 D　被相続人の兄弟姉妹

被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫を含む）と配偶者以外の人は、相続税額に2割が加算されます。兄弟姉妹は二親等の血族なので、2割加算の対象です。

計算・判断の手順

1. 2割加算の対象外：被相続人の一親等の血族（父母・子。代襲して相続人となった直系卑属を含む）と配偶者（相続税法 第18条第1項）
2. 兄弟姉妹は二親等の血族で、一親等の血族にも配偶者にも当たらないため、2割加算の対象

選択肢ごとの説明

× A　被相続人の配偶者
配偶者は、2割加算の対象外です。

× B　被相続人の子
子は一親等の血族で、2割加算の対象外です。

× C　被相続人の子が相続開始前に死亡したため、代襲して相続人となった孫
子が相続開始以前に死亡したため代襲して相続人となった孫は、一親等の血族に含まれ、2割加算の対象外です。

○ D　被相続人の兄弟姉妹
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 被相続人の孫が被相続人の養子になっている場合（代襲相続人である場合を除く）は、2割加算の対象になります（相続税法 第18条第2項）。

根拠と基準日

- 相続税法 第18条（一親等の血族（代襲相続人となった直系卑属を含む）及び配偶者以外の者の相続税額は、2割を加算。孫養子は原則として一親等の血族に含まない）
- 国税庁 タックスアンサー No.4157（相続税額の2割加算（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第259問 inheritance-009 相続・遺留分

問題 115ページ

正答 B　1,500万円

配偶者と子が相続人の場合、遺留分全体の割合は2分の1です。これに各自の法定相続分（子1人は4分の1）を掛けた8分の1が、子1人の遺留分の割合です。

計算・判断の手順

1. 遺留分全体の割合：直系尊属のみが相続人である場合以外なので 1/2（民法 第1042条第1項第2号）
2. 子1人の法定相続分：1/2 × 1/2 ＝ 1/4（民法 第900条）
3. 子1人の遺留分：1億2,000万円 × 1/2 × 1/4 ＝ 1,500万円（第1042条第2項）

第259問（inheritance-009）の続き

選択肢ごとの説明

× A　1,000万円
遺留分全体の割合を、直系尊属のみが相続人の場合の3分の1で計算した誤りです（1億2,000万円 × 1/3 × 1/4 ＝ 1,000万円）。

○ B　1,500万円
これが正解です。

× C　3,000万円
法定相続分（1/4）をそのまま使い、遺留分の割合（1/2）を掛けていない誤りです。

× D　6,000万円
遺留分全体（1億2,000万円 × 1/2）を、子1人の遺留分とした誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 兄弟姉妹には遺留分はありません（民法 第1042条第1項）。

根拠と基準日

- 民法 第1042条（兄弟姉妹以外の相続人の遺留分。直系尊属のみが相続人の場合1/3、それ以外は1/2。相続人が数人あるときは各自の法定相続分を乗じる）
- 民法 第900条（法定相続分）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第260問　inheritance-010　相続・遺言（自筆証書遺言・検認）　問題 115ページ

正答 A　**法務局（遺言書保管所）に保管されている自筆証書遺言は、相続開始後、家庭裁判所の検認を受ける必要がない。**

遺言書保管法により法務局に保管されている自筆証書遺言には、家庭裁判所の検認の規定（民法 第1004条第1項）が適用されません。

計算・判断の手順

1. 遺言書保管所に保管されている遺言書には、民法 第1004条第1項（検認）の規定を適用しない（法務局における遺言書の保管等に関する法律 第11条）

第260問（inheritance-010）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　法務局（遺言書保管所）に保管されている自筆証書遺言は、相続開始後、家庭裁判所の検認を受ける必要がない。
これが正解です。

× **B**　自筆証書遺言に添付する相続財産の目録も、遺言者が全文を自書しなければならない。
自筆証書に添付する相続財産の目録は、自書することを要しません。その場合、目録の毎葉（両面に自書でない記載があるときは両面）に署名し、印を押します（民法 第968条第2項）。

× **C**　公正証書遺言も、相続開始後、家庭裁判所の検認を受けなければならない。
公正証書による遺言は、検認の規定が適用されません（民法 第1004条第2項）。

× **D**　自筆証書遺言には、日付を記載する必要はない。
自筆証書遺言は、遺言者が全文・日付・氏名を自書し、印を押さなければなりません（民法 第968条第1項）。

あわせて覚えたいポイント

- 法務局に保管されていない自筆証書遺言は、保管者または発見した相続人が、相続の開始を知った後、遅滞なく家庭裁判所に提出して検認を請求しなければなりません（民法 第1004条第1項）。

根拠と基準日

- 法務局における遺言書の保管等に関する法律 第11条（遺言書保管所に保管されている遺言書には、民法第1004条第1項（検認）を適用しない）
- 民法 第968条（自筆証書遺言（全文・日付・氏名の自書と押印。財産目録は自書不要、毎葉に署名押印））
- 民法 第1004条（遺言書の検認（公正証書遺言は除く））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月11日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第261問　inheritance-011　相続・法定相続分（配偶者と直系尊属）　問題 115ページ

正答 B　**1/6**

配偶者と直系尊属が相続人の場合、配偶者が2/3、直系尊属が1/3です。直系尊属が2人なら、1/3を均等に分けて1人1/6です。

計算・判断の手順

1. 配偶者：2/3、直系尊属：1/3（民法 第900条第2号）
2. 父母2人で均分：1/3 ÷ 2 ＝ 1/6（同条第4号）

第261問（inheritance-011）の続き

選択肢ごとの説明

✕ **A**　1/4
配偶者と兄弟姉妹の場合の兄弟姉妹全体の相続分（1/4）と混同した誤りです。

○ **B**　1/6
これが正解です。

✕ **C**　1/3
直系尊属全体の相続分です。父母2人で均等に分けます。

✕ **D**　1/8
配偶者と兄弟姉妹2人が相続人の場合の、兄弟姉妹1人あたりの相続分（1/4 ÷ 2）と混同した誤りです。

あわせて覚えたいポイント

- 子がいる場合は、直系尊属は相続人になりません（民法 第889条第1項）。

根拠と基準日

- 民法 第900条（配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者2/3、直系尊属1/3。直系尊属が数人あるときは相等しい）
- 民法 第889条第1項（子がない場合に、直系尊属、兄弟姉妹の順位で相続人となる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第262問　inheritance-012　相続・代襲相続

問題 116ページ

正答 D　**兄弟姉妹が相続人となるべき場合に、その兄弟姉妹が相続開始以前に死亡していたときは、その子（甥・姪）が代襲して相続人となるが、甥・姪の子が再代襲することはない。**

兄弟姉妹の代襲相続は、その子（甥・姪）までです。子の代襲（第887条）と異なり、再代襲の規定は準用されていません。

計算・判断の手順

1. 子の代襲：子が相続開始以前に死亡・欠格・廃除で相続権を失ったときは、その子が代襲（民法 第887条第2項）。再代襲もある（同条第3項）
2. 兄弟姉妹の代襲：第887条第2項のみを準用（第889条第2項）→ 甥・姪まで
3. 代襲相続人の相続分：被代襲者が受けるべきであったものと同じ（第901条）

第262問（inheritance-012）の続き

選択肢ごとの説明

× A　子が相続の放棄をした場合、その子の子（被相続人の孫）が代襲して相続人となる。
相続の放棄は代襲原因ではありません（代襲原因は、相続開始以前の死亡、欠格、廃除）。放棄した者は初めから相続人とならなかったものとみなされます（第939条）。

× B　子を代襲する孫も相続開始以前に死亡していた場合、ひ孫が再代襲することはできない。
子の代襲者（孫）について、再代襲の規定があります（第887条第3項）。

× C　代襲相続人の相続分は、被代襲者が受けるべきであった相続分とは異なる。
代襲相続人の相続分は、被代襲者が受けるべきであった相続分と同じです（第901条）。

○ D　兄弟姉妹が相続人となるべき場合に、その兄弟姉妹が相続開始以前に死亡していたときは、その子（甥・姪）が代襲して相続人となるが、甥・姪の子が再代襲することはない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 代襲相続人となる孫は、被相続人の直系卑属でなければなりません（第887条第2項ただし書）。

根拠と基準日

- 民法 第887条（子の代襲相続（死亡・欠格・廃除）、再代襲）
- 民法 第889条第2項（兄弟姉妹の代襲について第887条第2項を準用（第3項は準用しない））
- 民法 第901条（代襲相続人の相続分は、被代襲者が受けるべきであったものと同じ）
- 民法 第939条（相続の放棄をした者は、初めから相続人とならなかったものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第263問　inheritance-013　相続・相続の放棄・限定承認　問題 116ページ

正答 C　**相続の放棄をするには家庭裁判所に申述しなければならず、相続の放棄をした者は、その相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなされる。**

相続の放棄は家庭裁判所への申述によって行い、放棄した者は初めから相続人とならなかったものとみなされます。

計算・判断の手順

1. 相続の放棄の方式：家庭裁判所に申述（民法 第938条）
2. 相続の放棄の効力：初めから相続人とならなかったものとみなす（第939条）
3. 限定承認：相続人が数人あるときは、共同相続人の全員が共同してのみできる（第923条）
4. 熟慮期間：自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内（第915条第1項）

第263問（inheritance-013）の続き

選択肢ごとの説明

× A　相続の放棄は、他の共同相続人全員の同意書があれば、家庭裁判所への申述をしなくてもよい。
相続の放棄は、家庭裁判所に申述しなければなりません。

× B　限定承認は、共同相続人のうちの1人が単独ですることができる。
限定承認は、共同相続人全員が共同してのみすることができます。

○ C　相続の放棄をするには家庭裁判所に申述しなければならず、相続の放棄をした者は、その相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなされる。
これが正解です。

× D　相続の承認または放棄は、相続の開始があったことを知った時から6か月以内にしなければならない。
期間は、相続の開始があったことを知った時から3か月以内です（家庭裁判所で伸長できる）。

あわせて覚えたいポイント

- 相続税の遺産に係る基礎控除額を計算するときの「法定相続人の数」は、相続の放棄があっても、放棄がなかったものとした場合の相続人の数です（inheritance-001 参照）。

根拠と基準日

- 民法 第915条第1項（自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に承認又は放棄）
- 民法 第923条（相続人が数人あるときは、限定承認は共同相続人の全員が共同してのみすることができる）
- 民法 第938条・第939条（相続の放棄は家庭裁判所に申述。放棄した者は初めから相続人とならなかったものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第264問　inheritance-014　相続・相続に関する期限　問題 116ページ

正答 A　**相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に提出しなければならない。**

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に提出します。

計算・判断の手順

1. 相続税の申告期限：相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内（相続税法 第27条第1項）
2. 相続の承認・放棄：知った時から3か月以内（民法 第915条第1項）
3. 遺留分侵害額の請求権：知った時から1年、相続開始の時から10年（民法 第1048条）

第264問（inheritance-014）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に提出しなければならない。
これが正解です。

× **B**　遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から3年間行使しないときに、時効によって消滅する。
遺留分侵害額の請求権は、知った時から1年間行使しないときに時効によって消滅します。

× **C**　相続の放棄は、相続の開始があったことを知った時から6か月以内にしなければならない。
相続の放棄の期間は、知った時から3か月以内です。

× **D**　遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が知っていたかどうかにかかわらず、相続開始の時から1年を経過すると消滅する。
相続開始の時から経過で消滅するのは10年です。

あわせて覚えたいポイント

- 年の中途で死亡した人の所得税の準確定申告の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日です（tax-020 参照）。

根拠と基準日

- 相続税法 第27条第1項（相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内に申告書を提出）
- 民法 第915条第1項（相続の承認又は放棄は、知った時から3箇月以内）
- 民法 第1048条（遺留分侵害額の請求権は、知った時から1年間、相続開始の時から10年で消滅）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第265問　inheritance-015　相続・配偶者居住権

問題 117ページ

正答 B　**被相続人の配偶者は、相続開始の時に被相続人の財産に属した建物に居住していた場合、遺産の分割または遺贈によって、その建物の全部について無償で使用・収益をする権利（配偶者居住権）を取得することができる。**

相続開始時に被相続人所有の建物に住んでいた配偶者は、遺産の分割または遺贈によって、その建物の全部を無償で使用・収益できる配偶者居住権を取得できます。

計算・判断の手順

1. 配偶者居住権の取得：遺産の分割によって取得するものとされたとき、または遺贈の目的とされたとき（民法第1028条第1項）
2. 内容：居住建物の全部について無償で使用及び収益をする権利（同項）
3. 取得できない場合：被相続人が居住建物を配偶者以外の者と共有していたとき（同項ただし書）

第265問（inheritance-015）の続き

選択肢ごとの説明

× A　配偶者居住権は、居住建物の一部についてのみ設定され、使用の対価を支払う必要がある。
配偶者居住権は、居住建物の全部について、無償で使用・収益をする権利です。

○ B　被相続人の配偶者は、相続開始の時に被相続人の財産に属した建物に居住していた場合、遺産の分割または遺贈によって、その建物の全部について無償で使用・収益をする権利（配偶者居住権）を取得することができる。
これが正解です。

× C　被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合でも、配偶者居住権を取得できる。
被相続人が居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合は、配偶者居住権を取得できません。

× D　配偶者居住権は、遺産の分割では取得できず、遺贈によってのみ取得できる。
遺産の分割によっても取得できます。

あわせて覚えたいポイント

- 居住建物が配偶者の財産に属することになった場合でも、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は消滅しません（第1028条第2項）。

根拠と基準日

- 民法 第1028条（配偶者居住権（遺産の分割又は遺贈による取得、居住建物の全部について無償で使用及び収益、配偶者以外の者との共有の場合は取得できない））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第266問　inheritance-016　相続・遺産分割前の預貯金の払戻し　問題 117ページ

正答 A　75万円

各共同相続人は、預貯金債権の額の3分の1に自分の法定相続分を掛けた額（金融機関ごとに150万円が限度）まで、単独で払戻しを受けられます。

計算・判断の手順

1. 計算式：相続開始時の預貯金債権の額 × 1/3 × 法定相続分（民法 第909条の2）
2. 子1人の法定相続分：1/2 × 1/2 ＝ 1/4
3. 900万円 × 1/3 × 1/4 ＝ 75万円（法務省令の限度額150万円以下）

第266問（inheritance-016）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　75万円
これが正解です。

× **B**　150万円
金融機関ごとの限度額（150万円）です。本問は計算した額（75万円）が限度額を下回ります。

× **C**　225万円
3分の1を掛けていない誤りです（900万円 × 1/4）。

× **D**　300万円
法定相続分を掛けていない誤りです（900万円 × 1/3）。

あわせて覚えたいポイント

- 単独で払戻しを受けた預貯金債権は、その共同相続人が遺産の一部の分割により取得したものとみなされます（第909条の2後段）。

根拠と基準日

- 民法 第909条の2（各共同相続人は、預貯金債権のうち相続開始時の債権額の3分の1に法定相続分を乗じた額（法務省令で定める額が限度）を単独で行使できる）
- 民法第九百九条の二に規定する法務省令で定める額を定める省令（法務省令で定める額は150万円（預貯金債権の債務者ごと））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第267問　inheritance-017　相続・贈与税の配偶者控除

問題 118ページ

正答 C　530,000円

配偶者控除（最高2,000万円）と基礎控除（110万円）を差し引いた後の390万円に、一般税率を適用します（夫婦間の贈与は直系尊属からの贈与ではないため、特例税率は使いません）。

計算・判断の手順

1. 課税価格：2,500万円 − 2,000万円（配偶者控除）− 110万円（基礎控除）＝ 390万円（相続税法 第21条の6、租税特別措置法 第70条の2の4）
2. 一般税率：200万円 × 10% ＋ 100万円 × 15% ＋ 90万円 × 20% ＝ 53万円（相続税法 第21条の7）

第267問（inheritance-017）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　390,000円
課税価格390万円に10%を掛けた誤りです。超過累進税率なので、区分ごとに税率を掛けます。

✕ B　485,000円
特例税率（直系尊属から18歳以上の者への贈与に適用）で計算した誤りです。夫からの贈与には一般税率を適用します。

○ C　530,000円
これが正解です。

✕ D　850,000円
基礎控除110万円を差し引かずに計算した誤りです（500万円に一般税率を適用すると85万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 配偶者控除は、婚姻期間が20年以上の配偶者からの居住用不動産（またはその取得のための金銭）の贈与が対象で、同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けられません（相続税法 第21条の6第1項、国税庁 No.4452）。

根拠と基準日

- 相続税法 第21条の6（婚姻期間20年以上の配偶者から居住用不動産又は金銭を取得した場合、課税価格から2,000万円を控除）
- 租税特別措置法 第70条の2の4第1項（贈与税の基礎控除110万円）
- 相続税法 第21条の7（贈与税の税率（一般税率））
- 国税庁 タックスアンサー No.4452（夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第268問　inheritance-018　相続・相続税の債務控除・葬式費用　問題 118ページ

正答 D　被相続人が生前に購入した墓地の未払代金は、控除できない。

墓所などの非課税財産の取得・維持・管理のために生じた債務は、債務控除の対象になりません。

計算・判断の手順

1. 控除できるもの：被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの（公租公課を含む）、被相続人に係る葬式費用（相続税法 第13条第1項）
2. 控除できないもの：非課税財産（墓所・霊びょう・祭具など）の取得・維持・管理のために生じた債務（同条第3項、第12条第1項第2号）

第268問（inheritance-018）の続き

選択肢ごとの説明

× A　被相続人の未払いの固定資産税は、公租公課であるため控除できない。
被相続人の債務には公租公課を含みます。未払いの固定資産税は控除できます。

× B　被相続人の葬式費用は、控除できない。
被相続人に係る葬式費用は控除できます。

× C　香典返しのためにかかった費用は、葬式費用として控除できる。
香典返しのためにかかった費用は、葬式費用として控除できません（国税庁 No.4129）。

○ D　被相続人が生前に購入した墓地の未払代金は、控除できない。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 墓石や墓地の買入れのためにかかった費用も、葬式費用には含まれません（国税庁 No.4129）。

根拠と基準日

- 相続税法 第13条第1項・第3項（債務控除（公租公課を含む債務、葬式費用）。第12条第1項第2号・第3号の非課税財産の取得・維持・管理のために生じた債務は控除しない）
- 国税庁 タックスアンサー No.4129（相続財産から控除できる葬式費用（香典返しの費用、墓石・墓地の買入れ費用などは含まれない）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第269問　inheritance-019　相続・財産評価（貸家建付地）　問題 119ページ

正答 C　4,740万円

貸家建付地の価額は、自用地としての価額から「自用地としての価額 × 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合」を差し引いて求めます。

計算・判断の手順

1. 差し引く額：6,000万円 × 70% × 30% × 100% ＝ 1,260万円
2. 貸家建付地の価額：6,000万円 − 1,260万円 ＝ 4,740万円

選択肢ごとの説明

× A　1,800万円
自用地としての価額に借家権割合を掛けた額です（6,000万円 × 30%）。

× B　4,200万円
自用地としての価額から借家権割合（30%）分だけを差し引いた誤りです（6,000万円 × (1 − 30%)）。借地権割合も掛けます。

○ C　4,740万円
これが正解です。

× D　6,000万円
自用地としての価額のままです。貸家の敷地は、借家人の権利の分だけ評価が下がります。

第269問（inheritance-019）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 借地権割合と借家権割合は、国税庁ホームページで公表されています（国税庁 No.4614）。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.4614（貸家建付地の価額 ＝ 自用地としての価額 − 自用地としての価額 × 借地権割合 × 借家権割合 × 賃貸割合（令和8年4月1日現在法令等。財産評価基本通達に基づく））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第270問　inheritance-020　相続・特別の寄与（特別寄与料）　問題 119ページ

正答 D　**相続人ではない被相続人の親族が、無償で療養看護その他の労務の提供をして被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合、相続人に対して特別寄与料の支払を請求することができる。**

相続人ではない被相続人の親族（例：被相続人の子の配偶者）が、無償の療養看護などで特別の寄与をした場合は、相続人に対して特別寄与料を請求できます。

計算・判断の手順

1. 特別寄与者：被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をし、財産の維持・増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者、欠格・廃除で相続権を失った者を除く）（民法 第1050条第1項）
2. 家庭裁判所への請求：相続の開始及び相続人を知った時から6か月、または相続開始の時から1年を経過したときはできない（同条第2項ただし書）

選択肢ごとの説明

× A　相続人も、被相続人の療養看護に努めた場合は、特別寄与料の支払を請求することができる。
特別寄与者から、相続人は除かれています。

× B　被相続人の親族でない友人も、無償で療養看護をして特別の寄与をした場合は、特別寄与料の支払を請求することができる。
特別寄与者は、被相続人の親族に限られます。

× C　特別寄与料について協議が調わないときは、相続開始の時から5年以内であれば、いつでも家庭裁判所に処分を請求することができる。
家庭裁判所への請求は、相続の開始及び相続人を知った時から6か月、相続開始の時から1年を経過するとできません。

○ D　相続人ではない被相続人の親族が、無償で療養看護その他の労務の提供をして被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合、相続人に対して特別寄与料の支払を請求することができる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができません（第1050条第4項）。

第270問（inheritance-020）の続き

根拠と基準日

- 民法 第1050条（特別の寄与（相続人以外の親族、無償の療養看護等、特別寄与料の請求、家庭裁判所への請求期間））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第271問　inheritance-021　相続・相続人の数に算入する養子の数

問題 119ページ

正答 B　4,800万円

相続税の基礎控除額を計算するときの「相続人の数」に算入する養子の数は、実子がいる場合は1人までです。

計算・判断の手順

1. 法定相続人の数に算入する養子：実子がいるので1人まで（相続税法 第15条第2項第1号）
2. 相続人の数：配偶者1人 ＋ 実子1人 ＋ 養子1人 ＝ 3人
3. 基礎控除額：3,000万円 ＋ 600万円 × 3人 ＝ 4,800万円

選択肢ごとの説明

× **A**　4,200万円
養子を1人も算入しなかった誤りです（3,000万円 ＋ 600万円 × 2人）。

○ **B**　4,800万円
これが正解です。

× **C**　5,400万円
養子2人をそのまま算入した誤りです（3,000万円 ＋ 600万円 × 4人）。

× **D**　3,600万円
配偶者を数えなかった誤りです（3,000万円 ＋ 600万円 × 1人）。

あわせて覚えたいポイント

- 実子がいない場合は、養子は2人まで算入します（第15条第2項第2号）。

根拠と基準日

- 相続税法 第15条（遺産に係る基礎控除額（3,000万円＋600万円×相続人の数）。相続人の数に算入する養子の数は、実子がある場合1人、実子がない場合2人まで）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第272問 inheritance-022 相続・遺産分割の禁止

問題 120ページ

正答 C **被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。**

被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁止できます。

計算・判断の手順

1. 遺言による分割禁止：相続開始の時から5年を超えない期間（民法 第908条第1項）
2. 共同相続人の契約による分割禁止：5年以内の期間（終期は相続開始の時から10年を超えられない）（同条第2項）
3. 分割禁止がない限り、共同相続人は、いつでも協議で遺産の全部または一部を分割できる（第907条第1項）

選択肢ごとの説明

× A　被相続人は、遺言で、期間の制限なく遺産の分割を禁止することができる。
遺言で禁止できる期間は、相続開始の時から5年を超えない期間です。

× B　共同相続人は、遺産の分割をしない旨の契約をすることはできない。
共同相続人は、5年以内の期間を定めて、分割をしない旨の契約をすることができます（第908条第2項）。

○ C　被相続人は、遺言で、相続開始の時から5年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。
これが正解です。

× D　遺産の分割は、相続開始の時から10年が経過するまでは、することができない。
分割の禁止がない限り、共同相続人はいつでも協議で分割できます（第907条第1項）。

あわせて覚えたいポイント

- 遺産分割の協議が調わないときは、各共同相続人は、家庭裁判所に分割を請求できます（第907条第2項）。

根拠と基準日

- 民法 第907条（遺産の分割の協議・家庭裁判所への請求）
- 民法 第908条（遺言による分割の禁止（5年を超えない期間）、共同相続人の契約による分割の禁止（5年以内、終期は相続開始から10年まで））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第273問 inheritance-023 相続・相続税の未成年者控除

問題 120ページ

正答 D **30万円**

未成年者控除の額は、10万円に、18歳に達するまでの年数を掛けた額です。年数に1年未満の端数があるときは1年とします。

計算・判断の手順

1. 18歳に達するまでの年数：2年9か月 → 端数を切り上げて3年（相続税法 第19条の3第1項）
2. 未成年者控除の額：10万円 × 3年 ＝ 30万円

第273問（inheritance-023）の続き

選択肢ごとの説明

✕ A　20万円
1年未満の端数を切り捨てた誤りです（10万円 × 2年）。端数は1年とします。

✕ B　27.5万円
月数で按分した誤りです（10万円 × 2.75年）。1年未満の端数は1年とします。

✕ C　未成年者控除は受けられない
18歳未満の相続人なので、未成年者控除の対象です。

○ D　30万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 控除額がその人の相続税額を超える場合は、超える部分を扶養義務者の相続税額から控除できます（第19条の3第2項）。

根拠と基準日

- 相続税法 第19条の3（未成年者控除（18歳未満の相続人、10万円×18歳に達するまでの年数〔1年未満の端数は1年〕）。控除しきれない額は扶養義務者から控除）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第274問　inheritance-024　相続・相続税の障害者控除

問題 120ページ

正答 B　700万円

障害者控除の額は、10万円（特別障害者は20万円）に、85歳に達するまでの年数を掛けた額です。

計算・判断の手順

1. 85歳に達するまでの年数：85歳 − 50歳 ＝ 35年（相続税法 第19条の4第1項）
2. 障害者控除の額：20万円 × 35年 ＝ 700万円

選択肢ごとの説明

✕ A　350万円
一般の障害者の金額（10万円）で計算した誤りです。特別障害者は20万円です。

○ B　700万円
これが正解です。

✕ C　1,050万円
1年あたり30万円で計算した誤りです。

✕ D　0円
相続人で障害者に該当するので、障害者控除を受けられます。

あわせて覚えたいポイント

- 未成年者控除と同じく、年数に1年未満の端数があるときは1年とします（第19条の4第1項）。

第274問（inheritance-024）の続き

根拠と基準日

- 相続税法 第19条の4（障害者控除（10万円〔特別障害者は20万円〕×85歳に達するまでの年数））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第275問　inheritance-025　相続・贈与税の申告期限

問題 121ページ

正答 A　2027年2月1日から3月15日まで

贈与税の申告書は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに提出します。

計算・判断の手順

1. 提出期間：その年の翌年2月1日から3月15日まで（相続税法 第28条第1項）

選択肢ごとの説明

○ A　2027年2月1日から3月15日まで
これが正解です。

× B　2027年1月1日から3月31日まで
贈与税の申告期間は、翌年2月1日から3月15日までです。

× C　贈与を受けた日の翌日から10か月以内
10か月以内は、相続税の申告期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から）です（inheritance-014 参照）。

× D　贈与を受けた日の翌日から4か月以内
4か月以内は、準確定申告の期限です（tax-020 参照）。

あわせて覚えたいポイント

- 相続時精算課税の適用を受ける財産も、基礎控除後の課税価格がある場合は申告が必要です（第28条第1項）。

根拠と基準日

- 相続税法 第28条第1項（贈与税の申告書は、その年の翌年2月1日から3月15日までに提出）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第276問　inheritance-026　相続・包括遺贈

問題 121ページ

正答 D　包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

遺産の全部または一定割合を与える包括遺贈の受遺者（包括受遺者）は、相続人と同一の権利義務を有します。

計算・判断の手順

1. 包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する（民法 第990条）

第276問（inheritance-026）の続き

選択肢ごとの説明

× A　包括受遺者は、被相続人の債務を承継することはない。
包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するため、債務も承継します。

× B　特定の財産だけを与える遺贈を、包括遺贈という。
特定の財産を与える遺贈は特定遺贈です。遺産の全部または一定割合を与えるのが包括遺贈です。

× C　包括受遺者は、遺産分割協議に参加することはできない。
包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有するため、遺産分割協議に参加します。

○ D　包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 準確定申告の申告者となる「相続人」には、包括受遺者を含むとされています（国税庁 No.2022）。

根拠と基準日

- 民法 第990条（包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する）
- 国税庁 タックスアンサー No.2022（準確定申告（相続人〔包括受遺者を含む〕が申告）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第277問　inheritance-027　相続・取引相場のない株式の評価（配当還元方式）　問題 121ページ

正答 C　同族株主以外の株主が取得した株式は、会社の規模にかかわらず、原則的評価方式に代えて特例的な評価方式である配当還元方式で評価する。

同族株主以外の株主が取得した取引相場のない株式は、会社の規模にかかわらず、特例的な評価方式である配当還元方式で評価します。

計算・判断の手順

1. 同族株主等：原則的評価方式（会社の規模に応じた類似業種比準方式・純資産価額方式など）
2. 同族株主以外の株主：特例的な評価方式である配当還元方式（国税庁 No.4638）
3. 配当還元方式：1年間の配当金額を、一定の利率（10%）で還元して元本である株式の価額を評価する方法（同）

選択肢ごとの説明

× A　取引相場のない株式は、すべて純資産価額方式のみで評価する。
株主の区分や会社の規模に応じて、類似業種比準方式・純資産価額方式・配当還元方式などで評価します。

× B　同族株主等が取得した株式は、原則として配当還元方式で評価する。
同族株主等が取得した株式は、原則的評価方式で評価します。

○ C　同族株主以外の株主が取得した株式は、会社の規模にかかわらず、原則的評価方式に代えて特例的な評価方式である配当還元方式で評価する。
これが正解です。

× D　配当還元方式では、1年間の配当金額を20%の利率で還元して評価する。
配当還元方式で用いる利率は10%です。

第277問（inheritance-027）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 取引相場のない株式の評価は、財産評価基本通達に定められています（国税庁 No.4638）。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.4638（取引相場のない株式の評価（同族株主以外の株主は配当還元方式、1年間の配当金額を10パーセントで還元）（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第278問　inheritance-028　相続・公正証書遺言

問題 122ページ

正答 A　**証人2人以上の立会いがあり、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授することが必要である。**

公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもとで、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授するなどの方式に従って作成します。

計算・判断の手順

1. 公正証書遺言の方式：証人2人以上の立会いがあること、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること（民法第969条第1項）
2. 公正証書は、公証人法の定めるところにより作成する（同条第2項）

選択肢ごとの説明

○ A　証人2人以上の立会いがあり、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授することが必要である。
これが正解です。

× B　証人の立会いは不要である。
証人2人以上の立会いが必要です。

× C　公正証書遺言は、相続開始後に家庭裁判所の検認を受けなければならない。
公正証書遺言には、検認の規定は適用されません（民法 第1004条第2項、inheritance-010 参照）。

× D　遺言者が全文を自書しなければならない。
全文の自書が必要なのは、自筆証書遺言です（第968条第1項）。

あわせて覚えたいポイント

- 自筆証書遺言（第968条）・公正証書遺言（第969条）・秘密証書遺言（第970条）が、普通の方式の遺言です。

根拠と基準日

- 民法 第969条（公正証書遺言の方式（証人2人以上の立会い、遺言者による公証人への口授など））
- 民法 第1004条第2項（公正証書による遺言には、検認の規定を適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第279問 inheritance-029 相続・遺留分の放棄

問題 122ページ

正答 B　相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

相続の開始前の遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り効力を生じます。

計算・判断の手順

1. 相続開始前の遺留分の放棄：家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる（民法 第1049条第1項）
2. 共同相続人の1人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない（同条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　相続の開始前に遺留分を放棄する場合は、他の共同相続人全員の同意があれば足りる。
相続開始前の放棄には、家庭裁判所の許可が必要です。

○ B　相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。
これが正解です。

× C　共同相続人の1人が遺留分を放棄すると、他の共同相続人の遺留分はその分だけ増える。
遺留分の放棄は、他の共同相続人の遺留分に影響しません（第1049条第2項）。

× D　遺留分を放棄すると、相続の放棄をしたものとみなされ、相続人ではなくなる。
遺留分の放棄と相続の放棄は別のものです。相続の放棄は家庭裁判所への申述によって行います（第938条）。

あわせて覚えたいポイント

- 遺留分の割合については、inheritance-009 を参照してください（第1042条）。

根拠と基準日

- 民法 第1049条（相続開始前の遺留分の放棄は家庭裁判所の許可を受けたときに限り効力を生ずる。他の共同相続人の遺留分に影響しない）
- 民法 第938条（相続の放棄は家庭裁判所に申述）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第280問 inheritance-030 相続・相続税の延納

問題 122ページ

正答 D　納付すべき相続税額が10万円を超え、かつ、納期限までに金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税義務者の申請により、年賦延納の許可を受けることができる。

延納は、相続税額が10万円を超え、金銭で一時に納付することが困難な場合に、申請により、税務署長の許可を受けて分割で納める制度です。

計算・判断の手順

1. 延納の要件：納付すべき相続税額が10万円を超え、かつ、納期限までに金銭で納付することを困難とする事由がある場合、納税義務者の申請により（相続税法 第38条第1項）
2. 延納期間：原則5年以内（不動産等の割合が10分の5以上の場合など、より長い期間の定めあり）（同項）

第280問（inheritance-030）の続き

選択肢ごとの説明

× A　延納は、納付すべき相続税額にかかわらず、申請すれば必ず許可される。
税務署長が要件を判断して許可します。

× B　延納の期間は、相続財産の内容にかかわらず、一律1年以内である。
延納の期間は原則5年以内で、不動産等の割合などに応じて長くなる場合があります。

× C　延納は、納付すべき相続税額が5万円を超えれば、金銭で納付できるかどうかにかかわらず申請できる。
延納の要件は、相続税額が10万円を超え、金銭で納付することが困難な事由がある場合です。

○ D　納付すべき相続税額が10万円を超え、かつ、納期限までに金銭で納付することを困難とする事由がある場合には、納税義務者の申請により、年賦延納の許可を受けることができる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 延納できる額は、金銭で納付することを困難とする金額として政令で定める額が限度です（第38条第1項）。

根拠と基準日

- 相続税法 第38条第1項（延納の要件（相続税額10万円超、金銭納付困難）、延納期間（原則5年以内、不動産等の割合に応じて10年・15年など））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第281問　inheritance-031　相続・相次相続控除

問題 123ページ

正答 C　320万円

相次相続控除は、10年以内に2回相続があった場合に、第1次相続でかかった相続税の一部を第2次相続の相続税から控除する制度です。期間が長いほど、控除額は少なくなります（相続税法 第20条）。

計算・判断の手順

1. 式：A × C ÷ (B − A)〔100%が上限〕 × D ÷ C × (10 − E) ÷ 10
2. A（第1次相続でXさんが納付した相続税）＝800万円、B（第1次相続で取得した財産）＝8,000万円、C（第2次相続の財産の合計）＝D（Yさんの取得分）＝1億円
3. C ÷ (B − A) ＝ 1億円 ÷ 7,200万円 → 100%を超えるため100%
4. (10 − E)：10年から経過期間6年3か月を控除した3年9か月。1年未満の端数は1年とするため4年
5. 控除額：800万円 × 100% × 1億円/1億円 × 4/10 ＝ 320万円

第281問（inheritance-031）の続き

選択肢ごとの説明

× A　800万円
期間に応じた減額（4/10）を考慮していません。

× B　480万円
経過した年数（6年）の割合で計算した誤りです。残りの年数（4年）の割合で計算します。

○ C　320万円
これが正解です。

× D　約444万円
C ÷ (B − A)（約139%）に100%の上限を適用しなかった誤りです（800万円 × 1億円/7,200万円 × 4/10 ≒ 444万円）。

あわせて覚えたいポイント

- 第1次相続から第2次相続までの期間が10年を超える場合は、相次相続控除はありません。

根拠と基準日

- 相続税法 第20条（第二次相続の開始前十年以内に開始した第一次相続により財産を取得したことがあるとき。割合が百分の百を超える場合は百分の百。十年から控除した年数に一年未満の端数があるときは一年とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第282問　inheritance-032　相続・相続開始前の贈与の加算（加算対象期間の経過措置）　問題 123ページ

正答 A　**2026年（令和8年）12月31日までに相続が開始した場合、加算対象期間は相続開始前3年以内である。**

加算対象期間は、令和5年度税制改正で相続開始前3年以内から7年以内に延長されましたが、令和6年1月1日以後の贈与から適用されるため、段階的に延びます。2026年12月31日までの相続開始では、3年以内のままです（国税庁 No.4161）。

計算・判断の手順

1. ～2026年（令和8年）12月31日の相続開始：相続開始前3年以内
2. 2027年（令和9年）1月1日～2030年（令和12年）12月31日の相続開始：2024年（令和6年）1月1日～相続開始日
3. 2031年（令和13年）1月1日以後の相続開始：相続開始前7年以内
4. 相続開始前3年以内より前（延長された期間）に取得した財産は、その合計額から100万円を控除した残額を加算（相続税法 第19条第1項）

第282問（inheritance-032）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　2026年（令和8年）12月31日までに相続が開始した場合、加算対象期間は相続開始前3年以内である。
これが正解です。

× **B**　2026年中に相続が開始した場合でも、相続開始前7年以内の贈与がすべて加算される。
7年以内の加算は、令和6年1月1日以後の贈与に適用されます。2026年中の相続開始では、まだ3年以内です。

× **C**　2031年（令和13年）1月1日以後に相続が開始した場合も、加算対象期間は相続開始前3年以内である。
2031年1月1日以後の相続開始では、7年以内になります。

× **D**　加算対象期間のうち相続開始前3年以内より前に取得した財産は、総額100万円を控除せずに全額が加算される。
延長された期間の贈与財産は、合計額から100万円を控除して加算します。

あわせて覚えたいポイント

- 2027年（令和9年）以後に相続が開始すると、加算対象期間が3年を超え始めます。贈与の時期と相続開始の時期の組合せで加算の範囲が変わるため、注意が必要です。

根拠と基準日

- 相続税法 第19条第1項（相続の開始前七年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合は、その価額を課税価格に加算。三年以内に取得した財産以外の財産は、合計額から百万円を控除）
- 国税庁 タックスアンサー No.4161（加算対象期間：令和8年12月31日までの相続開始は3年以内、令和9年1月1日～令和12年12月31日は令和6年1月1日～死亡の日、令和13年1月1日以後は7年以内（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第283問　inheritance-033　相続・遺言の撤回

問題 124ページ

正答 D　**前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。**

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って遺言の全部又は一部を撤回できます（民法 第1022条）。前の遺言と後の遺言が抵触する部分は、後の遺言で撤回したものとみなされます（第1023条第1項）。

計算・判断の手順

1. 撤回：いつでも、遺言の方式に従って（第1022条）
2. 抵触する遺言：抵触する部分は、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす（第1023条第1項）。遺言後の生前処分と抵触する場合も同じ（同条第2項）
3. 撤回権の放棄：できない（第1026条）

第283問（inheritance-033）の続き

選択肢ごとの説明

× A　前の遺言と後の遺言の内容が抵触する場合は、前の遺言が優先する。
後の遺言が優先します（抵触する部分）。

× B　遺言の撤回は、公正証書遺言によらなければすることができない。
遺言の方式であればよく、公正証書遺言の撤回を自筆証書遺言で行うこともできます。

× C　遺言者は、遺言を撤回する権利を放棄することができる。
遺言を撤回する権利は放棄できません（第1026条）。

○ D　前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 自筆証書遺言・公正証書遺言の方式は inheritance-010・028 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第1022条・第1023条・第1026条（遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って撤回できる。前の遺言が後の遺言と抵触するときは、抵触する部分は後の遺言で撤回したものとみなす。撤回権は放棄できない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第284問　inheritance-034　相続・遺言能力　問題 124ページ

正答 B　15歳に達した者

15歳に達した者は、遺言をすることができます（民法 第961条）。未成年者の行為能力の制限の規定（第5条）は、遺言には適用されません（第962条）。

計算・判断の手順

1. 民法 第961条：十五歳に達した者は、遺言をすることができる
2. 民法 第962条：第5条（未成年者の法律行為）などの規定は、遺言については適用しない

選択肢ごとの説明

× A　18歳に達した者
18歳は成年年齢です。遺言は15歳からできます。

○ B　15歳に達した者
これが正解です。

× C　20歳に達した者
20歳ではありません。

× D　未成年者は、法定代理人の同意があれば年齢にかかわらず遺言できる
15歳未満は遺言できません。また、15歳以上の未成年者は、法定代理人の同意なく単独で遺言できます（第962条）。

あわせて覚えたいポイント

- 遺言は本人だけが行うもので、代理によることはできません。

第284問（inheritance-034）の続き

根拠と基準日

- 民法 第961条・第962条（十五歳に達した者は、遺言をすることができる。第五条、第九条、第十三条及び第十七条の規定は、遺言については、適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第285問　inheritance-035　相続・相続欠格と推定相続人の廃除　問題 124ページ

正答 A　**推定相続人の廃除は、被相続人が家庭裁判所に請求して行う。**

推定相続人の廃除は、遺留分を有する推定相続人が被相続人を虐待したなどの場合に、被相続人が家庭裁判所に請求します（民法 第892条）。相続欠格は、法律で定める事由があれば当然に相続人となることができません（第891条）。

計算・判断の手順

1. 相続欠格（第891条）：故意に被相続人を死亡させて刑に処せられた者などは、相続人となることができない（手続は不要）
2. 廃除（第892条）：遺留分を有する推定相続人が対象。被相続人が家庭裁判所に請求（遺言で意思表示することもできる：第893条）
3. 代襲相続（第887条第2項）：相続欠格・廃除によって相続権を失った者の子は、代襲相続できる

選択肢ごとの説明

○ A　推定相続人の廃除は、被相続人が家庭裁判所に請求して行う。
これが正解です。

× B　相続欠格は、家庭裁判所の審判がなければ効力を生じない。
相続欠格は、事由に該当すれば当然に効力が生じます。

× C　廃除の対象は、兄弟姉妹を含むすべての推定相続人である。
廃除の対象は、遺留分を有する推定相続人です。兄弟姉妹は遺留分がないため、廃除の対象になりません（遺言で相続させないことができます）。

× D　相続欠格者の子は、代襲相続することができない。
相続欠格者・廃除された者の子は、代襲相続できます（第887条第2項）。

あわせて覚えたいポイント

- 代襲相続は inheritance-012 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第891条・第892条（相続人の欠格事由。遺留分を有する推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求）
- 民法 第887条第2項（第八百九十一条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第286問　inheritance-036　相続・寄与分　問題 125ページ

正答 D　5,000万円

寄与分がある場合は、相続財産から寄与分を差し引いたものを相続財産とみなして法定相続分で分け、寄与した相続人はその相続分に寄与分を加えます（民法 第904条の2第1項）。

計算・判断の手順

1. みなし相続財産：9,000万円 − 1,000万円 ＝ 8,000万円
2. 各人の相続分：8,000万円 × 1/2 ＝ 4,000万円
3. 長男：4,000万円 ＋ 1,000万円 ＝ 5,000万円（次男：4,000万円）

選択肢ごとの説明

× A　4,500万円
寄与分を考慮しない法定相続分（9,000万円 × 1/2）です。

× B　4,000万円
寄与分を差し引いた後の相続分に、寄与分を加えていません。

× C　5,500万円
寄与分を差し引かずに分けた額（4,500万円）に、寄与分を加えた誤りです。合計が財産の額を超えてしまいます。

○ D　5,000万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 協議が調わないときは、寄与をした者の請求により、家庭裁判所が寄与分を定めます（第904条の2第2項）。相続人以外の親族の寄与は、特別寄与料（inheritance-020）で考慮されます。

根拠と基準日

- 民法 第904条の2第1項・第2項（被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から寄与分を控除したものを相続財産とみなし、算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第287問 inheritance-037 相続・相続税の物納

問題 125ページ

正答 C **延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合に、納税義務者の申請により、税務署長の許可を受けて物納することができる。**

物納は、延納によっても金銭で納付することが困難な場合に、申請により、その困難な金額を限度として税務署長が許可するものです（相続税法 第41条第1項）。

計算・判断の手順

1. 要件：延納によっても金銭で納付することを困難とする事由（第41条第1項）
2. 手続：納税義務者の申請と、税務署長の許可
3. 物納に充てることができる財産：納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産（相続財産など）で、国内にあるものなど（第41条第2項）

選択肢ごとの説明

× A　金銭で一時に納付できる場合でも、物納を選択することができる。
金銭で納付できる場合は、物納はできません。

× B　物納は、税務署長の許可は不要で、相続税の申告書に記載すれば認められる。
税務署長の許可が必要です。

○ C　延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合に、納税義務者の申請により、税務署長の許可を受けて物納することができる。
これが正解です。

× D　物納に充てることができる財産は、相続により取得した財産以外の、相続人固有の財産に限られる。
物納に充てるのは、課税価格計算の基礎となった財産（相続により取得した財産など）です。

あわせて覚えたいポイント

- 延納（金銭納付が困難な場合の分割納付）は inheritance-030 を参照してください。物納は、延納でも納付が困難な場合の制度です。

根拠と基準日

- 相続税法 第41条第1項・第2項（延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合、納税義務者の申請により、物納の許可をすることができる。物納に充てる財産は課税価格計算の基礎となった財産）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第288問 inheritance-038 相続・財産評価（路線価方式）

問題 125ページ

正答 B **5,820万円**

路線価方式では、正面路線価に奥行価格補正率を掛け、地積を掛けて評価します。路線価は1㎡当たりの千円単位の価額です（国税庁 No.4604）。

計算・判断の手順

1. 1㎡当たりの価額：300千円 × 0.97 ＝ 291千円
2. 評価額：291千円 × 200㎡ ＝ 58,200千円 ＝ 5,820万円

第288問（inheritance-038）の続き

選択肢ごとの説明

× A　6,000万円
奥行価格補正率を掛けていません。

○ B　5,820万円
これが正解です。

× C　4,656万円
評価額にさらに80%を掛けた誤りです（小規模宅地等の減額割合などと混同）。

× D　5億8,200万円
路線価の単位（千円）を取り違えた誤りです（300千円を300万円とした）。

あわせて覚えたいポイント

- 貸家建付地の評価は inheritance-019、小規模宅地等の特例は inheritance-004 を参照してください。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.4604（路線価方式による宅地の評価：路線価は1平方メートル当たりの千円単位の価額。正面路線価×奥行価格補正率（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第289問　inheritance-039　相続・遺言執行者

問題 126ページ

正答 A　**遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。**

遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します（民法 第1012条第1項）。

計算・判断の手順

1. 権利義務：遺言の執行に必要な一切の行為（第1012条第1項）
2. 遺言執行者がある場合、遺贈の履行は遺言執行者のみが行う（第1012条第2項）
3. 欠格事由：未成年者・破産者は遺言執行者になれない（第1009条）

選択肢ごとの説明

○ A　遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。
これが正解です。

× B　遺言執行者がある場合でも、遺贈の履行は相続人が行う。
遺言執行者がある場合、遺贈の履行は遺言執行者のみが行えます（第1012条第2項）。

× C　遺言執行者は、相続人の中から選ばなければならない。
相続人に限られません。未成年者・破産者以外であれば、弁護士などの第三者もなれます（第1009条）。

× D　遺言執行者は、相続人全員の同意がなければ就職することができない。
相続人の同意は不要です。

第289問（inheritance-039）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 遺言執行者は、遺言で指定するほか、家庭裁判所に選任を請求することもできます。

根拠と基準日

- 民法 第1012条（遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる）
- 民法 第1009条（未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第290問　inheritance-040　相続・持戻し免除の意思表示の推定（配偶者への居住用不動産の贈与）　問題 126ページ

正答 D　**婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他方に居住用の建物又はその敷地を遺贈又は贈与したときは、持戻し免除の意思表示をしたものと推定される。**

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他方に居住用の建物又はその敷地を遺贈・贈与したときは、特別受益の持戻し（第903条第1項）をしない旨の意思表示をしたものと推定されます（民法 第903条第4項）。

計算・判断の手順

1. 特別受益の持戻し：遺贈や、婚姻・生計の資本としての贈与の価額を相続財産に加えて相続分を計算（第903条第1項）
2. 持戻し免除の推定：婚姻期間20年以上、居住用の建物又はその敷地の遺贈・贈与（第903条第4項）

選択肢ごとの説明

× A　婚姻期間が20年以上の夫婦間の居住用不動産の贈与は、必ず特別受益として相続財産に持ち戻される。
婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産の遺贈・贈与は、持戻し免除の意思表示が推定されます。

× B　婚姻期間が10年以上の夫婦の一方が他方に居住用の建物を贈与したときは、持戻し免除の意思表示をしたものと推定される。
婚姻期間の要件は20年以上です。

× C　持戻し免除の意思表示の推定は、居住用不動産に限らず、配偶者に対するすべての贈与に適用される。
対象は、居住用の建物又はその敷地の遺贈・贈与です。

○ D　婚姻期間が20年以上の夫婦の一方が他方に居住用の建物又はその敷地を遺贈又は贈与したときは、持戻し免除の意思表示をしたものと推定される。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 税金では、婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産等の贈与について、贈与税の配偶者控除（最高2,000万円）があります（inheritance-017）。

第290問（inheritance-040）の続き

根拠と基準日

- 民法 第903条第1項・第4項（婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第291問　inheritance-041　相続・胎児の相続能力　問題 126ページ

正答 A　**胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされる。ただし、死体で生まれたときは、この限りでない。**

胎児は、相続については既に生まれたものとみなされます。ただし、死体で生まれたときは適用されません（民法 第886条）。

計算・判断の手順

1. 民法 第886条第1項：胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす
2. 同条第2項：胎児が死体で生まれたときは、適用しない

選択肢ごとの説明

○ A　胎児は、相続については、既に生まれたものとみなされる。ただし、死体で生まれたときは、この限りでない。
これが正解です。

× B　胎児は、生まれていないため、相続人となることはできない。
胎児は、相続については既に生まれたものとみなされます。

× C　胎児は、出生後1年を経過したときに限り、相続人となる。
出生後の期間の要件はありません。

× D　胎児が死体で生まれた場合でも、相続人であったものとして扱われる。
死体で生まれたときは、相続人として扱われません。

あわせて覚えたいポイント

- 法定相続分は inheritance-002・011 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第886条（胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第292問　inheritance-042　相続・法定相続分（父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹）　問題 127ページ

正答 C　4,000万円

父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の相続分の2分の1です（民法 第900条第4号ただし書）。

計算・判断の手順

1. 相続分の比：兄（全血）1 ： 弟（半血）1/2 ＝ 2 ： 1
2. 兄：6,000万円 × 2/3 ＝ 4,000万円
3. 弟：6,000万円 × 1/3 ＝ 2,000万円

選択肢ごとの説明

× **A**　3,000万円
均等に分けた誤りです。半血兄弟姉妹の相続分は、全血兄弟姉妹の2分の1です。

× **B**　2,000万円
弟（半血）の相続分です。

○ **C**　4,000万円
これが正解です。

× **D**　6,000万円
兄が全額を相続するわけではありません。弟も相続人です。

あわせて覚えたいポイント

- 配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合（配偶者3/4、兄弟姉妹1/4）は inheritance-002 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第900条第4号（兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は相等しい。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第293問　inheritance-043　相続・遺産分割の効力　問題 127ページ

正答 B　遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生じます。ただし、第三者の権利を害することはできません（民法 第909条）。

計算・判断の手順

1. 遡及効：相続開始の時にさかのぼる（第909条本文）
2. 第三者の保護：第三者の権利を害することはできない（同条ただし書）

第293問（inheritance-043）の続き

選択肢ごとの説明

× A　遺産分割の効力は、遺産分割が成立した時から生ずる。
相続開始の時にさかのぼって効力を生じます。

○ B　遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。
これが正解です。

× C　遺産分割は、相続開始の時にさかのぼって効力を生じ、第三者の権利も否定される。
第三者の権利を害することはできません。

× D　遺産分割は、家庭裁判所の審判によらなければ効力を生じない。
遺産分割は、共同相続人の協議によってもできます（第907条第1項）。協議が調わないときなどに家庭裁判所に請求します。

あわせて覚えたいポイント

- 遺言による遺産分割の禁止は inheritance-022 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第909条（遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第294問　inheritance-044　相続・特別縁故者に対する相続財産の分与　問題 127ページ

正答 D　**家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者などの特別縁故者の請求によって、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。**

家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者、療養看護に努めた者その他特別の縁故があった者の請求によって、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができます（民法 第958条の2第1項）。

計算・判断の手順

1. 特別縁故者：生計を同じくしていた者、療養看護に努めた者、その他特別の縁故があった者
2. 手続：特別縁故者の請求（第952条第2項の期間の満了後3か月以内：第958条の2第2項）
3. 分与されなかった財産は、国庫に帰属します（第959条）。

第294問（inheritance-044）の続き

選択肢ごとの説明

× A　相続人がいない場合、相続財産は、清算の手続を経ずに直ちに国庫に帰属する。
相続財産の清算を経て、特別縁故者への分与がされなかった財産が国庫に帰属します。

× B　被相続人の内縁の配偶者は、当然に相続人となる。
内縁の配偶者は、相続人ではありません。特別縁故者として分与を請求できる場合があります。

× C　特別縁故者は、請求をしなくても、家庭裁判所から当然に相続財産の分与を受けられる。
特別縁故者の請求が必要です。

○ D　家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と生計を同じくしていた者などの特別縁故者の請求によって、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 相続人以外の親族の寄与は、特別寄与料（inheritance-020）で考慮されます。

根拠と基準日

- 民法 第958条の2（家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。請求は期間の満了後三箇月以内）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第295問　inheritance-045　相続・相続税の非課税財産（墓所・祭具）　問題 128ページ

正答 C　墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものの価額は、相続税の課税価格に算入しない。

墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものは、相続税の非課税財産です（相続税法 第12条第1項第2号）。

計算・判断の手順

1. 非課税財産の例（第12条第1項）：墓所・霊びょう・祭具など（第2号）、公益事業を行う者が取得した公益事業用財産（第3号）、相続人が取得した死亡保険金・死亡退職金のうち一定額（第6号・第7号）

選択肢ごとの説明

× A　墓所や仏壇などの祭具も、相続税の課税価格に算入される。
墓所・祭具などは非課税財産です。

× B　被相続人が生前に購入した墓地の未払代金は、債務控除の対象となる。
墓所が非課税財産であるため、その未払代金は債務控除の対象になりません（inheritance-018）。

○ C　墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものの価額は、相続税の課税価格に算入しない。
これが正解です。

× D　非課税財産は、相続人1人あたり500万円までに限られる。
「500万円 × 法定相続人の数」は、死亡保険金・死亡退職金の非課税限度額の計算です。墓所・祭具には、このような金額の制限はありません。

第295問（inheritance-045）の続き

あわせて覚えたいポイント

- 死亡退職金の非課税は inheritance-050、死亡保険金の非課税は risk-006 を参照してください。

根拠と基準日

- 相続税法 第12条第1項第2号（墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものの価額は、相続税の課税価格に算入しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第296問　inheritance-046　相続・贈与税の非課税財産（生活費・教育費）　問題 128ページ

正答 A　**扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは、贈与税の課税価格に算入しない。**

扶養義務者相互間で生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは、贈与税の非課税財産です（相続税法 第21条の3第1項第2号）。

計算・判断の手順

1. 非課税財産の例（第21条の3第1項）：法人からの贈与により取得した財産（第1号）、扶養義務者相互間の生活費・教育費で通常必要と認められるもの（第2号）など

選択肢ごとの説明

○ **A**　扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは、贈与税の課税価格に算入しない。
これが正解です。

× **B**　扶養義務者からの贈与であれば、使途や金額にかかわらず、贈与税は課されない。
非課税は、生活費・教育費に充てるための、通常必要と認められるものに限られます。

× **C**　法人から贈与を受けた財産には、贈与税が課される。
法人から贈与を受けた財産は、贈与税の非課税財産です（受贈者には所得税が課されます）。

× **D**　生活費・教育費に充てるための贈与であっても、年間110万円を超えれば必ず贈与税が課される。
通常必要と認められる生活費・教育費であれば、110万円を超えても非課税です。

あわせて覚えたいポイント

- 暦年課税の贈与税の計算は inheritance-007 を参照してください。

根拠と基準日

- 相続税法 第21条の3第1項（法人からの贈与により取得した財産、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものなどは、贈与税の課税価格に算入しない）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第297問 inheritance-047 相続・財産評価（借地権）

問題 128ページ

正答 D　4,800万円

借地権の価額は、その宅地の自用地としての価額に借地権割合を掛けて評価します（国税庁 No.4611）。

計算・判断の手順

1. 借地権の評価額：8,000万円 × 60% ＝ 4,800万円

選択肢ごとの説明

× **A**　8,000万円
自用地としての価額のままです。

× **B**　3,200万円
土地の所有者側の権利（貸宅地。8,000万円 × (1 − 60%)）の評価額です。

× **C**　2,880万円
借地権割合を2回掛けた誤りです（8,000万円 × 60% × 60%）。

○ **D**　4,800万円
これが正解です。

あわせて覚えたいポイント

- 貸家建付地の評価は inheritance-019、路線価方式による自用地の評価は inheritance-038 を参照してください。

根拠と基準日

- 国税庁 タックスアンサー No.4611（借地権の価額は、借地権の目的となっている宅地の自用地としての価額に借地権割合を乗じて評価（令和8年4月1日現在法令等））

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第298問 inheritance-048 相続・配偶者短期居住権

問題 129ページ

正答 B　遺産分割で居住建物の帰属が確定した日、又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで、居住建物を無償で使用できる。

配偶者は、相続開始の時に被相続人の建物に無償で居住していた場合、一定の期間、その建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を有します（民法 第1037条第1項）。

計算・判断の手順

1. 存続期間（遺産分割をすべき場合）：遺産分割で居住建物の帰属が確定した日、又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで（第1037条第1項第1号）
2. 配偶者居住権を取得したとき、相続欠格・廃除で相続権を失ったときは、配偶者短期居住権を有しない（同項ただし書）

第298問（inheritance-048）の続き

選択肢ごとの説明

× A　配偶者短期居住権の存続期間は、最低1年である。
最低1年ではなく、遺産分割の確定日又は相続開始から6か月を経過する日のいずれか遅い日までです。

○ B　遺産分割で居住建物の帰属が確定した日、又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで、居住建物を無償で使用できる。
これが正解です。

× C　配偶者短期居住権により居住建物を使用する場合、配偶者は使用料を支払わなければならない。
無償で使用する権利です。

× D　相続開始の時に配偶者居住権を取得した場合でも、重ねて配偶者短期居住権を有する。
配偶者居住権を取得した場合は、配偶者短期居住権を有しません（第1037条第1項ただし書）。

あわせて覚えたいポイント

- 配偶者居住権（存続期間は原則として配偶者の終身）は inheritance-015 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第1037条第1項（遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から六箇月を経過する日のいずれか遅い日までの間、居住建物を無償で使用する権利（配偶者短期居住権）を有する。配偶者居住権を取得したときなどを除く）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第299問　inheritance-049　相続・遺留分侵害額請求権の期間の制限　問題 129ページ

正答 A　相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき、又は相続開始の時から10年を経過したときは、消滅する。

遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が相続の開始と遺留分を侵害する贈与・遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは時効によって消滅します。相続開始の時から10年を経過したときも同様です（民法 第1048条）。

計算・判断の手順

1. 知った時から1年（時効）
2. 相続開始の時から10年

第299問（inheritance-049）の続き

選択肢ごとの説明

○ **A**　相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないとき、又は相続開始の時から10年を経過したときは、消滅する。
これが正解です。

× **B**　相続の開始を知った時から3年間行使しないとき、又は相続開始の時から20年を経過したときに消滅する。
1年・10年です。

× **C**　相続の開始から5年を経過したときに限り、消滅する。
1年・10年です。

× **D**　遺留分侵害額の請求権には、期間の制限はない。
期間の制限があります。

あわせて覚えたいポイント

- 遺留分の割合の計算は inheritance-009、遺留分の放棄は inheritance-029 を参照してください。

根拠と基準日

- 民法 第1048条（遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

第300問　inheritance-050　相続・死亡退職金の非課税金額

問題 130ページ

正答 C　1,500万円

相続人が受け取った死亡退職金（退職手当金等）は、「500万円 × 法定相続人の数」までが非課税です（相続税法 第12条第1項第7号）。

計算・判断の手順

1. 非課税限度額：500万円 × 3人 ＝ 1,500万円
2. 課税価格に算入される金額：3,000万円 − 1,500万円 ＝ 1,500万円

選択肢ごとの説明

× **A**　3,000万円
非課税限度額を差し引いていません。

× **B**　0円
全額が非課税になるわけではありません。

○ **C**　1,500万円
これが正解です。

× **D**　2,500万円
非課税限度額を500万円（1人分）とした誤りです。法定相続人の数を掛けます。

あわせて覚えたいポイント

- 死亡保険金の非課税（risk-006）とは別枠で、それぞれ「500万円 × 法定相続人の数」が非課税になります。

第300問（inheritance-050）の続き

根拠と基準日

- **相続税法 第12条第1項第7号**（相続人の取得した退職手当金等のうち、五百万円に相続人の数を乗じて算出した金額（退職手当金等の非課税限度額）に相当する部分）
- **相続税法 第3条第1項第2号**（被相続人の死亡により相続人等が被相続人に支給されるべきであった退職手当金等で被相続人の死亡後三年以内に支給が確定したものを取得した場合は、相続により取得したものとみなす）

法令の基準日：2026年4月1日時点の制度　／　最終検証日：2026年11月12日　／　確認状況：作成者による検算済み（有資格者のレビュー前・self-checked）

問題ID索引

問題IDから、問題（第1部）と解答・解説（第2部）のページを引けます。

番号	問題ID	問題	解説	番号	問題ID	問題	解説
1	finance-001	5	138	35	finance-035	19	166
2	finance-002	5	139	36	finance-036	19	167
3	finance-003	6	139	37	finance-037	19	168
4	finance-004	6	140	38	finance-038	20	169
5	finance-005	7	141	39	finance-039	20	169
6	finance-006	7	142	40	finance-040	21	170
7	finance-007	8	143	41	finance-041	21	171
8	finance-008	8	144	42	finance-042	22	172
9	finance-009	9	144	43	finance-043	22	173
10	finance-010	9	145	44	finance-044	23	173
11	finance-011	10	146	45	finance-045	23	174
12	finance-012	10	147	46	finance-046	23	175
13	finance-013	10	148	47	finance-047	24	176
14	finance-014	11	149	48	finance-048	24	176
15	finance-015	11	149	49	finance-049	24	177
16	finance-016	12	150	50	finance-050	25	178
17	finance-017	12	151	51	real-estate-001	26	179
18	finance-018	13	152	52	real-estate-002	26	180
19	finance-019	13	153	53	real-estate-003	27	181
20	finance-020	13	154	54	real-estate-004	27	182
21	finance-021	14	155	55	real-estate-005	28	182
22	finance-022	14	155	56	real-estate-006	28	183
23	finance-023	15	156	57	real-estate-007	29	184
24	finance-024	15	157	58	real-estate-008	29	185
25	finance-025	15	158	59	real-estate-009	30	186
26	finance-026	16	159	60	real-estate-010	30	187
27	finance-027	16	159	61	real-estate-011	31	188
28	finance-028	16	160	62	real-estate-012	31	188
29	finance-029	17	161	63	real-estate-013	31	189
30	finance-030	17	162	64	real-estate-014	32	190
31	finance-031	17	163	65	real-estate-015	32	191
32	finance-032	18	164	66	real-estate-016	33	192
33	finance-033	18	164	67	real-estate-017	33	193
34	finance-034	18	165	68	real-estate-018	34	194

番号	問題ID	問題	解説	番号	問題ID	問題	解説
69	real-estate-019	34	195	103	life-003	49	223
70	real-estate-020	35	196	104	life-004	49	224
71	real-estate-021	35	197	105	life-005	50	225
72	real-estate-022	35	198	106	life-006	50	226
73	real-estate-023	36	198	107	life-007	51	227
74	real-estate-024	36	199	108	life-008	51	227
75	real-estate-025	36	200	109	life-009	52	228
76	real-estate-026	37	201	110	life-010	52	229
77	real-estate-027	37	202	111	life-011	53	230
78	real-estate-028	38	203	112	life-012	53	231
79	real-estate-029	38	204	113	life-013	54	232
80	real-estate-030	38	204	114	life-014	54	233
81	real-estate-031	39	205	115	life-015	55	233
82	real-estate-032	39	206	116	life-016	55	234
83	real-estate-033	39	207	117	life-017	55	235
84	real-estate-034	40	208	118	life-018	56	236
85	real-estate-035	40	209	119	life-019	56	237
86	real-estate-036	41	209	120	life-020	56	237
87	real-estate-037	41	210	121	life-021	57	238
88	real-estate-038	42	211	122	life-022	57	239
89	real-estate-039	42	212	123	life-023	58	240
90	real-estate-040	43	213	124	life-024	58	241
91	real-estate-041	43	213	125	life-025	58	242
92	real-estate-042	44	214	126	life-026	59	243
93	real-estate-043	44	215	127	life-027	59	243
94	real-estate-044	45	216	128	life-028	60	244
95	real-estate-045	45	217	129	life-029	60	245
96	real-estate-046	46	218	130	life-030	61	246
97	real-estate-047	46	219	131	life-031	61	246
98	real-estate-048	46	219	132	life-032	62	247
99	real-estate-049	47	220	133	life-033	62	248
100	real-estate-050	47	221	134	life-034	63	248
101	life-001	48	222	135	life-035	63	249
102	life-002	48	223	136	life-036	63	250

番号	問題ID	問題	解説	番号	問題ID	問題	解説
137	life-037	64	251	171	risk-021	77	280
138	life-038	64	252	172	risk-022	78	281
139	life-039	64	253	173	risk-023	78	281
140	life-040	65	253	174	risk-024	78	282
141	life-041	65	254	175	risk-025	79	283
142	life-042	65	255	176	risk-026	79	284
143	life-043	66	256	177	risk-027	79	285
144	life-044	66	256	178	risk-028	80	286
145	life-045	66	257	179	risk-029	80	287
146	life-046	67	258	180	risk-030	81	288
147	life-047	67	259	181	risk-031	81	288
148	life-048	67	260	182	risk-032	82	289
149	life-049	68	260	183	risk-033	82	290
150	life-050	68	261	184	risk-034	83	291
151	risk-001	69	263	185	risk-035	83	292
152	risk-002	69	264	186	risk-036	84	293
153	risk-003	70	265	187	risk-037	84	293
154	risk-004	70	265	188	risk-038	84	294
155	risk-005	70	266	189	risk-039	85	295
156	risk-006	71	267	190	risk-040	85	296
157	risk-007	71	268	191	risk-041	85	297
158	risk-008	72	269	192	risk-042	86	298
159	risk-009	72	270	193	risk-043	86	299
160	risk-010	72	271	194	risk-044	86	299
161	risk-011	73	271	195	risk-045	87	300
162	risk-012	73	272	196	risk-046	87	301
163	risk-013	74	273	197	risk-047	87	302
164	risk-014	74	274	198	risk-048	88	303
165	risk-015	74	275	199	risk-049	88	304
166	risk-016	75	276	200	risk-050	88	304
167	risk-017	75	276	201	tax-001	89	306
168	risk-018	76	277	202	tax-002	89	307
169	risk-019	76	278	203	tax-003	90	307
170	risk-020	77	279	204	tax-004	90	308

番号	問題ID	問題	解説	番号	問題ID	問題	解説
205	tax-005	91	309	239	tax-039	105	338
206	tax-006	91	310	240	tax-040	106	339
207	tax-007	92	311	241	tax-041	106	340
208	tax-008	92	312	242	tax-042	107	341
209	tax-009	93	313	243	tax-043	107	341
210	tax-010	93	314	244	tax-044	107	342
211	tax-011	93	315	245	tax-045	108	343
212	tax-012	94	316	246	tax-046	108	344
213	tax-013	94	317	247	tax-047	109	345
214	tax-014	95	317	248	tax-048	109	346
215	tax-015	95	318	249	tax-049	110	346
216	tax-016	95	319	250	tax-050	110	347
217	tax-017	96	320	251	inheritance-001	111	349
218	tax-018	96	321	252	inheritance-002	111	350
219	tax-019	97	322	253	inheritance-003	112	350
220	tax-020	97	323	254	inheritance-004	112	351
221	tax-021	98	324	255	inheritance-005	113	352
222	tax-022	98	324	256	inheritance-006	113	353
223	tax-023	98	325	257	inheritance-007	114	354
224	tax-024	99	326	258	inheritance-008	114	355
225	tax-025	99	327	259	inheritance-009	115	355
226	tax-026	100	328	260	inheritance-010	115	356
227	tax-027	100	329	261	inheritance-011	115	357
228	tax-028	101	329	262	inheritance-012	116	358
229	tax-029	101	330	263	inheritance-013	116	359
230	tax-030	101	331	264	inheritance-014	116	360
231	tax-031	102	332	265	inheritance-015	117	361
232	tax-032	102	332	266	inheritance-016	117	362
233	tax-033	103	333	267	inheritance-017	118	363
234	tax-034	103	334	268	inheritance-018	118	364
235	tax-035	104	335	269	inheritance-019	119	365
236	tax-036	104	336	270	inheritance-020	119	366
237	tax-037	104	337	271	inheritance-021	119	367
238	tax-038	105	337	272	inheritance-022	120	368

番号	問題ID	問題	解説	番号	問題ID	問題	解説
273	inheritance-023	120	368				
274	inheritance-024	120	369				
275	inheritance-025	121	370				
276	inheritance-026	121	370				
277	inheritance-027	121	371				
278	inheritance-028	122	372				
279	inheritance-029	122	373				
280	inheritance-030	122	373				
281	inheritance-031	123	374				
282	inheritance-032	123	375				
283	inheritance-033	124	376				
284	inheritance-034	124	377				
285	inheritance-035	124	378				
286	inheritance-036	125	379				
287	inheritance-037	125	380				
288	inheritance-038	125	380				
289	inheritance-039	126	381				
290	inheritance-040	126	382				
291	inheritance-041	126	383				
292	inheritance-042	127	384				
293	inheritance-043	127	384				
294	inheritance-044	127	385				
295	inheritance-045	128	386				
296	inheritance-046	128	387				
297	inheritance-047	128	388				
298	inheritance-048	129	388				
299	inheritance-049	129	389				
300	inheritance-050	130	390				